

平成 24 年

第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 24 年 3 月 7 日

閉 会 平成 24 年 3 月 22 日

大 津 町 議 会

平成24年第1回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月7日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明	
3月8日	木		休 会	議案等検討	
3月9日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・先議議案第1号から議案第7号まで質疑、討論、表決 ・議案第8号から議案第37号、認定第1号まで質疑、委員会付託 	一般質問締切日 午後5時まで
3月10日	土		休 会	議案等検討	各中学校卒業式
3月11日	日		休 会	議案等検討	
3月12日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	午前9時議運 一般質問順番等
3月13日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月14日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月15日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月16日	金		休 会	議案等整理	
3月17日	土		休 会	議案等整理	
3月18日	日		休 会	議案等整理	
3月19日	月	午前10時	本会議	一般質問	
3月20日	火		休 会	議案等整理	春分の日
3月21日	水	午前10時	本会議	一般質問	
3月22日	木	午後1時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	各小学校卒業式
会 期				16日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成23年12月例月出納検査の結果について
- 平成24年1月例月出納検査の結果について
- 平成24年2月例月出納検査の結果について

平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成24年3月7日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部税務課長 堀川晴幸 企画部長 木村誠 経済観光部長 西岡逸郎 会計管理者 西村和正 福祉課長補佐 坂田敬介 兼ねて会計課長 兼介護保険係長 福祉部長 岩尾昭徳 土木部長 中山誠也 総務課行政係部長 藤本聖二 併任工業用水道課長 経済部長 西本昇二 企画課財政係部長 白石浩範 兼企画課推進係 子育て支援課長 松永高春 教育長 那須雪子 農業委員会事務局長 松岡秀雄 教育部長 松永高春 兼生涯学習課長 高本淳一 兼公民館

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1号	平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
議案第 2号	平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 3号	平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）について
議案第 4号	平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第 5号	平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第 6号	平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
議案第 7号	平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8号	大津町まちづくり交流センター条例の制定について
議案第 9号	大津町歴史文化伝承館条例の制定について
議案第10号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第11号	大津町税条例の一部を改正する条例について
議案第12号	大津町公民館条例の一部を改正する条例について
議案第13号	大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
議案第14号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例について
議案第18号	大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例について
議案第19号	大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例について
議案第20号	大津町中央公衆便所条例を廃止する条例について
議案第21号	菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
議案第22号	町道の路線廃止について
議案第23号	町道の路線廃止について
議案第24号	町道の路線廃止について
議案第25号	町道の路線認定について
議案第26号	町道の路線認定について
議案第27号	町道の路線認定について
議案第28号	町道の路線認定について

議案第29号	町道の路線認定について
議案第30号	平成24年度大津町一般会計予算について
議案第31号	平成24年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第32号	平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第33号	平成24年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第34号	平成24年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第35号	平成24年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第36号	平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第37号	平成24年度大津町工業用水道事業会計予算について
認定第1号	平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定について

平成24年第1回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成24年 2月24日 陳 情 第 号	公的年金の改悪に反対する意見書提出 を求める陳情	日本年金者組合熊本県支 部 執行委員長 國宗 直 菊鹿支部長 田上昭一郎	配 付 の み

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 4 年 3 月 7 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 3 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 2 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 2 3 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 2 3 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 2 3 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 大津まちづくり交流センター条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 大津町歴史文化伝承館条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 大津町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例

について

- 日程第22 議案第19号 大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第20号 大津町中央公衆便所条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第21号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第25 議案第22号 町道の路線廃止について
- 日程第26 議案第23号 町道の路線廃止について
- 日程第27 議案第24号 町道の路線廃止について
- 日程第28 議案第25号 町道の路線認定について
- 日程第29 議案第26号 町道の路線認定について
- 日程第30 議案第27号 町道の路線認定について
- 日程第31 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第32 議案第29号 町道の路線認定について
- 日程第33 議案第30号 平成24年度大津町一般会計予算について
- 日程第34 議案第31号 平成24年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 平成24年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 平成24年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第35号 平成24年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第39 議案第36号 平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第40 議案第37号 平成24年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 日程第41 認定第1号 平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定について

一括上程、提案理由の説明

午前9時58分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） おはようございます。ただいまから、平成24年第1回大津町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、去る2月22日熊本市で開催された熊本県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会、議長会及び熊本県町村議会議長会より自治功労者として宇野光廣君、松永幸久君、永田和彦君に対し、ただいまから表彰の伝達を行います。

3名の方は演壇の前にお進みいただきたいと思います。

はじめに、全国町村議会議長の表彰を行います。

表彰状、熊本県大津町、宇野光廣殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興・発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成24年2月9日、全国町村議会議長会会長高橋正、代読。おめでとうございます。

(拍手)

表彰状、熊本県大津町、松永幸久殿。同文です。おめでとうございます。

(拍手)

表彰状、熊本県大津町、永田和彦殿。同文です。おめでとうございます。

続きまして、熊本県町村議会議長会の表彰を行います。

宇野光廣殿。表彰状、菊池郡大津町議会議員、宇野光廣殿。貴殿は大変地方自治の振興に貢献されたその功績は顕著であります。よってここにこれを表彰いたします。平成24年2月22日、熊本県町村議会議長会会長藤井公明、代読です。おめでとうございます。

(拍手)

表彰状、菊池郡大津町議会議員、松永幸久殿、同文です。おめでとうございます。

(拍手)

表彰状、菊池郡大津町議会議員、永田和彦殿、同文です。おめでとうございます。

(拍手)

○議長（大田黒英生君）引き続き会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、石原大成君、手嶋靖隆君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君）日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君）おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月1日の午前10時から委員会A室において議会運営委員全員出席の下、また大田黒議長に出席を願い、平成24年第1回大津町定例議会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案について執行部から説明があり、内容等について協議をいたしました。請願・陳情は、提出はありませんでした。また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議をいたしました。なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第7号までの7議案については、先に議決すべき案件でありますので、9日の本会議において質疑討論のあと、表決することに決しました。一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、9日の午後5時までの提出といたしました。したがって、12日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。会期日程については、議席に配付のとおり本日から3月22日までの16日間に決

しました。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで議会運営員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月22日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号から日程第41 認定第1号まで一括上程

提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第4、議案第1号 平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第41、認定第1号 平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定について、までの38件を一括として議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本施政について所信の一端を申し述べさせていただきますと思います。

私は、議会をはじめ町民の皆さん方のご支援によりまして、平成16年から町政を担当させていただき、本年が2期目の最終年度になります。

町長として2期7年間を振り返ってみますと、就任以来「町民主体のまちづくり」の理念のもと、平成18年は、町の10年間の基本方針であります「振興総合計画」を策定させていただき「みんなでつくろう元気 大津 人と自然にやさしい 心かよいあう まち」の実現に向けて、まちづくりを推進してきたところです。

平成19年からは、「まちづくり交付金事業」に取り組みさせていただき、肥後大津駅周辺の開発や道路網の整備を行い、生活基盤の整備や町民の生活の質の向上のための施策を行ってまいりました。

肥後大津駅南口に、観光や情報発信の拠点として「ビジターセンター」を整備し、九州新幹線との連結や阿蘇観光ルートの入口としての肥後大津駅の機能強化ができたものと考えております。

また、地域における子育て支援や町民の健康推進の拠点として「子育て・健診センター」を整備したところであり、その隣接地には「大津中央公園」を整備し、町民の憩いの場や健康づくりのための拠点として活用してまいりたいと考えております。

教育につきましては、大津中学校の隣接地に「教育支援センター」を設置し、不登校児に対する相談やいじめ問題など、児童生徒や先生たちの各種の悩みに対応しながら、安心して子どもたちが学校で勉強できるよう、体制を整えたところです。

肥後銀行跡地には、「地域包括支援センター」及び「障がい者支援センター」を開所したところであり、相談員によるケアなど高齢者の健康維持改善や障がい者の自立支援のための福祉の充実を図っているところです。

旧国道57号線沿いには、歴史文化の香るまちづくりを目指し、宿場町大津をイメージした「まちづくり交流センター」と「歴史文化伝承館」を整備したところであり、町民の交流とともに、町の歴史文化を掘り起こし、町の観光振興につなげていければと考えています。

一方、道路網の整備につきましては、「本田技研325号線」や「西鶴中井迫線」の全線開通、また、生活関連道路の整備により通勤車両の渋滞緩和や町民の生活道路として道路網の整備ができたもの思っております。

平成20年には、議会のご理解により「まちづくり基本条例」を制定させていただいたところであり、町民、議会、行政の役割を明確にし、自立したまちづくりの確立のために、皆さんとともに誠心誠意頑張っているところでございます。

町の人口は、昨年8月に3万2千人を突破し、先日、熊本県から発表されました人口増加率では県内トップになり、元気な町として発展を続けております。このような「元気な大津町」の町政運営に携わらせていただいていることは、大きな喜びであり、町民の皆さんに感謝を申し上げます。これからは、まちづくり交流センターをはじめとする町の施設を有効に活用しながら、人が集い、交流が生まれ、人と人が地域の中でつながり、お互いが助け合うことができる「地域の絆」を大切にするまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災から約1年が経ちます。大津波により、死者、行方不明者が約2万人という未曾有の大災害となりました。犠牲者となられた方々に深く哀悼の意を表します。また、東京電力福島原発事故により、未だ故郷に帰れず、不自由な生活を余儀なくされておられる多くの方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を強く願うものであります。

町といたしましても、議会のご理解により、被災地に対し義援金を送らせていただきました。また、多くの町民の方から毛布をはじめ、多くの支援物資を提供いただき感謝申し上げます。

今回の大地震を契機に、人と人とのつながり、支えあい、「絆」の大切さに改めて気づかされました。また、原発だけに依存するのではなく、再生可能エネルギーについても考えなければならない課題であると認識しているところです。

経済状況につきましては、個人消費の落ち込みや、厳しい雇用情勢など、まだまだ景気回復感がなく、不透明な状況が続いております。

また、先のマスコミ報道で、皆さんご承知のとおり、本田技研熊本製作所が小型二輪製造を海外へ移管し、中大型二輪製造に特化し、正社員を400名配置替えするというニュースが報道されました。

一方では、二輪車の開発機能を本田技研熊本製作所に移し、技術者を数百人規模に増やすと報道されているところでもあります。

大津町におきましては、企業の業績により町の財政状況が大きく影響される財政構造でもあり、一刻も早い景気の回復を願っているところです。

先般の記者会見におきまして、蒲島熊本県知事が、肥後大津駅を阿蘇くまもと空港の玄関口として位置づけるとの発言をされました。町としましても、非常に喜ばしいことであり、この機会を捉え、県内外から多くの人を大津町に呼び込むためのまちづくりが重要になってくるものと考えています。

また、熊本県が実証運行しております空港と駅を結ぶ空港ライナーも、平成24年度におきましても継続される見通しであり、町としてもしっかりと支援を行ってまいります。大津町が単なる通過点ではなく、交通の重要拠点として、大津町に滞在していただき、交流が生まれ、経済効果を生むために、町の更なるPRに努めてまいります。

今後の大津町の将来ビジョンを見据え、長期的財政計画の中で事業の優先順位をつけながら、新しい時代に向けたまちづくりのために、皆さん方とともに全力で創り上げてまいります。

それでは、本年度の各分野における施策方針について「大津町振興総合計画」の5つの施策の大綱に沿ってご説明を申し上げます。

第1は「地域社会とともに進める安心と安らぎのまちづくり ～福祉・保健・医療の充実～」についてでございますが、地域づくりにおいては、地域の資源を最大限に活かして、地域のことは地域で考え、行動し、行政とともに一体となった協働の取り組みが大切であると考えております。

地域福祉の増進につきましても、だれもが安心安全に健康で充実した暮らしができるよう、集落単位で交流活動などの実践活動を行ってきたところですが、平成24年度からは、活動の輪をさらに広げて校区単位として、護川小校区をモデル地区として地域福祉の推進を図ってまいります。

また、地震などの災害時に高齢者、障がい者等の要援護者を支援するため、福祉施設の福祉避難所としての活用や、福祉施設利用者の地域での受け入れ等の必要性を考え、地域と福祉施設の連携・協力体制を整えていきたいと考えております。

高齢者の自立した生活の援助や社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、社会福祉協議会や地域と連携をし、事業の推進を行ってまいります。更に、「地域包括支援センター」に認知症相談員を新たに配置し、相談窓口の充実とともに、介護予防及び普及啓発事業を計画的に実施し、高齢者の健康維持改善を図ってまいります。

障がい者につきましては、「障がい者相談支援センター」を拠点として、障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう福祉サービスの更なる支援をしてまいります。

一方、近年の大津町の急激な人口の増加とともに、保育所の待機児童も増加しております。そこで、保育園の増築や入所定員の増により対応してきたところですが、それでも予想を上回る待機児童に対応するため、新たに民間保育園の新設をお願いしたところです。また、新規事業として、家庭的保育

事業（保育ママ）に取り組むこととしており、待機児童の軽減に努めてまいります。引き続き、子育ての不安や負担の解消及び要保護児童対策を推進してまいります。

平成24年度から「子育て・健診センター」内に、役場健康福祉課健康推進係の職員を配置することとしております。「子育て・健診センター」を子育て支援事業と健康づくりの拠点施設として位置づけ、子育て支援事業における育児相談や心理相談の支援体制の強化を図るとともに、食と運動を連動した健康増進事業を展開し、町民自らが自分の健康を守っていける健康づくりを推進してまいります。

第2は「力強く自立した農工商併進のまちづくり～産業の振興～」についてでございますが、農業につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足による農家戸数の減少や耕作放棄地の増大など農業を取り巻く状況は、年々厳しい状況になっております。

今後、農業の安定的な経営のために、農業基盤の整備を進めているところでありまして、迫井手地区圃場整備につきましては、面整備は終了し、平成25年度の事業完了へ向けて幹線道路及び用排水路の整備を行うこととしております。

また、矢護川地区圃場整備事業につきましても、事業の推進に向けて、地元及び関係受益農家の方々と協議を重ねているところでございます。

農業用排水路の整備につきましては、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策事業」に取り組んできたところですが、平成24年度からは、地域で取り組まれる水路や農道の補修等に対しましても支援することとし、農業用施設の長寿命化を図ることとしております。

集落営農組織の育成につきましては、現在、法人化へ向けた取り組みを行っているところであり、認定農業者の育成とともに支援をしてまいります。

また、地産地消についても、からいもや地下水涵養を活かした米や野菜などの農畜産物について、地元企業や町内消費者と連携した取り組みを行うとともに、都市圏等へのPRなどを関係団体と一体となって推進してまいります。

一方、国はTPP交渉参加へ向けた関係国との協議を行っているところですが、その結果によっては、町民の生活や産業振興などあらゆる分野に影響を及ぼすことが懸念されます。国政の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

林業につきましては、森林の適正な管理を行い、森林の水源涵養機能や防災機能の維持保全に努めてまいります。また、作業道の整備を進めることにより、森林施業の集約化を図り、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを推進してまいります。更に、間伐材入りコピー用紙「木になる紙」を役場内において購入し使用してありまして、林業の振興に努めているところです。町内の企業などへも「木になる紙」のPRを推進してまいりたいと考えています。

工業につきましては、本田技研熊本製作所が、今後2、3年かけて小型二輪を海外工場へ移管させ、中大型二輪の製造に特化することが発表されたところであり、町内の自動車関連をはじめとする企業への影響など、大変危惧されるところでございまして、今後も企業の情報収集に努めるとともに、一刻も早い経済状況の好転を強く望んでいるところです。

企業誘致については、雇用の場の確保はもとより、町の経済的効果の観点からも町の発展のために

は欠かせないものであり、今後も引き続き積極的に企業誘致を進めてまいります。

商業及び観光につきましては、現在、大津中央バス停横に町民や各種団体の活動を支援し、交流を促進し、地域の活性化を図るため「まちづくり交流センター」を今年4月にオープンすることとしています。この施設を町民交流の拠点として、各種団体と連携しながら、大津特産品の開発研究やPRなどの情報発信を行ってまいります。

第3は、「未来を拓くふるさとづくり～教育・文化の振興～」についてでございます。

教育についてですが、大津町教育基本構想に基づき「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」教育実践のもと、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成」を目指した教育を推進しているところです。

このような方針のもと、新聞を生かした教材として活用することにより、言語能力を高め、学力向上を図るとともに社会に関心を持った幅広い人材育成を目指しているところです。

また、園児、児童、生徒の健全育成のために、幼保小中連携推進協議会を設置したところであり、お互いにそれぞれの機関の連携を深めるとともに、大津町青少年健全育成町民会議を活用し、学校と家庭並びに地域が一体となって連携活動を行えるよう推進する特別部会を設置し、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるよう努めてまいります。

美咲野小学校の建設につきましては、校舎及び体育館はほぼ建築が終了し、平成24年度はプール、運動場、外構などの整備をすることとしており、平成25年4月開校へ向け、現在順調に進捗しているところです。他の学校につきましては、現在、改修整備計画を策定中でありまして、財政計画との整合性を図りながら、整備を推進してまいりたいと考えております。

生涯学習につきましては、町民一人ひとりが生涯学習を行うことは、知識や技術を習得するのみならず、生きがいや心の潤いをもたらします。子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた事業の推進をしてまいります。

また、法務局の大津出張所跡地に町民の文化活動と交流及び歴史文化伝承の推進を図るため「歴史文化伝承館」を今年4月にオープンすることとしております。この施設を町の歴史と文化を次世代に継承していくための活動拠点としていきたいと考えております。

スポーツについては、体力・健康づくりへの関心の高まりなどから、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる環境づくりとともに、充実した総合運動公園を活用し、関係機関・団体と連携し、スポーツコンベンションの推進に努めてまいります。

人権啓発につきましては、昨年「大津町男女共同参画都市宣言」を行ったところであり、引き続きお互いを認め合い、支えあって、心ゆたかで、活気にあふれ、夢が叶うまち、を目指して男女共同参画推進を図ってまいります。また、同和問題をはじめ、DV、虐待など、様々な人権問題の解消を図るよう、人権啓発福祉センターを拠点として関係部局との連携を取りながら進めてまいります。

第4は、「魅力的で快適な生活環境づくり～生活環境基盤の整備～」についてでございますが、昨年、「大津町ビジターセンター」を整備し、肥後大津駅が南北に連結することができたことにより、ビジネス客、通勤、通学などのJR利用者や町民にとって、非常に利便性が増したものと思っております。

また、熊本県が昨年実証実験として熊本空港と肥後大津駅を結ぶ空港ライナーを運行しておりますが、平成24年度も継続して行うこととなっております。肥後大津駅が、阿蘇くまもと空港の玄関口として、阿蘇観光ルートや九州新幹線との結節点として大いにその果たす役割は大きいものと考えています。肥後大津駅を「町の玄関口」、「町の顔」として人を呼び込み、滞在してもらい、交流し、情報を発信していくことが、これからますます重要になってまいります。現在、観光協会設立に向けての準備を関係機関、団体と連携しながら進めているところであり、「大津町ビジターセンター」を活用し、情報発信を行い、町のPRに努めてまいりたいと考えています。

道路につきましては、「駅前楽善線」は、平成26年度完了を目指し、事業の推進を行っているところであり、肥後大津駅への北部方面からのアクセス道路として、利便性が高まるものと期待しております。また、「本田技研325号線」につきましては、4車線化が完了し、通勤車両の渋滞緩和が図られるものと思っております。さらに、「西鶴中井迫線」につきましては、国道57号線への接続が完了し、通勤車両の利便性の向上とともに住民の生活道路として、また大津町を南北に縦貫する道路として、交通網の改善に寄与するものと考えております。

下水道の整備につきましては、矢護川、錦野、杉水の3地区はすでに農業集落排水事業の供用開始を行っており、現在、平川地区の整備を実施しています。平成24年9月頃には完成する予定であり、全ての農業集落排水事業が完成することになります。また、公共下水道事業につきましては、平成22年度から進めております浄化センターの機器設備の更新が平成24年度完了する予定であり、その後、長寿命化の事業を計画しております。管渠の整備につきましては、未整備地区において地元の方々と協議を行いながら、下水道事業の推進をしてまいります。

地下水につきましては、県や熊本市などが中心となり広域による行政、事業所等の関係機関が一体となって熊本地域の地下水保全対策に取り組む「公益財団法人くまもと地下水財団」が平成24年4月に設立されることになり、町も同財団に参加し、地下水保全対策を推進することとしております。

一方、「大津中央公園」には、親子のふれあいのスペースと遊具を備えた「ちびっこ広場」とふれあい広場やウォーキングコースを持つ公園を現在、整備中であり、多くの人たちが立ち寄り、人と人とのふれあいと安らぎの場や健康づくりの場所となるものと期待しております。

また、大津中央公園敷地内には、太陽光発電のPRと公園敷地内の街灯の電力として太陽光パネルの設置を行うこととしており、「子育て・健診センター」における災害時などの非常時の電源も兼ねることとしております。更に、大規模災害時の避難所として、防災倉庫を整備することにしており、今後、整備計画に基づき整備してまいります。

現在、経済産業省資源エネルギー庁に派遣しております職員が、4月には帰庁し、新たに別の職員を経済産業省に派遣することとしております。

新エネルギーの振興として、国や関係機関などからの情報収集・情報交換を行いながらバイオマスや小水力発電など新エネルギーについての事業推進の検討を行うこととしております。また、熊本県が誘致を計画しています大規模太陽光発電所（メガソーラー）の候補地として、大津町から3箇所を選定しているところであります。今後も、クリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、引き続き、

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助にも取り組むこととしております。

第5は、「改革と分権の時代の新たな行財政運営～行財政運営～」についてでございますが、地方分権一括法が制定され、地域主権の時代の流れで、今までのように国が定めた一律の政令に縛られることなく、地域のことは地域で決める、いわゆる義務付け・枠付けの見直しや地方自治体への権限委譲が行われます。まさしくこれからは自治体間の競争です。地域のことは地域で考え、行動する、そのような時代がきております。

「大津町まちづくり基本条例」の理念に基づき、それぞれが、それぞれの役割を認識し、協働でまちづくりに携わっていくこと、まさに、住民自治、団体自治の役割をしっかりと明確にすることが大切であると考えています。

現在、各行政区において、役場職員を地区担当職員として、それぞれ配置しております。引き続き、このシステムをさらに活用し、地域の実態や要望をしっかりと把握し、また町の情報を地域へ伝え、情報を共有するとともに協働でまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

町の行財政運営につきましても、厳しい状況が依然として続いておりますが、行財政改革大綱に基づき、振興総合計画に沿ってまちづくりを進めてまいります。

振興総合計画後期基本計画は、行政と町民との共通のまちづくりの目標である成果指標を設定したところであり、その検証をしっかりと行い、「大津町に住んでよかった」、「これからも大津町にずっと住み続けたい」と思えるまちづくりの施策を展開してまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方についての、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、「地域主権改革」の大きな時代の流れの中で、地域の特性を活かしたまちづくりを町民の皆さんとともに、お互いに知恵を出し、汗をかきながら、創意、工夫を重ね、全力で各種施策の推進に取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、現在の国の財政及び大津町の財政状況につきまして述べさせていただきます。

これまでのわが国の経済は、東日本大震災や円高、デフレの影響を受け、深刻な財政状況に陥り、また一方では、少子化・高齢化が進む中、社会保障制度の整備の遅れ、雇用情勢の悪化など、将来の不安が残されている状況にありました。平成24年度も依然として本格的な景気改革への軌道に乗らず、慢性的なデフレが続き、失業率も引き続き高水準で推移すると見込まれています。こうした情勢に対し国は元気な日本を復活させるために、東日本大震災からの復興、日本再生重点化措置などの5つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組み、経済成長、財政健全化、社会保障と税の一体改革の実現を目指すとしています。

このような中、平成24年度の地方財政は社会保障費の自然増により依然として大幅な財源不足が見込まれるとしていますが、地方に対しては、財政運営戦略に基づき、財源確保を含め、地方交付税においても平成23年度の水準を下回らないように確保することを基本としています。しかし、一方では個人住民税にかかる財源の一部地方負担や国庫補助金の一部財源化、一般財源化など今後の地方財政の影響が危惧されています。

大津町の財政状況でございますが、地方公共団体の財政健全化に関する指標につきましては、現状は健全な数値にあるというものの、依然として景気は足踏み状態であり、法人町民税においても急激な伸びが見込めない状況であります。また、普通交付税につきましても地方財政対策により総額で昨年並みの額を見込んでいるところでございますが、国の地方交付税の配分方法が財源調整機能を強化する観点から、財政力に応じた臨時財政対策債の配分方法への段階的に移行されることから、それに伴い、今後、起債残高と公債費におきましてある程度の上昇が予想されますが、財政運営に影響がないように計画的な起債の発行に努めたいと考えております。

このような厳しい財政状況を踏まえ、平成24年度の予算編成に起きましては、事業の見直しと集中型を基本方針としております。予算編成にあたっては、新規事業の抑制、社会資本整備、総合交付金事業と学校建設事業を除く投資的事業の先送り、事業規模の縮小などを積極的に行ったほか、枠配分方式により経営経費にも切り込み、当初の予算要求額の大幅な圧縮を行った結果、前年度を大きく下回る予算規模となっております。

しかしながら、子育て関連経費や障がい者福祉サービス費などの扶助費は年々増加しており、厳しい財政状況となっております。

財政調整基金につきましては、可能な限り積立を行うことを基本として、平成22年度末残高は、12億2千万円でありましたが、平成23年度末では18億3千万円の残高となる見込みであります。今後も将来にわたり健全財政が維持できるよう顕示できるよう、より一層の経費削減を行うとともに、引き続き経営の視点にたって効率的な財政運営をしていかなければならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第7号 平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの7議案の各会計の補正予算につきましては、提案の理由の説明を申し上げます。

主なものとしましては、美咲野小学校整備事業に関わるものでございまして、その他歳入では、事業費の執行残等による財源の組み替えを行い、歳出では各事業の確定に伴う補正でございまして、

平成23年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算合わせまして、補正予算案として歳入歳出予算総額に1億7千21万2千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第30号、平成24年度大津町一般会計予算についてから議案第37号 平成24年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの、8議案の平成24年度各会計予算につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は171億550万9千円で、前年度比6.1%の減となっております。そのうち一般会計は、102億6千324万円で、平成23年度予算に対し8.1%の減となっております。一般会計の主な財源は町税が43億1千176万7千円、構成比といたしまして42%、地方交付税が12億9千万円、構成比12.6%、国・県支出金が19億9千93万3千円、構成比19.4%、町債13億770万2千円、構成比12.7%などです。

このほか、お手元に一般会計予算の概要を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

平成24年度の一般会計の予算案102億6千324万円、各特別会計予算案及び事業会計予算案68億4千226万9千円を地方自治法第96条第1項、第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、認定第1号、平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、平成23年11月30日をもって事業廃止されたことにより、地方自治法第233条及び第292条及び同法施行令第5条の規定により、議会の認定を求めるものでございます。なお、監査委員の監査意見書を配付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、そのほかの案件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、大津町まちづくり交流センターの条例の制定についてでございますが、町民及び各種団体の活動を支援し交流を促進することにより、町民の生活向上及び地域の活性化を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大津町まちづくり交流センターを設置することにともない、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第9号、大津町歴史文化伝承館条例の制定についてでございますが、町民の文化活動と交流及び地域の歴史に根ざした貴重な文化遺産を伝承する団体等の活動基点整備を図るため、地方自治法第244条第2項第1項の規定に基づき、大津町歴史文化伝承館を設置することに伴い条例を制定しようとするものです。

議案第10号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整理するために条例を制定するものです。

議案第11号、大津町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等が交付されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてですが、杉水地区公民分館の維持管理委譲に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号、大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてですが、スポーツ基本法の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、スポーツ基本法の制定及び大津町若草児童学園民間委譲先選定委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、第5期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を第4期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてですが、大津中央公園の設置に

に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例についてですが、電源立地地域対策交付金事業に伴う岩戸溪谷周辺整備事業が完了するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、条例を廃止するものです。

次に、議案第18号、大津町生活管理者管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例についてですが、大津町養護老人ホームの民間委譲により条例を廃止するものです。

議案第19号、大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例についてですが、介護保険地域支援事業として実施している大津町生活管理指導員派遣事業の手数料を利用料に変更し、業務等の効率を図るため、条例を廃止するものです。

議案第20号、大津町中央公衆便所条例を廃止する条例についてですが、大津町中央公衆便所の近接に大津町まちづくり交流センター野外トイレが設置されることに伴い、条例を廃止するものです。

議案第21号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更事務についてですが、無縁仏、納骨堂の設置、消防費に係る経費支弁方法の変更並びに介護保険及び障がい者自立支援費に関わる経費支弁の方法の削除による規約の変更であり、地方自治法第291条11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号から議案第28号までは町道の路線廃止と認定についてですが、第22号は廃止、第25号は認定ですが、これは県道西鶴中井迫線の整備に伴い、また、議案第23号は廃止し、議案第26号及び28号は認定ですが、大津駅前広場の整備に伴うものです。議案第24号は廃止し、第27号の認定は大津町美咲野地区内の道路網の整備に伴い、次に議案第29号は町道の路線認定についての岩坂地区内の地域道路事情の情勢に対応するため、道路を整備するものです。町道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第8号から議案第25号までは、条例の一部改正及び廃止ですので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会に議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長を指定、それぞれの詳細説明を申し上げますので、よろしくお願い致します。

これで、施策方針及び提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議 長（大田黒英生君） 町長の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

11時より再開いたします。

午前10時48分 休憩

△

午前10時59分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げますが、各部長の説明は議案第1号から議案第7号まで、議案第8号から議案第29号まで、議案第30号から認定第1号までに分けて説明を求めます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。

議案第1号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）について補正予算書によりご説明申し上げます。あわせて別冊の補正予算の概要をご参照ください。

今回の補正に主なものは、国の補正予算による美咲野小学校建設事業と土地改良事業関連です。その他は各種事業の確定見込みにもなう不要額の減額等です。

主なものについて、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1千882万3千円を増額し、予算の総額を121億2千467万9千円とするものです。第2条繰越明許費の補正及び第3条地方債の補正は記載のとおりといたしております。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加です。款3民生費は保育所の建設にかかわる保育所緊急整備事業補助金を翌年度へ繰り越すものです。

款6農林水産業費の新農業水利システム保全対策事業補助金から県営事業負担金まで、いずれも国の補正予算に伴うものです。

款8項2の下町門出線歩道整備事業は用地の交渉に相当な時間を要したことによるものです。

款8項4の町営住宅整備事業と、款10項2の大津小学校分離校建設事業は国の平成23年度予算を受けて、事業を前倒しするものです。繰越額は記載のとおりといたしております。

9ページをお願いいたします。第3表地方債補正の追加です。11. 公共事業等債の都市再生整備計画事業は、まちづくり交付金事業に係る当初の一般補助施設整備等事業債からの変更が認められたことによるものです。元利償還額の40%は交付税処置されることとなっております。12. 公共事業等債の一般公共事業は県営迫井手地区圃場整備事業負担金に係るものです。

13. 補正予算債の補正予算債の一般公共事業は県営迫井手地区圃場整備事業負担金などの国の補正予算による前倒し事業によるものです。14. 補正予算債、学校教育施設等整備事業は美咲野小学校建設に係るもので、国の補正予算によるものです。番号13、14、いずれの補正予算債も地方債の元利償還に係る費用は、交付税の基準財政事業額に100%歳入されることとなっております。

10ページをお願いいたします。（2）変更分です。各事業の確定に伴う額の変更及び地方債の種類の変更に伴うものです。各事業の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様になります。

1. の臨時財政対策債は2億858万1千円の増額となっております。これにより普通交付税と合わせたいわゆる交付税総額は、約22億円となりました。

4. の町営住宅整備事業は、国の補助金を受けて行う事業の前倒しです。この、まちづくり交付金事業の一般補助施設整備等事業債は先に追加でご説明いたしました、11の公共事業等債に変更したものです。

7の一般公共事業債も同様に12の公共事業等債に変更したものであります。

8の学校教育施設等整備事業債は国の補助を受けて行う事業の前倒しによるものです。

そのほかにつきましては、事業の確定見込みによるものです。

先に歳出からご説明させていただきます。35ページをお願いいたします。

款2項1目1一般管理費です。36ページの節3職員手当等の退職手当が退職予定者が増えたことにより増額となっております。節9の特別旅費は経済産業省派遣職員の帰任及び赴任に伴う旅費及び移転料等であります。44ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費は、地域づくり推進事業の確定見込みに伴う減額です。19の行政機関の申請がっております。

45ページをお願いいたします。目12諸費、生活路線維持費補助金は地方バスの運行の利用者の減等に伴う運行経費補助金の増額であります。

目13財政調整等基金費は、財政調整基金に2億2千23万円を積み立てるものです。これによりまして平成23年度末の同基金残高は18億3千万円になる見込みであります。

53ページをお願いいたします。款3項1目1社会福祉総務費です。節28国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金は、いずれも給付費等の実績見込みによる増減であります。

54ページをお願いいたします。目2障害者福祉費です。節20の扶助費は実績見込みにもなるものです。目4老人福祉費の節13老人保護措置委託も養護老人ホーム等の入所者の実績に伴う減額です。

59ページをお願いいたします。項2目1児童福祉総務費です。60ページの節19で保育所緊急整備事業補助金が補助申請額の確定による減額であります。目2児童措置費、節20の扶助費、子ども手当は制度の変更とそれぞれの対象児童の実績見込みによる増減です。

62ページをお願いいたします。目5保育所運営費は私立保育所の児童数の実績見込みによる増額であります。

70ページをお願いいたします。款6項1目6農地費です。節15の農業用施設改修工事は国の補正予算により上井手の水路などを改修するものです。節19の1. 上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金と71ページの3. 新農業水利システム保全対策事業補助金と、目7圃場整備費の72ページ節19負担金1. の迫井手の県営事業負担金のいずれも国の補正予算により事業を前倒しするものであります。目9. 農業集落排水特別会計繰出金は事業の確定見込みによる減額であります。

76ページをお願いいたします。款7項1目3観光費です。節19、2. 明日の観光大津を創る会補助金の減額は東日本大震災に伴い、つつじ祭りを規模縮小したものによるものであります。

78ページをお願いいたします。目5まちづくり交付金事業はそれぞれ入札残による減額です。

80ページをお願いいたします。款8項2目3道路新設改良費は事業確定に伴う減額が主なものです。節15町道杉水水迫線ほかの事業費の確定による減額です。節19、1. 県道負担金の増額は瀬田熊本線ほかの事業費の変更です。

82ページをお願いいたします。項3目2街路樹事業費の県道負担金は西鶴中井迫線の事業費の確定によるものです。目4公共下水道特別会計繰出金は、事業と借入利子の確定に伴う減額です。目6まちづくり交付金事業費は事業確定見込みに伴う減額です。節15は本田技研325号線ほかの工事

に係るものであります。

85ページをお願いいたします。項4目2住宅維持費は国の補助を受けて行う立石団地改修事業の前倒しであります。

87ページをお願いいたします。款9項1目3消防施設費は国の補正予算により節18で発電機や投光器等購入するものであります。

93ページをお願いいたします。款10項2目3学校建設費です。国の補正予算等によりまして、美咲野小学校のプールの建設及び二次造成工事などを前倒しするものであります。

105ページをお願いいたします。款12項1目2です。借入利子の確定及び一時借入の不要による減額であります。

款13予備費で財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。14、15ページをお願いいたします。款1、町税です。それぞれ実績見込みにより増税をいたしております。

16ページをお願いいたします。款9地方特例交付金、款10地方交付税はいずれも額の確定です。款12分担金及び負担金はいずれも事業の確定見込み、あるいは対象者数の確定による増減であります。

17ページから19ページの款13使用料及び手数料もそれぞれ実績に伴うものであります。款14項1目1民生費国庫負担金の節1の私立保育所負担金は入所児童数の増に伴う補正であります。節2の児童措置費負担金は制度の改正に伴うものです。節4障害者福祉費負担金は利用の増です。

20ページをお願いいたします。項2目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金の地域住宅計画は町営住宅改修に対する国の補助金の追加に伴うものです。まちづくり交付金は事業の確定に伴うものです。

21ページをお願いいたします。目4教育費国庫補助金、節1小学校補助金はいずれも国の補正予算などに伴うものです。目5総務費国庫補助金も国の補正予算で発電機などの購入補助であります。目8農林水産業費国庫補助金も国の補正予算で農業用施設の改修補助であります。

22ページ、23ページをお願いいたします。款15項1の県負担金から項2県補助金は実績に伴うものです。

25ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金の節3農地費補助金は水路改修等の補助です。

26ページをお願いいたします。項3目1総務費委託金の節1の県民税徴収委託金は納税義務者の増によるものです。

27ページ、28ページはそれぞれ実績であります。

款17項1目1一般寄附金はふるさと寄附金です。

29ページをお願いいたします。款18項2目2大津町公共施設整備基金繰入金は、まちづくり交付金事業の実績及び美咲野小学校建設に係る一般財源分です。目3学校教育施設整備基金繰入金は、国の補正予算に伴う学校建設の前倒しによる繰り入れです。目5財政調整基金繰入金基金は当初の繰り

入力を減額させていただいております。

30ページをお願いいたします。款20項4目2雑入で上から2行目の熊本県市町村振興協会交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金の分配です。32ページの土地改良区負担金は水路等の農業用施設の改修に伴うものです。款21町債につきましては、先ほど地方債補正のところでご説明差し上げたところであります。

106ページをお願いいたします。給与費明細書です。特別職、一般職のいずれも実績見込みによるものです。

107ページの退職手当は退職予定者の増に伴う特別負担金です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。

議案第2号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは平成23年度の国、県等の交付金額等の額の確定及び高額医療共同事業拠出金及び保険財政安定化事業拠出金の確定等に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千248万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6千360万1千円とするものです。

歳入からご説明いたします。説明書の9ページから10ページをお開きください。あわせて補正予算の概要は35ページから37ページをご参照願います。款1項1目1一般被保険者国民健康保険税及び目2退職被保険者等国民健康保険税は収納見込みによる870万円の増額補正です。

11ページをお願いいたします。款3項1目1療養給付費等負担金及び目2共同事業負担金はいずれも額の確定により補正額を計上しています。

款4項1県負担金の目1共同事業負担金は額の確定により補正額を計上しています。

12ページをお願いします。款7項1目1共同事業交付金は高額医療費、療養費、共同事業拠出金の交付金でレセプト1件あたり80万円を超える医療費に対して、交付率により交付されるもので、額の確定に伴う補正を計上しております。目2保険財政共同安定化事業交付金はレセプト1件あたり30万円から80万円までの高額な医療費に係る交付金で額の確定に伴う補正を計上しております。

款9項1目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金は額の確定に伴い236万3千円を計上しております。

13ページをお願いします。節2職員給与費等繰入金は歳出見込みによる補正を計上しております。節3助産費等繰入金は出産件数の増加に伴う補正です。節4財政安定化支援事業繰入金は低所得世帯、病床数、高齢者割合により算定された財政安定化支援事業費の確定による増額補正です。

次に歳出について、ご説明いたします。14ページをお願いいたします。

款1項1目1一般管理費は歳出見込みによる補正を計上しております。目2は連合会負担金は国保総合システムの稼働時期が延伸したことによる発生費用の負担金ですが、国が特別調整交付金の交付

対象とする予定です。

款2項1目1一般被保険者療養給付費及び目2退職被保険者等療養給付費は、国、県の補助金並びに繰入金等の額の確定による財源組み替えです。

15ページをお願いいたします。目3一般被保険者療養費から目5の審査支払手数料までは、歳出見込みによる増額補正です。款2項1目1一般被保険者高額療養費から16ページの目4退職被保険者高額介護合算療養費までは歳出見込みと財源の調整により補正を計上しております。

款2項4目1出産育児一時金は国庫補助金等に伴う財源の組み替えです

17ページをお願いいたします。款3項1目1後期高齢者支援金から18ページの款6項1目1介護納付金までは、国、県の補助金等に伴う財源の組み替えです。

款7項1目1高額医療費共同事業費医療費拠出金及び19ページの目3保険財政共同安定化事業拠出金は歳入で説明しましたように、高額な医療費に対応する県単位の拠出金で額の確定に伴う補正を計上しております。

款8項1目1特定健康診査等事業費は歳出見込みにより減額補正を計上しております。

款8項2目1保健衛生普及費は、主なもので20ページの節13委託料の減額は国保連合会へ委託しています保険事業の電算処理委託料で歳出見込みによる補正です。

21ページをお願いいたします。款12予備費で予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に議案第5号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の介護給付費等の実績及び執行見込みに伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千165万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1千897万6千円とするものです。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。あわせて別冊補正予算の概要は39ページから42ページをご参照願います。

款1項1目1の第1号被保険者の保険料は、それぞれ収納見込みによる増額補正で、普通徴収者の増加によるものです。

款3項1目1介護給付費負担金は、補助金内示に伴う国の負担金を増額補正するものです。

9ページをお願いいたします。款3項2目1調整交付金は介護給付費歳出見込み額の7.5%相当が交付されますが、交付決定に基づき減額補正をしております。目3介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費に係る県からの交付通知額に基づき計上しております。

款4項1目1介護給付費交付金は、12月分から11月分で算定されますが、社会保険診療報酬謝礼金からの介護給付費に対する交付金で、介護給付費の歳出減に伴い、内示額により補正を計上しております。目2地域支援事業支援交付金は、地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金からの介護予防事業の交付金で内示額に伴う減額補正です。

10ページをお願いいたします。款5項1目1介護給付費負担金は介護給付費の歳出減に伴う県の負担金を減額補正しております。

款6項1目1介護給付費繰入金は、介護給付費に対する町の負担分で介護給付費の歳出減に伴う減額補正です。

11ページをお願いいたします。款6項2目2介護従事者処遇改善臨時特例基金は、基金取り崩しに伴う利子を繰り入れます。この介護従事者処遇改善臨時特例基金は、国が介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するために、平成21年3月に介護従事者処遇改善臨時特例基金条例が制定されたものでありますが、平成23年度までの3年間の特例措置のため、附則で平成24年3月31日で失効することになります。今後は制度改正に伴い、介護報酬に加算されることにより介護従事者の処遇改善として実施されることになります。

12ページをお願いいたします。項3目1介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者の増加に伴う年間見込み計画費の増額補正です。

次に、歳出について説明いたします。13ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理費ですが、主なものは、節13委託料は、介護保険制度改正によりシステム改修を行う必要があるため、増額補正を行うもので、国が2分の1を補助いたします。

14ページをお願いいたします。款1項4目1計画策定等委員会費の節13委託料は、第5期介護保険事業計画策定業務委託費の入札残による減額補正です。

款2項1目1介護サービス等諸費は、当初見込みに対し、居宅サービス、地域密着型サービスをサービス計画給付費それぞれ増額し、施設サービス給付費を減額いたしております。居宅サービス給付費及び施設サービス給付費の増減額の主な理由は、介護老人福祉施設や老人保健施設の利用が増加し、介護療養型医療施設の利用の減少が主な理由となっております。

17ページをお願いいたします。款6項1目1予備費で予算の調整を行っております。

よろしくをお願いいたします。

次に議案第7号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は平成23年度の保険料収納見込み、広域連合受託事業収入の額の確定及び歳出の見込み等に伴うものが主なものでございます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千315万1千円とするものです。

歳入からご説明いたします。歳入について説明書の7ページをお開きください。あわせて別冊補正予算の概要は43ページから44ページをご参照願います。

款1項1目1後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれの収納見込み額に伴い計上しております。

款4項1目1事務費繰入金及び目2保険基盤安定繰入金は見込み額並びに額の確定による減額補正です。

8ページをお願いいたします。款6項4目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者の健康診査の受託に伴うもので、健康受診者の実績による減額補正です。

次に歳出について、ご説明いたします。9ページをお願いいたします。

款1項1目1一般管理費及び項2目1徴収費につきましては、執行見込みによる補正を計上いたしております。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金の1. 被保険者保険料負担金は町が徴収いたしました保険料を広域連合に納めるもので、広域連合において付加され算出された額の確定通知に基づく減額補正です。

10ページをお願いいたします。款3項1目1健康診査費はそれぞれ歳出見込みによる減額補正ですが、主なものは、節13委託料で健診受診者の減に伴うものであります。

款5項1予備費で予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） おはようございます。議案第3号の平成23年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。議案集3ページをお願いします。補正予算の概要は38ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を372万7千円とするものです。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。

款1項1目1の財産収入でございますが、菊池森林組合配当金及び立木売払金収入の座取り分で2千円の減としております。

款3項1目1の諸収入でございますが、水源林整備事業関係の収入の座取り分で1千円の減としております。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。款1項1目1一般管理費で節13の委託料として間伐管理委託の1千円の減としております。

款2項1目1の予備費で2千円の減額で財源調整としております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第4号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要につきましては、38、39ページになります。あわせてご覧ください。今回の補正は負担金及び使用料の増額、事業費等の確定見込みに伴う減額が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3千120万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおり12億6千170万5千円とするものです。

第2条繰越明許費の追加は第2表で、第3条地方債の変更は第3表で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正は浄化センター等改築工事業務委託につきましては、国交省との一括設計協議に不足の日数を要し、更に低入札により価格調査、施設の運転停止時期の再検討の結果、出来高達成が困難になるため繰り越しするものです。また、岩坂・中島污水枝線管渠築造工事につきましては、阿原目地区内での工事場所に上水道の本管が埋設しており、その移設に1カ月程度期間を要することにより年度内の完成が見込めないため繰り越しするものです。

5ページをお願いいたします。第3表地方債の補正につきましては、公共事業債は事業費の確定に伴い減額するものです。なお、起債の方法、利率償還の方法は補正前と同じです。補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

最初に11ページの歳出から説明いたします。目1総務管理費につきましては、人件費及び消費税還付金の額の確定による減額が主なものです。目2事業費につきましては、工事費及び事務費等の額の確定見込みにより減額するものです。

12ページをお願いいたします。この中で、節13委託料は国の補助金が削減されたため、調査予定箇所を次年度に先送りし、また、節22補償、補填及び賠償金については、管路工事に伴う水道管の移設などの費用が少なくて済んだため減額するものです。目3維持管理費につきましては、入札により契約額の確定に伴い減額するものです。目4下水道事業基金費は、預金の利率が下がったことにより積立金を減額するものです。

13ページをお願いいたします。目1元金につきましては財源の組み替えです。目2利子につきましては、長期債利子の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお願いいたします。目1負担金の増額は美咲野団地住宅建設などの負担金納付が増加したことによるものです。目1使用料の増額は、美咲野団地住宅建設費などの企業団徴収分が増加したことと、中核工業団地の使用料の増によるものです。

次に、目1一般会計繰入金は負担金及び使用料が増額したことと、事業費の確定により繰入金を減額するものです。

10ページをお願いいたします。目1公共下水道事業債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおり事業費の確定見込みに伴うものです。目1利子及び配当金の減額は基金利子の確定によるものです。

続きまして、議案第6号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については、42、43ページになります。今回の補正は事業の確定見込みに伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1千381万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり4億5千665万9千円とするものです。

第2条繰越明許費の追加は第2表で、第3条町債の変更は第3表で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、杉水地区農業集落排水事業について、

平川多々良地区内の2路線工事において、同時施工では迂回路の確保ができないため、1路線ずつの工事となり年度内の完成が見込めないため繰り越すものです。

5ページをお願いいたします。第3表地方債の補正は、農業集落排水事業債について事業費の確定見込みに伴い減額するものです。なお、起債の方法、利率償還の方法は補正前と同じです。補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

最初に、11ページの歳出から説明いたします。目1総務管理費は人件費の確定見込みによる減額と、節19負担金、補助金及び交付金は水洗化の接続見込みにより減額するものです。目2農業集落排水事業費は、事業費の額の確定見込みにより減額するものです。

12ページをお願いします。この中で節22は、管路工事に伴う水道管の移設などの費用が少なく済んだことによる減額です。目3維持管理費は額の確定見込みにより減額するものです。このうち節11のうちの光熱水費は電気代が当初見込みより少なかったことによる減額です。

13ページをお願いします。節12のうちの手数料は引抜料が少なかったことによるものです。目4農業集落排水事業基金費は消費税還付金及び基金利子の確定による減額です。目2利子は長期債利子の確定により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお願いいたします。目1農業集落排水事業費分担金は受益者分担金の見込みによる増額です。目1使用料は錦野及び杉水浄化センターへの接続が増加したことによる増額です。

次に、一般会計繰入金は分担金及び使用料の増額、事業費、維持管理費などの確定見込みに伴う繰入金を減額するものです。

10ページをお願いいたします。目1雑入は消費税還付額の確定による減額です。

次に、農業集落排水事業債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおり、事業費の確定見込みに伴うものです。

続きまして、利子及び配当金は、農業集落排水事業基金費の増額によるものです。

次に、お手元に専決処分の報告についての文書を配付しております。ご覧いただきたいと思います。町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負変更契約になります。別紙の変更理由書で説明しておりますように、工事を進めていく上で各項目に変更が生じておりますので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

変更理由書に基づき概略を説明いたします。舗装工に関しては当初設計では国道325号を先に施工し、その後、新設道路との取り付けを行い開放する予定でしたが、交差点部に3月に信号機が設置された関係で、工事期間中においても新設道路を暫定的に開放するように県警より指示されましたので、舗装を暫定的に仕上げる必要が生じたため、舗装面積が大幅に増加したことです。

次に、法面工・路肩工に関しては、道路管理者である県から将来的に管理していく上で、工種の変更の要望がだされたため増額になるものです。

次に、道路土工に関しては、県の指示により改良する植樹帯及び中央分離帯部分には植栽を実施しないようになったことにより減額になるものです。

以下、県や県警の指示によるものや現場状況により通常に上限が生じておりますので、実績に応じて変更したものです。

以上よろしくお願いたします。

○議 長（大田黒英生君） 次に、議案第8号から議案第29号までの説明を求めます。

経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第8号、大津町まちづくり交流センター条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の8ページ、あわせて説明資料集の1ページをお願いします。今回の条例制定には、町長が提案理由で申し上げましたとおり、町民及び各種団体等の活動を支援し、交流を促進することにより、町民の生活の向上及び地域の活性化を図るため、地方自治法の規定に基づき大津町まちづくり交流センター条例を定めようとするもので、条例の制定については地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明資料集の1ページをお願いします。まず、第1条で町が交流センターを設置する目的を、第2条で位置を定めています。第3条はセンターの業務を第1号の町民の交流及び活動の支援並びに健康の増進に関するもののほか、第5号まで定めています。

2ページをお願いします。第4条の第1項でセンターの開館時間を午前9時から午後8時までと、第2項で休館日を月曜及び年末年始と定めていますが、第3項で、祭事による開館時間の延長や緊急時の修繕等による休館などを想定し、規定を設けています。第5条は、センターを使用するものは、あらかじめ町長に申請し、許可を受けなければならないことを規定しています。

第6条で町長が使用許可をしないことができる事項を、第1号で公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるときと定めるほか、第8号まで8項目の規定をしています。なお、但し書において第7号の行為が、交流センターの設置目的に沿う場合は使用の許可ができるとしています。第3号の宗教的活動ですが、宗教の教義を広めたり、儀式行事を行ったり、また、信者の勧誘等を想定しています。

4ページをお願いします。第7条で、使用者が第1号から第4号のいずれかに該当した場合には、町長は使用者に対し、使用の変更、停止、許可の取消しをすることができることを定めています。

5ページをお願いします。第8条で使用者はセンター使用料を前納しなければならないことを定めています。第2項では、町長が特別の理由があると認めた場合に限り、納付済みの使用料を還付できることを定めています。町長が特別の理由があると認めた場合とは、規則で使用者の責によらない理由によりセンターの使用をすることができなくなった場合と定めており、天災、施設等の不調によってセンターが使用できなくなった場合等が該当します。

第9条では、町長が特別の理由があると認めた場合は、使用料を減免できることを定めています。町長が特別の理由があると認めた場合とは、規則で5項目を定めています。

6ページをお願いします。第10条では、使用者は使用終了どき、又は使用の停止を命じられたときは、施設等を使用前の状態に戻さなければならないことを定めています。第2項では、施設等の損

傷又は滅失による損害又は故意、過失を問わず、原因者が損害賠償責任を負うことを定めています。なお、但し書において、町長が特別の理由があると認めた場合は、損害賠償の全部又は一部を免除できるとしています。

第11条では、センターにおいて発生した事故その他の損害について、町長がその責を負わない理由を3項目定めています。

第12条から第15条までは、センターを指定管理者に行わせるため読み替え規定、指定管理者の業務、現状回復義務等の規定を定めています。

8ページをお願いします。第16条で規則への委任規定を設けています。附則でこの条例は平成24年4月1日から施行するとしています。

9ページをお願いします。次に、別表第1であります。ここで各設備の使用料を定めています。使用料を定めるにあたりましては、第1条の目的のため、多くの町民・団体に利用していただくため、使用料が安価な老人福祉センターの使用料を参考にさせていただきました。更に、販売等で使用した場合は、通常の使用料が安価であるため、使用料を5倍にするとしています。

以上、よろしくをお願いします。

次に、議案第17号です。大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の37ページをお願いします。今回の条例の廃止は岩戸溪谷周辺整備事業のため平成21年に基金条例を設けまして、平成21、22年度分の交付金を積み立て平成23年度に基金を全額取り崩し、岩戸溪谷の入口に駐車場とトイレの整備を進めて参りましたが、その事業が本年度末に完了するため、基金条例を廃止しようとするものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第9号大津町歴史文化伝承館条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の14ページをお願いします。町民の文化活動と交流及び地域の歴史に根ざした貴重な文化遺産を伝承する団体等の活動拠点整備を図るため、大津町歴史文化伝承館の設置に関し条例を定めようとするものです。

説明資料の10ページをお願いします。第1条で大津町歴史文化伝承館を設置する目的を、第2条で伝承館の名称と位置を規定しています。第3条については第1号から第7号まで伝承館が行う事業を規定しています。

11ページをお願いします。第4条第1項で伝承館の開館時間及び休館日を規定し、第2項で教育委員会が必要と認めたときは開館時間及び休館日を変更することができる旨を規定しています。

第5条は使用団体等の登録について規定しています。

第6条で伝承館を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会に申請し許可を受けなければならないことを規定しています。

第7条は、伝承館の使用の許可をしない行為等について12ページの第1号から第8号まで規定し

ています。なお、但し書において第7号の行為が伝承館の設置目的に沿う場合は、使用の許可ができるとしています。

第8条で、使用者が第1号から13ページの第4号のいずれかに該当した場合に、使用許可の取消し等を行うことができる旨を規定しています。

第9条は使用料及び使用料の還付について規定しています。第1項で使用料の前納を規定し、第2項但し書で特別な理由があると認めるときは還付することができるとしています。

第10条では、使用料の減免について規定しています。

14ページをお願いします。第11条で施設等の原状回復等、第12条で免責事由、第13条で使用者の負担についてそれぞれ規定しています。第14条で、規則への委任規定を定めています。

15ページをお願いします。別表第1ですが、各区分ごとの記載のとおり使用料を定めています。

戻りまして、議案集の18ページをお願いします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の27ページをお願いいたします。今回の改正は杉水地区公民館分館の維持管理委譲に伴い、条例の一部を改正するものです。説明資料の26と27ページをお願いします。

大津町には旧村単位で公民館分館が設置され現在に至っております。大津分館につきましては老朽化のため、まちづくり交付金事業において平成21年度に移転新築しております。その他の分館については、大津・陣内分館を除き、地区公民館の利用形態となっております。このような状況を受けて、平成13年11月に大津町公民館分館のあり方について、社会教育委員会に諮問し協議検討を重ねてきました。その結果、「平成20年12月に公民館分館は旧村ごとに一箇所の位置づけをしているが、分館の役割よりも地区公民館として利用されている分館があるので、払い下げ等を含めた検討をすること」との報告書が教育委員会に提出されております。以上を受けて、これまで地元行政区との協議を進めてきておるところでございます。今回、建設年度が一番古い杉水公民館について、地元杉上区と協議を行い、平成23年度の屋根改修等の改修整備することで合意しましたので、地元管理へ委譲することで条例の改正を行うものでございます。

戻りまして、議案集の28ページをお願いします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号、大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の29ページをお願いします。

今回の改正は、スポーツ基本法の制定に伴い、条例の一部を改正するものです。説明資料の28ページをお願いします。題名を大津町スポーツ推進審議会条例に改めるものです。第1条を、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、大津町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置くとしています。

次に、第6条を第7条とし、第5条の次に報酬及び費用弁償。第6条、委員の報酬及び費用弁償は条例の定めるところによるとしております。

戻りまして、議案集の30ページをお願いします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしています。

続きまして、関連で議案第14号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の31ページをお願いいたします。今回の改正は議案第13号で説明しました大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料の29ページをお願いします。新旧対照表の改正前の体育指導委員、大津町スポーツ振興審議会を、改正後の下線に記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の32ページをお願いします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。

午後は1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第10号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集は20ページから23ページ、説明資料は16ページから20ページになります。

説明資料について説明させていただきますので、ご用意をお願いいたしたいと思います。国の地方分権一括法が制定されまして、地域主権の流れの中で、今まで政令に委任されていた事項が、地域のことは地域で決める、いわゆる義務づけ、枠付けの見直しや、地方自治体へ権限委譲が行われまして、町の各条例で規定する必要が出てきております。今回は平成24年度から関係するものの一部改正になります。

説明資料の16ページをお願いいたしたいと思います。第1条大津町図書館条例の一部改正でございます。これにつきましては、この法律の公布に伴いまして図書館法の一部改正がなされまして、地方公共団体は、その設置する図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命の基準について文部科学省例で定める基準を参酌して条例で定めるものとする規定されました。委員の任命基準の規定が策定されましたので、町条例を一部改正したものでございます。第2条大津町営住宅条例の一部改正は同様にこの法律の公布によりまして、公営住宅法の一部改正が行われましたので、町条例の関連規定を一部改正、整理させていただいたものでございます。今回の法の改正に伴いまして、第5条の入居者

資格の同居親族要件について、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」が同居親族要件としてありましたけども、施行日によって廃止をされております。そこで、引き続き単身入居者について一定の制限を必要とする場合は、法律の施行日までに条例において措置することが必要になります。また、この要件の廃止に伴いまして公営住宅は全ての単身者に入居資格を認めることとなりますので、世帯向けの間取りであります本町の町営住宅を有効活用するためには、同居親族要件についても現行どおり、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」を規定させていただいております。なお、この要件につきましては近隣市町においても同様の規定になっております。17、18ページをお開き願いたいと思います。また、更に、公営住宅法の施行令第6条第2項の規定に引用してありました60歳以上の者、障害の程度が一定の程度の障害者、戦傷病者で障害の程度が定める程度の者、原子爆弾被爆者で認定を受けている者、生活保護法による被保護者、または中国残留邦人など海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者など、DV被害者のうち一定の要件を満たすものなどの入居資格の諸要件を第5条第2項第1号から第8号のイまで新たに規定させていただきました。今までは公営住宅法に規定されておりました。19ページをお願いいたします。第3項におきましては第2項の但し書の規定で入居するものの心身の状況、介護の状況等の該当者の判断について、事業主体であります町に調査の権限を与えるとともに、入居申込者に対しては調査されることにつきまして、受任義務を課すものでございます。第6条及び次のページ第28条につきましては、法の改正に伴いまして規定中の条項等の整理をいたしております。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第11号、大津町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は24ページから26ページ、説明資料は21ページから25ページになります。説明資料において改正の概要について説明をさせていただきますので21ページをお開き願いたいと思います。今回の条例の一部改正につきましては、現価の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、また東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び復興に向けた取り組みの推進を図るため地方税法等の一部を改正する法律などが施行されたことによりますものでございます。

第95条、たばこ税の税率の改正につきましては、税率の改正になります。税率1千本につき4千618円を5千262円、644円の増額をするものでございます。なお、この改正につきましては、法人税率の引き下げと法人事業税、県税の課税ベース拡大に伴います法人町民税及び法人県民税の影響を調整するものとして行うもので、増額が県たばこ税より減額されることになっております。

附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等についてでございます。退職者等に係ります個人町民税の10%税額控除を廃止するものであります。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例の改正につきましては、旧3級品の税率を1千本につき2千190円を305円増額し、2千495円にするものでございます。なお、この改正につきましても、先ほど申し上げました第95条の改正とおおり、県たばこ税より減額されることになっております。

附則第22条の改正でございます。東日本大震災に係ります雑損控除額等の特例でございます。こ

れにつきましては、住宅家財等や事業用資産に損失が生じた場合におきます雑損控除及び雑損失、または被災事業用資産の損失控除となる災害関連支出について、やむを得ない事情により災害がやんだ費から1年超3年以内に支出されるものを追加する地方税法施行令が施行されましたことに伴いまして、町条例を改正するものでございます。

附則第25条、個人の町民税の税率の特例等の改正につきましては、先の大震災の復興を図る目的として制定されました東日本大震災復興基金基本法第2条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち、全国的に且つ緊急に地方公共団が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の措置として個人町民税の均等割の額3千円を3千500円に改正するものでございます。

附則第1条で、この条例は交付の日から施行する。但し、次の各号に規定する当該各号に定める日から施行するとしておいております。第1号で退職所得課税の改正規定については平成25年1月1日から施行するとして、22ページ、第2号で、たばこ税の税率の改正規定については平成25年4月1日から施行すると規定いたしております。

また、附則第2条及び第3条で、施行日以前の経過措置を規定させていただいております。なお、説明資料の23ページから25ページに新旧対照表をつけておりますけれども、条項ごとの説明は省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願いたします。

続きまして、42ページ、議案第21号関連でございます。議案第21号菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてご説明いたします。議案集は45、46ページ、説明資料は42、43ページになります。説明資料において説明をさせていただきます。

まず、概略でございますけれども、規約の一部変更については第4条広域連合の処理する事務、第1項第10号及び第5条広域連合の作成する広域計画の項目、第1項第10号に墓地埋葬等に関する法律に基づく無縁仏納骨堂の設置、管理、及び運営に関することの規定を加えるものでございます。本件の趣旨といたしましては、市町内において、要するに菊池郡と大津、菊陽、合志、菊池市でございます、において死亡しました親族等の身寄りがないか、もしくは身寄りがあっても死亡届、火葬許可申請、火葬を行うものがない、孤独死等の遺体の保管、火葬遺骨の保存については自治体の業務となっております。孤独死等の遺体の取り扱いについては、親族を調査する期間、遺体を安置保冷し火葬後に引き取り手のない遺骨を納骨するための、遺体安置所・納骨堂建設の必要性が高まってきております。また、都市化の進展や単身居住者の高齢化によりまして、無縁仏及び身元不明者の遺体引き取り事案等の増加が懸念されております。そこで今回、構成市町の同一の課題解決の一貫といたしまして、火葬場を運営しております広域連合で無縁仏納骨堂及び遺体安置所を建設するものでございます。

次の43ページをお願いいたします。別表中、無縁仏納骨堂建設に係ります各市、町の負担割合については均等割100%とするものでございます。総額として建設費用680万円のうち、町負担、均等割という形で170万円今回予算に計上させていただいております。次に別表、備考第4項但し

書の規定を削らせていただきます。同表備考第5項但し書中、「見直すこと」を「協議」に改め、同表備考第6項但し書を削ります。第4項及び第6項の但し書を削るものにつきましては、平成13年度、平成18年度、平成19年度に限定されました経費の支弁方法の経過措置でありまして、現在は不要のため削除するものでございます。また、第5項の「見直すこと」等を「協議」に協議に改めますのは、消防費の負担割合について負担金の趣旨からしまして毎年度見直すことは不相当であるため、毎年度協議することに改めるものでございます。なお、消防費の負担金の割合等については従来どおりの割合率になるというかたちでございます。なお、この案件につきましては、構成市町の同物議件案件になります。附則でこの規約については、平成24年4月1日から施行するとしております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の31ページをお願いいたします。今回の条例改正は、新たに大津町若草児童学園民間委譲先選定委員会の設置により条例の一部を改正するものです。大津町若草児童学園は、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで、指定管理制度導入により現在運営が行われております。この経過につきましては平成17年度に策定しました、平成17年度から平成26年度までの経過期間となる第3次大津町行財政改革大綱と大津町集中改革プランに基づき、その改革項目の中の民間委託の推進で、大津町若草児童学園は公の施設の民間による管理運営が可能な施設として位置づけられ、民営化や指定管理制度の導入を含めた民間委託の検討が開始されてきたところであります。この行財政大綱と集中改革プランは、大津町財政改革懇談会で検討されてきております。この計画期間中の後期改革プランとして継続し、検討する施設として位置づけられているもので、平成24年度に指定管理期間が終了いたしますので、その検討と民間委譲先選定委員会設置に伴い条例の一部を改正するものです。説明資料の29ページをお願いいたします。新旧対照表の大津町発熱外来診療看護師の下に、今回の大津町若草児童学園民間委譲先選定委員会委員長と、委員の報酬及び費用弁償を記載のとおりとするものです。もどりまして、議案集の32ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は33ページ、それと説明資料は30ページになります。今回の条例改正は、第5期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を第4期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正するものです。条例の改正の内容については説明資料集でご説明いたします。

30ページをお願いいたします。最初に、介護保険料についてですが、介護保険法の規定に基づいて保険料の基準額は事業運営期間ごとに算定しています。

次に、法第129条の3ですが、保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付と対象サービスの見込み料等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、概ね3年を通じ財

政の均衡を保つことができるものでなければならぬと規定されております。

次の、事業運営期間ですが、今回、第5期平成24年度から平成26年度ということで、以前に配付しております介護保険事業計画案を策定しております。資料集の36ページをお願いいたします。介護保険事業計画書の中で、平成24年度から平成26年度第5期の介護保険料額に関することについて、要約しましたので資料で説明いたします。最初に平成21年度から平成23年度第4期の動向ですが、これ以前の給付費の伸びは8%から9%と大きなものでしたが、この3年間では、給付額の伸びは比較的落ち着いた状況です。平成21年度の給付実績額は約17億3千900万円で、平成22年度は約17億6千800万円で、約1.6%の伸びでした。平成23年度の給付費総見込額は18億3千200万円で、前年度と比較して約3.6%の伸びとなる見込みです。その要因いたしましては、(1)認定者数の増加により在宅サービスについては訪問介護・訪問看護・短期入所の利用が増加していること、(2)施設サービスは微増、(3)地域密着型サービスについては、認知症通所介護の利用が増加していること等です。次に、平成24年度から平成26年度第5期の給付額見込みと介護保険料ですが、今後も給付額の伸びが見込まれます。このことは介護保険料の額の上昇につながります。給付費総額をもとに、国の算定式に従い介護保険料額が算定されますが、第5期の月額基準額は5千100円と算定され、第4期の基準額4千800円と比較して300円高い額となります。

介護保険料額の上昇の要因と影響額につきまして下の表で整理しております。最初に、①でサービス利用量の増加分230円は、認知症グループホームの整備、認定者数の増加による在宅サービス利用増等の給付増です。②で介護報酬の引き上げ126円は、第4期に引き続き、介護報酬のアップによる保険料額の上昇です。③で、第1号被保険者負担率の上昇252円は、第4期の負担は給付費の20%だったのが、第5期では1%負担が増えます。④で所得段階の負担割合の弾力化24円は、第3段階の特例の採用により、第3段階該当者のうち本人の所得が低い場合の負担軽減を図るためです。ちなみに、第4段階の弾力化は第4期から行っております。⑤で準備基金取り崩しによるマイナス140円は町の準備基金を3千万円取り崩して保険料負担の軽減を図ります。⑥で県の財政安定化基金交付金によるマイナス67円は、熊本県の財政安定化基金が取り崩されて交付されますので、保険料負担の軽減を図ります。それでは、資料の30ページに戻っていただきまして、下の欄の第2条の保険料率の改正につきまして次の31ページでご説明いたします。第2条保険料率の解説ですが、第5期事業運営期間の保険料基準額を年間6万1千200円とし、所得段階第1段階を3万600円、第2段階を同額の3万600円、第3段階を4万5千900円、第4段階を6万1千200円、第5段階を7万6千500円、第6段階を9万1千800円、第7段階を10万7千100円としました。第4期で、第7段階を導入したことにより、介護保険法施行令第39条の特別の基準による保険料率の算定に基づく第2項の合計所得金額を介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省の整備等に関する省令の公布等についての基準所得金額の設定により第5段階190万円と設定いたしました。

33ページをお願いします。附則の施行期日で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。第2条で平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例については、これ

までの介護保険料は市町村民税世帯非課税者について、第2段階、第3段階の2つと、本人が市町村民税非課税で同一世帯に市町村民税課税者がいる場合、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の特例と、それ以上の第4段階でした。第4期では第4段階に特例を設定したのですが、今回、国は本人が低所得の場合に保険料の負担増を緩和するため、更に、第3段階についても収入基準に従って2つに分ける特例を設定いたしました。具体的には、第3段階は年額4万5千900円ですが、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合算額が120万円以下の場合には特例として年額4万2千840円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第18号、大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例についてご説明いたします。議案集の39ページをお願いいたします。今回の条例廃止は、大津町養護老人ホームの民間委譲により条例の廃止をしようとするものです。この事業は在宅生活や社会的な基本的な生活習慣などに支障があったり、社会適応等が困難な高齢者に対し、養護老人ホームでの集団生活等に心配される65歳以上のひとり暮らし高齢者等が施設入所等を前提として、1週間程度の体験、入所生活を支援するための事業として実施してまいりましたが、今回の大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例につきましては、平成23年4月1日から大津町立養護老人ホームを民間委譲したことにより、手数料徴収条例に基づき短期宿泊利用に伴い手数料として徴収していたものを廃止し、利用料として事業受託される養護老人ホーム光進園が直接収納することができるようにするものです。なお、条例廃止後も大津町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に基づき本事業を継続いたしますので、受託される光進園と大津町が委託契約により本事業を継続して実施します。利用料金及び利用料金の減免については、要綱改正により定めることといたします。40ページをお願いいたします。附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例についてご説明いたします。議案集の41ページをお願いいたします。今回の条例廃止は、介護保険の地域支援事業として実施している大津町生活管理指導員派遣事業の手数料を利用料に変更し、業務等の効率化を図るため、条例の廃止をしようとするものです。生活管理指導員派遣事業は介護認定を受けておられない日常生活を営むに支障があるもの、またはひとり暮らしの高齢者等のいる家庭に対し、生活管理指導員としてのヘルパーを派遣することによって、高齢者の自立した生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る事業として、現在、社会福祉協議会へ委託しております。今回、条例の廃止をご提案しておりますが、現在、生活管理指導員派遣手数料として1時間220円、30分を超過するごとに80円の手数料を利用者から徴収しております。今後、その利用料を事業受託者である社会福祉協議会の収入とすることで高齢者ニーズに対応した支援を図ります。本来なら介護報酬単価と比較し、委託料を増額すべきところですが、現在の委託料を据え置いて利用者負担を軽減するとともに、更なるサービスの維持向上及び業務等の効率化を図るものです。議案集の42ページをお願いいたします。附則で、この条例平成24年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第16号大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の35、36ページをお願いいたします。アルコール工場跡地に大津中央公園が設置されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。説明資料集の39ページをお願いいたします。新旧対照表に記載しておりますように第2条の第10号の次に第11号としまして大津中央公園、大津町大字大津1156番地3を加えるものです。40ページに公園施設の配置平面図を、次の41ページに各施設の内訳を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。なお、附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

次に議案第20号、大津町中央公衆便所条例を廃止する条例について説明をいたします。議案集の43、44ページをお願いいたします。現在ある公衆便所の近接地に、大津町まちづくり交流センターが建設され、その中に屋外トイレが併設されることに伴い、現施設が役割りを終えるため条例を廃止しようとするものです。

なお、附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

続きまして、町道の廃止及び認定の8議案について順をおって説明をいたします。議案集は47ページからになります。説明資料集は44ページから48ページになりますので、あわせてご覧いただきたいと思ひます。

まず、議案第22号、町道の路線廃止について説明します。都市計画道路西鶴中井迫線が12月に開通しましたが、道路完成に伴い関連する周辺道路の路線が変更されておりますので、48ページの町道路線廃止調書に記載しておりますように、引水村西線から森上鶴線までの4路線の廃止をお願いするものです。路線番号、路線名、起点及び終点は調書に記載のとおりです。

なお、各路線の場所は資料集の44、45ページに記載しておりますが、それぞれの路線の延長は引水村西線が139.2メートル、引水前田線は821.8メートル、西鶴前田線は378.9メートル、森上鶴線は2千27.6メートルで合計延長は3千368メートルになります。ほかの廃止路線も同じですが、新たな町道の路線認定につきましては、あとの別議案で説明いたします。

次に議案集の49ページ、50ページについて説明いたします。議案第23号につきましては、大津区画9号の廃止になります。大津駅南口の開設によるビジターセンター及び駅前広場の整備に伴い、道路の通行区分に変更がありましたので既存の路線を廃止するものです。路線番号278で路線名は大津区画9号線になります。起点及び終点は廃止調書に記載のとおりです。なお、路線の場所は資料集の46ページのとおりで、延長は218.3メートルになります。

次に、議案集の51から52ページをお願いいたします。議案第24号につきましては、美咲野中央線の廃止になります。この町道の認定は平成21年3月議会において開発行為の完了の検査が終了している部分までを議決していただいております。その後、東側部分も開発が進んできて全線完了しておりますので、この道路の全体を1つの路線として改めて町道に認定するために、今回、廃止をお願いするものです。路線番号、路線名、起点及び終点は廃止調書に記載のとおりです。なお、この

路線の場所は、資料集の４７ページに記載のとおりで、延長は５６８．７メートルになります。

以上、３議案につきましては町道の路線廃止についての議案ですので、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を認めるものです。

次に、５３ページから５４ページをお願いいたします。議案第２５号は町道の路線認定についてですが、議案第２２号に関連するもので、先に廃止をお願いした路線の区域を一部変更して改めて認定しようとするものです。町道路線認定調書に記載しておりますように路線番号８９の引水村西線、路線番号１０６－１の引水前田線、路線番号２２４の西鶴前田線、路線番号２８４の森中鶴線までの４路線を改めて認定をお願いするものです。また、起点及び終点は記載のとおりです。なお、この路線の場所、延長につきましては資料集の４４、４５ページ記載のとおりです。

次に、５５ページ、５６ページをお願いいたします。議案第２６号は町道の路線の認定になります。議案第２３号で説明しましたように、大津駅南口の開設によるビジターセンター及び駅前広場の整備に伴い道路の通行区分に変更がありましたので、改めて町道に認定しようとするものです。

路線番号２７８で路線名は大津区画９号線、起点及び終点は認定調書に記載のとおりです。なお、場所及び路線については資料集の４６ページのとおりです。

次に５７、５８ページをお願いいたします。議案第２７号は町道の路線認定になります。議案第２４号で説明しましたように、平成２１年３月議会において開発行為の完了検査が終了している部分までを議決していただいておりますが、その後一部分を除き東側部分の開発行為が完了しましたので、認定調書に記載しているように路線番号の３３１－１路線名美咲野中央線から路線番号３３１－５３路線名美咲野５２号線までの１９路線を一括して町道に認定しようとするもので、起点及び終点はいずれも記載のとおりです。なお、それぞれの路線の場所及び延長は資料集の４７ページのとおりです。１９路線の合計は４千８４０メートルになります。

次に、５９ページから６０ページをお願いいたします。議案第２８号町道の路線認定についてになります。大津駅南地区の１５ヘクタールの区画整理事業で整備を行ってきましたが、事業が長期間に及んだため他の地域と比べて年数がかかり、進捗が遅れた関係で町道に認定されていない路線がありましたので、誠に申し訳ありませんが、今回、認定調書に記載の２路線を町道に認定をお願いするものです。路線番号３３６路線名大津区画１１号線、起点及び終点は大字室字門出です。また路線番号３３７、路線名大津区画１２号線、起点及び終点は大字大津字門出です。なお、路線の場所及び全長は資料集の４６ページになります。

次に、６１、６２ページをお願いいたします。議案第２９号、町道の路線認定について説明いたします。本路線は岩坂南の町道整備事業として整備を計画しておりますので、新たに町道に認定しようとするものです。路線番号３３８路線名岩坂南２号線、起点は大字岩坂字切畑山、終点は大字岩坂字西鶴です。なお、路線の場所、および延長は資料集の４８ページのとおりです。議案第２５号から議案第２９号の５議案につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法８条第２項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、議案第30号から認定第1号までの説明を求めます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第30号、平成24年度大津町一般会計予算についてご説明いたします。予算書とあわせまして、別冊の当初予算の概要をご参照ください。それでは、予算書の1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ102億6千324万円と定めています。第2条の債務負担行為の取り扱いから、第5条の歳出予算案の流用まで記載のとおりと定めております。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。電気自動車借上料及び電動バイク借上料は熊本県が進めています電気自動車やプラグインハイブリッド車の利用促進を確認したまちづくりに呼応するものです。固定資産課税土地評価業務委託は固定資産税の評価替に伴うものです。住民基本台帳ネットワーク機器借上料は、機器の更新に伴うものです。ネットワーク中継機器借上料は通信機器の障害によりネットワーク全体が停止しないよう電算室にあるサーバーと職員のパソコン等をつなぐ中継機器を二重化するものです。飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給及び家畜飼料特別支援資金利子補給は期間の延長に伴うものです。公共土木積算システム借上料は更新に伴うものです。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。1.臨時財政対策債は交付税の財源不足を補填するもので、国の地方財政計画に基づいています。2.町道整備事業町道牧線ほかの町道整備に伴うものです。3.農道整備事業は中部農免農道の整備に伴うものです。4.県道負担金は県道瀬田熊本線ほかの県道改良などに伴うものがあります。

債務負担行為につきましては、平成24年度につきましては当初予算の中で計上させておりますので、平成25年度からの債務負担行為になります。

続けさせていただきます。5.町営住宅整備事業は曙団地駐車場整備や立石団地改修に伴うものです。6.都市再生整備計画事業は社会資本整備事業に係るものです。7.一般公共事業は県営かんがい排水事業負担金などに係るものです。8.自然災害防止事業は県営防止事業の負担金です。9.消防施設整備事業は防火水槽2基ほかの整備です。10.学校教育施設等整備事業債は美咲野小学校建設に伴うものです。

それでは、歳出からご説明いたします。47ページをお願いいたします。款1項1目1の議会費の減額分は共済組合負担金の減額です。

54ページをお願いいたします。目5財産管理費は庁舎の維持管理費や町所有の建物災害共済金などですが、57ページの節14使用料及び賃借料で電気自動車2台分の借上料を、節15工事請負費で、電気自動車の重点施設設置工事をそれぞれ予定いたしております。

59ページをお願いいたします。目7電子計算費は、電子計算機器専用線使用料、同補修委託システムサポート修正委託等の委託料。電子計算費の機器借上料などが主であります。今年度は購入後7年を経過しました職員の業務用パソコン36台の更新と庁舎内ネットワーク回線の中継機器システムの整備を予定いたしております。

66ページをお願いいたします。目12諸費負担金で、空港ライナー負担金を計上いたしております。補助金の生活路線維持費補助金は、乗合バスの運行経費です。利用者減少などに伴いまして増額といたしております。乗合タクシー運行費補助金は便数の増により増額であります。

68ページをお願いいたします。目15社会資本整備総合交付金事業は、美咲野小学校への通学路の防犯灯設置工事です。

75ページをお願いいたします。項4目3町長選挙費は、平成24年12月25日の任期満了に伴う選挙の執行経費を計上いたしております。

76ページをお願いいたします。目4町議会議員一般選挙費は、平成25年2月28日の任期満了に伴う選挙の執行費を計上いたしております。

83ページをお願いいたします。款3項1目1社会福祉総務費の節28の国民健康保険特別会計繰越金は、前年度と比較いたしまして、約5千500万円の減額です。これは、国民健康保険特別会計の法定外の繰入れを、23年度の1億1千万円から5千万円に減額したことによるものです。介護保険特別会計繰出金は前年度とほぼ同額であります。

85ページをお願いいたします。目2障害者福祉費の節20扶助費は、障害福祉事業サービス事業の利用者増や障害児支援事業の県からの委譲などに伴って増額となっております。

86ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費は、広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上いたしております。

目4老人福祉費は87ページの節19負担金、補助金及び交付金でグループホーム整備のための介護基盤緊急整備特別対策補助金とねりんピック補助金分が減額となっております。

95ページの項2目1児童福祉総務費をお願いいたします。

97ページの節15工事請負費及び節18の備品購入費は、美咲野小学校に学童保育施設を整備するものであります。

98ページをお願いいたします。目2児童措置費は子ども手当に係る経費ですが、制度の改正に伴い減額となっております。

101ページをお願いいたします。目4若草学園福祉施設費ですが、平成23年度はスプリンクラーを設置してまいりましたので、その分が減額となっております。

目5保育所運営費は、私立保育園の運営費です。入所児童数の増により増額となっております。

105ページをお願いいたします。款4項1目2予防費です。106ページの節13の予防接種委託は、平成23年度に引き続き子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に対して助成をいたしております。

108ページをお願いいたします。目3環境衛生費の節19で、負担金の2.大津菊陽水道企業団負担金は、矢護川地区の施設改良工事に伴う負担金であります。補助金の1.住宅用太陽光発電システム設置補助金は、40件分を計上いたしております。

111ページをお願いいたします。目7子ども医療費は平成23年度の医療費の実績見込みに基づいて増額で計上いたしております。

113ページをお願いいたします。項2目1清掃総務費の節19で、負担金の1.菊池環境保全組合負担金は公債費の減少により減額となっています。

118ページをお願いします。款6項1目3農業振興費は、節19の補助金で8の家畜飼料特別支援資金利子補給事業と、10の飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給は利子補給の期間を延長いたしております。

120ページをお願いいたします。目5農業構造改善事業費の節15工事請負費は総合交流ターミナルの老朽箇所を年次計画で整備するものであります。

目6農地費です。121ページの節19負担金の1.上井手・下井手地区県営かんがい排水事業負担金が平成23年度への前倒しのため減額となっております。

目7圃場整備費は減額となっております。

122ページの節15の県営事業付帯設備工事の減と節19で迫井手地区圃場整備事業の旧工金金がなくなったことによるものであります。

124ページをお願いいたします。目9農業集落排水特別会計繰出金を計上いたしております。工事の終了により減額となっております。

目10農道管理費の節15の工事請負費は中部農免農道の改良工事であります。

127ページをお願いいたします。項2目1林業総務費の節28大津町外四ヶ町村共有財産処分事務受託特別会計繰出金は、同特別会計の財源不足を補うためのものであります。

目2林業振興費です。128ページの節19緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、高性能林業農業機械等の購入補助であります。

130ページをお願いいたします。目3観光費では、弥護山自然公園などの施設管理関係を新しい目の観光施設費にまとめたことにより減額となっています。節13で、観光協会の設立準備の業務委託を計上いたしております。133ページをお願いいたします。目5観光施設費です。ビジターセンターやまちづくり交流センター、弥護山自然公園等の施設管理の費用をまとめております。

139ページをお願いいたします。目2道路維持費です。節15の工事請負費は、町道下町門出線ほかの補修工事です。140ページの目3道路新設改良費は、町道八迫線ほかの改良工事や県道改良工事費の負担金などを計上いたしております。

141ページをお願いいたします。目4社会資本整備総合交付金事業費は、美咲野小学校の通学路の整備であります。

143ページをお願いいたします。項3目2公園緑地費は町立公園等の管理費です。新たに、大津中央公園の管理が増えております。

144ページをお願いします。目3公共下水道費は公共下水道特別会計繰出金です。減額となっております。

目5社会資本整備総合交付金事業費は駅前楽善線ほかの工事費、用地費等になります。

146ページをお願いいたします。項4目1住宅総務費です。節12役務費、節13委託料で明渡訴訟関係の予算を新たに計上いたしております。

148ページ、目2住宅維持費です。節15の工事請負費は曙団地の駐車場整備や立石団地の改修などを計上しております。

149ページをお願いいたします。款9項1目1常備消防費は菊池広域連合消防本部負担金です。西消防署改築工事のため増額となっております。

151ページ、目3消防施設費は防火水槽ほかの整備を行います。

153ページをお願いいたします。災害対策費は節11需用費、消耗品費です。災害、備蓄用食品の購入を予定いたしております。

155ページをお願いいたします。款10項1目2事務局費です。節1報酬で特別支援指導員が対象児童の増加により増員となっております。

159ページをお願いいたします。外国人講師招致事業費は幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの管理費へ予算の組替えにより廃目といたしております。

項2目1小学校管理費です。161ページをお願いいたします。節15工事請負費で大津東小学校改修工事ほかを計上いたしております。

163ページをお願いいたします。目3学校建設費です。国の補助金の関係で平成23年度前倒しとなりましたので、平成24年度は渡り廊下等の附帯設備工事と備品購入費が主であります。

165ページをお願いいたします。項3目1中学校の管理費は、167ページの節13委託料で英語指導派遣委託費が増額となっております。

169ページをお願いいたします。目2教育振興費です。節11需用費の消耗品費は教科書改訂に伴う指導用教材の購入費となっております。項4目1幼稚園費です。171ページの節15で陣内幼稚園の改修工事を計上いたしております。

173ページをお願いいたします。項5目1社会教育総務費です。175ページの節19の補助金で3.地域生涯学習施設等改修補助金から5.地域学習施設等用地購入補助金は下猿渡区公民館の改修などでの補助金であります。

目2公民館費です。177ページをお願いいたします。節15で、中央公民館の空調改修工事ほかを計上いたしております。

179ページをお願いいたします。目4文化振興費の減額は迫井手地区の圃場整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査費の作業員賃金と調査委託費の減額が主であります。

181ページをお願いいたします。目5文化施設運営費です。平成23年度で整備をしています歴史文化伝承館と文化財学習センターの維持管理に係る経費であります。

182ページをお願いいたします。目6生涯学習施設運営費です。平成24年度から町民交流施設矢護川コミュニティセンター及び野外活動等研修センターの維持管理に係る経費を1つにまとめて計上いたしております。

187ページをお願いいたします。項6目1保健体育総務費です。平成23年度までで大津町体育施設等管理公社が解散することに伴い、体育施設等の適切な維持管理を行うために職員を2名増といたしております。

189ページをお願いいたします。節19で平成24年9月開催予定の熊本県民体育祭菊池大会実行委員会負担金を計上いたしております。

190ページをお願いいたします。目2体育施設費は、体育施設等業務委託費がなくなりましたので減額となっております。

192ページの節15運動公園井戸水量水器取付工事は、地下水保全のためのものであります。

194ページをお願いいたします。目3学校給食費です。節11需用費の消耗品費は、給食用食器の買い替えであります。

195ページ、節18備品購入費は、美咲野小学校用のコンテナ等の購入であります。

199ページをお願いいたします。款12公債費です。元金、利子ともに増額となっております。

款13予備費におきまして、6千426万7千円を計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。13ページをお開き願います。款1項1町民税、目1個人町民税は年少扶養控除の廃止などに伴い増額で計上いたしております。

目2の法人町民税ですが、企業を取りまく状況等を勘案し、前年度より1億3千万円の減額で計上いたしております。

項2目1固定資産税につきましては、評価替等によりまして減額で計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。項3軽自動車税、項4町たばこ税、項6入湯税は実績を参考に増額で計上いたしております。

款2項1目1地方揮発油譲与税から18ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも国の地方財政計画に基づく増減率から推計いたしまして計上しております。

款9地方特例交付金は、住宅取得控除に伴う町民税の減少補填分のみの交付を予定いたしております。

款10地方交付税は、国の地方財政計画などから普通交付税12億円を見込んでおります。特別交付税は東日本大震災等の影響を考慮いたしまして減額で計上いたしております。

19ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金、目1総務費負担金は、2名分でありませう。

目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金は、保育所の児童数の増加により増額となっております。

21ページをお願いいたします。款13項1目3商工使用料は、ビジターセンターとまちづくり交流センターの使用料などが増額となっております。

25ページをお願いいたします。款14項1目1民生費国庫負担金の節1児童福祉負担金は、保育所の児童数の増により増額で計上いたしております。

節2児童措置費負担金は、子ども手当の負担金ですが、制度の改正により約1億2千万円減額で計上いたしております。

節4障害者福祉負担金の障害者自立支援給付費等負担金は利用者の増により2千200万円の増額です。障害児支援給付費等負担金は県からの委譲によるものであります。

27ページをお願いいたします。項2目3土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金は都市

計画道路駅前楽善線道路改良工事などの交付金であります。

29ページをお願いいたします。款15項1目2民生費県負担金の節4障害者福祉費負担金の障害児支援給付費等負担金は、国庫負担金でご説明申し上げましたが、県からの委譲によるものであります。

30ページをお願いいたします。項2目2民生費県補助金の節3児童福祉費補助金は、一番下の児童厚生施設整備補助金が増額です。これは、美咲野小学校内に整備予定の学童保育施設に対する補助であります。

32ページをお願いいたします。節5林業費補助金で緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金は、林業用機械購入の10割補助であります。

35ページをお願いいたします。項3目6教育費委託金、節2埋蔵文化財調査費委託金は、迫井手地区の埋蔵文化財の調査分で1千400万円の減額となっております。

36ページをお願いいたします。款16項1目2利子及び配当金の減は、主に預金利子の減によるものであります。

37ページをお願いいたします。項2目2資本金精算金は、大津町体育施設等管理公社の解散に伴う資本金の精算であります。

38ページをお願いします。款18項2基金繰入金です。目1減債基金繰入金は財源対策債償還分であります。目2大津町公共施設整備基金繰入金は、社会資本整備事業と美咲野小学校の建設に充当するものであります。目4児童生徒訪問支援事業基金繰入金は、ひきこもりの児童生徒の訪問支援事業に活用させていただきます。財政調整基金繰入金については、今年度は繰り入れをいたしておりません。

款19繰越金は、前年度と同額の1億円を計上させていただいております。

41ページをお願いいたします。雑入です。旅券申請用収入印紙や証紙の売払い代等が増額となっております。

45ページをお願いいたします。款21町債につきましては、先の9ページの第3表地方債の表でご説明したところでありますので、省略いたします。

次に、給与費明細についてご説明いたします。200ページをお願いいたします。

1、特別職であります議員さんの共済費が負担率の変更により減額となっております。その他の特別職の人数の減は選挙関係での立会人等の人数の減であります。また、報酬の増額は、国際交流委員の新たな雇用などに伴うものであります。

201ページをお願いいたします。2、一般職は常勤と非常勤に分けて計上いたしております。職員数は、常勤、非常勤それぞれ3人の増となっております。常勤の2人につきましては体育施設等の適正な管理をするための増であります。非常勤は、保育園における障害児保育や家庭的保育事業の非常勤職員や小学校の特別支援学級関係が増えております。給料、職員手当等は減額です。職員手当の内訳につきましては下段の表のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。

2時20分より開会いたします。

午後2時07分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議案第31号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書の中ほど、初めの1枚目のピンクの表紙になります。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1千451万7千円と定めています。前年度と比較しますと、4千199万9千円の増、1.4%でございます。第2条で一時借入金の最高額は1億円としております。

歳入からご説明いたします。9ページをお開きください。予算の概要は43ページから47ページをご参照願います。款1項1目1一般被保険者国民健康保険税5億5千453万円。

目2退職被保険者等国民健康保険税を5千514万円として税収の総額を6億967万円、前年比0.6%の増で計上しております。

10ページをお願いいたします。目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、65歳未満の公的年金受給者及びその被扶養者で国保一般被保険者への移行により393世帯を見込んでおります。なお、退職者医療制度については平成26年度末で終了し、平成27年度以降は新規の退職被保険者が該当者はなくなります。

11ページをお願いいたします。款3項1目1療養給付費等負担金は一般被保険者療養の給付等の費用、一般被保険者に係る前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する費用をもとに算出されるもので、国はこれまで34%を国の定率負担として交付していましたが、平成24年度から32%にし、2%減らす一方、2%分を県の調整交付金を増やすことにしておりまして、5億2千623万7千円を計上しております。

目2の共同事業負担金は、月80万円以上の高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1が負担されます。

目3特定健康診査等負担金は、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担金の3分の1で、特定健康診査2千451人、積極的支援40人、動議づけ支援110人を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。款3項2目1財政調整交付金で、節1普通調整交付金は、国庫負担金と同様に算出されるもので、一般被保険者の医療費や所得による市町村間の財政力の不均衡を調整するために、国から療養の給付等の費用の約9%が交付されます。

節2特別調整交付金は、結核制止に係る医療費等が総医療費の15%を超えた場合、医療費的成果

事業及び保健事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

款4項1目1共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しております。

目2特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に係る県負担分で、国と同様に健診費用の3分の1を計上しております。

13ページをお願いいたします。款4項2目1財政調整交付金で、節1普通調整交付金は、国の療養給付費負担金が2%減少した分を、県の財政調整交付金に上乘せしますので、療養の給付等の費用の約8%が交付されます。

款5項1目1療養給付費等交付金は退職被保険者の療養給付費等の費用になっているため、社会保険診療報酬支払金から交付されるものです。

款6項1目1前期高齢者交付金については、前期高齢者の療養の給付費等に対し移行されるものです。全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合は納付金となるものです。大津町の場合は加入率が約27.8%と全国保険者の加入率12%より高く交付されるものです。

14ページをお願いいたします。款7項1目1共同事業交付金は、高額共同事業として医療費がレセプト1件につき1カ月分が80万円を超えた分に対して交付算定基準に基づき、国保連合会から交付されるものです。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同化事業として、医療費がレセプト1件につき30万円を超え80万円までの分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。この事業は国保連合会を実施主体として県下全市町村が拠出金を納め、高額医療に対して交付され保険運営の安定を図るものです。

15ページをお願いいたします。款9項1目1一般会計繰入金について、国民健康保険制度の安定化を図るためのものであり、節1の保険基盤安定繰入金は国保税の軽減分に充てるための繰入金です。

節3助産費等繰入金は、出産育児一時金支給額の3分の2、節4の財政安定化支援事業繰入金は、基準財政需要額により算定されるものです。

節5のその他繰入金は、国民健康保険特別会計予算編成で、歳入不足が見込まれるため、一般会計の繰り入れをお願いしております。国民健康保険特別会計の運営のために平成22年度に県から広域化と支援基金を初めて借り入れを行い、平成23年度予算では、5年ぶりとなる国民健康保険税の税率アップを行い、さらに一般会計から法定外繰入を1億1千万円お願いし、国民健康保険特別会計の運営を行ってきたところであります。本来、国民健康保険特別会計運営に必要な税収相当の税率により収入を確保すべきではありますが、2年続けての税率改正を行うことは昨今の経済情勢下では、大変厳しい状況であります。平成24年度におきましても赤字補填及び被保険者の税負担の緩和の意味を持った一般会計からの法定外繰入により国民健康保険特別会計の運営を確保し、町民の医療ニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

16ページをお願いいたします。款10項1繰越金は前年度からの繰越見込額を計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。19ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理費は

国民健康保険事業運営のための事務費等でレセプト点検員の報酬、国保連合会に支払い共同電算委託料及びその需用費等を計上しております。

20ページをお願いいたします。目2連合会負担金は平等割被保険者数割等で計算定されます国保連合会の負担金です。項2目1運営協議会については国民健康保険運営協議会に要する費用を計上しております。

21ページをお願いいたします。款2項1目1一般被保険者療養給付費、目2退職被保険者等療養給付費は各被保険者が負担する医療費の7割相当額をそれぞれ計上しております。予算比較で一般被保険者の給付費は、平成21年度が平成20年度比110%、平成22年度が平成21年度比で106%のペースで増加しておりますが、平成23年度は平成22年度並みで推移しており、平成24年度からの国の診療報酬薬価改定が0.004%増とすることが示されており、あわせて給付費見込額を計上しております。退職被保険者の療養給付費について平成22年度は平成21年度比148%で増加しましたが、平成23年度はほぼ前年並みで推移しております。

目3一般被保険者療養費、22ページの目4退職被保険者等療養費は、各被保険者の治療用装具等に伴う費用を計上しております。

目5、審査支払手数料は、県国保連合会でのレセプト審査支払いに要する経費及び電算処理手数料を計上しております。

款2項2高額療養費は、同一被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、住民非課税世帯の場合は3万5千400円、一般世帯の場合は8万100円を超えた分を給付するものです。

24ページをお願いいたします。款2項4目1出産育児一時金は、一件42万円で45件を見込んで予算計上しております。項5目1葬祭給付費は、1件2万円の40件分を予算計上しております。

25ページをお願いいたします。款3項1目1後期高齢者支援金については、後期高齢者の医療に要する費用を支援するもので、国が示した国保被保険者1人当たりの額で算定されるものです。

26ページをお願いいたします。款5項1老人保健拠出金は、老人保険医療に要する費用を、各健康保険が負担するもので、過年度精算分としまして平成24年3月診療分以前の老人医療費の生産に伴う拠出金を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。款6項1目1介護納付金は、介護保険に要する費用について保険者が納付金として負担するもので、介護保険2号被保険者の人数等をもとに算定されるものです。

款7項1目1高額医療共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運用を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

28ページをお願いいたします。目3保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運用を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。款8項1目1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健診、特定保健指導、及び人間ドック等の事業に要する費用を計上しております。平成24年度見込みとして特定健康診査1千751人、積極支援40人、動議付支援110

人、人間ドック700人です。

29ページをお願いいたします。款8項2目1保健衛生普及費は、ジェネリック差額通知及び医療費通知や共同電算委託料等の費用を計上しております。

目2鍼灸施術費は、30ページで鍼灸を受けられる方への鍼灸施術補助金を計上しております。

31ページをお願いいたします。款10項1公債費は平成22年度末で、熊本県広域化と支援基金より借り入れた分の返済を行うもので、1年据え置きが無利子で、平成24年度から5年間で返済するものです。

32ページをお願いいたします。款12予備費については予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

つづきまして、議案第34号、平成24年度大津町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書のピンクの表紙の後ろから4枚目をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2千12万4千円と定めています。前年度当初予算と比較しますと、2千612万4千円、約1.3%増となっています。増加の主な要因は、認定者数の増加による給付費や、包括支援センターで行う介護予防のための事業等の増加によるものであります。第2条で一時借入金の限度額を1億円としております。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。予算の概要は50ページから52ページをご参照願います。

款1項1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の被保険者に係る保険料の収入額として、介護給付費と歳出見込額から国、県、町負担金調整交付金及び支払基金交付金を差し引いた額を計上しております。第4期から第5期介護保険事業計画で基準保険料は4千800円から5千100円にアップしたことと、被保険者数の増加により前年比2千758万円増加しております。

款2項1目1手数料は、介護保険料の督促手数料です。減額の理由は、生活管理指導員派遣手数料徴収条例の廃止等に基づくことによりましてご説明しましたように、社協に委託している生活管理指導員派遣事業の手数料を利用料として社協の収入に変更しようとするものです。

9ページをお願いいたします。款3項1目1介護給付費負担金は介護給付費の施設サービス等については15%、それ以外の介護サービス等につきましては国負担分の20%を計上しております。

款3項2目1調整交付金は、介護給付費歳出見込額の7.5%、目2地域支援事業交付金は歳出で介護予防事業の25%、包括的支援事業及び任意事業の40%の所定の負担率を計上しております。

10ページをお願いいたします。款4項1目1介護給付費交付金は、40歳から64歳の2号被保険者の介護納付金に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の29%の交付率で市町村に交付されるものです。第5期計画では、制度改正により1号被保険者の負担率が20%から21%へ、2号被保険者が30%から29%へと変更になっております。

目2地域支援事業支援交付金については、介護予防事業について同様に29%の割合で交付されるものです。

款5項1目1介護給付費負担金は介護給付費歳出見込総額の県負担分12.5%を計上しております。ただし、施設給付費等に係る分は17.5%を計上しております。

11ページをお願いいたします。款5項2目1地域支援事業交付金は、地域支援事業に対する県の交付金で交付割合が、介護予防事業が12.5%、包括的支援事業及び任意事業20%を計上しております。

目2介護保険財政安定化基金交付金は、第5期計画では、国は県の介護保険財政安定化基金から各市町村拠出金を取り崩して保険料抑制に充てるようにしたことによるものです。

款6項1目1介護給付費繰入金は、町が介護保険給付費歳出見込額の12.5%を計上しております。

目2地域支援事業支援交付金は、地域支援事業に対する町の繰入金で、交付割合は介護予防事業12.5%、包括的支援事業、任意事業20%を計上しております。

目3その他一般会計繰入金の節1職員給与費等繰入金は、包括支援センターの職員給与費等の繰り入れが主なものです。

節2の事務費繰入金は、一般管理事務費、付加徴収費、介護認定審査会費、認定調査費等のほか、包括支援センターが行う介護予防事業費や任意事業として実施する事業分を繰り入れるものです。

13ページをお願いいたします。款8項1目1繰越金は、前年度繰越見込額を計上しております。

14ページをお願いいたします。款9項3目1介護予防サービス計画費収入は地域包括センターで行う要支援認定1、2に対するケアプラン作成収入です。地域包括センターのケアマネージャーが要介護状態に進行することがないように、ケアプランの作成を行う費用です。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理につきましては介護保険事業運営のための一般的な事務経費を計上しております。委託では新たに介護保険適正化委託として介護事業所が作成したケアプランを抽出し、それに基づいて行われる介護サービスが適正かどうかをチェックし、給付の適正化を図るものです。

16ページから17ページをお願いいたします。款1項2目1賦課徴収費につきましては、第1号被保険者の保険料の賦課徴収に要する経費で、主に納付書の印刷、郵送料です。款1項3目1介護認定審査会費につきましては、要介護、要支援認定の審査判定業務を菊池広域連合で行い、それに伴う負担金、通信運搬費等を計上しております。

目2認定調査費等につきましては、介護認定申請後の介護認定調査における主治医の意見書料、方針手続き及び結果通知書等の通信運搬費、認定調査員報酬等を計上しております。

18ページをお願いいたします。款2項1目1介護サービス等諸費につきましては、介護保険サービスの費用から、利用者の自己負担1割部分を除いた9割分を保険者負担分給付費として計上しております。増額につきましては、主に居宅サービス給付費及び地域密着型サービス給付費の増加によるものです。

19ページをお願いいたします。款2項3目1高額介護サービス等費につきましては、介護サービス利用者が支払った1割の自己負担額が一般世帯の場合、合計でひと月3万7千200円を超えた場合に、高額介護サービスとしてその超えた部分を給付するものであります。なお、利用者の負担軽減

を図るために、所得額に応じて限度額が定められております。

20ページをお願いいたします。款3項1目1介護予防事業費につきましては、高齢者が要介護状態とならないように介護予防事業を行うものであります。二次予防事業対象施策として、二次予防事業対象者把握事業、生活管理指導員派遣事業、通所型介護予防事業、及び訪問型介護予防事業を実施いたしまして、一般高齢者施策として介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業等の奉仕謝礼、授与費等を計上しております。

21ページから23ページをお願いいたします。目2包括的支援事業費につきましては、高齢者の健康の維持、保健、福祉、医療の向上と増進のために、必要な援助支援を包括支援センターに担う地域の中核機関としての地域包括支援センターに係る費用を計上しております。増額の主なものは、非常勤職員の認知症相談員の配置や、要支援者数の増加に対応するための臨時職員等賃金によるものです。

23ページから24ページをお願いいたします。目3任意事業費につきましては、介護にあたっての家庭の経済的負担を軽減する家族介護用品支給事業、ひとり暮らしの高齢者等に給食サービスを行う食の自立支援事業、24時間医療支援独居高齢者を見守るホットライン体制整備事業、成年後見制度の申し立てに係る手数料、介護給付費等適正化事業の奉仕謝礼、委託料等を計上しております。

26ページをお願いいたします。款7項1目1で予備費については、介護給付費等の緊急な経費に対応するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第36号平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書のピンクの表紙の後ろから2枚目をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5千483万1千円と定めています。前年度と比較しますと290万8千円の増となっております。

熊本県の後期高齢者の保険料は、制度施行後4年を経過しますが、2年ごとに保険料は改定されます。平成22年度、平成23年度は均等割額が4万7千円、所得割率が9.03%でありました。平成24年度は保険料改定の年度で、2月の後期高齢者医療広域連合議会で均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%と議会で承認されましたが、ご提案しております保険料は予算編成スケジュール上、改定前の保険料でありますので、改定後の保険料は補正予算で対応することになりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、課税限度額は50万円から55万円に国の施行令により限度額が引き上げられます。被保険者は3千492人を見込んでおります。

歳入からご説明いたします。歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いいたします。予算の概要は53ページから54ページになります。款1項1目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料は、後期高齢者医療広域連合において算定されました大津町の後期高齢者医療保険者の保険料の特別徴収対象者を平成23年度の実績から全体の57.6%、また、目に普通徴収保険料を全体の42.4%と見込んで大津町における後期高齢者の保険料を1億7千893万2千円計上しております。

8ページをお願いいたします。款4項1目1事務費繰入金は、後期高齢者医療保険者の事務を行う

ために、一般管理費及び普通徴収事務等に係る分を一般会計から繰り入れるものです。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものです。増加の主な理由は、被保険者の増に伴うものであります。

目3 保険事業等繰入金は、町の単独事業で、鍼灸施術補助に対する費用を一般会計から繰り入れるものです。

節2 人間ドック補助繰入金は、平成24年度から新たな事業で、75歳以上に対して人間ドックを補助するために、一般会計より繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。款5項1目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

10ページをお願いいたします。款6項4目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料で、受診見込被保険者525人分の健診費用及び事務費を計上しております。

項5目3雑入は後期高齢者医療広域連合が実施する人間ドック費用の助成を申請するため、30人分を受け入れるものです。

次に歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。款1項1目1一般管理費は、共同電算回線使用料、各種通知用郵便代及び後期高齢者医療の事務を行うための予算を計上しております。

款1項2目1徴収費は、保険料の徴収のための納付書等印刷、製本費及び被保険者保険料決定通知、及び納付通知書の郵便代等の費用を計上しております。

13ページ、14ページをお願いいたします。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者が納付した保険料1億7千365万5千円、基盤安定負担金6千628万9千円及び滞納繰越分保険料を計上しております。

款3項1目1健康診査費は、被保険者のうち健康診査受診見込者数525人分の健診に係る通信運搬費及び健診委託料等を計上しております。なお、委託料では、継続しております健診に加え、75歳以上の人間ドック助成を新たに開始いたします。

目2鍼灸施術費は1人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行し補助するもので、1千円の年間延べ700券を計上しております。

15ページをお願いいたします。款5項1目1予備費は、予測のできない緊急な経費に対応するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第32号の平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてご説明申し上げます。議案集は65ページで、予算の概要は48ページからになります。特別会計予算ピンク色の2枚目になります。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ342万3千円と定めています。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。款1項1目1の負担金は本年度から大規模林道事業賦課金を菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担案分率に応じて負担金をいただき対応しますので、その負担金分です。

款2項1目1の財産収入は、分収林収益分収益ほか、それぞれの収益分の座取りをお願いしております。

款3項1目1の一般会計繰入金でございますが、大規模林道事業賦課金の大津町負担金を一般会計から繰り入れて対応するものです。

次に、8ページをお願いいたします。款4項1目1の繰越金でございますが、前年度の繰越金189万6千円を計上いたしております。

諸収入は、水源整備事業関係が契約変更に伴い廃款といたしました。

次に、9ページをお願いいたします。歳出でございます。款1項1目1の一般管理費の節の賃金から節16の原材料費までそれぞれ事務関係、関係維持管理関係を計上いたしております。

節19の負担金、補助金及び交付金の関係大規模林道事業賦課金でございますが、大規模林道菊池・人吉線、菊池大津間に係る事業の受益者負担金でございます。

10ページをお願いいたします。款2項1目1の予備費として174万円を計上いたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第33号、平成24年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。当初予算の概要は48、49ページになります。あわせてご覧いただきたいと思っております。予算書の1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4千263万6千円と定めております。第2条の債務負担行為は、第2表債務負担行為により、また第3条の地方債は第3表の地方債により説明いたします。第4条で一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為として水洗化促進を図るため水洗化改造資金の融資斡旋に関して金融機関が有した資金の損失補償をするものです。融資枠、期間、限度額は記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。第3表、詳細として1.公共下水道事業債は本年度の管路工事や処理場改築の事業費に対する起債になります。2の公共下水道事業債（特別措置分）は、財政処置の変更に伴い創設された起債です。3の資本費平準化債は、先行投資に伴う債務の一部を繰り延べし、今年度の利用者にも負担してもらうための起債になります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載されたとおりです。

予算に関する説明書により説明いたします。最初に13ページの歳出から説明いたします。款1項1目1総務管理費につきましては、職員6名分の人件費等と節8で受益者負担金納期前払報奨金を計上しております。

14ページをお願いいたします。節13では使用量の徴収委託をする費用、節18では井戸水を利

用して下水道に接続している受益者の量水器の更新費用を計上しております。節19のうち負担金は、水道企業団が使用料算定のために電算機を導入したことに伴う費用負担で、補助金では漁業振興のための漁協への助成金や水洗化を推進するための助成金を計上しております。

15ページをお願いいたします。節27では、平成23年度分の消費税を計上しております。目2事業費につきましては、節11のうち修繕料はマンホール蓋の修繕等で、節13では管路工事实施のための測量設計費用及び浄化センター等を今後長期間維持管理していくための計画を立てる費用を計上しております。また、平成22年度から3年間で下水道事業団に委託して実施している浄化センターの電気、機械、設備等の改築費用のうち平成24年度分を計上しておりますが、本年度は沈砂地などの防食工事、沈砂地の電気及び機械設備工事を行う計画です。

16ページをお願いいたします。節15阿原目などの保水環境整備工事を、節22では工事实施に関連して支障が出る場合に対応するための上水道管理移設費用を見込んでおります。

目3維持管理につきましては、17ページをお願いいたします。節12では建物の保険料、節13では、平成23年度から新たに3年間で包括的民間委託を行っている浄化センター等施設及びマンホールポンプの管理委託費用の本年度分などを計上しております。

目4下水道事業基金費は、基金の利子を積み立てるための積立金を計上しております。

18ページをお願いいたします。款2項1目1元金と目2利子で地方債の定時元金償還金と長期債の利子及び一時借入金に係る利子を計上しております。

款3項1目1で予備費を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。款1項1目1負担金は本年度賦課予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と、過年度に賦課されて継続して納入される見込みの額を計上しております。款2項1目1使用料は、一般住宅、学校、企業からの下水道使用で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。

10ページをお願いいたします。款3項1目1公共下水道費国庫補助金は本年度の公共事業に対する補助金です。補助金の率は工事の内容により事業費の50%と55%になります。

款4項1目1一般会計繰入金は、下水道に伴う人件費、事業費、公債費償還等のために繰り入れるものです。

款5項1目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

11ページをお願いいたします。款6諸収入につきましては、いずれも座取りの予算になっております。

12ページをお願いいたします。款7項1目1公共下水道事業債及び目2資本費平準化債は、先ほど第3表の地方債のところで説明したとおりです。公共下水道事業債につきましては、補助対象事業では補助団の事業費の90%、単独事業の場合は事業費の95%になります。

款8項1目1利子及び配当金は下水道事業基金の利子を見込んでおります。

続きまして、議案第35号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。当初予算の概要は、52、53ページになります。予算書の1ページをお願いいたします。第1

条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4千735万1千円と定めております。第2条で一時借入金の最高額を定めております。予算に関する説明により詳細を説明いたします。

最初に12ページの歳出から説明いたします。款1項1目1総務管理費は、職員2名分の人件費と節19で杉水・平川地区の水洗化助成金を計上しております。

13ページをお願いいたします。目2農業集落排水事業費につきましては、管路工事を前年度に全て発注しましたが、一部の工事が年度内に終わることができなく、繰り越しをして施工している状況です。主なものは節1と節9の中の、費用弁償については事業推進のための委員会の費用になります。節14では、設計用パソコン、工事用図面のためのコピー機借上料等を計上しております。14ページをお願いします。節15で公共污水枡の設置費用を計上しております。

目3維持管理費につきまして、主なものは、節11の中で、光熱水費は矢護川、錦野及び杉水浄化センター施設を運転するための電気、水道代と管路上に設置されているマンホールポンプ運転するための電気料で、修繕料は矢護川浄化センターのシサ除去スクリーンを取り替える費用を計上しております。節12の中で、通信運搬費につきましては、浄化センターやマンホールポンプの運転状況を電話回線で知らせるための費用で手数料は汚泥の引抜料になります。

15ページをお願いします。節13は各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理費用になります。

目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金や基金の利子などを基金に積み立てるものです。

款2項1目1元金と目2利子は、地方債の定時元利償還金と長期債及び一時借入金に係る利子を計上しております。

16ページをお願いいたします。款3項1目1で予備費を計上しております。

次に歳入を説明いたします。7ページをお願いします。款1項1目1農業集落排水事業費分担金は、杉水地区、平川地区の土地及び家屋所有者等からの現年度分と過年度分の分担金の見込額を計上しております。

款2項1目1使用料は、矢護川地区、錦野地区及び杉水地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。款3項1目1の農業集落排水費県補助金は施設整備推進事業補助金として、事業に係る地方債償還に要する経費として前年度の補助対象事業費の6.5%を計上しております。

款4項1目1一般会計繰入金は、事業に伴う人件費、事業費、維持管理費、公債費の元金及び利子の一部に充当するため一般会計から繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。款5項1目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

10ページをお願いいたします。款6項3目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金等を見込んでおります。

款7項1目1利子及び配当金は、農業集落排水事業基金の利子を見込んでおります。

次に、議案第37号、平成24年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の一番最後になります。当初予算の概要は54、55ページになります。予算書の1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量は、9事業所に対して、年間120万4千500立方メートル、1日平均3千300立方メートルの給水計画を立てております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入額を5千801万8千円、支出額を4千914万2千円計上いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の中に、収入は計上しておりません。2ページをお願いいたします。支出では資本的支出を1千24万5千円計上しております。

第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員の給与費を計上しております。

第6条で利益剰余金の処分として減債積立金を539万5千円積み立てるようにしております。

詳細の説明につきましては、予算に関する説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、収入では款1項1目1給水収益で中核工業団地企業6社分の水道料金を計上し、項2目1受取利息及び配当金では定期預金の利子を計上しております。

支出では、款1項1営業費用の中で、目1原水費は電気計装設備の保守点検、修繕費、ポンプ運転に伴う電気料金、水道企業団からの緊急用水道代等を計上し、目2配水及び給水費は、量水器メーター購入及び取付費用を計上しております。目3総係費は職員位置の人件費や電算システムの使用料などの費用になります。

2ページをお願いいたします。減価償却費は工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費を計上し、項2目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還に係る利息を計上しております。目2消費税及び地方消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。項4目1で予備費を計上しております。

次に資本的収入及び支出ですが、収入は見込んでおりません。支出については、款1項1目1水道建設改良費は、工事請負費と濁度計及び水位計の取り替え費用を委託料として作為見直し業務費用を計上しております。項2目1企業債償還金は企業債の元利償還金を計上しております。

最後になります。認定第1号、平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。別冊の書類があげてあると思います。ご覧いただきたいと思います。

昭和32年に設立されました矢護川地区簡易水道組合につきましては、平成23年11月30日をもって解散されましたので、平成23年4月から11月末までの組合会計歳入歳出の決算になります。別冊の決算書をお願いいたします。なお、資料としまして、決算事項別の内訳説明書及び決算審査の意見書も配付しております。あわせてご覧いただきたいと思います。決算書の1ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、主なものは、款1項1使用料は、水道使用料で給水戸数は368戸になります。款2項1負担金は構成市町からの職員の派遣に伴う負担金で給水人口の案分率で負担をお願いしています。款5目1繰越金は、前年度からの繰越金になります。詳細につきましては、5、6ページに記載しております。

以上によりまして収入は、収入済額1千714万3千751円となっております。なお、収入未収額は11月料金の未収金と11月30日のメーター検針時の料金で、水道企業団に全て引き継いでおります。

2ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。主なものは、款1項1議会費は議員報酬及び議会開催時の費用弁償です。款2項1一般管理費は、組合事務所の運営経費になりますが、嘱託職員の報酬、臨時職員の賃金、電算処理の委託料、職員の派遣に伴う人件費負担金、前年度の消費税などです。款3項1水道費は水道事業運営に伴う費用になりますが、メーター検針に係る検針員さんへの報酬費用、配水地などの電気代、漏水修繕費用、水質検査などの委託料、配水地などの滅菌室築造工事及び滅菌器購入などになります。詳細につきましては、7から8ページに記載してあります。款4項1公債費は借入起債の元金と利子の償還費用になります。詳細につきましては9ページに記載しております。

以上によりまして歳出は、支出済額1千226万2千174円となっております。

11ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。歳入総額から歳出総額を差し引きしまして488万1千577円となります。

次に右側の財産に関する調書ですが、1、土地につきましては平成23年度中は増減がありませんでした。また、2、基金は決算年度末時点の現在高として記載のとおりとなっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明を終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

午後3時08分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成24年3月9日(金曜日)

出席議員	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	13 番 松 永 幸 久	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 田 黒 英 生		
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長	田 中 令 児
	副 町 長 上 田 英 典	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	総 務 部 長 徳 永 保 則	総務部税務課長	堀 川 晴 幸
	企 画 部 長 木 村 誠	経 済 部 長 西 岡 逸 郎	
	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正	福 祉 部 長 補 佐 長 坂 田 敬 介	
	福 祉 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 長 補 佐 長 藤 本 聖 二	
	土 木 部 長 中 山 誠 也	企 画 課 長 補 佐 長 白 石 浩 範	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	経 済 部 長 西 本 昇 二	
	経 済 部 長 西 本 昇 二	企 業 行 政 課 長 補 佐 長	
	子 育 て 支 援 課 長 松 永 高 春	教 育 部 長 那 須 雪 子	
	農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄	教 育 部 長 松 永 高 春	
		教 生 兼 涯 公 民 館 課 長 高 本 淳 一	

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 4 年 3 月 9 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1	議案質疑	
	議案第 1 号	質 疑
	議案第 2 号	質 疑
	議案第 3 号から議案第 7 号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第 8 号	質 疑
	議案第 9 号	質 疑
	議案第 1 0 号	質 疑
	議案第 1 1 号	質 疑
	議案第 1 2 号	質 疑
	議案第 1 3 号	質 疑
	議案第 1 4 号	質 疑
	議案第 1 5 号	質 疑
	議案第 1 6 号	質 疑
	議案第 1 7 号	質 疑
	議案第 1 8 号及び議案第 1 9 号	一括質疑
	議案第 2 0 号	質 疑
	議案第 2 1 号	質 疑
	議案第 2 2 号から議案第 2 9 号まで	一括質疑
	議案第 3 0 号	質 疑
	議案第 3 1 号	質 疑
	議案第 3 2 号	質 疑
	議案第 3 3 号	質 疑
	議案第 3 4 号	質 疑
	議案第 3 5 号	質 疑
	議案第 3 6 号	質 疑
	議案第 3 7 号	質 疑
	認定第 1 号	質 疑
日程第 2	委員会付託	
	議案第 8 号から議案第 3 7 号まで	
	認定第 1 号	

午前10時00分 開議

○議長（大田黒英生君） おはようございます。開会に先立ちまして議会運営委員長より発言の申し出がっておりますので、この際これを許します。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。先日の議会運営委員会における審議の経過と結果の報告の際に、最終日に人事案件が追加提案される報告が漏れておりましたので報告いたします。

○議長（大田黒英生君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第1、議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第7号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの7件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、第1号を議題とします。質疑はありますか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成23年の一般会計補正予算について質疑を行います。

3点についてお伺いをいたします。第1点は、予算書の44ページであります。目11で地域づくり推進費が計上されておりますが、その中で19負担金補助金の中、地域づくり活動支援事業補助金が238万7千円減額がなされております。当初予算は確か400万円であったかと思いますが、そんなに地域づくりは大変重要な事業であるかと思いますが、なぜこれほど補助金が残されたのか、その背景についてお尋ねをいたします。

次に65ページであります。保健衛生の予防費に係る予防接種補助金が300万円減額、これもまた大幅な減額です。当初予算が327万4千円に対して、マイナス300万円というのは、なぜこういう補正になっているのかお尋ねをいたします。

3点目が97ページです。幼稚園費の就園補助金であります。殆ど私立の幼稚園に関して園児の就園を支援するということで補助金が出されていたと思いますが、こちらもとりわけ私立の就園補助金が354万6千円、大幅に残されております。その背景についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。荒木議員のご質疑にお答えいたします。

地域づくり活動支援事業費が予算400万円に対しまして、238万7千円の大幅減額になったのはどうしてかというご質問でございますが、この地域づくり活動支援事業はミニ特区事業を引き継いだ事業として平成19年度から始まったものであります。当時は20万円を上限に事業費の3分の2を補助するというもので、平成21年度の実績につきましては32の行政区が取り組み440万4千円の補助を行っております。現在の事業は平成22年度に見直しを行いまして、上限を15万円とし補助率を2分の1といたしております。また町の中心部でも取り組み易いように、組単位でも申請ができるような形といたしております。一方つつじ祭り等におけるつくり物に対しても取り組んでいただくという思いから、こちらにつきましては補助率を10分の9としたところであります。祭りのつくり物づくりを通しまして、地域の繋がりを深めていただくというものであります。このように、町としてはより多くの行政区に取り組んでいただきたいという思いから、当初予算の段階では少なくとも30の行政区が取り組んでいただけるものと期待しておりました。しかし平成23年度は17団体19の行政区の取り組みとなり、大幅減額となったところです。このようなことから、現在地域づくり活動支援事業につきましてアンケートを区長さん方をお願いしているところであります。平成24年度におきましてはアンケート調査でいただきましたご意見を参考に、今後の方向について検討してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。荒木議員の歳出のほうで予防費の19負担金補助及び交付金で予算327万4千円に対しまして300万円減額の理由についてでございますけれども、予防接種関係では、住民の方が適切な時期に希望する場所で安心して接種を受けられますよう、住所地以外の医療機関でも接種が可能となるように、インフルエンザ予防接種の県内の広域化が平成23年10月に図られております。広域化によりまして、熊本県医師会と各市町村が契約をし、町外でも予防接種が可能となったことにより、これまでの償還払いがなくなり個人への補助が減額したものです。接種者数ではただいまご説明しました理由によりまして、当初で季節性インフルエンザ接種予定者を1千800人を見込んでおりましたが、42人となったものです。その中でまた定期接種では2種混合、3種混合、日本脳炎、麻疹風疹予定、30人を見込んでおりましたが4人となったものです。またそれ以外では委託料等でインフルエンザ関係につきましては対応させていただいております。

以上よろしくお願いいいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 就園補助金の354万6千円減額の理由はというご質問だったと思います。

これにつきましては、当初予算は平成22年度の実績により計上をいたしておりました。最終的に補助対象人数が35人減少したことが減額の理由でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 地域づくり事業補助金が見込みより利用というか、実施された区が非常に少

なかったということですが、早い話が使い勝手が悪いということではなかろうかと思うのですね。とりわけ限度額が15万円に下がったのはありますけれども、補助がその半分しか最高でも来ないということで、うちの自治会でもやはり、そういう傾向がございます。せめて3分の2くらいの補助がなければ、最高でも15万円の2分の1だと7万5千円ですよ。15万円の事業をして7万5千円ということで、せっかくの予算、本来の地域づくりの目的に合致していないのが、大幅減額に繋がったのではないかと思います。区長会あたりでアンケートを取るということですが、最終的にはやはり使い勝手が、もう少し補助率を上げないと手を挙げる自治体はますます減ってくるのではなかろうかと思うのですけれども、そういう反応はあるのかどうかですね、もう一度お尋ねいたします。

それから幼稚園の就園補助金ですね。補助対象世帯というか児童ですかね、減ったということですが、ということは所得によって制限があったかと思えますけれども、幼稚園に入ろうとする家庭の所得の低い人達がなぜ幼稚園に敬遠するとか、あるいは保育園のほうに流れたのか、そういう分析はなされているのかお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員の再度のご質問にお答えいたします。

2分の1の補助率ということで使い勝手が悪いのではないかとということでございますが、現在アンケートを実施いたしております。アンケートの締め切り前でありますので全体のご意見の集約はまだいたしておりませんが、現在返ってきている中では、やはりそのようなご意見もいただいているところはあります。今後そのあたりのご意見を参考に十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 具体的な分析は行っておりませんが、大津町には二つの私立の幼稚園がございますけれども、この幼稚園に関しましては町外のほうからも結構入ってらっしゃいます。その中で今回35人という部分が減っておりますけれども、やはり所得が低い方につきましては保育園のほうも申し込みをされているという部分は聞いております。ですからどうしても、所得が低いということで保育園のほうに申し込みを変えられたというケースも多々あるというふうに考えているところでございます。具体的な一人一人の分析は行っておりません。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

まず最初に14ページの町民法人税を見てもみすれば1億円の減という補正案が出ております。実際、昨今の景気の動向というのは、周知のごとく悪いのは事実であります、やはりということは非常に大津町の財政に、町長も施政方針で言われましたけれども不透明感が広がってしまうということで、これと関連するものが107ページの職員手当の内訳というものがあまして、退職手当というのが増額されております。なぜこれを結びつけるかと申しますれば、1千780万円の増額と申しますれば、これは一人多くなったのかなというふうに考えるわけですが、この景気の状況が悪い

ときに補正予算で出てくるということは、定年を迎えて退職されるわけではない、これは数字かなというふうに考えられます。この景気の悪いときに役場の職員を辞めて、職は非常に厳しいのですね探すが、そういったときに、これがもしも一人増であるということであるならば、こんな景気悪いときでも役場を辞めたいというふうなことは考えられるのかなと、やはりですね職員というものは町長を守らなくてはならない、そしてこの地方自治体の体制をきちんと職員一人一人が担っていただいて、充実した仕事をしていただかなければならないということを考えますので、法人町民税が減ったのはこれは景気の動向と理解しますが、そういった状況下の中で退職者が増えたのかなということに疑義を思いましたので質疑いたします。

次に45ページの款の2、項の1、目の12ですね。生活路線維持費の補助金が731万7千円増額されております。この補正予算の概要あたりを見ますれば、運行実績などに伴いということでもあります。運行実績と申しますけれども、この生活路線維持費っていうものは、予測できるところかなと思います。追加としてそれだけ需要があったのか、それとも逆にですね、そういった生活路線維持のためのこの補助金が、例えばバス会社とかタクシー会社あたりの運賃ですね、運賃が利用が少なかったから、それで見込みを下回ったから町が負担しなければならないというふうであるのならば、それだけ町民の各位が税負担ということになるわけですよ。とういことは、もう大幅な見直しをかけなければ、この税負担はすべからく広く薄くではあるかもしれませんが、だんだん今後も増える可能性が考えられるということです。この点についても説明を願いたいと思います。

あと1つですけれども、87ページの消防施設費の中の18の備品購入の中の小型の動力ポンプというのが減額されております。このポンプというものは、確か調子よく動いていたとしても定期的に確か買い換えるものだったという説明を受けたように思っております。ですから、例えばこの小型ポンプは5年なら5年。10年なら10年で区切って新しいものと買い換えていくのだよというものではなかったかなと、この減というのがちょっと不思議に思いましたので、この件についても伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） まず、一番初めの人件費関係の分でございます。今、永田議員が言われたように、昨今の経済状況というのは非常に厳しい状況であるという形で、法人町民税の減というのは事実であります。その中で今回退職手当に対しての件でございますけれども、新たに勧奨退職という形で制度がありますけれども、60歳定年については当初予算に計上させていただいております。その中で、今回3名の方々が早期退職をされております。その関係で勧奨に値するものについては2割から20%の割合加算がありますので、それについては町の人事行政の運営等の状況を公表しますという形で毎年12月広報には出させていただいております。その中で退職手当に係る上限の率というのについても記載をさせていただいております。この3人分の勧奨による退職が増えたという形でその分を計上させていただいているような状況でございます。一応、後進に道を譲るという形でご本人さん達は、一応9月30日までに勧奨の願いを出していただくという形になっております。これは町の勧奨退職要綱に決めてありますので、その件で一応お計らいをさせていただいたという形ござ

います。

それから2番目の質問で、生活路線バスの件です。永田議員、言われるように大変な負担をお願いいたしているようなわけでございます。毎年毎年増額の傾向にあるというのが事実でございます。一応概要を申し上げさせてもらいますと、乗合バスの路線維持については、熊本県の生活交通維持活性化総合交付金と町の補助金で運営を行わせていただいております。現況でございますけれども、この補助対象路線につきましては、産交バスが5路線、森・山西線、岩坂・山西、内牧環状線、菊池線、山鹿・肥後大津駅線。それと九州産交のバス4路線、交通センターから他へ三里木大津産交営業所です、吹田にありますけれども吹田団地経由、運動公園経由、それと供合線となっております。一応全部で9路線に対する運営補助という形で、ご存じのように赤字路線という形になりますので、バス運営会社に対して町として委託しているわけですが、その欠損補填金という形で行わせていただいております。ちなみに産交バスにつきましては、2千730万8千円が欠損という形になっております。それと九州産交バスが865万2千円でございます。議員言われますように路線バスの事業というのは全国やっているわけですが、苦勞しているのは事実でございます。少子高齢化に伴う社会構造の変化及び地域住民の交通手段の多様性、それから地方の人口減少による輸送人員は年々減少傾向にあります。受託事業者、要するに産交バス、九州産交バスにおいても事業の関係での改善策をいろいろ取り組まれておりますけれども、高騰する軽油とか老朽化する車両、車両に対しても町の補助も必要になりますけれども、そういう形で費用がかさんで圧迫しているような現実でございます。しかし、公共交通機関の衰退による弊害という形で、社会的弱者それから公共交通に依存せざるを得ない人達のための問題、それから環境問題、資源の浪費という形を取られますと、これについてはやっぴいかなければならないという形で思っております。また言われるように、補助金で経営が成り立つものであればコスト削減、サービス向上に目が向きにくくなるのではないかと思っております。地域の住民のニーズというのを正確に反映する必要があるという形でございます。今後のことも言われておりますけれども、自家用車の交通手段を持たない高齢者や学生、子ども達の移動手段の確保、それから南口駅肥後大津駅を交通拠点としました利用性向上、それから交通体系の整備、そういう形について見直しを図る必要があるのではないかと思っております。それからもう1つの観点から、公共交通の空白地域を作らないこと、それから目的に応じた路線の見直し、先ほども言いました大津駅との機能強化の件、これを現状実態を把握するためにスピード感を持ってこの問題には取り組ませていただきたいという形で思っております。その関係で地域公共交通会議はありますので、その辺でも熟慮しながら、この検討については今言ったように税金の投入でございますので、年々増えるという形でその重要性は鑑みて検討させていただきたいという形で思っております。

それから、小型ポンプの件でございますけれども、入札残でございます。いわゆる耐用年数との関係はありますけれども、一応17年を経過したものであるという形で地域の分団とも話し合いながら購入計画を立てていただきたいという形で思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 生活路線維持費の補助金に対しましては4千万円を越えておりますので、抜本的な改革が必要になってくるかなど、所によって菊池市だったですか1台自分のところで購入して街中をグルグル回そうよというような、但し産交バスあたりは大津町だけではない、それから次の市町村に行くとかいうところで繋がっている部分で致し方ない全体の中の協力ということもありますけれども、改革をお願いしておきたいと思います。

再度質疑ですが、少々嫌らしい質疑になるかもしれませんが、この退職手当についてであります。理由はわかりました。早期退職の勧奨によります20%増ということで、ご本人の方々は計算をいろいろされたのだらうかと思いますが、いま国のほうでいろいろ審議されておりますのが国家公務員の給与の改正ですね、退職金の改正あたりをいろいろ審議されておると思うのですが、町職員の給与というものは、地方自治体の給与は独自に設定することはできるけれども、国家公務員に準じてきたといういきさつがあります。ということで例えば国家公務員給与が下がったり、退職金下がったりしたときにはそれに準ずる傾向というのは否めない事実でありますので、例えばそういったものが成立したときに、区切りですよ、どこで線引きするのか。例えば3月末日で区切って4月1日以降に成立した議案に対しては遡らないとかいうならば、例えば、退職金手当というのは町民法人税ですよ、あてられているのが、町民の方々が負担をしているということが1千780万8千円上がっていると思います。ということは、退職したならば遡ることというのは非常に難しいと思いますけれども、その線引きというのは、その退職した事実、例えば本年度、平成23年度末日という形で線引きがされるのか、それとも公務員という性質上、例えば公務員はその職を退いた後でも守秘義務あたりはずっと死ぬまでついて回るわけでございますので、そういった意味合いにおいて、そういったものが適用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

2、3日前の新聞だったと思います。国家公務員の給与関係は、復興震災も含んだところで人事院関係の給与改定というのがありまして、昨年大津町職員については人事院勧告を重視しながら2.3%の減額を行わせていただいております。あわせまして国家公務員についてはそのままになっておりましたので、復興の意味も含めて7.8%を含んだところの削減をやるという形で、今、国会のほうで出されているような状況でございます。言われますように町としても職員給与、国家公務員に準ずるといって県の人事院委員会、それで国の人事院の勧告を無視するわけにはいきませんので、その辺についてはやはり皆さんからいただいた貴重な税金の確保でございますので、方向性はそういう形になるだろうという形で思っております。言われるように民間と国家公務員の退職金比較という形で、昨日の新聞にも国家公務員2千950万3千円という形で、一般企業と402万円ほどの差があるという形、新聞報道になっておりますので住民の方は殆どの方が見られたということを認識しております。その中で役場の行政という形で、ある程度の給与をもらって退職金をいただくという形でございます。その辺については、今後もしっかりしたことを職務に反映すべきという形で考えております。

それから該当記述でございますけれども、当該年度の3月31日現在という形でやっております。

それから退職金の率関係もありますけれども、さっき言いましたように基本的には50歳以上25年というのが退職勸奨の値になるという形で、25年以上という形で率が決まっていますのでそれに給与等を掛けまして計算させていただくという形になっております。市町村総合事務組合という形の負担金になりますのでその辺で払って市長村総合事務組合から個人への退職手当という形で給付になるという形でございます。国家公務員、地方公務員という形ですけれども準じてやっているというのは今までもそのとおりでございますので、今後もその方針には変わりありません。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号から議案7号までの5件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成23年度の介護保険特別会計補正予算についてお尋ねをいたします。

予算書の8ページになります。歳入です。介護保険料はいわゆる年金から天引きをされる特別徴収と納付書による納付ということが普通徴収となっておるかと思いますが、この補正を見ますといわゆる年金天引きが90万円のマイナス、一方、普通徴収がプラス300万円と、この普通徴収が大幅に増えることとなりますが、単なる見込みの違いなのか、低所得者の方が増えたのかそういった背景をお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

第1号被保険者保険料の分で特別徴収保険料90万円の減額と普通徴収保険料300万円の増額の理由についてでございますけれども、当初予算で特別徴収対象者を人数にいたしまして5千521人、普通徴収対象者を414人と見込んでおりましたが、平成23年12月現在で特別徴収対象者が5千541人、普通徴収対象者が480人とそれぞれプラス20人、プラス66人となっています。特別徴収におきましては人員が増加しておりますものの所得段階ごとの比較では、4段階特例以下の人員がプラス26人と増加しております。それから所得段階4以上の人員が、マイナス6人と減少したことによりまして減額となっております。普通徴収におきましては、人員が増加しております所得段階ごとの比較におきましては、4段階特例以下の人員が93名と増加しております。それから所得段階4以上の人員が27人減少しておりますが総額といたしましては増額をしたものです。平成23年4月以降におきましては65歳になられる方が増加しております、誕生日から約半年間は普通徴収となりますので、その増加に繋がっているものと考えています。またその期間の普通徴収の該当者におかれましては年金収入等の状況によりまして影響しているものと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第4号と6号公共下水道特別会計と農業集落排水特別会計について質疑いたします。この4号と6号に共通する点をまず質疑いたしますが、繰越明許についてであります。事業費あたりの繰り越しがでておりますけれども、こういった事業は無理な計画があってはならないということが1つ、しかし多年度にわたって計画を前倒しで立てていかないとスムーズにいかないということも考えられるのかなということで、毎年ハード事業におきましては繰り越しが多々見られます。しかしながらこの両下水道ですね、この会計を見ますれば実際かなりの税金がつぎ込まれて、普通民間企業というものは売上によって全てを消化するわけでありまして、ただ単にこの使用料や手数料、負担金、分担金あたりをたしまして、それが総事業費の中に何%くらいあるのかというのを計算すれば、その事業がいかに税金が使われたかっていうのが算出できます。公共下水道あたりで使用料や手数料というのの収入は約3割しかないのですね。7割は税金でまかなっているということであって、特に農業集落排水あたりはなんと4.22%ですね、これから計算すれば。ということは、殆ど税金でまかなわれていると、無理な事業に考えるのは私だけではないと思います。しかしながら、やはりなんでそういったことを税金とするのかということは、ここで申すまでもありませんけれども、私が努力していただきたいのは、こういった下水道事業を農業集落排水も含めて、まず浄水場というものを作って、もう十分な能力がすでに出来上がっているわけです。ということはこれをきちんと使っていて、やはりできるだけ税負担を少なくするような努力をしなければならないと私は考えるわけです。ですから、この事業が先延ばし先延ばしになるということは、それだけ収入はいつまでも入ってこないということになるのですね。この使用料というものを上げないと税負担はずっと生じるわけです。これが当たり前の考え方だと私は思うのです。できるだけ独立採算に持っていくべきなのです。今の状況では到底無理でしょうけれども、そういった努力が望まれるかなということで、この繰り越しというものに無理が生じていないかについて質疑いたします。

それと農業集落排水のほうで、維持管理費というものが減額されております。486万円の減額であります。これは熱光熱費が235万円という結構大きいのですけれども、思うところは維持管理費というのは使用者が受益者が増えれば増えるほど逆に増えていくものではないかと、そうすればこの維持管理費の減額というものは、進行方向に合わないよと逆方向にこれは走っているのかなというふうに思います。もともとこの維持管理費の積算自体が甘かったのか、それとも努力されてこれだけ維持管理費を下げることができましたというのか、それとも燃料費あたりの価格によってこういう差額が生じたというのか、この点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質問にお答えいたします。

まず、公共下水道。農集関係の繰越明許関係になります。当初計画して、浄化センター関係につきましては当初計画して国交省との協議関係、それから低入札による価格調査、そしてそのあたりで既

存の浄化センターの運転関係を再検討して出来高が困難になったためということで繰り越しをお願いしております。それから、岩坂の中島保全の環境関係につきましては、上水道関係があったものですから、その分で水道企業団に上水道の移設関係をお願いして、その関係で若干工期が終わらないということで繰り越しをお願いしている状況でございます。農業集落排水関係につきましては、工事関係全て発注は終わっているんですが1地区が2本道路がありまして、一応工事関係は一緒に発注したんですけれども迂回路関係の確保を考えると若干年内には終わらないという形になったものですから、工事関係の契約は11月に発注したんですけれども、その関係で若干延びるということで繰り越しをお願いしているような状況でございます。工事関係の発注についてはある程度計画どおりやっておりますけれども、諸般の事情があって繰り越しをお願いしているというのが現状でございます。

それから農集関係につきましては維持管理なんですけれども、維持管理費が減額されているということなんですけれども、農集関係につきましては一応いま接続率関係、まあ農集関係は矢護川、錦野、杉水関係、一応浄化センターはもう全部建設して稼動しております。その中で接続率関係がありまして矢護川が91.8%、錦野が74.4%、杉水が63.7%、そして平川が23.4%ということで、まだ100%までは大分余裕があるというか、まだ大分努力が必要な状況でございます。そういう関係で実際100%になって流入量が計画どおり流れてくるというわけですけれども、そこまでいっていませんのでその関係で機械関係に、まだ完全に動かすというか、そのあたりを若干、特に杉水の浄化センターが大きいんですが、今現在やっておりますのが予定量があまり多くないということで、曝気槽のプロアーの運転時間とか、マンホールの運転時間とかそのあたりを若干絞りながら間引き運転でやっているというような関係もありまして、維持管理特に電気関係の費用が大分少なくなっている。1つは特に杉水についてはまだ今年は2年目なんですけれども、1年目ということで完全にまだどの程度の電気がかかるかというのもわからない不明な部分もあったということで若干余裕がみてあったというのもあると思います。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 今、答弁をいただきまして、もう数名の方は心の中で笑っておられるのではないかなと思いました。2本道路があって、2本同時に発注して迂回路がありませんでしたと。2本とも町道でしょ、そんな計算もできないのならば笑われますよ。職員も確かに見えていますものね、この議場の中。2本しか道路ないのに2本同時に11月に発注をかけました、迂回路がありませんので片方はできません。当たり前ですよ。これは答えになっていないでしょう。それも11月でしょう。これは、町長どうにかならないですか、笑われますよ、こんな答弁だったら。そんなわかったことです。町道だからこそ、そこに下水管を埋め込むわけでしょう。これは答弁として私も納得できません。そんな計算しか役場の職員はできないものですか。この点については厳しく町長のほうから指示すべきではないでしょうか。いちいちそれによって、計算が間違えましたから、そんなこともわからなかったから繰り越ししますでは理由にならないでしょう。議長これは町長に答弁をお願いしたほうがいいのかもしいかなと思います。部長じゃ重すぎはしませんか。これは職員の体制の問題ですよ、こ

れだけ能力が低いならば、言いづらいですけど代わりはどれだけでも民間にありますよ。もう代わっていただいたほうがいいですね、これぐらいの答弁だったならば。再度どちらが答えられるか知りませんが質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のおっしゃるとおりでございます、本当に申し訳なく思っております。もちろん今後につきましては事業箇所、関連等の計画上がった中でしっかりと連携をとってやってもらうと、これは常日頃から上水道関連とかいろんな形で厳しく指示はしておるわけでありまして、再度十分なる指導をやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第7号までの議案質疑が終わりました。

これから、議案第1号から議案第7号までの7件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第1号、平成23年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特例会計補正予算（第2号）について及び議案第4号、平成23年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についての2件を採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第3号及び議案第4号の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号及び議案第4号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成23年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起

立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について及び議案第7号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての2件を採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第6号及び議案第7号の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号から議案第7号の2件は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午前11時05分から開会します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、議案質疑を行います。

議案第8号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に議案第9号を議題とします。質疑はありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第9号について質疑いたします。

議案提案の中で、町民の文化活動と交流及び地域の歴史に根ざした貴重な文化遺産を伝承する団体等の活動拠点という位置づけでございました。現状でどんな団体が活動するというのを想定しているなど、運営のビジョン等について若干詳しくお聞きしたいなと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

まず、どのような団体を想定しているのかということでございます。現在のところ文化財保護委員会、それから社会教育委員会、それから大津町文化協会の加入団体、それから肥後大津民芸造花保存会を想定しております。その中でどういったことをやっていくかということなんですけれども、今後については関係団体ともいろいろ話し合いをしながらやっていくわけでございますけれども、歴史教室、古文書教室、梅の造花教室、これは今まで中学校とかやっておりますけれども、中学校及び一般も含めたところで開催をしていきたいと、それから文化財保護委員会の定例会と自主研修。社会教育委員会も同じでございます。定例会と自主研修。それから文化協会加入団体19団体ございます。そういった活動支援及び歴史文化関係のボランティア養成講座の事業を予定していきたいというふうに考えます。今まで公民館講座とかやっておりましたけれども、その中でそういった歴史文化に関する

るものにつきましては伝承館でできるものについては、こちらのほうで計画をしていきたいということと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 既設の建物を利用していくという、旧法務局跡ですけれども広さにも限界があるだろうし、使う人の調整そういったものも非常に厳しい部分があるのではないかなど。私は梅の造花は非常に私自身も関心ありますし、日常的にそこをできればいつも使うような、そんな状況になればいいなと思っております。ただ住民のニーズ、いろいろな文化協会、加入団体も19あるとかそういうことで、それぞれが活動の拠点を持ちたいと、文化だけじゃなくて他の自主的な団体、その部分もいま町では非常に多くなってきていると思います。今後はそういった活動の拠点あたりをなんとか増やすという方向も重要ではないかなと思います。歴史ばかりでこんなこと申し上げるのですけれども、将来を見越せば住民の多様なニーズに答える活動拠点を作っていくということは非常に大きなことかと思っております。これは部長に聞くよりも町長の考えをお聞きしたいなと思っております。よろしくお願いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の言われるように、今後の町民一人一人そして素晴らしい歴史文化を引き継いでいくためには、そのような仲間作りという人材を育てていかなければならないというふうに思っております。いま教育部長が申しましたように、そういう形の中で基点づくりというかそういうものを発信をやるというような状況でございますので、今後の状況についてはそれぞれの文化活動関連等の皆さんと相談しながら必要であれば、そのようなものが本当にできるような形について持っていくというような状況になれば、また議会のほうとも十分相談しながら住民の皆さんの意見を反映していければというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号及び議案第19号の2件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号から議案第29号まで8件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第25号について質疑をいたします。説明資料のほうを見ながら質疑をしたいと思えます。44ページであります。25号を見れば生涯学習センターからずっと美咲野のほうまで道が新しく通りましたので、こういった廃止と認定作業をされるわけでありましたが、私はこの通りを通って感じることが新しい大きい道ができたりますと、いわゆる旧道というところに残地が生じてきます。例えばこの25号の廃止と認定を見ても、22号の廃止が引水村西線という形に通っていたのが寸断された形で、新しく認定するところが結局そこは行けないのに認定して、そこはいわゆる残地という形で車も人も通れないのです。ただこういった所を認定されるのは、もちろん認定として行わなければならない管理しなければならないというのはわかりますけれども全然車も通らないということで、この利用法といいますか、そういったものは考えられているのですかね。例えば、この町道を認定するよりも、そこに何らかの公衆便所をつくるか、公園は近くに大きいのがありますので、そういったものに変えていかないと、この周辺というのは違法駐車とか、

そういったものが生涯学習センターに違法駐車されたりとかいっぱいしていますよね、ということは格好の違法駐車場所になりはしないかなと、一部の人たちが既得権益になって車を駐車場代わりにそこに置くとかいうのが生じはしないかなと、というような心配はありますので、認定作業はしなければならぬと思いますけれども、そういった形に変えるとか、何らかの知恵を搾り出すべきではないかなと、ここだけじゃないのですよね、別にほかのところも残地のようなところが生じてきますので、この点についてですね、今はこれしかしようがないのか、今後検討していくのか、そういったところがいろいろ考えられているとは思いますが、この点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

質問の内容につきましては、行き止まりででている224の西鶴前田線の関係ですかね。個人の入口が1カ所進入路としてあるものですから、ここについてはここから車は当然この先の基点のほうは若干行き止まりになっておりますけれども、入口関係とか降り口関係とかあるものですから、そこについては町道という形で残させていただいております。それから、県道の下部のほうで道路関係も残っている分がありますので、その関係については県と協議して町のほうの利用もいろいろ相談している部分があります。それはこの町道ではありませんので。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成24年度の一般会計予算について質疑を行います。

最初に歳入の13ページです。町税の個人町民税が前年度比較で1億円増加を見込むということでありますが、増加の増の理由として、いわゆる町民に対する増税分が含まれているということで、とりわけ年少扶養控除が廃止をされた。本来、子ども手当での創設にあわせて年少扶養控除が廃止をされたわけですが、いつの間にか子ども手当ではなくなってしまう。しかし、増税のほうだけが残ってしまうということで、町民にとっては納得できない問題ではなからうかと思っておりますけれども、この増税の内訳について、一体何世帯、対象人数、それから幾らくらいこの控除廃止によって増税を見込んでいるのかお尋ねをいたします。

次に、歳出の65ページの地域づくり推進費で大津町町おこし大学運営委員会委員報酬となっておりますが、私も本年度町おこし大学に入学をさせていただいたわけですけど、大変町民の知恵を引き出すあるいは、そのことによっていろんな町民の活発な活動に繋がるということで有意義な事業ではあるかと思っておりますが、町おこし大学についてですね予算措置は一体どうなっているのだろうかということで、その内訳をお尋ねをいたします。

次に83ページです。障害者福祉費で若草児童学園民間移譲先選定委員報酬ということで、要するに若草学園を民間に売り渡してしまうという方向であります。行革大綱の中で若草学園が民間の移

譲の対象にされていくのはわかっておりましたが、それを具体化するということですが、誰が民間移譲を言いだしたのか、保護者がそんなことを言うはずありません、一番の当事者でありますから。学園に入っている子ども達、非常に立場の弱い社会的弱者であります、そういう人達が頼りにしている施設を民間に譲り渡すということは、行政としての正に一番大切にしなければならない福祉の充実の責任を放棄することになるのではなからうか。そして何よりも民間に譲り渡すということについて、学園の保護者の方々が納得をされているのかということを確認をしたいと思います。

次に91ページです。人権教育啓発費の中の報償費です。人権教育交流支援事業講師謝礼であります。もともとこの事業は同和対策ということで、学校にもなかなかその地域の子ども達が経済的な関係で行けないと、そういう状況がある中で見るに見かねて、志ある教職員の方々が正に無償で地域に入って始まったと聞いております。それが国の法律によって認められ、謝礼という形でお金が支払われるようになったということですが、その当時の状況が未だに残っているのかどうかということを確認しなければならないと思います。私の知っている限りでは山鹿市などでは、こういった特別の地域でこういった特別なことをやるということは、かえって同和問題を解決を遅らせてしまう、逆行をするということでこの事業を取りやめた自治体もたくさんあると聞いております。何故こういう事業を続けるのか、どんな効果を期待するのか、またいつまで続けるつもりなのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に96ページです。委託料の中で家庭的保育事業が新年度から開始がなされます。国の狙いはあまりちょっと不純なところもございますが、私は個人的にはこうした家庭的保育事業、昔は託児所という所であったかと思いますが、その分野にも公的な目が届くということであれば大いに良いことだと思いますが、果たして採算が取れるのかなというのがちょっとが心配です。そこで、保育士がお二人おられて幼児を確か5人、3歳未満児を預かることができると、そういう例として開設日は1週間に何日、あるいは時間ですね、それから果たして保育士の人件費がちゃんと確保されるのかどうか、その委託料の内訳についてお尋ねをします。

最後に158ページです。教育総務の事務局費の中で負担金補助金の中の158ページ学校人権教育研究会補助金200万円であります。ここ数年はずっとこの200万円という補助金が支出がなされているかと思いますが、学校教育において子ども達の人権を守る、子ども達の人権を尊重するという事は本来避けて通れない大事な仕事であります。ところがそういう大事なことに対して補助金という形で支出がなされているわけでありまして。しかもこの人権教育研究会というのはあくまでも任意の団体であります。以前聞いたときは教職員はほぼ加入しているそうでありまして、入る入らないは本人の自由であります。研究会ですから。その任意の団体に対して毎年こういった補助金を支出するのは本当に合理性があるのかどうかですね。そこで、教師の資質にとって欠かすことのできないこの人権についての素養、人権教育について教職員はほかに学ぶ機会はないのかどうか、ないから補助金をわざわざ付けているのかどうかお尋ねをするわけですが。それで、補助金の使い道であります私の知る限りでは、殆どこの補助金の大半は、こういう雑誌ですね、本の印刷代に消費されております。あの本の原稿を作る人達は多分、原稿を書いたり編集したりボランティア作業になっているのではな

かろうかと思いますが、その点もあわせてお伺いをいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの一般会計の質疑についてお答えさせていただきます。

まず、13ページの個人町民税の件については、後ほど詳細について税務課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

私のほうからは、人権教育関係の91ページ報償費の関係で人権教育支援事業に関係のご質疑についてお答えさせていただきます。事業の概要等については荒木議員さんご存じのとおり言われたとおりでございます。人権教育の交流支援事業の講師謝礼という形でお支払をしておりますけれども、この事業としましては人を大切に仲間として繋がりあう力をつける、差別を見抜き乗り越える力をつけるための学習会を地区内はもとより分団の小中学生も参加して実施させていただいております。小学生が毎週火曜、木曜日。中学生が毎週水曜、木曜日。高校生が毎週水曜日という形で児童館源場地区の集会所等について行わせていただいております。尚、この事業関係につきましては各学校、護川小、北中、大津高校、翔陽高校の先生方に指導をお願いしているような状況でございます。報償費につきましてはその先生方の指導に対する謝礼という形で1回につき2千200円、大体2時間を設定させていただいております。またこの事業に対する効果をどんなふうに期待するのかという形ですけれども、それといつまで続けるのかというご質問でございますけれども、依然、子ども達を取り巻く環境は厳しい状況がまだ見受けられます。学習会においても差別やいじめに気付き、なくしていくために行動する力をつける学習の場となっているような状況でございます。今後も子ども達が成長する過程において部落差別と出合った時、差別に負けない力を付けること、また人を大切に互いに支え励ましあい、思いやる心を育てるために事業の存続をさせていただきたいと思っております。山鹿の状況も言われましたけれども、現状として山鹿についても新たな事業の施策についても、今模索しているというような状況でございます。それから、地域の実態把握という形でございますけれども、それについても今後、隣保館、要するにセンターのほうでも地域の実態を明らかにしていくという形で調査をさせていただきたいという形で思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 税務課長堀川晴幸君。

○税務部長（堀川晴幸君） 荒木議員の質疑についてお答えいたします。

まず、初めに個人町民税の予算額1億円の増加見込みについてご説明いたします。まず初めに平成24年度所得推定を平成23年度実績のみで見込みまして、またご質疑のあった税制改正に伴う16歳未満の年少扶養控除廃止、及び16歳から19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を平成23年度の実績に基いて積算しております。具体的には税制改正を適用して積算したものと、税制改正を適用しないで積算したものの差額を見込んでいるもので、その差額は約5千600万円になります。そこで、予算については平成23年度町税実績見込み1億8千500万円と税制増加分を5千600万円を足しまして1億2千400万円とみております。それに徴収率等を考慮して1億2千400万円の予算を組ませていただいております。また、ご質疑の年少扶養控除廃止に伴う

増税等の内訳、世帯数などについては改正までは年少扶養控除等を受けることで課税されなかった人が課税されるような場合も予想されます。そこで正確な把握はできませんが、平成23年度の課税状況の調査を少し説明させていただきます。大津町全体の納税義務者数1万2千544人のうち7千312人ほどは税法上の扶養親族がないとなっており、残りの5千200人程度が扶養親族があることになっております。また今回、現在こども手当の受給者数が約2千800人と聞いておりますので、その2千800人から5千200人の方の人数が今回税制改正による影響を受ける可能性がある人の人数だと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員の65ページ、まちおこし大学学習関係についての予算措置の内訳等についてのご質疑にお答えいたします。

この、まちおこし大学は以前行っておりました、からいも大学を受け継いだ形で平成20年度から始めております。特徴といたしまして、ひとづくり学部と、まちづくり学部の2つの学部からなっております、ひとづくり学部は以前のからいも大学に近いものとして町づくり活動を行う人材育成として広報等で募集し1年間活動してもらおうというものであります。平成20年度は文化振興学科で活動された方が熊本朝日放送のCM大賞に応募され見事グランプリを受賞されておられます。まちづくり学部は現に活動を行っている団体を町に登録していただき、年に数回情報交換を行いお互いの活動に活かしていただいているものです。予算関係につきましては、ひとづくり学部にかかるものが大半ですが、平成21年度以降は町が計画した、ひとづくりコースについて広報等で募集してもなかなか人が集まりませんでしたので、まちづくり学部にご参加いただいております各種団体の方々をお願いいたしまして、年間のスケジュールを作っていただき、ひとづくり学部の運営をお願いしているところであります。予算の内訳でございますが、主なものといたしましては報償費になります。その学部の運営に対する謝礼といたしまして活動1回当たり5千円をお支払いしております。講師の謝礼等につきましては、まちおこし大学の全体的なコーディネーターをお願いしております大学の先生の謝礼を想定いたしております。また会場代やその他の団体の運営費等につきましては、もともと活動されている団体を前提といたしておりますので、予算の計上はいたしておりません。また、ひとづくり学部の中には地域づくり学科というものがあまして、こちらにつきましては区長さんからご推薦いただきました方々に活動いただいております。地域の素晴らしいところを掘り起こして、地域自然マップを作っていただくというところで印刷製本費を計上させていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 予算説明書83ページの目2生涯福祉費、1報酬の民間移譲先選定員関係で若草学園民間移譲をなぜ誰が言い出したのかのご質疑についてお答えいたします。

先日の本会議でも条例の一部改正の中で経緯を少しご説明させていただきましたが、平成17年度策定の第3次大津町行財政改革大綱集中改革プランに基づきまして、公の施設といたしまして民間委託

の可能な施設と位置づけられ指定管理制度の導入を含めまして、大津町行政改革懇談会で検討されてきております。平成24年度で、指定管理の5年間の協定期間が終了することによりまして、民間移譲等も含めまして今後の管理運営を検討したいと考えております。このような経緯の中で、当初の指定管理制度を導入する場合に保護者への説明を行う中で、指定管理による運営の状況を見ながら民間移譲も検討していくことについてあわせて説明が行われております。保護者の意向といたしましては、ご理解いただき現在に至っておりますが、指定管理後の運営状況から最近の入所者の保護者の意見といたしましては、現在の生活、介護等の支援状況として入所児童のことを十分考えた支援がなされているとのことであり、保護者会といたしましては今後も学園の管理運営をお願いしたいとのことであります。施設の運営につきましては、管理上の問題、課題等につきましては、緊急等や各種マニュアル等で即時対応できるようにしてあり、特に一人一人の個別支援計画マニュアルを作成し利用児童の状態に応じた対応ができており、生活の場にふさわしい施設整備や自立する力を身に付ける場所としても運営が順調に行われております。社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応するとともに、サービスの質的向上等を図ることを目的に指定管理者制度を導入しております。現在の入所児童等支援の充実を初めといたしました多くの課題への対応を進めるにあたりまして、管理運営に関しましても民間の専門的技術を活用することによりまして、福祉サービスの向上と効率性の両面からの効果を得ることが必要だと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。予算書の96ページ、3、2、1児童福祉費総務費の中の19補助金の家庭的保育事業の37万8千円でございますけれども。すみません。19補助金の家庭的補助金事業でございます。1カ所保育士2人それから幼児5人の例として、開設日と委託料の内訳をという質問だったと思います。開設日については平成23年度に家庭的保育改修事業2カ所行いました。そして、平成24年の4月1日からの開所でございますけれども、日曜日となりますのでスタートは4月2日からということになると思います。開所時間でございますけれども、保育所の場合は10時間でございますけれども8時間を予定しております。月曜から金曜の8時間ということでございます。それから委託料でございます。保育士の有資格者で昨年県の研修を受けましたその中から、研修を終了された保育者と補助者の2人で児童5人に対する保育を展開するというところでございます。国の補助基準により予算化しておりまして、月額児童1人当たり保育者に対してが5万2千円。補助者に対してが2万5千円を予定して計上しております。それから、委託料とは別に連携保育所が大津保育園公立であることから、児童の健康診断それから検便等と一緒に大津保育園で行う予定でございます。これらの経緯につきましては国補助金の連携保育所経費から当てられるものでございます。現時点での委託につきましては、熊本県では初めてということで調査をしておりますけれども各市長村格差があるようでございます。家庭的保育事業が法制化されまして3年目になっておりますけれども、今後十分中身も検討いたしまして前に進んでいきたい、検討しなければいけない問題もでてくると思いますので、来期にかけてもまたいろいろ検討していきたいというふうに

考えております。

それから、158ページ10の1の2事務局費の中の補助金でございます。学校人権教育研究会補助金でございます。教師は人権教育についてほかに機会はないのか、それから補助金の使途ですね。それから人権教育に本を作ることで結びついているのかというような主旨のご質問だったと思います。教師の人権教育については県のほうでの研修もございますけれども、全ての先生が参加できるという状況ではございません。それから補助金の使途ですけれども平成23年度の事業の中で、現在把握している状況ですが、授業研究会を4回、実践交流会を4回の講師謝金。県外研修を4回延べ17人参加しております。その旅費。それから夏季休業中の課題別研修会の県内研修、これは熊本市のほうでやっておりますけれども、これにつきましては県費職員じゃなくて町も職員あてておりますので、町職員の分の20人分をこの中から参加した20人分について支払っていただいております。人権教育主任会を7回、本を作成するための委員会を1回、述べ141人参加しております。2冊報告書とか「解放へ向けて」、それから「かいほう」というのを作成しております、今年度も昨年度に引き続き、各学校で印刷していただいて製本のみを印刷業者に依頼するという方法にしております。ご指摘のように毎年改善はしておりますけれども、今後も教師の負担にならないように作成方法等それから経費についても年々印刷代については削減をしてきているところでございます。作成方法等につきましても、今後工夫改善をしていきたいというふうを考えているところでございます。どのように人権教育に結びついているのかということでございますけれども、主要な施策の成果にも記載しておりますけれども授業研究会を重ねてきた結果、指導方法等の工夫改善が図られてきております。学校全体としての組織力や事業力が向上したこと、それから実践交流会や県内外の研修会に参加することによりまして、実践的指導力が高まってきたこと、そして成果物として今日も持ってきておりますけれども人権教育実践誌及び人権学習指導案集としての「解放へ向けて」、それから学習後に書いた子ども達の人権作文集としての「かいほう」が作成され子ども達の豊かな感性や実践力が表れるようになったことなど、1年間の取り組みを振り返り、成果と課題を次年度に引き継ぐ大事な資料として現場で活用されてきております。今度も子ども達、教師の人権感覚を高めていかなければならないと考えておりますので、内容等工夫改善しながら継続従事して参りたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） まちおこし大学についてですけど、1回につき5千円の予算措置ということではありますが、少なくとも大学と名前がつくわけですから、本来力を入れれば入れるほどですね、例えば講師を呼んだりとかお金も多少はかけないと、本当の大学というのにはなりにくいのではなからうかと、しかも会場代は免除はどうもない、僕は免除があるのだとばかり思っていましたけれど町が主催する大学ですから、会場代は免除になって当然かと思っておりますけれども、なんで免除にならないのかももう一度お尋ねをいたします。

それから、若草学園の民間移譲についてお尋ねをしますが、結局は効率性というのは人件費を安く上げるということだと思います。マンパワーが福祉施設は殆どであります。安上がりということは、

人件費を削るということになるかと思いますがけれども、説明の中では保護者が、保護者の代表ではないですよ、保護者が十分納得を勝ち得ないまま民間移譲することが検討委員会で決まったから従ってくれというようなことではあってはならないと思いますけれども、この保護者の納得と合意と、これが前提になっているのかどうか確認をしたいと思います。

それから、報償費ですね、人権教育支援事業の報償費であります、差別やいじめについて学ぶとなっておりますが、もともとは学校に行けない、経済的に学校に行けなくて学力を補償するために当時の先生方からやむにやまれず無償で始めたことだと思います。ところがそれがどんどん法がなくなってもまだ続けられていると、今度は差別やいじめに負けないということではありますが、この問題がなんで問題かという特定地域なのです。法が失効して同和対策の対象地域あるいは対象人員どの方がどうのこうのという、こういうことは一切あってはならないですね。特定されてはならないのですよ。これを特定地域でやっているということは、ここは同和対策の地域なのだということを宣伝しているようなものですよ。私、埼玉の吉川町というところでは、親御さん達がもう止めてくれと、そんなことやっているところが特別な地域なのだ、特別な子どもなのだ扱いを受けてしまうから止めてくれと、当時は役場が止めるのに抵抗したそうであります。ですから、本当にこれが同和対策問題の解決に、これが目的なのかもう一度お尋ねします。同和問題を解決するためにこの事業をやっているのかどうか、そうじゃないということなのか、確認をしたいと思います。

学校人権教育研究会であります、人権を身につけるのに大いに役立っているということではありますが、人権を身につけるのは教師として当然のことです。人権感覚がないような教師では困るわけです。ですから、任意団体の研究会ですよ。入りたくない人は本当は入らなくていいのですよ。そこに補助金という形で人権の感覚を身に付けてもらうというのは、これはおかしいのではないですか、合理性がないと思います。本当に人権感覚を身につけなくちゃならないということであれば、補助金であってはならないわけでしょう。任意団体だけ任せにするわけにはいかないわけでしょう。ですから、これは人権教育を素養を身に付けるということであれば、任意団体への補助というのはもう時代にそぐわないのではなかろうかと思いますがけれど、目的と効果について、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村誠君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず5千円の単価非常に厳しいものがあるというようなお尋ねかと思いますが、各団体におかれましては少ない予算の中での町づくりに対して私共も非常に感謝申し上げているところであります。5千円がいいのか、あるいはもっと上げたほうがいいのか、どこのラインで線を引くのかという非常に私共も判断がしにくいものがありますし、各既存の活動されている中での私共の助成でありますので、そのあたりでも今のところ5千円でいかせていただいているところであります。今お聞きしましたことにつきましては、各団体との来年度開校に向けての中で協議させていただければと思っております。会場代の免除等につきましても、同様に現在各団体につきましては、活動されている団体を前提といたしております。そういうこともありまして、各団体の活動の中ではそれぞれその団体の予算

の中で会場費等を捻出いただいているものと理解しております。その中で私共がお願いしている地域づくりの事業についての線引き等の難しさもありますので、現在会場代等につきましては改めて予算化というのはいたしておりません。そのあたりにつきましても、運営委員会等もごございますのでその中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの若草児童学園の民間移譲の関係でございますけれども、今おっしゃいますように入所児童に対しますサービスの充実とそれから支援が大変重要になりますので、先ほど保護者会としては現在の学園の環境をそのままお願いしたいというようなことでございますけれども、平成24年度期間中にやはり保護者の方への十分な説明と、またそういったことを進めながら、保護者の方に納得していただいた上で進めることは必要でございますので、平成24年度中にその辺のところは十分説明しながら、また検討してまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

端的に同和問題解決のためかという形ですけれども、大津町ではこれまで同和問題の解決を重要な課題と位置づけまして、振興総合計画後期計画の中においても未来を開くふるさとづくりの中で、人権を尊重する社会の実現という形で人権啓発福祉センターを地域福祉の向上や住民交流の拠点としての役割を再認識し、全ての人の人権が尊重される町づくりへと発展させていくために事業を行ってまいっております。今後もこの方向性に基づいて事業の推進をさせていただきたいという形で思っております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

その前に、先ほど私勘違いしておりまして、家庭的保育事業の部分につきましては3、2、1の13の委託料のところの質問でございまして、私先ほど補助金の開所のところということで、両方関係ございますのでそこを間違っていました。改修のほうが今年度やっておりますけれども、今年度も一応37万8千円を予定しております。それから委託料のほうは1千638万1千円ということで、先ほど説明した1千638万1千円の単価が先ほど説明した内容でございます。すみませんでした。

それから、再質問の内容でございますけれども、まず大津町学校人権教育研究会は昭和50年に大津町における学校人権教育の研究と推進を図ることを目的に大津町小中学校にかかわる全ての職員を会員として発足しております。会の運営につきましては、会員から会費1千円のほか町からの運営補助金。当初は250万円でしたけれども、現在は200万円ということで行っております。そういった主催事業といたしましては、先ほども説明いたしましたけれども、いろいろな研究会とか研修会と

か実践交流会とかやっているところがございます。毎年中身については、いろいろ検討なされてきておりますけれども、その中で先ほどは町のほうからの成果ということで述べさせていただきましたけれども、会のほうからの本年度の成果もいただいておりますのでご紹介をしたいと思います。まず、「解放へ向けて」というのを作っておりますけれども、実践集それから指導案集でございます。身近な生活での学習課題、地域生活での学習課題、それから歴史からの学習課題など、子ども達の発達段階に応じた実践が各学校からの代表レポートや学習指導案としても掲載されてございます。この解放へ向けての作成手順につきましては、先ほど説明いたしましたけれども作成する段階において1年間の部落問題学習や子ども達との関わりですね、人権教育との関わりの中で差別や偏見を許さず、生きる力を持った子ども達を育てることになり得ているのかを検証していく、より良い実践を創造するエネルギーとなっているということでございます。それから、「かいほう」につきましては各小中学校の児童生徒が作成した人権作文の中から特に優れたものを掲載しております。子ども達に家族のことをしっかり見つけさせたいときなど、この作文集から抽出して子ども達に紹介することがございます。また、教師自身にとっても差別の問題と自分自身を重ねるとはどういうことなのかということについて、この作文集を読むことで学習することができる。要するに作文集は教師自身の人権教育の取り組みの検証軸ということになっております。そしてこの作文集に向けた取り組みの中から北中では県人権の作文で最優秀賞を受賞し表彰されたということでございます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最後にお断りしておきますが、人権教育の補助金ですね。人権を身につけることはもう本来欠かすことのできない教師の資質に関わる問題で、それが任意の団体に補助金という形ですと続けられているというのは、本当に必要であればこれは補助金というのはおかしいですよ。事業でやらなければならない。そういう意味でお尋ねをしたところであります。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後1時10分から開会します。

午後0時05分 休憩

△

午後1時08分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 4点ほど質問いたします。

13ページ、歳入ですけれども個人町民税、固定資産税の過年度分、説明書では昨年の実績に基づき増額されているということですが、徴収関係に携わっている職員大変きつい思いで徴収をしていると思います。例えば、個人自宅訪問をして1千円徴収していくということも、あるいは2千円、3千円ということもありながら、徴収していると思います。その中であって、昨年の実績に応じて増額をしている。そういうことですが、大変な努力がその中にあるのではないかと、そういう

ことで特別な徴収方法、そのようなものを現在やっているかとそういうことをお伺いしたいと思うのが1点です。

それから、33ページ地域教育コーディネーター育成活用事業ですけれども、これは3分の2の補助ということでございます。地域の人材を活用していくということで北中校区に4人ということでお伺いしておりますけれども、その事業の内容それからその事業による効果、そういったことをお伺いしたいと思います。

56ページ、新地方公会計整備、新業務委託、昨年は土地台帳の整備ということで説明がなされました。今年の内容はどんなものか。それから、これは国の通達に基づいて市町村の企業の連結決算、そういった手法を取り入れて、ご存じのように北海道の夕張市みたいな破綻を防ぐということで、国も通達しているということかと思えます。最終的に公会計の整備をどのように考えられておられるのか、例えば現在も貸借対照表とか公開はされていると思えます。財務諸表の整備をやって公開をするということを今までやってきておりますけれども、その辺に対してどのような影響があるのかそのことをお伺いしたいと思います。

それから、歳出ですけれども96ページ障害児保育事業委託。これは重度障害児、軽度障害児という形で説明欄に載っていますけれども、軽度発達障害いわゆる障害手帳を持っていない子も軽度発達障害という形で規定されていると思えますけれども、この軽度発達障害も以前は県の補助あたりあったというふうに聞いていますけれども現在は無いというふうに聞いています。その中で保育園の保育士の先生方、非常に軽度発達障害の子ども達だんだん増えていくっていくような状況の中で、張り付く保育士の先生方増やさないと対応できないと、一度預かった子ども達を怪我させてはいけないし、というような思いで一生懸命されていると思えます。この辺の制度的な補助がなくなっても大津町は若干それを超えてやっているのではないかというふうには思いますが、尚一層の増えている中で先生達の現状を勘案して制度をもっと拡充する必要があるのではないかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 金田議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

まず、個人町民税の関係の固定資産税の過年度分についての実績等のご質問でございます。徴収の取り組みといたしまして、昨年の4月に熊本県と県税及び市町村税の徴収向上対策に係る職員派遣協定を締結させていただいております。それによりまして、菊池振興局税務課職員1名の派遣を受けているような状況でございます。更に、昨年の10月菊池郡市4市町によりまして、滞納整理に関する技術向上を促進し、地域内、市町間の事務処理の効率化、合理化等を図り地域内市町の市町税、国民健康保険税の税収向上に資するため税務職員を相互に派遣するための協定を4市町で結ばせていただいております。そこで、まずは町県民税滞納者に対する徴収強化計画を策定し、取り組んでまいりました。内容としましては共同催告を行い滞納者との接触が図れたものに対しまして、県から提案がありました確認文書、納付確認文と分納確認文書等でございますけれども、それを有効に活用し分納監視

を行わせていただきました。平成24年本年度の徴収対策につきましても継続の重要性から、町県民税進行管理表を更に改善活用し徹底した進行管理及び催告、滞納処分等の滞納整理を実施しまして、徴収率の向上に努めさせていただきたいと思っております。

続きまして56ページの新地方公会計整備支援業務委託の件でございます。議員ご存じのように、この業務委託については、平成22年度から3ヵ年計画で実施させていただいております。業務の内容としまして町の財産台帳の整備及び、議員が言われました総務省通達によります特別会計や一部事務組合を含めた連結決算の財務諸表を作成するものでありまして、町所有の土地台帳の整備で税務データ7万3千ピースの既存の土地台帳、登記簿、字図等を突合しまして現在パソコンで管理するようになっております。平成24年度におきましても評価図面の作成、評価額の算定、公有財産管理システム、データ設定業務を行うつもりでございます。将来的には未利用財産処分等に活用できるものと確信をいたしております。

あと、財務諸表関係については企画部長のほうから説明をさせます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

現在大津町におきましては、普通会計におきまして総務省方式によりバランスシート、行政コスト計算書を作成公表いたしております。地方会計整備の充実を図るとともに、いま現在東京都や浜松市のほうで会計システムの公表が進んでおりますので大津町におきましても可能な限り住民の方にはわかり易い公表に努めるような努力をしてみたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

33ページの15の2の7の2の社会教育費補助金の中の地域教育コーディネーター育成活用事業の内容ということでございます。地域コーディネーター先ほど4名ということだったのですけれども、今年度に関しましては、地域性がございますので北中が1名、護川は以前地域支援本部事業を行っておりましたので1名、室が2名、北小が地域性がございまして3名ということで計7名で、今年度行なわせていただくということで今予定をしているところでございます。地域コーディネーターは学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整などを行い学校支援地域本部の実質的な運営を担うもので、学校支援地域本部の中核的役割を担いその成果を左右する重要な存在ということでございます。これに関しては、国、県のほうも力を入れてきているところでございます。具体的にはそれぞれの学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動の支援が行われることで、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間が増えるなど、学校や地域の教育活動の更なる充実が図られるとともに、地域住民が自らの学習成果を活かす場が広がり、地域の教育力が向上することが期待されております。支援活動の内容はいわゆる学校管理下の活動が対象となりますが、例えば授業の補助に入る。ドリルの採点を行うなど授業の補助や実験実習の補助等の学習支援活動。それから部活動の指導。図書の整理や読み聞かせ、グラウンドの整備や芝生の手入れ、

過大な樹木の整備等の環境整備、それから登下校時における子どもの安全確保、学校行事の運営支援など、学校のニーズに応じて様々なものが考えられます。そういったものの中から学校が計画をしてコーディネーターのほうにお願いをして、コーディネーターが連絡調整をしていくということでございます。

それから96ページの3の2の1の児童福祉費の中の障害児保育事業委託の中の軽度発達障害の児童の問題でございます。議員が心配されておりますように、全国的に特性のある子どもが増えてきております。保育園、幼稚園、それから小学校に入りますと低学年、いま大津町でもかなり増えてきております。現在、国、県の補助はございません。町単独事業として、医師などの診断書、各保育園からの状況報告書を基に実態を調査して委託をしているところでございます。当然公立の大津保育園にも何名かいらっしゃいます。平成24年度におきましては、事前に調査を今現在の中で私立2園7名の予算を計上しているところでございます。実際平成24年度年度に入りまして、そういった子どもさんがいらっしゃった場合は途中で補正をお願いする場合もございますので、その時はまたよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） まず、最初の質疑で非常にいい改革がなされているのは、これは町県民税ということで県の職員もおそらく兼任辞令あたりをもらって活動しているのだろうなというふうにおもいますけれども、改革推進派の元の三重県の北川知事この時代に同じようなことを最初に手がけた県の振興局の税務課あたりで本当に税の本質、住民にとって、県民にとって税というのはどういうものかということ、県庁内の職員同士話し合って、最終的にそういったシステムを作り上げたというふう聞いております。改革の流れがこの熊本県にも来ているというふうに理解しているところです。更に一層そういった県庁内の肩書きを超えたオフサイトミーティングというミーティングを通して県庁の職員自身が変わっていくというような、そういった過程をとおしてこういったものがでてきたと、大津町においてもそういった職員同士の話し合いで改革がなされていくと、若い層あるいは肩書き部長、課長級も含めてそういった改革の流れを作っていくというのは非常に重要なこと、このことを聞いて思ったところです。

それからもう1つ、96ページの障害児保育事業委託については補助もなくなって、町はやっているということでございます。非常に喜ばしいことだと思います。私はなんで質疑をしたかということ、実際に保育園で働く人、あるいは運営している人が金田さんこんな状況なのですかということを訴えられたことに基づいて質疑をしております。ということは、まだまだ不十分だというような意識を持っております。これに満足することなく先ほど実態調査をやるというふうに言われましたけれども、本当に職員の皆さんがどういう形で発達障害の児童達と関わっているのかということも確かめて拡充が必要なのだということでは拡充していただきたいと、他にも県の補助がなくなっても大津町は独自でやっているそういったところがあります。例えば研究指定校補助金、もう補助がなくなっています。でも、30万円ぐらいの予算を独自で一般財源でやっているという、そういったこともありますので要は実態を把握してそして拡充すべきところは、もっと拡充すべきではないかと思っております。更に障害

ということで言えば親の同意、そういったことも必要になるかと思えます。親との接触そういったことも含めて是非外に向かった行政、そういったことをやっていただきたいなということを申し上げて質疑を終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 私は1点だけお尋ね申し上げたいと思います。

予算書の128ページ、3の林道新設、林道の改良費でございますが、補助金の中に緑資源幹線林道菊池・人吉線、大津町の受益者の補助金がでておりますけれども、この受益者組合ですけれども、受益者というのは何名おられるのか、それから組合の活動はどうされているのか、これは継続的にされるのかその点をお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

補助金のうちの緑資源林道関係だと思います。一応、事業関係は平成18年度に完了しております。道路の管理等については町のほうに移管されております。これに関しまして受益者負担金の償還関係、受益者負担分の5%ということで、組合のほうに町のほうが補助をしているということで、人員については今手元にありませんので、それは後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） この補助金というのは、次年度もやられるのですか。その時だけでしたか、その点も確認したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 補助金につきましては、平成39年度まで支払うということになっております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

8ページの債務負担行為について質疑をいたします。債務負担行為、我々も「議員必携」というものをもっておりまして、よくよく読んでみました。先のことであるから安易に行われがちであり、加えて後日の紛争の種になり易いということで、明確性に欠ける。それはもう将来のことだからしょうがないですけれども、ここに注意すべき点として何点か書いてありまして、この8ページを見たときに、例えば私が思いますところが、この議場を離れて説明があったあとに一昨日部長と話した経緯がありますけれども、1行目2行目あたりの電気自動車、電動バイクの借り上げ料あたりというのは、債務負担行為が上げるべきなのだろうかということを聞きました。ここで問いたいのは、実際電気自動車の借り上げや電動バイク、こういったものは日進月歩の世界、まさしくイノベーションの中で技術進行の中で日々変わってきております。これを、今現在平成24年度の予算をこの議会で審査する

中で平成25年度から先のことを限度額としてはだしてあります。それも、細かく1千円までだしているところもあると。この積算の仕方ですね、実際ハイブリッド車が走り始めて、そして電気自動車も結構走りだしたと、しかしながら世界的な流れからすると作りが複雑すぎて値段が高くなるから、逆に簡素化して軽くしてというような概念もでてきている。ということは非常に先が読めないと思うのですよ。まさしくこれから先のこと、平成24年度の予算を今からするときです、平成25年度以降の例えば電気自動車借り上げ料あたりにしましたら5年間という債務負担行為の上げ方なので、果たしてこれは本当に上げるべきなのかなと、だったら我が町は本田技研工業に非常に恩恵がある町でありますので、ホンダあたりがやることに対して、経済の発展という形でお手伝いを何らかはやりたいというふう考えたときに、どういった予算の組み方をした方がいいかなと考えたときには、この額、自動車の借り上げ料あたりが5年間で総額として792万円、まあ800万円弱ですね。とすれば町の専決処分あたりを利用したらどうかなと。それこそ経済というものはいちいち補正予算を組みました、予算で上げました、それからいつ執行するかまだ定かではありませんよよりも、急を要することが私は多いと思うのですよ。ですからどちらかというならば、専決処分あたりで町長に変な判断はされないと思いますので、ある程度この議会の委任による専決処分という手法があるのですね。どうしても、議会を開くことができない時の町の専決処分とかありますけれども、やむを得ない場合ですね。ではなくて、議会から委任するのです、そういう形のほうがよほど経済に与える効果というか、そのリアルタイムに反応ができやすいと思うのですよ。そういう形のほうが好ましいのではないかなという部分が1つと、6行目あたりに飼料の燃油価格あたりの高騰の緊急対策資金利子補給ですね、これは今までだしたやつに対してからの利子補給かもしれませんが、高騰したときの例えば原油価格あたりは為替もありますけれども、産油国の都合もあるでしょう。これも今年、来年、読めないというのを債務負担行為として1年限り、平成25年、平成26年という形でだしてあります。そういうことを考えますればいかがなものかなと。将来もこれは予測できないことではないかなと思うのですよ。それこそ債務負担行為というのは予測できないと言いつつも、例えば内容が債務保証契約とか損失補償とか、それはもう額がはっきりしないよと、しかしながら損失あたりは補償はでてるよといったときに立てるものかなと、そういうことを考えますので将来がこれは読めていないのではないかなと、それを安易に将来負担しますよという宣言をこの債務負担行為でなされるのはいかがなものかと思われまますので、2点ですね、積算の根拠やそういったものについてお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず最初の電気自動車、並びに電動バイク等の債務負担行為でございますけれども、当初の予算説明でも申し上げましたが、国・県が進めておりますEVあるいはプラグインハイブリッド車の町づくりのための、町もそれに加わっていくというところの取り組みであります。県におかれましては本田技研工業様と平成22年8月に次世代パーソナルモビリティによる実証実験の包括協定を結ばれております。その中で県ならびに本田技研工業様のほうからは是非大津町でも取り扱ってくれと、参加して

いただきたいというような申し出があり、今回債務負担行為ならびに予算を計上したものであります。車種等につきましてすでに本田技研工業様のほうで手作りで作成中の車両があり、それらについて企画等のご相談を受けておりますので、それに基づきました債務負担行為をさせていただいているところであります。

続きまして、原油高騰緊急関係とありますけれども、これにつきましてはすでに今現在予算計上いたしまして継続中の案件でありまして、実際に利子を受けていらっしゃる方々の経済状況がまだ厳しいというところで、そういうような状況がありまして一層の利子補償をお願いしたいというところで今回継続という形の債務負担行為をお願いしているところであります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

電気自動車については、県も本田技研工業さんとそういった約束事を契るという、それはいいことですよね。それは町も協力しなければならないと思います。しかしながら県もやっているから町も順ずるのは気持ち的にはわかります。しかしながら県の財政と町の財政は別物でありますので、これがどうも引かかるのは平成25年から平成30年という長期に渡って5年といたらものすごく技術革新というのは変わってしまうんですよ。今こういう形で私が質疑をしていますけれども、なんていう質疑やってたのって言うくらいになってしまう可能性さえあるのですよね。だから先が読めないと思うのです。不確実性があまりにも大きすぎるかなと、そしてまたわかりませんが、そういった電気自動車のステーションを作るとか今回上げられていましたよね。こういった企画あたりが、世界中のすべからく輸入自動車もありますので、そういったものに対応するのかなとか思ったりします。ですから、別に協力体制をやるなどというわけではないのです。ここで示したほうがいいのか、それともやはり変化する世の中の中で、逆にそういった自由な形で町長がそういった専決処分、議会の付託を受けて、これは急を要したから専決処分を発動しましたというふうがいいのかなと思う部分であります。それと、利子補給のことを言いましたけれども、まあ変動しますそしてもうすでに借り入れた方に対してからはどうしても利子が重荷になってくる部分はあると思いますので、それはわからないでもないですけれども、実際経営はどれも大変です。一次産業だけではなくて、二次産業も、三次産業もそうありますが、この再度質疑したいのは、この5年間というのが私はどうしても引がかかってしまいます。これは5年間、例えば平成25年から平成30年というのは正しいものだろうか、総額あたりはちゃんと792万円ですよってだしてありますけれども、正しい債務負担行為の上げ方かなというのはどうしても疑義が残ってしまう部分です。5年間は読めないと思います。この点について再度質疑いたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

昨今の経済状況という形で半導体にありし、EVにありし、PHVという形の状況は現状として社会変化はすごいスピードで終わっているというのが状況です。本田技研においても今回このEVという形で他社メーカーについてもタクシー業界等ではすでに走っているような状況でございます。国の

ほうとしても環境対応という形でこの普及を目指すという形で、我が地元には本田技研という工場が立地しておりますので、その関係で一応話があるような現実でございます。それから実際に平成24年、今年度からですのでリース期間は6年という形になるという形でございます。通常考える普通自動車、ガソリン自動車については5年が減価償却という形での運びになるだろうと思います。その設定で一応6年という形に直接のリース会社との契約になるという形で思っていたきたいと思います。

それから、電動バイクについては4年という形でちょっと短いのですけれども、そういう形でのリース契約という形になります。それから1つ議会による専決処分というお話がありますけれども、実際直接専決処分というのは、なかなか難しいところでありまして、議会の承認を得るのが建前になっております。要するに災害時の補償とか問題で町長の専決というのもありますけれども、よその市町では200万円以下とか、そういうときの災害補償等については町長の専決処分という形はできるといふ形の条例関係の制定もなされているような状況でございます。その件については別に勉強させていただきたいと思っております。リース会社の関係で一応6年という最少の規定がありましたので、今回限度額という形で債務負担行為を上げていただいております。今言ったように、毎日毎日この業界変わっておりますので、その辺は十分監視していきたいなという形で思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 後期高齢者医療の特別会計についてお尋ねをいたします。

予算書の14ページになります。項1の健康診査費の中で14ページの委託料、健診委託料が375万9千円となっておりますが、昨年の当初予算は761万円でありました。つまり約半分ほどに健診委託費が減らされております。多分健診率の目標が大幅に引き下げられたのではなかろうかと思えます。その内訳をお聞きしたいと思います。あわせて人間ドックの委託が新規として75万円計上されました。これは75歳になっても他の人と同様に人間ドックを受けられているということで大変改善されたということで歓迎をするところではありますが、この人間ドックの委託について、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

後期高齢者の医療特別会計の中で、健康保持増進事業の委託料関係でございますけれども、健診関係につきまして熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者で事業主体となっておりますけれども、目標の受診率といたしまして平成22年度、平成23年度の保健料率の改定時の目標受診率は20%に設定されておりました。市町村の平成23年度の健康診査受診率向上計画の目標受診率結果は11.03%と広域連合が設定いたしました目標受診率とそれから市町村が示す目標受診率との間に大きな乖離がっております。その集計結果を基に目標受診率を前年度比1%以上の向上を目指して、12%に設定されたものです。健康審査の費用につきましては国の事業補助金と被保険者の保険料でまかなわれることとなります。平成24年度、それから平成25年度の保険料率の改訂にあたり目標受信率を過大に設定することは保険料算定においても影響を与えるものであり、目標設定の変更が行われています。受診者数で申し上げますと平成23年度が受診率20%で1千103人、大津町の場合でございますけれども、それから平成24年度が受診率12%で525人分の予算計上を行っております。この健診率につきましては、平成22年の県平均で申しますと8.79%となっております。次に人間ドックの内容についてでございますが、平成24年度から75歳以上の被保険者の方の健康維持のために後期高齢者の人間ドック受診の一部を実施する予定でございます。一人当たり2万5千円を上限といたしまして助成するものです。30人分を予定しております。これにつきましては国保の人間ドック助成と同様の制度となるものです。助成金につきましては1万5千円を広域連合のほうから受け入れるようにいたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 健診率は厚生労働省が昨年まで20%、平成24年度に関しては更に厚労省のほうでは目標を引き上げているはずであります。それなのに20%は確かに達成していない。九州の各県の中でも熊本は最低となっているわけですが、ただでさえ低い受診率を、目標を更に引き下げるといのは本末転倒ではなかろうかと、何も広域連合の言うがままに目標を引き下げる必要はないと思えますし、目標を達成するためにどういう努力をするかが問われているのではなかろうかと

思うわけです。それとあわせて、先進自治体では本人の自己負担分を無料にして、例えば沖縄県ではこの病院に行っても75歳を過ぎれば自分で病院と交渉をして、そこで健診を受けることができる。しかも無料である。75歳まで頑張ってもらった、ご苦労様ですどうぞ元気で長生きをしてくださいという表れだと思うのですが、近隣・県内あたりでこの健診費用を無料にしている事例は、あるかないか、それから目標例えば12%だったら必ず引き下げた目標ですから突破する。そういう目標設定で臨んでいかれるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。

設定された受診率がございますけれども、今後その辺の受診率につきましては、先ほど申し上げました健診費用後期高齢者医療広域連合でも保険者が事業主体ということで、補助金と保険料でまかなえることとなりますので、そういった面については今後、それから受診率面におきましてもできるだけ大津町におきましても受診監視を進めながらやっていく必要がございますので、全体的には今後につきましては広域連合のほうにも、町としても要望をしていきたいと思っております。それから、受診率関係で健診関係の無料関係でやっている分につきましては、後期高齢者医療広域連合に問合せをいたしました。この制度では現在実施の市町村はないとのことでございました。ただ、新聞にも掲載されておりましたけれども、これは後期高齢者医療ではございませんけれども、国保関係では宇土市のほうが今回特定健診で無料化して実施をされるというようなことで、新聞掲載をされているところでございます。そういった面におきましてはできるだけ住民の方が健診を受けられて、早期発見早期治療という形で健康で過ごしていただくような形での取り組みを全般的に進めてもらいたいというふうに思っています。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 20%だった目標を12%に引き下げるわけですから、それで12%は必ず突破できるものと期待をしておきたいと思っております。それからもう1点だけ、沖縄県も市町村が独自で健診費を無料にすることから始まって最終的に広域連合全体で全部無料になったという経過があるようでございますので、是非大津町でもご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議長(大田黒英生君) 日程第2 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第8号から認定第1号までをお手元に配付しました議案委員会付託表(案)のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時58分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成24年3月19日(月曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 福祉部長 岩尾昭徳 企画部長 木村 誠 総務課行政係部長 藤本聖二 会計管理者 西村和正 企画課財政係部長 白石浩範 兼ねて会計課長 土木部長 中山誠也 兼 企画課推進係部長 併任工業用水道課長 教育部長 那須雪子 経済部長 西本昇二 教育部長 松永高春 子育て支援課長 松永高春 農業委員会事務局長 松岡秀雄

一 般 質 問

12番 永田和彦君

p 112～ p 123

1. 指定管理者制度の問題点

(1) 指定管理者制度の目的は、公の施設に対する多様な住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることである。

だが、この目的を達成するための条例が安易な解釈により悪い方へ傾いている。町民の利益を無視し多くの税金を使い、大赤字会社に管理委託した最悪の施設もある。

県も指定管理者選定をめぐる公平性の欠如が指摘され運用指針を見直した。町長に改善を求める。

2. 現代の人権教育に求めるもの

(1) 東日本大震災被害者に対する不当な差別、いじめ、児童暴行や虐待は過去最多。自殺者は平成10年以降、14年連続の3万人超え。日本は明らかに病んでいる。

教育に助けを求めたいのだが、長年人権教育に多くの予算と時間を使った結果でもある。全ての要因が教育にあるのではないが、主義主張や権利を無責任に使う人は多くなり礼節も廃れた。

時代に合った「責任、自由、権利」のバランスを人権教育に求めたい。

9番 坂本典光君

p 123～ p 130

1. 「子育ての町」の推進

(1) 町長の施政方針の中で、引き続き、子育ての不安や負担の解消、および要保護児童対策を推進すると述べられている。これは若い夫婦が子育てし易い町を目指すものである。若い人を増やし、町の人口を増加させることは、力強い大津町をつくることにつながる

2. 友好都市宣言

(1) 中国、韓国的发展は目覚ましい。これからはアジアの時代であるとしてアメリカはアジア重視の方向を打ち出している。まずは歴史的にも地理的にも切っても切れない韓国の都市と友好都市になるべきだと思う。

アジアでともに生きる人間として友好を育み、さらに考え方、行動様式、国民性

の違いをはだで感じることは自分自身を客観的に見つめることにつながる。

そこを拠点にして韓国、中国の情報を仕入れることも大事である。

3. 包括支援センターの名称について

- (1) 役場の横に包括支援センターがある。なんの支援か名称からは分かりづらいとの町民の苦情がある。名称を変えるつもりはないか。

15番 荒木俊彦君

p 130～p 141

1. 子育て支援充実の町づくりは活気あるまちづくりにつながる

- (1) 大津町は人口、子どもの人数が増えている。町の子育て支援が功を奏してきたと考えられる。一方で夫婦で働き続けないと生活が大変、また女性の就労社会的活動のためにも保育の充実が求められている。町の子育て支援、保育体制の前進が必要である。

2. 公共事業のあり方

- (1) 美咲野小学校、交流センターなど公共事業が相次いでいるが、町内の技術者がどれほど働いているか、実態はどうか。自営業者、職人、労働者の賃金に関心を持たない公共事業は、行政の責任放棄ではないか。公契約条例を真剣に勉強、検討してきたか。

3. 自然エネルギー先進地を目指せ

- (1) 自然エネルギー先進地を目指す決意をすること。町民への普及を進めるためにも、町民・専門家を交えて条例制定を真剣に考えるべきではないか。

6番 大塚龍一郎君

p 141～p 146

1. 大震災と教育行政

- (1) 今後の被災地復興支援の計画、活動について伺いたい。
- (2) 東日本大震災を学びの材料としてのテーマで取り組んでいる教育現場について伺いたい。
- (3) 中学生の修学旅行を東北被災地研修をする計画について伺いたい。

2. 相撲土俵建設

- (1) 郷土力士の不知火光右衛門を誇りとして、子ども達の体力、精神力養成のためにも、

相撲への愛着のためにも、常設の土俵は必要である。

8番 月 尾 純一郎 君

p 146～ p 155

1. 新規就農総合支援事業「青年就農給付金」について

- (1) 深刻な若者の就労問題。現在、定職を持たない若者のフリーターは、全国で約200万人。学校を卒業しても就職も進学もしない無業者、若年失業者は約100万人といわれる。大津町の状況と、それに対する取り組みは。
- (2) 農水省では、新たな取り組みとして、45歳未満の独立自営就農者に対して5年間、年間150万円を支給する事業を開始する。町はこの事業に手を挙げる考えがあるか。

2. 脳せき髄液減少症患者の救済について

- (1) 大津町の状況は。
- (2) 自分の血液を注入して髄液の漏れを防ぐ「ブラッドパッチ療法」に助成をして患者の経済的負担を助ける考えはないか。
- (3) 早期発見、早期治療のため、学校関係者や保護者を対象とした研修会等が必要であると思うがそのような考えはないか。

3. スポーツツーリズムの推進について

- (1) スポーツによる観光振興、地域活性化とその経済効果を目指した取り組みの推進の考えはないか。

2番 府 内 隆 博 君

p 161～ p 172

1. 24年度から中学校の武道必修化について

- (1) 「伝統と文化を尊重」という改正教育基本法の条文を反映したものだが最も心配なのは安全面、武道場の整備は、柔道、畳、柔道着、剣道防具、竹刀等の整備が取られているのか。
- (2) 指導者の養成、確保はされているのか。
 - ① 柔道専門の教諭は限られており、いわば素人の指導者が生徒を教えるケースが予想されるが安全か？
 - ② 外部からの指導者に協力を要請する考えはないか。
 - ③ 武道必修化が安全面で責任を負う現場の教諭の負担にならないような対策を考え

ているのか。

2. 森林・林業再生プランについて

(1) 木材利用の拡大を図る為には？

- ①地域木材住宅の推進と公共建築物などへの木材利用の促進をしていく必要と考えるが町としての考えを。
- ②大津町も公共工事木材利用推進基本方針を策定すべきと思う。町としての考えを。
- ③地産・地消への意識を高めていくために、地元産木材を使用した建築物に対する助成を考えては。

3. 夏休み冬休み集中学習会計画について

- (1) 町内小中学生に学習環境を提供し共に集うことで個々の学力向上を目指すことは素晴らしい事と思います。そこで、夏休み冬休み集中学習を長期的計画を考えては。
- (2) この集中学習会を各小学校や中学校で計画するか。
定数を拡大する計画はないか伺う。

4. 大津特産ブランドを国内外へ販路拡大について

- (1) J A 甘藷部会と大根部会で経済連も同行し香港へ輸出拡大と新たな販路拡大に向けた販売戦略を本格化している都市圏等へPRも大事だが海外への商談会も大事と思う。そこで町のトップとして、今後トップセールスで積極的に国内外へ売り込んでいくべきと考えるが町長の考えを。
- (2) 国や県が進めている6次産業化に向けての焼酎工場の企業誘致は、本当に出来ないのか？

7番 新開 則明 君

p 172～p 183

1. 大津中央公園の整備を問う

- (1) 防災倉庫の整備が出来ると思うが、飲料水をはじめ一般物品の種類と量はどう予測されているのか伺う。
- (2) 大災害に備え飲料水を地下タンクに大量に備蓄しておく考えはないか伺う。
- (3) この公園の雨水の最終排水路の整備はどうなっているのか伺う。

2. 農業者戸別補償制度とTPPを問う

- (1) この制度の導入による当町の作付けの変化と補償の現状を問う。
- (2) TPPへの参加が懸念されているが、この制度の大幅な見直しが予測されるのでは

ないか伺う。

(3)農地の貸しはがし現象は起きていないか伺う。

3. 手永会所の門の保存を問う

(1)町の貴重な遺構として手永会所の門があるが門を補修して歴史を継承すべきではないか伺う。

(2)歴史文化伝承館に移築した方が良いという町民の声を聞くがどう考えられるのか伺います。

(3)手永会所の全景を分かりやすい図面にして学習や来町者に展示すべきではないか伺う。

4番 源川 貞夫 君 p 183～p 193

1. 空港ライナーの運行24年度も実施について

(1)空港ライナーの実績と問題点、駐車場の件。

(2)利用者等のアンケートの内容と要望等は？

(3)駅舎内に大津特産等の売店又は軽食喫茶店の設置の考えはどうか？

(4)町として、具体的な支援策は何か。

2. 今後のまちづくりの構想は

(1)今までの様に人口が増加し続ける為の将来像をどう描いているか。

(2)まちづくり推進協議会（19年度～23年度）が解散したが、町民と協働のまちづくりについて考え、提案出来る組織なり、会を作る考えは。

1番 金田 俊二 君 p 193～p 205

1. まちづくり基本条例を活かしたまちづくりの推進を

(1)まちづくり基本条例は全国で230を超える市町村で制定され、大津町は県内で熊本市、合志市などとともにいち早く制定した。町長は、まちづくり基本条例を何故必要と思ったのか。その効果をどのように期待しているのか。大津町でどのように具現化しているのか。

(2)まちづくり基本条例に照らして、まちづくり推進協議会やまちおこし大学の役割をどう評価しているのか。

2. 地域福祉の推進は地域社協から

(1)町長施政方針で「地域福祉の推進につきましては、誰もが安心安全に健康で充実した暮らしができるよう、集落単位で交流活動などの実践活動を行ってきたところで

すが、平成24年度からは、活動の輪をさらに広げて校区単位として、護川小校区をモデル地区として地域福祉の推進を図ってまいります。」とある。

モデル地区ということは、他地域も校区ごとに地域福祉を展開するということか。

(2)社協の役割は、大変重要になると思うが、人員の配置やその手法をどのように考えるのか。

(3)介護保険は利用者が住み慣れた地域で、歩いて行ける距離でサービスを受けることが、ひとつの目標として掲げられていた。範囲を広げることでサービスの低下は予想されないか。

11番手 嶋靖隆君

p 205～p 213

1. 今後の農業政策について

(1)環太平洋連携協定（TPP）交渉参加に向けた「事前協議」が進むなか、農家の無力感、経営意欲の減退が伺われる。今、国会で農政をめぐる基本方針、行動計画に沿って必要な施策を展開することは、既にご承知のことと存じます。①震災復興②力強い農家の実現③6次産業化④再生可能エネルギー生産⑤食の安全、消費者の信頼確保が挙げられられている一方、TPPをはじめとした経済連携について農相は農林水産業への影響を十分に配慮し、あくまでも情報提供と国民的議論が前提とした姿勢を貫くと言及されている。よって、これらの事態に即応して、本町の農業振興施策で対処できるのか下記実態を踏えて、町長の所信を伺います。

記

- ①認定農家、育成、家族経営協定の現状と法人化の進捗について
- ②就農希望者の支援はどうなっているのか
- ③6次産業の取り組みと現状について
- ④経営構造対策は万全か

2. 森林の機能保全管理について

(1)森林の地球温暖化の防止並びに水源涵養機能、防災機能の維持保全に努め公的機能を発揮していくためには、森林の適切な整備保全が不可欠と思われる。

よって、森林管理保全上、作業道の整備、森林施業の集約化はどのように取り組まれるのか、又、間伐材のエネルギーとしての再活用は考えられているのか、今、緑資源幹線林道が人吉まで進められているが国道57号を横断した、大津西原間は未整備になっているが、どのような行程で、何時頃に施工されるのか伺います。

3. 町立大津幼稚園園児の送迎について

(1)正門までの専用道路が設けられているが、園児の登園、下園には保護者の送迎で午

前9時頃と午後3時頃、車両が混雑し周囲の居住者が迷惑していると苦情を聴く。園長自ら現場整理に苦勞され、いまだに解決していないとのこと。町の考えを伺いたい。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、2 1 日が 6 番から 1 0 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 2 番 (永田和彦君) 通告に従いまして一般質問を行います。今回は 2 点質問します。

まず、最初に指定管理者制度の問題点として質問をしたいと思います。

指定管理制度、これは町が行財政改革で進めていくべきものだと私も考えてはおりますが、使い方によっては薬にもなるし、毒に、毒と言ったらちょっと言葉が悪いかもしれませんが、使い方次第で非常にいいものになるし、また悪い制度でもあるというふうにみられると思います。指定管理者制度の目的は非常に高く、公の施設に対する、すなわち町民の福祉全体のもろもろの方々が、その利益に供するということではありますが、そのいろんな施設や仕組み、そういったものを住民の多様なニーズにより効果的で効率的に対応するために、その管理の能力というものを民間の力をお借りして、行政だけで考えたものではなくて、民間の活力、そういったものを考えながらよりよきものにしていくということでもあります。もちろん、その中心となるものは、もちろん経費の削減等を図る。これは大きな目的でもあります。やはり経費と申しますれば、それは町民の税負担にかかってくるということです。箱物建設と申しますれば、その町税だけではなく、国税、県税、そういったものも多く使われます。ですから、非常に慎重にそういった建設や住民の福祉を考えて精査して取り組まなければならないと考えております。

現在、大津町の状況を見てもみすれば、いろんな形で指定管理者制度に取り組んで、それが全体の流れとなってきているのは必然であります。しかしながら、その指定管理者の制度にもこれは完璧がもちろん求められますが、人がすることでもありますのでミスもあつたりもします。しかし、未然に防ぐことができることも多々あると思います。制度というものは、時代とともに移り変わります。そしてまた、その時代とともに、より良きものに更新していかなければならない。そういうふうには私は考えます。

上手な利用により行政コスト削減に大きく寄与することを私も期待することであります。しかしながら、この指定管理者制度というものは、県も進めておりまして、いろんなホームページあたりで県の指定管理者制度あたりを調べてみますれば、たくさんの指定管理者施設がありまして、その制度で運用されております。しかしながら、その使い方に不正があるのではないかという声も最近では出てきております。最近の新聞で蒲島さんが映っておられて、「県の指定管理者制度運用指針を見直します」ということを言われております。これは、指定管理者制度、この指定管理者を選定するとき不正があったのではないかというようなことで、その指定管理者に応募したいろいろな外郭団体、役員等、選定委員、そんな方が自分の組織を選定するのに、その選定委員もその組織の人であったというような形で、選ぶがわと選ばれるがわが同じ人間なんです。それでは公平性が保たれませんということで、この制度の運用指針を見直しましょうと、きちんと公正公平にやりましょうということで、蒲島知事が手をつけられたということです。

我が町内を見ても、ここで通告書の中で厳しいことを我は指摘しております。今回、大津町におきましては、岩戸の里温泉、ここに改めて指定管理者の制度の運用をするということで、改めて3年間の指定管理を行ったということであります。ですから、24年度から3年間ということでありますが、その前の3年間をその会社に指定をしていたと、その件につきましては、厳しく私は反対の意見を述べてきた経緯があります。実際数字あたりを見れば、本当に何だこれはというような、笑われますよというような数字が並んできております。使い方次第なんです。実際成功例というものもたくさん出てきております。国土交通省あたりでもですね、空港の管理、そういったものを民間の運営に任せると、滑走路やビルなどの一体経営を行って効率化を促すということで、国自体もいろんな空港を民間委託して、何も国土交通省の職員が行って指示するのではなくて、実際そういったノウハウを持ったところに委託することで効率化がなされて、そしてサービスも向上するということです。

熊本県の中でも成功例もあります。これは県立劇場というものの、これも新聞の切り抜きであります。今年度の新聞ですけれども、この指定管理者制度を受けた館長がもうすぐ満期を迎える。2期6年を振り返ってみて、県の実質負担を1億円下げることができたということであります。すなわち、指定管理者制度が使い方が非常にいい使い方をされて、またそれに指定管理者の方が高い意識を持って当たられた結果、県の負担が1億円減したということは、もちろん経費の減ですから県民負担も下がってくるということであります。

ですから、この指定管理者制度というものは、本当に使い方次第でありまして、県も運用指針を見直したように、なにも町の施設を赤字を出してる会社に委託しないでもいいのではないかとことが趣旨であります。これからも町はいろんな施設に対して指定管理者制度、これを利用してサービスの向上、いろんなものに取り組んでいくと思われまので、そういったことも含めて、今後の展望、それと指定管理者制度、今回のですね、岩戸の里温泉あたりのことに対して、運用指針というものは、もう少し見直しが必要な時期がきてるのではないかなと思います。実際前回の定例議会ですかね、あげられたその指定管理者制度の内容というものに募集した業者が1社しかなかったということでありまので、その募集の仕方にも問題があると思いますし、その選定委員会の議論の中にもいろんな疑

義が残るものが報告されております。そういうことで、本当に町民のためになるのかということを考えれば、やはりより良きものにするために、その制度の詳細なるものを見直して、今後そういったことが行われないように経費の節減、サービスの向上、福祉の向上、そういったものに取り組まなければならないと考えます。この点について、町長に質問をいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さんおはようございます。

永田議員の指定管理者制度についてのご質問でございますけれども、大津町におきましては、指定管理制度につきましては、18年度より行わせていただいております。もちろん議員おっしゃるとおりに、今言われたような住民ニーズに対しての効果的、あるいは効率的に対応するために、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費縮減等を図ることを目的というような形で大津町の行財政改革について基づいて、推進をしておるところでもあります。今後についてもまだまだやっていかなくちやならないものが多々あると思いますので、今後についてもしっかりと民間でできるものは民間にお願いをしていきたいというふうに考えております。

現在のところ、大津町の高齢者生きがいセンター、これはシルバーセンターにお願いしておりますし、あるいは若草児童学園と楽善ふれあいプラザについては、社会福祉法人のコスモス会にお願いをしており、また大津町の老人福祉センターについては、社会福祉協議会にお願いし、そしてまた、大津小学校あるいは室小学校の学童保育につきましては、特定非営利活動法人のNPO子どものサポートをみんなの家をお願いしております。議員が心配されております大津町総合交流ターミナル、あるいは農畜産物の処理加工施設、あるいは大津町市民のリフレッシュ農園、そして町立のふれあい公園というような施設が通称岩戸の里というような温泉施設関連等でございますけれども、この施設関係等については、平成7、8年から9年にかけて14億円の総事業費で建設をしております。その14億円の中で、現在につきましては起債残高が1億3千900万円、そして補助金残高が3億8千万円、合わせますと返還繰上額等につきまして、5億1千900万円近くの金が必要でございます。そういう関係と岩戸の里温泉の管理運営のメンテナンス関係について、平成37年度までの15年間では2億1千万円の経費が必要というふうに見込んでおります。現在大体毎年1千万円近くの施設管理代を必要になっております。

そのような状況の中で、私たちは第三セクターにお願いしながら運営をやってきましたけれども、累積赤字が3千500万円以上というような状況でございましたので、一応第三セクターを解散をして、その後の指定管理制度については高森館のほうでお願いを3年間したわけでございます。もちろん、その前に我々振興公社のときにおきまして、この5億円以上の金額等について金融機関関連等にご相談を申し上げまして、よろしければ3億円ぐらいで買っていただけないでしょうかというようなことも話をしましたけれども、3億円はとて無理ですよというような状況でもありましたし、また指定管理関係については、大津町が二輪の町というような形であれをHONDA関連の企業に指定管理に入っただけならばというような形で相談をさせていただきHONDAのほうともご相談を申し上げまして、ツーリングの皆さんの大津を基点として九州各県発信できるようなシステムが

とれるというような形で大分進めましたけれども、関連会社の本社のほうから、無理だというようなお話があったんですけれども、経営内容等につきましてはしっかりとお願いをしながらやっていけるというような方向を説明をいたしまして、現地説明もさせていただきましてけれども、無理というようなお話でどうしようもないというような状況でございましたので、この前の3年間につきましても公募を図りながら阿蘇高森館のほうにお願いをしたいきさつがあります。

そういう中で、議員が心配されておられるその施設関連等につきましては、たいへん高森のほうで連結赤字を出しておられるというような状況でございますけれども、我々のほうについての岩戸の里温泉管理については黒字であるというふうに聞いております。しかし、今後については、新たな南阿蘇観光というような会社をつくりながらこの3年間やっていこうというような申し込みがございまして、その申し込みの関係等につきましては、それぞれ公募をしながら、そして選定委員会の皆さんに審査をお願いしながら、そういう状況の中で12月定例の中でご議決を受けたわけでございますので、まあそういう状況の中で我々としても、今後会社のこれまでの運営をより以上にしっかりと監督、指導をしながら、地域住民の皆さんの健康増進に役立つように頑張っていたいただければなというふうに思っております。もちろん今まででも、それぞれのカラオケあるいは踊りなどを取り入れたり、あるいはマッサージコーナーを設けたり、あるいは夏の花火のイベントをしていただいたりして、地域の皆さんに大変喜ばれておられる施設であるというふうに自負をしておるところでありますし、今後についてもますます経営努力をされながらすばらしい住民の喜ばれる施設になっていただければなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問します。町長が町の立場を今言われたと、町としてもつくったはいものの起債残高がまだ残っておるということで、どうかこれを消化していかなければならない。かといって直営にすると経費がかかりすぎるかもしれない。いろんな思いがあつて現在に至ったということではないかと思えます。今の答弁を聞きまして、私は率直に思われる、これはこういうふうじゃないかなと思うことは、例えばそういった起債残高が残って3億円ぐらいでどうでしょうかと、2億円はうちが税金でまかなわなくてはならないかもしれないけれども、今後の運営、町民の福祉やサービスを考えた場合は、やはり存続させるべきではないかなということで、銀行やいろんなそういった関連の地元の関連会社をお願いしてみたりもしたということをおっしゃいましたね。しかし、そういった大手のところはノー、合いませんと、それじゃあとてもだめですよということを突きつけたんですね。ということは、私はその指定管理制度、指定管理者を選定するときですね、必要なものは何かということは、もちろん今までのその会社の実績もですけども、指定管理者制度を利用して3年間なら3年間そこに委託したならば、そこをよりよくやはり精査しなければならないと、その精査してくれる会社というものは大手の会社に対してからは、スタンダード&プアーズかムーディーズ、日本では帝国データバンク、そういった格付け会社というものが非常に詳しく下調べをして、あなたの点数はAAだよとか、Bだよとかいうことを付けます。ただそういったことというのは一つの信憑性にもつながりますが、町の場合はそういったものがないんですね。ですから、私は前回この振興公社あ

たりのことについては、資料を提出してくれと、我が議会は委員会主義ではありますが、委員会といっても今は人を減らしておりますので、5人づつしかおりません。だから私はここはちょっと不安に思うなど、赤字という話は聞いている、その前に高森で大変な事態になっているということをかぎつけまして、私は反対討論に前回のときは立ちました。資料提出というのが最終日に提示されました。ということで、私も全部を把握することはもちろんできません。高森町議会で問題なった数字と、ここで出てきた数字は違うんですよ。そういったことまできちんと町長は調べられたのかなと思うんですね。

そして、会社経営なりなんなりに携わった人というものは、ある程度の貸借対照表や損益計算書を数字的に見て、ある程度の予測を立てます。しかしながら、昨今のごまかし事件、いろんな虚偽のこういった数字の提出とか、いろんなものが出て最近で大事になっているのはA I Jの投資顧問の問題ですよ。ああいったものは、笑うに笑えないと、だまされました、私たちの年金がもうなくなりましたという問題ですから、非常に大変な問題です。この指定管理者制度も下手をすれば、もうぼろぼろになって使いものにならなくした挙げ句に「もうやれません」って言われるかもしれません。それこそ総額14億何千万円も使って建てた施設なんですよ。多くの税金が使われております。ということで、この決算の資料に対しての数字的な突合は、高森町に出向いてすべきだと私は考えます。そして高森町が受けた報告と大津町に提出された報告というものは突合せなければならぬと思います。

そしてまた、先ほどある程度の人を見てわかるでしょうということで、損益計算書あたりを比較表あたりを見てみますればですね、高森あたりはですよ、売り上げがそれこそ大津と比較してはいけないかもかもしれませんが、6千400万円の売り上げに対して、販売費や一般管理費の諸経費ですね、それあたりが8千369万円というようなですね、まったく逆転してるような赤字になりますよ、それ。6千400万円しかないんですね、売上。それに8千369万円とか出してるんですよ。だれでも足し算、引き算、これ聞いたばかりでなんやそら、となりはしないでしょうか。その中でも、高森温泉館というものは町が委託料として修繕費も含んでるんだらうと思います、かなり高額ですから。例えば、毎年1千480万円とか60万円と50万円ですね、1千500万弱ぐらいの公金を投入しております。我が町の場合は、30万円以上ですか、備品から始まって、いろんな大々的な工事というのは、修繕工事は町がします。しかし、そういった私が指摘したいのは、それこそ委託料を除けばですね、入館料や自動販売機売上、売店の手数料あたりはですね、4千950万円しかないんですね、22年度の決算は5千万円もないようなところで委託料をあてにしている。そして、その中でそういった経費というものは八千何百円も使うというような、足し算、引き算ができてないんですね。これは、高森町のことですから言えませんが、こういった経営を我が町でしたならば、厳しく糾弾されるべきでしょうね。ですから、存続するなら存続するで、経費の割り出しをきちんとやって、この温泉センターを管理するには最低でも施設やいろんな装備、そういったものはやはり幾らかかるんだというような経費の割り出しというのは、我が頼むがわ、町がわはきちんと把握しなければならないということです。漠然としたものではだめです。そういったものが、今までの経営をやってきて、経費というものはこの岩戸の里におきましては、こういった要素があつて、しかも経年がありますので、毎

年幾らの経費がかかります、これは人件費別ですよ。ですから人件費をその分もらわないと私もご飯が食べられませんというような経費を出してきてですね、これをお願いできんかという会社が本当なんです。足し算、引き算をできないようなところになぜ頼むとかなど、実際選定委員会のこともこの中には最終日で作された報告の中には若干書いてありまして、基準は点数をいろいろ選定委員さんが付けた中で、平均が60点以上だったならばオッケーかなという、その60点も曖昧ではありますけれども、60点以下を付けた人もおられると、そしてまた、その係に私は個人的に聞きにいきました。これは何が根拠かいて、60点という根拠はどこにあるんだということも聞きました。50数点しか付けなかった選定委員さんもおられると、この人が妥当な判断だろうなど。私は、その人が「1社しかきとらんけれども、この会社じゃだめっていうともあり得るの」ということを聞かれたそうなんですよ、実は。しかしながら、1社しかない、先ほど町長が答えられたように見放したと、とても町がただでいいからもらってくれは言えない、やはり3億円、4億円ぐらいでは最低でも売りたい、売りさばきたい。そういったものもいろいろ混ざりあって結局ここまでできてしまったということです。ですから、この経費をよく見てみればおそらく町の商工会の方々、商店の方々はおそらく憤慨されるでしょう。私もその後よくよくもらって見たときに、開いた口がふさがらなかったというのが率直な意見であります。ですから、これからですね、もっともこの指定管理者制度というものを使っていくんですよ。それこそ、民間の活力を利用してより良き自治体をつくっていかねばならないということです。

実際、町でできないことをそういった、この役場の職員も議員もひっくるめてですよ、温泉センターの経営に当たってくださいって言われて、はい私はできます、と言う人はおらんとします。やっぱり民間の力を活用しなければならぬと思います。ですから、これから先もですね、町がいろんな行政サービス、住民のサービスを高めていくためには、そういった外部委託と申しますか、そういったものは利用しなければならぬんです。実際ここに副町長がおられます。県から外部委託ですよ、それこそ、人材の外部委託ですよ、来ていただいたんですね。そして、県のノウハウを少しでも取り入れたいし、パイプをつなげたい。そういった目的がきちんとしてはっきりした効果が現れるならば誰も文句は言わない。民間委託して負担が少なくなりましたよと、先ほど県立劇場だったかな、言いました。その指定管理をすることで、実質県の負担が1億円、県立劇場ですね、減ったよというようなことを胸を張って写真入りで載っている事例あたりにも実際あるんです。そしたら、みんな県はいい取り組みをしているなど、県民はみんな思いますよ。しかしながら、ただで貸したところが赤字を出しましたとかいうのであるならばですね、それは誰も納得しないだろうということです。

これは本当に議員各位も本当に賛成、反対、迷ったあげくに委員会の審議を受けられたのかなということです。ですから、町長にこの点だけをはっきり聞いておきたいんですが、高森温泉館は、6千400万円しかない売り上げに対して経費を8千300万円も使っておったというこの事実をですね、これは誰が見てわかるんですけど、私はこれを見て本当にですね、どはってんをつくとか、何やこの諸表はと思ったぐらいです。ですから、これも虚偽の報告かもしれないと思ったりします。実際、私はもらったいろんな資料を一覧表にして見てみました。平成18年から高森が委託して利益が平成

18年、19年、20年と8万9千円、7千円、1万円利益が出ましたと、この数字何と思います。ふざけるなっていう数字ですよ。その後、2年間、平成21年、22年は大きく赤字が出て193万円赤字が出ました、平成22年は1,189万円でしたというふうに出してくるんですから、入館者数とか、そういったものずっともちろん下がっておりますけれども、それに対して手を打つことができない経営感覚です。ですから、いろんなものを一覧表にすると見えてきますけれども、高森町の議会だよりとか見たものこの報告書、だから妥当であるというものは絶対通じないと私は思うんですよ。

私は、町民の税金を守るためにこの質問をしたつもりであります。今後3年間委託をするのであれば、3年後は使いものにならんような施設に絶対にすることはない、町長は断言しなければならないと思います。3年後にまたより良き指定管理者が手を挙げるような施設にもっていかなと。頼みましたけれども、3年後はもう使いものにならんというふうになったならもう最悪ですよ。しかし、町長も私も選挙でここに来た人間ですから、今後どうなるかはわかりません。あそこの温泉センターは家入町長がつくろうぜって言ったんじゃないですよ、その前の前の町長になりますか、そういった形で今は負の遺産になってしまったということではありますが、今後のですね、あそこはつぶさない、指定管理者制度をもっていくのであるならば、3年後もきちんとした形で存続させることが私はできますということをお約束してもらいたいですよ。この点について再度お聞きします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 高森館のほうの運営について議員おっしゃるように赤字が出ておるのは確かでございます、その赤字関連等についての調査も担当職員の方にさせております。もちろん我々のほうでも重油の値段の関係で1千万円も2千500万円もというような状況になっておるのは確かでございますし、もちろん高森館においては売店というか、そういうものがあそこでは開いてないというか、宴会関連あってないというような状況でございますので、売り上げ関係等については大変入館者を主にした、そしてまた宮崎からのお客さんを抱え込んだそんな地域であるというようなことで、大変経営は厳しかったんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、我々のほうも類設の温泉センターができて当初は利益がございまして、2、3年は大津の町のほうにも何千万か繰り入れていただいたりしておったわけでございますけれども、このような状況で、今は16万人を年間入館者をかかえておるといような中で、もちろん議員さんをはじめ農業者団体の各種団体あたりのほうで宴会をしてもらったり、あるいは入場券を関係機関の皆さんに買っていただいたりというようなことをやってきたわけでございますけれども、おっしゃるようにその辺のくい違いの関係も運営委員会のほうで確認をされておまして、もちろんそちらの連結決算につきましては、損益計算書の中でうちの運営委員の皆さんの選定委員さんの皆さんの税理士さんや弁護士さんおられますので、その辺も十分精査しておられるようでございますし、その後の課題の問題でございますけれども、その辺についても覚え書きなり何なりを大津町に迷惑をかけないというような関係の文書もいただいております、今後についての新しい会社について、今後運営をまた3年間お願いするといような状況でございます。

もちろん大津岩戸温泉については、今までの努力は十分私も認めておるつもりでありますし、今後についても経営をしっかりとやっていけるんじゃないかなと思います。

ご心配の施設の管理運営、これは町がやらなくちゃならないというような、大変責任がございました、これは町民が温泉を望んだわけで、その強い意志の中であのセンターができたわけがございますけれども、先ほど言ったような状況でございますし、もちろんメンテナンス関係についても15年間、平成37年までに2億1千万円以上の修理関係の計画というか、その辺のものが出てきておりますので、これについてはどうしてもやっぱり大津町がその施設管理をびしっとやっていかななくちゃならない。そしてまた、温泉が鉄分の多いということで、いつ何があるかわからないような状況でありますし、施設関係についても大分老朽化しておるといような状況でございますので、2億円を、それ以上超す恐れもあるんだなというふうに思っております。

そういう状況でございますので、施設の管理はやっぱり今やめることはできないような状況でございますので、これもしっかりと住民の皆さんにご理解を得ながら温泉の経営管理はやっていかななくちゃならないというふうに思っております。もちろん、先ほど申しましたように運営関係についてはちゃんと覚え書きを書きながらですね、指導管理をやらせていただきますけれども、内容のいろんな形については、なかなか委託料はやっておりませんもんですから、その辺のところについては、今後両方で協議しながら住民の皆さんが活用できていかれる、そのような利便性も我々もしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。だから施設管理については、町がしっかりと管理をしていかななくちゃならないというようなことで、これが止まるというか、温泉がストップするというわけにはいかないような状況でございますので、十分その辺は住民の皆さんに説明をしながらご理解を得ながら、あの温泉をまだまだ守っていきたいというふうに考えております。もちろんあその状況については、大変運営については、口を出さないといいますけれども、やはり住民サービスの面、いろんな面については、しっかりと我々もものを申しながらより良い温泉センターになっていくことについては、しっかりとできる限りの支援を私たちはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 町長は、そういったふうにしか答えられないでしょう。議会で審議したんじゃないかと言われたら、私も何も言えません。反対はしたものの賛成多数で、例えば岩戸の里のことは賛成されたことであります。上を向いてつばを吐くようは行為になってはならないということを私は重々承知ではありますが、今回のことについては借金をしました。親の家、土地を担保に入れますとかいうような言葉も出てきて資本力がまったくない、覚え書きというものも嘘も書けるんですね。例えば、ヨーロッパ諸国連合、見てみませんかギリシャ危機、あれも債務を隠していたんですね。結局大事になって世界経済に大きな影響を与えたと、A I Jの投資顧問もそうであります。結局、そういったものは使い方しだい、それと我々が使うがわはだまされないようにしっかりと締めていかんといかんということでもあります。実際、そういった議論をする最中ではありますが、今回の議会で委員会の審議の中で体育施設のですね、運動公園のを管理公社を直営にするということで、結局その職員を町の一般職として雇い入れて、今後も管理していくと。一般職ですね、専門職ではないんです。みんな

公務員になろうと思って、公務員のそういった予備校あたりにいってですよ、頑張っけて受けているのにいきなり一般職で入れるんですよ。それこそ経費、いうならばそういった制度の使い方がわかってないと、私はそういったのは直営であっても、まず直営にして指定管理者制度にすればいいじゃないですか。そうしたら、わざわざ職員の条例もありますよね、一般職は何名というふうな、そういったものにも照らし合わせなくてもすむし、来期の新しく私は大津町役場に入りたいというような若い子どもの人たちも雇い入れることもできたんです。その公社を国の制度が変わって、例えば町が直営しなければならない、だからそこに職員をあてなければならないから、とてもですね、公務員を増やすという行為は、それは今は考えられないんじゃないですか。

先日、ラスパイレス指数ですか、国が100に対して地方自治体はどれぐらいのパーセンテージの給与が与えられているのかと、その100は下回ったものですね、そういった人件費というものが一番経費は大きいんだということです。あとはそういったものはきちんと精査すればそれが土台となって、それ以上の指定管理者が設けるのは経営能力です。経営能力がたけたところは、たくさんの人を集客して、その分の利益を上げることができる。これをもった会社を選ばんといかんということです。これに対してからは答えようがないと思いますので、今後ですね、私は虚偽の報告があった場合は、そういったところと契約をうち切ることができるという条項もあるみたいですので、そういったところは、今後のためにも煮詰めていただきたいと思います。まだまだ議論したいのですが、ちょっと時間が足りませんので、2問目にいきたいと思います。

2問目が昨今ですね、いじめとか児童虐待、こういったものが過去最多になったと中には東日本の被災者の方々に対してですね、不当な差別の言葉をかけたりとかする人も現れてきたということで心が痛むしだいでありませう。

そして、自殺者ですね、これも平成10年度からのそういった集計によりますれば、14年連続の3万人を超えたということで、本当にいったい日本はどうなってしまったんだろうという気持ちがあります。そういった人そのもの人権や命、これに対しては義務教育を通じても家庭のしつけの中でも一番大切なことではあります、教育長の幾多となき現職の時代も、ここの演壇でも発言されたと思います。しかしながら、それがうまく伝わっているのかなという疑義をもちます。こういった数字を見ますとですね、いったいこの先どうなるんだろうかなと、実際これは数字で表れた部分でありまして、いじめとか差別とかは、これ以上にある可能性があります。しかしながら、自分の人生を振り返ってみてもですね、いいことばかりではもちろんありません。いろんな現在では差別用語とか言われることをいっぱい言われたこともたくさんあったし、自分もそういったことを人に言って傷つけたこともたくさんあったでしょう。しかしながら、そういったことを総合的に消化しながら人格というものは形成されていくんです。私が今回の「人権教育に求めるもの」という大見だしをつけたのは、人権教育に対して一生懸命取り組んではおられます。かといってその成果というものはどこではかるんだとした時に、やっぱりこういったものではかるしかないんじゃないかなと思うんですよ。新聞をはじめとする報道等で数字を見てびっくりするような数字が出てきます。その人権教育の結果がこうじゃないかと結びつける非常に粗っぽいです。しかしながら、数字が出てきたというものは、数字は

虚偽の報告、先ほど言ったですけど、をしない限りごまかせないんですね。心の状態とか精神状態というものは数字にはできません。ですから、こういったものを見たときに、何らかのつながりというものが考えられるのではないかなと、実際人権教育というのを私3人子どもがおりまして、ずっと三太郎が受けてきたわけです。その中で、いろんなこと学んできたようで、ただうちの子は天真爛漫に育っておりますので、ただ親が見えない所で何をしているかわかりません。それはもちろん。ただ暗くしずんでいるようなことはあまりないと思います。ですから、ここでわが息子のことを言ったのではないですけども、時代合った責任や自由や権利、これは言葉が足りませんけれども、そういったものはですね、うまくバランスがとれてないと偏ってしまうというのが、原因じゃないかなと思う部分も私はあるんです。やっぱりですね、その一個人として、子どもでも一個人、一人の人間として果たすべき責任や義務というものはもちろんありますし、そしてこの町民であること、小学生であること、中学生であること、親の子であること、そういったものもあるし、自由を求めているいろんなものに挑戦して枠を破るような活発な子どもにもなってほしい。そして、いざと不当な行為に対してからは、自分のきちんとした主義主張や権利をきちんと申し述べて、それを自分の身を守ることができるような、そういった強いたくましい子どもに育ってもらいたいと私は思いますので、これはちゃちではありませんけれども、責任・自由・権利と私はちょっと書いてみました。そういったものがうまくバランスが取れて、一人一人の人間が形成されるのではないかなと思ってこれは書いてみました。

人権教育がここで否定するわけではないんですよ、ただはかる物差しがないからわからないと、だからどうしても結びつけてしまうということです。そういったものの今後の、今までもですけども、今後非常に私は心配をするものでありますので、教育長にこの点について質問をします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。永田議員の現代の人権教育に求めるものについてのご質問に対しまして、お答えいたします。

まず、教育に対します私の理念でありますけれども、教育は人づくりであり、まちづくり、国づくりの基盤を担うものであると考えています。私たちが将来にわたってこのような町や国であってほしいと願う社会をつくっていくことができるような人材を育成していくことが教育に課せられているというふうに考えております。

では、どのような人間を育てようとしているのかと言えば、もうこれは昔から不易なものでございますけれども、知・徳・体のバランスがとれた人間であります。知育におきましては、自ら学ぶ意欲を高め、基礎学力を高めることを重視したいと考えております。徳育におきましては、人間としての良心をみがき、公民としての規範意識を高め、自他を尊重する心と態度を育成することを重視します。体育におきましては、体とともに心を鍛え、困難なことにも挑戦し続けるような体力、精神力を培うことを重視したいと考えております。

人権教育は、知育、徳育、体育の具体的な教育活動の中で実践していくことを大事にしております。憂慮される事象としてあげられております東日本大震災被災者に対する不当な差別の事例としまして、私が認知しておりますは、福島県原発事故による福島県からの避難者の児童が転校先の学校で、放射

能が移ると言って疎外されたこと。それから学校への転入や保育園の入試を原発に対する不安の声を理由に拒否されたという事例を聞いております。これらは、科学的根拠に基づかない余談と偏見による差別です。自分自身に全く責任のないことをもって排除されたり、拒否された人の心の痛みや憤りは計り知れないものがあります。いじめは依然として多く発生しています。全国調査の結果を見ますと、熊本県の発生件数は何と全国一でございます。いじめの解消の比率もまた全国一でございます。いじめを受けている立場の子どもは、安心して学習に集中できる精神状態ではないはずで、人の学習権を阻害したり、ときには人の命まで奪いかねないいじめというのは、絶対に許すことはできません。どんな理由があるにせよ、いじめは人権侵害です。児童虐待が多発しています。虐待によって命を落とす子どもの数も増加しています。児童虐待は、子どもの人権を無視した行為であり、人格形成に影を落とすまぎれもなく、これは犯罪であります。差別、いじめ、虐待、自殺、いずれも人権に関わる問題でございます。これらの問題が増加し続けているのは、一つには長年にわたる人権教育の結果の現れの一面でもあるかなと私自身もとらえております。それはなぜかと申しますと、人権教育によって余談と偏見に基づく差別は不合理であり、物ごとは科学的根拠や事実に基づいて判断し、行動すべきこと、相手の心や体を痛めつけるいじめはどんな理由があるにせよ、いじめたがわに責任があること。命は何より重く、自他の命を尊重し、大事に守らなければならないこと。そして、不合理、矛盾、不利益、不当な扱いに対しては黙って見逃さず、自分の思いや考えを表明すること。自分で表明できなければ誰かに相談すること等を学校教育の中で学んできております。その結果として、人権意識が高まり、人権問題に気づき考えることができるようになったものと受け止めております。また、相談体制も以前よりも整ってきております。人権問題が表面化し、認知される件数が増えてきているものと捉えております。しかし、件数が増えてるのを喜んでいてはなりません。人権問題が多数現存している実態に立って、人権教育のさらなる充実と浸透を図ることが必要であると受け止めています。と同時に、これらは社会問題として教育以外の施策も必要であると思います。特に、自殺者が14年連続3万人を超えている。このことは国の大きな問題であると捉えています。特に働き盛りの人や高齢者の自殺が増えていることにつきましては、教育の力だけでは解決できるものではありません。ただ、深刻に受け止めていますのは、小学生までも自殺をするようになった事実でございます。小中学生の自殺の原因として挙げられものにいじめがあります。いじめを受けるがわの者にとっては、いかにつらく、耐えがたく、絶望のふちに追い込まれるものであるのかがわかります。

学校では、いじめの罪と命の大切さが、子ども一人一人の心に響き、心に刻まれるように教材の工夫や指導の工夫をしているところです。

また、学校で推進しています人権教育が保護者の方々や地域住民の方々に理解をされ、連携したものにすることが肝要であると考えますので、人権学習の公開を各学校の授業参観等で行ってるところであります。

次に、主義主張や権利を無責任に使う人は多くなり、礼節もすたれたと指摘されていますが、そのような大人の姿が子どもに反映されてる面が多々見られると私は思っております。自分の権利を主張するなら、自分に課せられた義務を果たさなければならないこと。自由を求めるときは責任が伴うこ

と。社会生活を営むうえではお互いを敬い合い、礼儀と節度を守る礼節が大事にされること等について、子どもたちの生活に密着した具体的な場面や事例について、考えさせ、気づかせ、行動できるように指導を徹底してまいりたいと考えています。これらを指導することは、他者を意識し、他者への思いを深めることにつながり、人権教育の推進に欠かせない視点であると考えています。永田議員のご意見を踏まえましてより取り組みを進化させてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） もう時間間近ですので完結をお願いいたします。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 今日の新聞ですけど、知事選のマニフェストで蒲島知事が「貧困の連鎖を教育で断つ」と、貧困というものは、金銭的なものばかりではありません。そういった精神的なものですね、強く自己責任をとれるようなたくましい人、そういった育成に教育が寄与できること、そういったことをご祈念申し上げて、一般質問を閉じます。以上です。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から開会いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） おはようございます。ただいまから坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、「子育ての町」の推進であります。町長の施政方針の中で、引き続き、子育ての不安や負担の解消、および要保育児童対策を推進すると述べられております。これは若い夫婦が子育てしやすい町を目指すものであります。若い人を増やし、町の人口を増加させることは、力強い大津町をつくることにつながるのだと思います。イギリスで始まった産業革命以来、世界の人口は増え続け、国連資料によれば2007年の世界人口は、66億7千万人、そのうち中国が20%の13億3千万人、インドが17.5%で11億6千万人、アメリカが4.6%の3億人、我が日本が1億3千万人です。2050年になれば、世界人口が91億500万人に増加するそうです。そのうち、中国14億1千700万人、インド16億1380万人、アメリカ4億390万人、日本1億170万人とのことですが、日本の場合、1億を大きく割り込むとの説もあります。いずれにしてもアジア、アフリカ、アメリカは大きく増加するようです。

世界的な経済成長路線で、人々の知識や技術は大きく向上しました。インターネットの普及で情報は瞬時にキャッチできます。中国、インドが世界の中心になっていくかもしれません。これまでは、アメリカ、ヨーロッパの国々と競えばよかった日本は、巨大化した中国、インドとも競争しなくてはなりません。今までどおりではいけません。甘えてはいけません。若者にたくましさを求める橋下大阪市長の教育改革もわからぬではありません。そのように人口要件は全体に大きな変化をもたらします。人口増加は活力を生みます。

さて、熊本県の人口は、2010年、180万9千人から2030年158万2千人と減少すると推定されております。

さて、我が大津町はどうでしょうか。昭和31年1町5村で合併した新大津町の人口は、2万3千人でした。その後、昭和50年には1万8千人まで減少しました。本田技研の進出から人口が増加に転じたことは周知のことです。そして、2011年8月29日、山内虹心ちゃんが3万2千人目の町民になりました。将来を見据え、住宅地を用意したのは西岡町長です。私は人口を増やすために美咲野に小学校をつくるよう一般質問しました。実際に小学校建設を決断したのは、家入町長の英断であります。一時期、美咲野の住宅建設が進まない時期がありました。美咲野の住民には失望の念がありましたが、今はいきいきとした表情を感じております。ここでインターネットで、「不動産 1戸建て 熊本 子育て」で検索してみました。JR九州、美咲野が表示されました。見出しで「のびのびすくすくと子どもたちが育つ町、団地内に小学校建設予定」と書かれており、さらに熊本県内で1、2を争う若い町ならではの子育て支援事業が充実しています。子どもを預けたい人と預かりたい人を行政が橋渡しとなってつなぐ子育てサポートや初めての子育てにも心強いアドバイザーとなってくれる子育て支援センター、ほかにも病後児保育施設、休日保育施設など町ぐるみで子育てを支援しています。平成20年7月、待望の保育園が美咲野に誕生、団地内に郵便局もオープン。また、大津町では団地内に小学校を建設予定中、平成25年4月開校予定。ますます便利になります。と記されております。冒頭に述べた町長の施政方針の子育ての部分をもっと詳しく町長の思いを聞きたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の子育て支援関連等についてのご質問でございますけれども、町民の皆さんや議員の皆さんのご理解によりまして、子育て支援関連等の事業について、どんどんやらせていただきましたことにつきまして、厚く感謝を申し上げたいと思っておりますし、住民の幸せのために、これからもしっかりと子育て支援をやっていきたいというふうに思っております。

議員おっしゃるように、やはりスピードをもって早くやることによって住民の皆さん、そして今現在若い皆さんが口コミで大津の方に住んでいただけるというようなのがこれまでの状況で、察することができております。もちろん、これからも住宅関連等についても検討をしていかなくちやなりませんので、その他の地域についてのいろんな整備もしっかりやらなくてはならないんだなというふうに思っております。

もちろん、JRの関係につきましては、もう議員ご承知のとおり北側の方に学校予定地があったわけでございますけれども、そこは送電線の関係で住民の皆さんがいかなものかというストップを受けたわけでございます。もちろんのその中で、地域外のところでの教育委員会とともに検討をしましたが、またもちろんJRについては、当初あの地域は東の方の開発にあと坪4万円ぐらいかかるというような状況もございまして、いろんな検討の中で、ぜひ配水池の問題、いろんな形で解決されている関係であそこにぜひ住宅をお願いしたいというような形とともに、いろんな形の相談を進める中にJRさんほか2社の企業体のほうにもお願いいたしまして、学校用地を南の方に4ヘクタール寄付していただきまして、学校建設に取りかかる方向できました関係で、東側の方につきましても企業努力によりまして、価格が安くなりすばらしい住宅になってきておりますし、もう東の方までいっぱい

ておるといような状況でございます。もちろんそういう意味におきまして、若い人たちがどんどん住み込まれて、子どもたちがどんどん誕生しておるのは確かでございます、そういう意味におきまして、我々のほうについても子育て支援関連等について、しっかりやっていかなくちやならないというふうに思っております。もちろん当初平成20年度で小学校までを医療無料化にさせていただきましたけれども、その辺のところについてもいろいろ中学校までの医療無料化とかいろいろ言われておりますけれども、それなりの検討をさせていただいておりますし、そういう意味におきましては、町の財政状況を考えながら、中学校の無料化については今後の検討事項であるというふうに思っております。しかし、やはり議員が言われるように、みてもらう人とみていただける方が連携をしっかり取っていかなくちやならないというような形で、我々についても今子育て支援の関係についても頑張らせていただいております。もちろん議員おっしゃったように緑ヶ丘保育園があちらになお、そしてまた、一宇さん、あるいは杉水、そして、いちごさんというような形で増改築というか、すばらしい保育園ができ、そしてまた、その後子育て待機児童の解消のためにいちご保育園関連ほかの施設関連等につきましても定員増をお願いしておるわけでございます。もちろんそれでも間に合わないというか、我々見込んでおる以上の待機児童が現在も100人を超えておるといような状況でございますので、平成23年度の事業前倒しということで、新たに募集しました新しい保育園をつくらせていただいております。もちろん、そのような施設整備関連等についても民間でできるものは民間でというように形で努力をされておるような状況でございますので、今後についてもそのような待機児童の出ないような施策は十分やっていかなくちやならない大切な仕事であるというふうに思っております。今後についてもそのような、まず子育ての待機児童をなくすために、しっかりとやっていきたいし、そのような形の中で子どもたちがすくすくと大津で成長できる、そういう家族とのつながりをしっかりとっていけるような支援を今後ともしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 再質問いたします。

町長は運の強い方だと思います。松下政経塾の面接で松下幸之助さんは君は運があるかと聞かれていたそうです。運は大事な要素であります。美咲野は将来のために西岡町長がまかれ、そして今花をさかせつつあります。五分咲きぐらいでしょうか。しかし、いつかは満開になり、住民が高齢化していきます。次の施策が必要です。世界の情勢、日本の進路を予期しながら、次の一手を計画してもらいたいと思います。

歴代の大津町長は、すばらしい方ばかりでした。家入町長にはそれをする責任があると思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先輩たちの方々がしっかりとそういう基礎、ありはそういう宝物をつくっていただいておりますので、今後については、後世の皆さんのために、しっかりと磨き上げるような努力をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 第2問目に入ります。

友好都市宣言についてであります。中国・韓国の発展はめざましいものがあります。これからは、アジアの時代であるとして、アメリカはアジア重視の方向を打ち出しています。大津町は、まずは歴史的にも地理的にも切っても切れない韓国の都市と友好都市になるべきだと思います。アジアで共に生きる人間として、友好をはぐくみ、さらに考え方、行動様式、国民性の違いを肌で感じることは自分自身を客観的に見つめることにつながります。そこを拠点にして、韓国・中国の情報を仕入れることも大事ではないでしょうか。

3月15日の熊日新聞には、「米韓FTA発行、日本輸出競争不利に」という見出しの記事が載っております。米国と韓国の自由貿易協定が15日に発行し、5年以内に双方とも貿易品目の90%以上で関税を撤廃する。2006年2月の交渉開始宣言から6年あまり韓国は欧州連合などともFTAを発行済みで、今回で世界市場の60%以上をカバーすることになる。日本が輸出競争で不利になるのは確実で、TPPへの参加をめぐる日本国内での議論が一段と激しさを増しそうだ。と結んでおります。

インターネットで朝鮮日報を見ますと、農業団体の反対集会があったと（これは韓国でのこと）と報じております。顔形は似ていても文章に漢字を使っている、日本人と中国人、韓国人とは性格や考え方が大きく違います。韓国人は情に濃いと言われ、一度親しくなれば親戚同様のつき合いになるそうです。しかし、日本人が今を生きているのに対して、韓国の方々は歴史認識にうるさく、過去を引きずって生きているように見えます。領土がからむので、竹島を独島と呼ぶのは理解できるとしても、世界の地図に記載されている「日本海」を「東海」と書き換えるよう、しつこく各国に働きかけております。評論家の落合信彦氏は、『日本の正体』という本の中で、マッカーサーの本当のねらいは、日本人が変な気をおこして再び軍国化するのを防ぐことにあった。そのためには、日本を完全に丸腰にして、日本人の精神を骨抜きにしなければならない必要があった。丸腰にさせられれば日本はアメリカを頼りにするしかなくなる。そうすれば、日本の属国家は保障されると述べています。これが当たっているかどうかは別としまして、韓国には徴兵制があります。戦争の善しあしは別としまして、規律と訓練を重ねたほうが精神的に強い個人ができるというのは間違いのないでしょう。それを近くで見るもの勉強になると思います。おもてなしの友好だけでなく、お互いの個性、わがままを認めあつての一步離れた友好も大事ではないでしょうか。

外国人の特長を知り、そこから自分たちの特徴を知る。友好都市を拠点にして韓国全体も体験、観察できるでしょう。将来の経済協力、経済進出にも役立つと思います。町長、教育長の見解をお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 失礼いたします。坂本議員のご質問のほうに、まず教育委員会の立場から先にお答えさせていただきます。

国際化が進展する中におきましては、他国を訪問し、直接交流したり体験したりしながら、その国の考え方や文化や歴史や国民性を知ること。また、その国の現状を見聞きし、その国のあり様や将来像を思い描いたりすることは大変有益なことであると考えております。自国を出てみて気づくこと、

自分を振り返ることも多々あると思います。これから自分たちが身につけなければならないことや目指すべき方向性のヒントを得ることもできるものと思います。友好都市として相互交流を継続していけば、お互いの理解が深まり、過去の歴史的問題を乗り越えて互恵関係を構築していくことも可能になると考えております。国際交流の相手国として韓国をあげられましたことにつきましては、納得させられます。韓国はアジアの中でも最も歴史的につながりが深く、地理的にも近い、そして成長著しい隣国ですので最適だと考えます。

これまでも、韓国プロサッカーチームが町の運動公園でキャンプをしており、スポーツを通して韓国と大津町とのつながりは既にあります。平成22年度におきましては、少年サッカーの交流を企画しようとしていた折に口でい疫が発生しまして、急きょとりやめになった経緯がございます。友好都市宣言が実現すれば、教育委員会としましては、小学校5、6年生を対象とした交流を検討してみたいと考えております。早い段階で異文化体験をすることは、価値観の多様化を図り、違いを認め尊重する態度や広い視野を持つ子どもの育成につながるものと考えます。具体的な内容等につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の韓国関連等の友好関係でございますけれども、もう議員ご承知のように大津町はアメリカのヘイスティングと大津町国際交流の皆さんと、しっかりと今交流を進めさせていただいておりますし、英語の先生もヘイスティング大学のほうから来ていただいて、住民の皆さんとのふれあいをしっかりやらせていただいております。

そしてまた、ブラジルのほうの姉妹都市を結んでおりまして、大津の魚野さんという出身の方おられましたけれども、12月の終わりごろに亡くなられて、大変今後の交流のつながりがどうなるかなというように心配をしております。

それとまた、ピエダーデ市との関連につきましても行わせていただいておりますけれども、ここ何年か途絶えておるといような状況でございます。大変道のりも地球の裏側ということで、大変な距離でございますけど、議員おっしゃるように東南アジア関連等については、県下の各市町村においても交流を盛んにやられておるようでございます。特に、隣の菊池市につきましては、韓国、中国というようなところと非常に密接な交流をされておるようでございまして、議員もご承知のとおり一緒に水道企業団の議員研修に韓国のほうに研修に行きまして、菊陽町のニンジン、それと朝鮮人参の向こうの方が日本のニンジンと自分たちのジンジンで何か6次産業というか、何かできないかなということと菊陽のほうにお見えになられて、菊陽のほうも歓迎されておるようでございますし、そういうことでおじゃましたとき、大変な我々も歓迎を受けて本当にその町のすばらしさ、その人の良さと町の活性というか、元気というか、そういうものを身近に見てきたわけでございます。そういう中で、やっぱり議員おっしゃるように、やはり外国をしっかり見てくるのが一番じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆さんが一番になって行っていただければなというふうに思っております。

そのような中で、韓国についても今後景気も日本を追い越すような勢いで進んでおります。もちろ

ん、大変厳しい時代を迎えておりますけれども、欧州関連の経済関係も崖っぷちから若干見えるようなところにきておるといような報道もなされておるし、またアメリカ経済も上向きなってきたおるといようなことで、円のほうも安く83円の後半をいっておるといような形で企業の景気も、今後若干見直されるんじゃないかなというふうに思いますけれども、我が大津町の関連企業、特にHONDAさん関連については、大変な状況にあるのは確かでございます、インドネシアでまた工場をつくりながらとか、タイとか、そういう東南アジアを主体にした産業推進をされておるといようなことでございますけれども、早くそういうことのないような地元での雇用をはじめとする活力をつくってもらいたいなというふうに思っております。

いろんな情報の中で、本当に厳しいHONDAさんの状況で4月まで400名の方が異動されるという話も聞いておりますけれども、そういう中で我々としては東南アジアの企業の、うちの町内の企業の中においても東南アジア関連等に工場をつくっておられるという状況もお聞きしておりますので、そういう企業の皆さんとともに海外での企業視察関係等も必要ではないかなというふうに思っております。そういう町内の企業とともに、そして今後の大津町のTPP問題もございまして、経済連とかいろんな形の中で推進をしていくことが一番大切ではないかなと思います。

もちろん先ほど教育長言われたように、スポーツでの観光というか、そういう形で韓国のサッカーのチームが、世界第3位になられたチームが大津でキャンプされました折にも監督やオーナーとご相談をしながら、韓国への交流、サッカー交流も含めたところでお話をしましたところ、向こうとしては大津高校のサッカーが強うございますので、そちらのほうに来ていただければなというように思いは強かったわけですが、私たちは義務教育の小学校を派遣したいというように形で、小さな子ども達に強い心に植えつけたいなというように思っております。

アジア空港関連で週3便を週5便にしたいというアジアナのほうも話っておりますので、大津町は空港の玄関口でございますので、その辺の空港も活性も図っていかなくちゃならないし、韓国との交流、観光関係の交流もしっかりやっていくためには、やはり私たちが向こうに出向きながらお互い交流が進めるようなことをやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今までの小学生関連については、今後についても2年間口でい疫関連等で中止になっておりますので、今年はずいぶんそういう意味におきまして派遣をお願いしたいということで、議会のほうに今お願いしておりますので、もしよろしければ、そういう中で議員の皆さんの活動もしっかりとお願いできればなというふうに思っております。

そういういろんな形で議員おっしゃるように国際というのをしっかり見きわめながら、日本の国が今後どうやっていかなくちゃならないかというような、今現在米国の保護主義の中でここ何十年か日本の国は動いているようでございますけれども、やはり若い人たちが新たな日本の挑戦に心を向けていただけるような、そんな人材が今後必要になってくるんじゃないかなという思いをしておりますので、海外との交流、あるいは海外への私見をしっかりと推進していくような支援をできる限りやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今、町長ほうから水道企業団と一緒に韓国にまいったときのことを話されました。今思い出しますと、チョンピョン郡という所だったと思いますけれども、国旗を立てて歓迎され、私たちはあたかも日本代表の外交団みたいな、そういう待遇を受けました。

そして、そこでソウル辺りで見ると町の活気、スピード感があり、決断力がある、そういう政治姿勢、私はすべての町民の方に見ていただきたかったし、すべての国民の方が見ていただけるならば、もう少し日本はスピード感のある決断力がある政治に進めるのではないかと思ったし、ぜひぜひ、もう少し日本はスピード感のある決断力がある政治に進めるのではないかと思っただけでございます。

さて、韓国は歴史的に見て、友好国だったときもあり、敵だったときもあります。さらに日本が支配したときもあります。今後もこんなことを繰り返したくないかと危惧しているし、ぜひぜひ、もう少し日本はスピード感のある決断力がある政治に進めるのではないかと思っただけでございます。

でも、一番近い国であります。お互いを知る努力が必要だと感じますが、町長の見解を求めます。学校では、夢を求めて自分の能力の向上に努めますが、世の中には相手がいます。人との交わりの中で己を磨くことも大事だと思います。教育長の見解も求めます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の視野を広めるという意味におきまして同感でございますので、今後については、そのような予算設置関連等についても十分検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 坂本議員がご指摘なさいましたように、自己を高めるためには他者との交わりが必要ではないかということですが、まさにそのとおりでございますね。学校教育の場におきましても、学習の目標をもって学習に取り組むわけですが、一人一人の子どもたちが自分なりに考えや思い、解決した答えというのを持っています。しかし、それを自分1人で持つてゐるんじゃなくて、小集団とか全体の中で出しあうことによって、さらに自分の考えが深まったり広がったり、自分の気づかないところに知らされたりするわけです。ですから、平常の学びの場の中でも一人一人考えを持つてゐることを基本にしながら、それぞれの考えを交流させる場を大事にしているところでございます。

また、学校という決まった枠の中だけでの学習では、どうしても足りない部分が出てきます。学校もそれぞれの学年が中心になりますので、異年齢集団で学びの場も必要になりますし、一歩学校から出まして地域の方々との交流、大人との交流もまた必要になりますし、地域にはいろんな立場の方々がいっぱいいますし、またそれぞれの学校周辺にはいろんな施設等もございますので、そういったの方々との交流を通すことによって、今まで自分になかったものに気づかされたり、思いが至らなかったところに思い知らされたり、また刺激を受けたりで、たくさんの学びの場がございますので、極力今は地域人材を活用したり、また子どもたちが地域に出かけていったりするような学びを大事にしているところでございます。さらには、議員がご提案なされてますように国内だけじゃなくてですね、異国を知ること、これはまたとっても重要なことだと思います。なかなか子どもにはそういう機会は今のところはありませんが、もし友好都市が結べてですね、子どもにそういう機会を与えることができるならば、必ずや教育にはプラスに影響するだろうと考えているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 3問目に入ります。地域包括支援センターは、介護保険法に基づき2006年

度に総合相談窓口とされていますが、何の支援か、名称からはわかりづらいとの町民の苦情があります。

熊本市は4月から支援センターの通称をより親しみやすい、「高齢者支援センターささえりあ」に変更するそうですが、大津町でも変えるつもりはありませんか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の包括支援センターの名称についてでございますけれども、今のところ、もう6年経過をしております、町中にいろんなセンターができてきておりますけれども、福祉の65歳以上の、あるいは相談や支援の関係のセンターとして、大分落ち着いてきておるんじゃないかなと思います。担当の話によりますと、「地域包括センターを知っていますか」というアンケート調査の、この2市2町の平均が38.9%が「知っている」と答えが出ておりますけれども、その中でも大津町は61.5%の高回答を得ておると聞いておりますので、今後の更に高齢者支援を充実させることに伴い、包括支援センターを目指していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は、1時から開会いたします。

午前11時47分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

この3月で3・11東日本大震災から1年が経過をいたしました。改めて被災された皆さんにお見舞いを申し上げ、被災地の住民本位の一刻も早い復興、並びに福島で起きました原発事故、一層の国を挙げての安全対策、また、原発に頼らない国づくりを強く望むものであります。

さて、本日の質問は子育て支援充実、そういうまちづくりこそ活気あるまちづくりにつながるということであります。私の友人から聞いた話ではありますが、我が大津町は福祉の町、あるいは子育てを応援する町ということで、県内では大変有名になっているそうであります。大変喜ばしいことであります。我が町が福祉の町と呼ばれるそういう背景には、若草児童学園をはじめ、三気の里、つくしの里、障がい者の作業所、あるいは県立養護学校、町立の養護老人ホーム、大津町が障がい者や高齢者を思いやる政治を進めてきた結果であるかと思えます。残念ながら町立養護老人ホームは民営化をされてしまいました。大津町が福祉子育て応援の町、その、そもそもの出発点は、町立の知的障害者は施設であります若草児童学園、こうした児童の入所保護、養育施設として町立の施設として立ち上げてきた1964年以來のことではないでしょうか。若草学園は何よりも町民の障がい者に対する理解を広め、また同時に歴代の町長、とりわけ役場職員がこの学園施設で職員として働いてまいりました。そのことによって、職員の中にいわゆる福祉の心、子育て支援の心が定着をしてきた結果ではな

かろうかと思えます。その若草学園がまたもや民営化する。そういうことを進めることは、大津町のせっかくの財産であります宝であります福祉、子育て支援の心を投げだすことにつながりかねない大問題であると思えます。

若草学園も児童の養育施設であります。子育て支援の一環であります。本日の質問の中心は、保育問題を中心としてお尋ねをいたします。子どもを産み育てることは、家族にとって、また人間にとって大きな喜びと同時に常に不安、あるいは心配がつきまとうことは誰しも経験があるかと思えます。だからこそ、子どもは社会の宝、町の宝として社会的支援がますます必要になっていると思えます。とりわけ働く親にとって、子どもが生まれますと最初の心配は、保育所に入所できるかどうかと、このことが本当に不安な材料となるわけであります。同時に所得の少ない家庭におきましては、保育料が高い、このことも心配になります。また、子育ての心配の第2番目のポイントは小学校に入学をするときではないでしょうか。それまでは、保育園や幼稚園で子どもを預かってもらったと、しかし小学校に入りますと放課後子どもだけで過ごさなければならない。私自身も長男が入学する直前に大津町に学童保育が保護者主催で開設をされ、安心の支えとなってまいりました。ですから、子育て支援の最大の核心は保育の問題、あるいは大津町では幸いにも学童保育が進んできたということは、安心の支えになっているかと思えます。そこで、町の保育環境充実改善についてお尋ねをします。

先日、大津町に町外から転入をされてきた母子家庭の方から、2歳と1歳の子どもはいるけど保育所に入れるかどうかわからない。頼める親戚もいない。無認可保育は高くて払えないという相談がございましたが、とにかく自治体に働く親の子どもを保育する義務、これがあるから諦めないでしょこく役場に相談に行くようにと、そういう答えしかなかったわけであります。

そこで、平成22年に児童福祉法が改正をされております。新しいこの法律は、これまで子どもの保育は措置制度から変わりましたが、市町村は保護者から保育の申し込みがあったときは児童を保育しなければならない。ただし、近くに保育所がないなど、やむを得ない事由がある時は、そのほかの適切な保護をしなければならないということで、市町村に対して子どもの保育を義務づけているわけであります。それなのに我が町では、待機児童が一貫して増えております。現在の待機児童の実態、一刻も早い保育体制の充実、そのことについて答弁を求めるもであります。

2番目は、家入町長は就任以来、「子育て支援日本一の町」このスローガンを看板として掲げておられます。日本一というのが誇大な看板であると言わざるを得ません。大津町と熊本市の3歳未満児の保育料を比較いたしますと、住民税のみの課税世帯、あるいはそれ以下と、こうした所得の低い少ない世帯の保育料は、1カ月当たりで1人当たり3千500円から5千500円高くなっております。1カ月5千円違えば、年間で6万円であります。民主党政権が打ち出した子ども手当もなくなる。替って増税が待ち受けている。それなのに町の保育料は年間で6万円も高いと、これでは子育て支援日本一どころか、県内1番にもなっていないわけであります。

そこで、所得のこうした少ない世帯の保育料改定を求めたい。せめて県内1番にとまではいなくても、実際は阿蘇市などがもっと保育料は安くなっておりますが、県都であります熊本市以上に子育て支援を充実することがまさに子育て支援日本一の町に近づく第一歩ではなかろうかと思えます。

3番目に、児童福祉法が改正され、町における条例、規則の整備が必要だということです。改正法では、保護者が保育所を選ぶための情報を提供しなければならないとなっております。また、保護者が入所の申込書を市町村に提出をした時点で、保育の申し込みがあったとすると、あるいは入所の判定基準、あるいは定員いっぱいに入れられないという場合の不承諾、理由を添えた不承諾書ではありますが、こういったことが町の例規集では全く明らかにされておられません。町の条例、保育の実施に関する条例では、第3条で申し込み手続きその他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定めるとなっておりますが、インターネットで町のホームページを検索しても、いくら検索をしてもこの「町長が別に定めた事項」はどこにも表れてこないということでもあります。

そこで、保育料も含めまして、町民の負担事項でありますから、議会の議決事項に含めた保育料は条例で制定をするべきであるということが一つ。あわせて条例に併せて規則委任として、公正な手続き情報の公開、このことが求められていると思います。

以上の三つの点についてお尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の保育関連等につきましてのご質問でございますけれども、まず1点目の保育環境関連の整備の充実というようなことでご質問っておりますけれども、この件につきましては、平成23年度の取り組みといたしまして、私立保育園3園に対して、新たに80人の定員増と並びに公立の保育園の増築を行い、30人の定員増を行っております。

また、新たに民間の保育所の公募を行い、新規の保育所の創設を決定し、平成24年度中に開設できるようにお願いしているところでもあります。それでも予想を上回る待機児童に対応するため、国と自治体が一体に取り込む待機児童解消先取りプロジェクトの実施主体として手を挙げ、新規事業として、家庭的保育事業を平成24年度から個人型一つ、グループ型1カ所で開所予定をお願いしております。3カ所になる関係で15名の増員、定員になっております。議員が心配されるように社会経済の冷え込みにより、生活状態が厳しくなり、働き方も多様化し、核家族化による子育ての支援者が身近にいないなど、子育て家庭において子育てに関する負担や不安感を感じている人が増加しておりますが、また、子育てについて相談できる人や預かってくれる人が近くにいないため、孤立してまいております。平成24年度から子育て健康センターを子育て支援事業と健康づくりの基点施設として位置づけ、子育て支援事業における児童相談や心理相談の支援体制の強化を図ってまいります。今後も政府の子ども子育て新システムの動向も踏まえ、待機児童対策はもちろん子育ての不安や負担の解消及び要保護児童対策を推進してまいります。これにつきまして、後ほど担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

二つ目の「子育て日本一」の看板の関係で、所得の少ない方々に対する保育料関係でございます。議員のご承知のように子ども医療の無料化について、大津町では平成20年度に小学校6年生まで拡大したところであります。その後、平成21年度には菊陽あるいは合志、それぞれのところで6年生までというような形で行われておりますが、議員おっしゃるように中学生までについては今合志とともに現状を維持していきたいというような形で検討をしておるところでもあります。

ご承知のように、この助成については満4歳未満児の医療費の一部負担については、県の補助対象となっておりますが、満4歳以上の子どもに対する助成につきましては、町の単独事業で実施しています。大津町での助成額は平成19年度で8千960万円、平成20年度で9千601万円、平成21年度で1億1千889万円、平成22年度1億3千286万円、平成23年度1億3千500万円、本年の平成24年度では1億4千100万円を見込んでおります。医療費の無料化は一方で国民健康保険をはじめとした医療給付費の増加や国民健康保険での値上げなどをもたらすことを懸念しております。町は国民健康保険特別会計へ23年度で1億1千万、本年度5千万円の法定外繰り入れを行う予定にしております。

現在、大津町は税収の減少など厳しい財政状況下にあります。子育ての家庭への支援において子ども医療費の無料化については、これまで一般質問でされているところがございますので、町のほうでも検討を行っております。その検討内容について、後ほど部長のほうからご説明をさせます。

最後の町の条例や規則の整備の件でございますけれども、今後これにつきましては検討をさせていただきたいと思っておりますし、一般関連の関係者の皆さんには職員と十分なキャッチボールをできるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

子育て中の家庭において社会の経済状況及び出産後の社会復帰により、保育所入所の希望者は増加するばかりで、保育料の占める割合は家計の重要な部分であるかと察しております。転入者の増加や特にゼロ歳から2歳児の保育所希望が年々増加しております。保育所の希望が年々増加しており、保育所の整備費に対する補助、それから私立保育所に対する負担金、子ども医療費の増加、健診や予防事業の経費、そして、教育関係の分離校等の教育費等も増加している状況でございます。ちなみに、私立保育所に対する負担金を例に挙げますと、平成23年度決算見込みで6億7千100万円となります。平成21年度から平成23年度の3年間で全体で約1億9千300万円、一般財源で約4千200万円の増加となっております。

今後もしばらく増加していくことを考えますと、熊本市並みの保育料の設定については大変厳しい状況でございます。それから、保育所関係の流れでございますけれども、毎年10月の大津広報やホームページ等により、11月中を新年度申し込み期間として保育所、幼稚園の募集を行っております。また、その後も随時受け付けを行っておりますが、毎月締め切り日より保育所入所できる人数を各保育園と協議をしております。毎年2月の民生委員、児童委員協議会において、新年度の第1希望者による入所承諾をお願いし、1回目の入所決定を通知します。通知後に平成24年度に入所できない方が122人に対して、就労状況の変化や保育所等の変更などを伺ったところでございます。まずは、第1希望の保育園ごと、年齢ごとで協議しても入所できない場合には第2希望、第3希望で調整をしての入所となることもございます。現在は、申し込みが多く入所できない状況のため町独自の入所運用基準に基づき、その家庭を指数化し、優先度の高い児童から審査のうえ保育所と協議のうえ入所決定をしておるところでございます。

先ほどのお尋ねの点でございます。情報の開示が大事だということで考えておまして、大津町におきましては、県の補助をいただきながら「大津っ子供援情報誌」というのをつくっております。この中には、大津町が実施しているいろんなサービスがすべて載っております。それともう一つが保育園、幼稚園に関する情報誌でございます。この中にですね、荒木議員さんが心配されております部分についても載せております。大津町独自の基準を設定して5ページにですね、優先度の高いこういった方が先に入所しますよという点数化をしております。この2冊については必ず新規転入者の方、それから保育所、幼稚園を申し込まれた方については、これを差し上げてですね、説明しているところでございます。ただ、たくさんの方待っていただいているのが現状でございます、大変心を痛めているところでございます。入れなかったについてもですね、担当のほうで丁寧に説明をし、ほかの代替策とかいろんなことをですね、相談をしながら今対処しているところでございます。

その基準の中にはですね、家庭の災害時、それから常時母親の不在や疾病による長期入院、また事業所などの家庭外労働か自営業などの従事者か、その就労日数は20日以上なのか、それとも8時間、6時間、4時間か。同居家族の有無や家族看護状況も含めてお聞きしておりますので、それをすべて点数化をして、その点数の高い順番に入居をしていただいているという状況でございます。平成24年度から開始する家庭的保育事業につきましても、保育入所できなかった3歳未満児を対象に説明会を実施して募集を行いました。今のところ4月1日から入れる方が決定をしているという状況でございます。保育時間が8時間であることなどから、遠方通勤で長距離勤務の労働者より、内職やパート勤務に適しているというようなこともございましてですね、今後も保育ママについては、住民のニーズは高まってくると思われまますのでですね、この辺も国・県と相談いたしながらですね、拡充を図っていきたいというふうに考えおります。

それから、保育料の問題について、条例化すべきではないかということでございます。保育料につきましては、国の基準が上位の法律によりまして国の基準があります。その基準の範囲内ですね、市町村が決めているわけでございます。国の基準が高いので、ほとんどの町村はですね、その国の基準よりも低い設定でですね、決めているわけでございます。議員がおっしゃるように本来はですね、条例で定めることが本来かと思っておりますけれども、今のところ大津町としては、その基準以内ということですね、規則で定めるところでございます。当然、保育料を上げるときはですね、予算に関係いたしますので、議会のほうとも相談いたしましてですね、今後も決めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

第1点目はですね、市町村は保護者から保育の申し込みがあった場合は、これに答えなければならぬということですね、本来待機児童はあってはならない、法律上はそうなるんです。先ほど、新子ども子育て新システムのお話が出ましたが、どうも民主党政権は、今国会にその新システムの解約を提案しようという動きがあるみたいですが、最大の問題がこの市町村の保育の義務、これをとっばらってしまうということでもあります。もしそうなったら、今の介護保険制度みたいに、自分でそ

れぞれが施設を探し回らなければならないということにつながっていくわけであります。そんなことになったらですね、保育の充実どころではないと思うわけです。そこで再度、町長はこの新システムの市町村の保育義務ですね、これが法律でなくなっちゃったらどうなさるおつもりですか、もうじゃあ市町村なくなったから、町は責任を負わない、知らないということになってしまいかねませんが、そもそもこの新システムの大問題についての見解を聞きたいと思います。

それから、保育料の問題であります。値下げは厳しいということでありましたが、それでありますならば、この子育て支援日本一の町のスローガンは取り下げるべきではないですか。せめて熊本県内1番を目指す町とかいうことになってしまうわけです。日本一の町というのは、そういう問題ではないということです。とりわけこのデフレスパイラル状況の中で、夫婦そろって働かざるを得ない。その賃金がどんどん下がり続けているこの社会情勢の中で若い親たちがですね、熊本市よりも高い保育料を押しつけられるというのは、私は非常に耐え難い問題だと思うわけです。また、今後も大津町にですね、働く親たちが増えて子どもが増えるということが続くためにもこの高い保育料は一刻も早く引き下げるべきであると思いますが、再度お尋ねをいたします。

それから、条例規則問題であります。町民に対する負担を求めるわけですから、大津町の町づくり基本条例が制定がなされました。この中でですね、そういった福祉の充実、あるいは情報公開、公平なサービスを提供するとなっているわけであります。パンフレットに書いてあると、しかしそれでいいのかと、今の時代にインターネットでも掲載できないような情報というのは、それは情報公開には本来値しないと思うわけであります。改めてですね、条例を制定すべきであると、裏を返せば現在の規則のままでは幾ら議会の反対があっても保育料の値上げをすることが可能になってしまうわけです。実際過去においては、議会が知らない間に、私も知らない間に保育料が値上げされていたという事例もございます。こんなことはもう改めなくちゃならない時代ではないでしょうか。条例を決めて、さらにその手続き等については規則で定めて、その規則を公開すると。現在では町長が決めるということですけど、決めた内容が随時わからないと、変わったのかもしれない。そういうこともわからない。これでは情報公開にはならんわけですね。そういう意味で一刻も早く条例、または規則の制定をもう一度求めたいと思います。その点についてもお尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新たな保育システムの関連でございますけれども、これにつきましても今後国のシステム関連に伴いまして十分検討をしていかななくちゃならない。おっしゃるように、子ども保育というようなものが今進んでいくんじゃないかなというような状況でございますので、この辺についても大津町の子ども保育園関連のやり方というような形についても今十分検討しております。もちろん議員おっしゃるように個人の希望で入るかいろいろな状況がないように行政も責任においてしっかりと割り振りをやっていかななくちゃならないというふうに思っております。

また、日本一の看板でございますけれども、この看板をあげて地域の皆様のご理解とともに今まで一生懸命やらせていただいております。もちろん議員おっしゃるように低所得者の関連等については、それぞれの段階的な措置がとられておるようでございますので、この辺についても十分今まで検

討をしてきておりますけれども、この辺についてもまだまだは検討を、下げることができるかどうかについても、今後検討をやっていかななくちゃならないことは確かでございますけれども、大変厳しい生活状況なりいろいろございますので、全体的なものを検討しながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

条例関連等につきましては、これまで以上に議会に対しても十分なる説明をしながら、まずは我々行政の役割、あるいは議会の役割、そして住民の皆さんの役割関係等を果たせるように、しっかりと説明責任をそれぞれのところでやらしていただくというようなことで、今後の条例関連等については、今後の方向の中で十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 引き続きこの保育料の値下げは、また求めてまいりたいと思いますが、子育て支援保育の充実というのは、根っ子をただせば女性の働く権利に直結するわけです。また大津町はですね、男女共同参画宣言をしております。つまり女性の働く権利、それを保障するには保育所の充実が避けて通れない問題。また女性が社会にどんどん進出をしていけば、結果的に働く人が増えるわけです。納税も増え増加する。あるいは社会保険料も増加をすると、ひいては地域経済の活性化につながる。こういった問題にもつながっていくということを指摘して、保育の問題はまた次の機会にお尋ねをいたします。

第2問目に移りたいと思います。

公共事業のあり方についてお尋ねをいたします。いわゆる地方自治体が発注をする公共事業、これはハードとあるいは委託事業などのソフト等がございますが、この公地方自治体が発注する公共企業で末端の働く労働者にきちんとした賃金が保障されていない。それをカバーをするために公の契約、公契約条例の制定が全国で今広がりつつあるわけでありましたが、真っ先に制定をしました千葉県野田市、この市長さんはある大工さんが自分の息子に後を継げとはとても言えない、賃金が安くて。という嘆きの声を聞いて、これにショックを受けて何とかならないかということで、この公契約条例導入に踏み切ったそうでありまして。我が町でも美咲野小学校、あるいは交流センター、もうすぐ完成するわけですが、いったいこの公共事業の中で町内の技術者がどれほど働いているのか、自営業者、職員、労働者、とりわけ大工の人数が足りないということで、相当業者も苦勞をしたそうでありまして、どのくらいの人と働いているのか。また、その賃金はいったいどうなっているのか。そういう人たちですね、賃金に関心を持たない、あるいは責任を待たない。そういう公共事業は、もう行政の責任放棄であると思っております。町民の税金を使ってやるわけですから、町民にきちんと賃金が支払われる体制をつくらなくてはならないと思います。

また、町の役場の職員は現在正職で189人、非常勤職員が116人となっておりますが、そのほかに臨時職員はいったい約何人おられるのか、ちょっとお尋ねをいたします。あわせて以前質問をしました公契約条例を真剣に勉強、検討をしてきたかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員のご質問でございますけれども、県下におきましてですね、例えば

公共工事というか、県下における工事業業者関連等においては、平成12年度に1,914社あったそうでございます。平成23年では、1,854社ということで工事業業者の合併が24件と、倒産が21件と、廃業が15社ということで60社ぐらい少なくなっておるといのは、このような下請け関係の状況が厳しくなっておるといふふうに見受けられます。当大津町においても平成23年度において50社近くある企業の中で、2社がやめられておりますし、1社が休業されておるといふような状況でございまして、おっしゃるように現在の厳しい原料高、そういうものもいろいろと業者のほうから話を聞いておりますし、我々としても設計段階等において十分なる精査をしながら、そして企業関係の立派な企業努力ができるような設計なり、何なりをやっけていかなくちやなりませんけれども、その設計の中におっしゃるように、人件費関係等も設計の中に入っておるのは確かでございます。もちろんそういう状況の中で、今後企業の皆さんとも職員、従業員の確保というのも現在専門職を雇うといふような形になると大変厳しいような状況であると聞いております。そういう中で、企業関係とも十分連携をとるといふか、勉強会をしながら地元雇用の従業員の皆さんの安心・安全な、そして生活確保できるような形をお願いをしていきたいといふふうに思っております。

条例関連等につきましては、今後十分検討をしていかなくちやなりませんけれども、今言ったような状況でございますので、大変時間的なものが必要ではないかなといふふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの質問の中で美咲野小学校、交流センターの従業員の状況と並びに、町が雇用しております非常勤、臨時職員の状況等、それから条例の検討、研修、課題という形でお答えさせていただきたいと思っております。まちづくり交流センターの技術者等の就労状況につきましては、延べ人数で約3割、300名の大津町在住の方々がそれぞれの仕事をされているような状況でございます。美咲野小学校におきましては、規模がかなり大きくなっておりますので、延べ人数では約7%の方が工事に従事されているようでございます。また工事に関する設計の先ほど町長が言いましたけど、労務単価の件でございますけれども、公共工事の発注に際しまして予定価格の積算に必要となるため、国交省、農林水産省が毎年実施しております公共事業労務調査について決定されたものでありまして、その地域特性を踏まえて労務提供に対する標準的なものと考えております。議員ご指摘の職人、労働者の賃金に関しましてでございますけれども、発注者と元請け人が交わす請負契約と同様に、建設業法に基づく下請け契約でありまして、契約を締結する際は法に従って契約しなければならいとなっております。町といたしましても下請け契約につきましては、書面での提出を指導しておりますので、適正な手続きが踏まれているものと考えております。

また、雇用の安定のため、賃金保障については、組合にもその都度お願いしていきたいと考えております。

次に、町の臨時職員等の状況でございますけれども、現在町では臨時職員が20人、特別職の非常勤職員11人、一般職の非常勤職員121人、そして緊急雇用に対する雇用の方が20人、合計172人の方が勤務されております。人件費の総額として約2億円余りを支出しているような状況でございます。賃金や報酬につきましては、平成21年に改正をいたしておりますけれども、当時の最低賃金6

30円に100円を加算しました730円を基礎額といたしております。この金額につきましては、郡内の各市町の状況も勘案しているところがございます。

また、業務内容によりまして専門的な資格を有する職種などについては、加算をいたしております。例えば、一般事務の臨時職員で勤務時間が5時間30分の場合は、日額4千140円となっております。平成23年の2月には、大津町一般職の非常勤職員の任用等に関する要項を新たに策定いたしまして、職種の報酬、勤務時間等について整理をさせていただきました。また、この時給単価については、平成24年中に処遇改善の検討、見直し等を行いまして、平成25年度には改正を行うつもりでおります。

それから、公契約の条例の質問ですけれども、議員言われるように平成21年、千葉県野田市が全国で初めて条例の制定を行っております。現在、全国で4市が設定を行っているような状況でございます。その考え方の基本となっておりますのは、労働者の適正な労働条件を確保すべきという観点から、「契約に関わる業務に従事する対象の労働者に支払われる報酬について条例で定める」という形になっております。直接の契約受注者だけでなく、契約していない下請け業者、派遣者等に及んで立ち入り調査や検査を行い、是正措置を命ずることができるというものであります。ただし、公契約条例の課題としまして考えておりますのは、最低賃金を確保しなければ対象者をどのように規定していくのか。受注者等がその雇用する労働者に支払わなければならない賃金や報酬の下限額をどのように設定するかなどが考えられております。また、条例の制定については、地方自治法や労働法上の関係法律等の問題についていろいろ論議がなされているようでございますので、さらに研究を重ね、慎重に取り組むべきものと考えております。

今後の取り組みといたしましては、平成19年度から実施させていただいております公共工事の進出水準を安定的に確保するために、価格並びに価格以外のその他の条件から総合的に判断して落札者を決定をいたしております総合評価方式の推進に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いわゆるハード事業において、そこで働く人の賃金を最低限は保障するということは、やっぱり税金を使って仕事を行う公務としてですね、責任を持つのが当然であると思っております。また、法的問題等が指定されていると思っておりますが、もはや法的問題は公契約条例については、すべてクリアがなされていると、国会の答弁書の中で公契約条例によって、最賃法を上回る賃金を定めても最賃法に違反するものではないということが明らかにされております。

また、2009年制定の公共サービス基本法という法律では、国及び地方公共団体は、安全かつ良好な公共サービスが適正かつ確実に実行されるために、適正な労働条件の確保、その他労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるというふうに法が制定もされております。

この際限のない価格競争、デフレスパイラル、これを止めて地域経済を活性化させるためにも何よりも町民のですね、適正な賃金での働く権利、これを保障するためにも一刻も早く公契約条例を設定されることを求めて、また時間の関係で次の機会にしたいと思っております。

第3番目の質問であります。自然エネルギー先進地を目指せということで、実は自然エネルギーを

推進するという地方自治体の決議、あるいは条例、こういうものを調べてまいりましたが、現在のところ都道府県段階が中心となって市町村ではまだいくつか全国ではないみたいであります。よそがつくってからつくるという手もあるかと思いますが、とりわけ原発事故を再び起こしてはならないという脱原発の立場からも自然エネルギーをですね、積極的に推進するということを町が実行していくことが求められていると思います。再生可能エネルギー推進条例ということで、自治体内の組織、現在では環境保全課がたぶん担当だと思えますが、とてもそんな体制では推進することはできない。あるいは住民との連絡協議会の設置等が必要かと思えますけど、そういう協議会もないと。また目標をつくって進ちよく状況をチェックをしていくと、こういったこともまったく手つかずという状況であります。そういう意味でですね、ぜひほかの市町村に先駆けて大津町がこの自然エネルギー、いわゆる再生可能エネルギーの先進地を目指すという意味で条例制定を目指していただきたいと思えますけど、町長の見解を求めます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の自然エネルギーのご質問でございますけれども、私もまったくの同感でございます、私は東日本震災が起こる前から新エネルギーの導入を積極的に進めてまいって、大津町新エネルギービジョンを策定し、公共施設に太陽光発電の設置を進めてきておるところでもあります。町民への普及ということに関しては、県内でもいち早く太陽光発電設置補助を行ってきたところでもあります。また、平成22年度からは議会のご理解も得ながら新エネルギーについての勉強と情報の収集を目的に、職員を経済産業省、資源エネルギー庁に派遣しているところであります、町民や専門家を交えて条例制定を真剣に考えるべきではないかというご質問でございますけれども、全国でもいち早く自治体で条例を制定しているようです。内容については、地方自治体の責務として新エネルギーの導入に努めなければならないという、協力規定の条例になっているものがほとんどでございますので、ただ新エネルギーの導入には多額の費用を要するものが多く、条例を制定しても国の補助金等を活用しなければ、導入はなかなか進まないのが現状ではないかと思えます。

そういうことから現在進めている事業を着実に実施していくこととともに本年度は国に派遣してまいりました職員が帰ってまいりますし、新たに新エネルギー関係で国と県に職員を派遣しますので、国・県の情報を収集しながら事業の展開を図っていきたくて考えておりますし、条例の制定については、そのような状況でしばらく検討をさせていただきたいというふうに思っております。新エネルギーの導入の住民の普及啓発については、現在のところの家庭用太陽光発電以外については、実用面で困難な点が多々あることから、家庭でできる取り組みとして節電を訴えていくのが一番ではないかとも考えておりますが、そういうことから専門家を交えたシンポジウムなどの開催については、まちおこし大学の中で新エネルギー導入について研究されておられる団体がおられますので、その活動報告をシンポジウムとして開催することや、国への派遣していた職員が新しい情報を持って帰ると思えますので、現在の新エネルギーの開発状況や家庭でできる節電の方法など、その内容を今後吟味しながら検討していきたいというふうに思っております。

大津町のこの地域における森林開発関連等も伴う関係で、木製のペレットをはじめ公共施設関連等

あるいは事業者関係に使えるようなことができないかなというふうな思いもありますので、国の農水省をはじめ、国交省関連との人脈を通した補助事業をしっかりと精査しながら、大津町に生かされるものになってくれればなというふうに思っております。

また、町内各団体のまちおこし大学の方々ともご相談をしながら団体の皆さんが講演会や研究会を開きながら、今後進めていかれるというふうな話を聞いておりますので、やはり我々はそういう人の人材、リーダーを育成しながら町民の皆さんとともに勉強をしっかりとしていかななくてはならない大切な時期であるというふうに思っておりますので、そのような人材育成とともにそういう普及啓発ができるような形の中で、条例関連等についてはその後考えなくてはならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長も非常に前向きで検討をされるということで、大変心強いところでありますが、もちろん節電が本来は基本であるのは当然だと思いますが、私もまちおこし大学の一学生ではあります。非常に大津町においても小水力発電、また木材を使ったバイオ、あるいは風力が風の多い所、そういう風力の強さを表した図面も既にできているようであります。そういう意味で太陽光はもちろんでありますが、こういったものを多いに導入できる可能性があるかと思えます。おっしゃるとおり補助事業から始めないと致し方ない面もありますので、おおいにその補助事業の研究と、それを町民の皆さんのお知らせをしていくということが求められているかと思えます。そこで、いきなり条例を例えば役場主導でつくっても、これまた仏をつくって魂が入らないということにもなりかねません。そこでもう一つ提案であります、北海道のニセコ町ですね、ここは大変まちづくり条例等でも先進地でありましたが、ニセコ町では再生可能エネルギー導入検討委員会、この検討委員会を設置する条例がつくられたそうであります。いきなり条例をつくるのではなくて、再生可能エネルギーの可能性とか何とかを、いろいろ町民を巻き込んで研究していくと、そのために検討委員会をつくっていくという条例であります。非常に簡単な条例だそうではありますが、いきなり条例をつくるのではなくて、検討委員会の設置を模索することは非常に現実的ではなかろうかと思えますので、町長の答弁をもう1回お願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ニセコ町と変わったような形というか、結局そういう形で一步一步つめなくてはなりませんけれども、大津町においては、まちおこし大学が昨年からは勉強されておりますので、そういう関心のある方がやっぱりリーダーとなってもらわなくては先へ進めないんじゃないかなと思えますので、そういうまちおこし大学の充実を図りながら十分その辺についても検討をしながら条例には向かっていかなくちやならないんじゃないかなと思えますけれども、その前にやるべきものをちゃんとやるような形で進めていかなくちやならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町民を巻き込んでの検討、学習これもおおいに必要だと思います。同時に役場、行政側の体制も一気にとはいきませんが、それなりに充実をしていかなければ、専門家がいな

ければですね、補助金も使えないということになりかねませんので、あわせて庁舎内ですね、体制整備に努力をお願いしたいと思います。これで終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から開会いたします。

午後1時57分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） こんにちは。通告書のとおり順次質問を行います。

1項目は大震災と教育行政についてでございます。

3・11春まで遠く、34万人なお避難生活、熊日より。暮らし遠い復興、家族離散3割、失業・休業4割、朝日新聞より。悲しみ語りつぐ娘のため次世代のために、毎日新聞より。被災地変わらぬ日常、34万人今も避難、西日本新聞。再生へ底力、今こそ復興の歩みなお遅く、日本経済新聞。これらは、列島を追悼の祈りが包んだ大震災1年目を迎えた3月11日付けの各新聞社の1面トップの見出しであります。

また、この日の朝日の天声人語を目を向けますと、被災地ばかりでなく日本全体にとって3・11以前にはもはや戻れぬ対岸となってしまった。振り向けば橋は消えて、隔てる川の流れは深い、誰もが心細い肩を寄せ合いながら、絆というたき火に心の手をかざしてきた1年だったように思う。その「絆」の文字も過剰な運用に摩耗気味である。井上ひさしさんが健在ならば、「つるつる言葉」と呼ぶかもしれない。便利に使われすぎて、意味も実態もすり減ってしまう、そういう言葉を称していたそうであります。スローガンで何かが片づくわけでもない。だが、私たちの社会が、これほど他者を思ったのも史上まれなことではなかろうか。ともに悲しみ「絆」の一語に魂を入れ直すこの日としたい。国民全体で共有したい思いであります。大震災は、自治体の機能にも大きな打撃を与え続けました。庁舎を失い、多くの優秀な職員が犠牲となり、復興の土台となる地域を支える活動が急務となっております。業務が限界だ、町職員だけでは膨大な復興業務をこなすことは不可能である。復興計画づくりまで手が回らない、被災地の各自治体からの叫びであります。熊本県は県内45市町村と合同で、宮城県松島市を中心にこれまで延べ800人以上の職員の皆様を派遣されております。まさに業務に精通した職員の皆様は即戦力でございます。塩害被害を受けた仙台平野では、熊本方式の除塩活動が成果をあげているそうでございます。

今後の復興事業でも、土地区画整理などに携わる専門職員がさらに必要となってきたそうでございます。また、先ごろ総務省によりますと、被災地の自治体からは職員568名の追加派遣を要請されているが、派遣予定は今ところ342人とどまっており、長期化で派遣元自治体の負担も大きく地元住民からは、「どうしてうちの町から出すのか」と苦情を言われる自治体も現れているそうでございます。総務省は、各自治体に通知し、定年退職した職員を再任用し、職員OBを被災地に派遣するなどを助言し、給料やもろもろの旅費などの経費はすべて特別交付税で手当てをするという対応策も

決めているようでございます。

そこで、本町の今後の被災地復興支援の計画活動についてをお尋ねいたします。

東北3県の学校にも大きなつめ跡を残した大震災の中で、釜石の奇跡と悲劇の学舎として、特に心に残ってる二つの出来事がございます。前者は14校ある公立小中学校で、学校の管理下のもとにいた3千人の児童生徒が全員無事であったこと。津波防災教育の見事な対応として高く称賛された出来事でございます。

もう一つは、悲劇のほうでございます。石巻市の大川小学校では、地震から50分間を校庭にとどまり、その後堤防へ避難中に全児童108人の7割に当たります74名が死亡し、教職員も学校にいた11人うち10名が命を絶たれたという、本来は安全なはずの学校で子どもたちが、子どもたちの命が一瞬のうちに奪われた出来事でございます。被害規模に差が出たのは、「知識の防災教育だけではなく、災害にどう向き合うかという姿勢の防災教育ができていたからだ」と言われております。大震災について、子どもたちにどのような情報を与え、どのような授業を積んで学校の学びの中で取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

被災した子どもたち、学校に対するどのような支援や対応がなされておるのかも伺いいたします。中学校の修学旅行で東北3県の被災地を体験し、姉妹校のような学校支援システムをつくり、お互いの顔の見える交流の中で、支援関係を継続的につくっていく計画はないかをお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大塚議員の大震災の後の支援関係でございますけれども、本当に未曾有の被害を出しました東日本の発生からもう1年が過ぎました。まだまだ今までのような生活ができないような状況にある方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

我々も震災後すぐに地域住民の皆さん、そして議会のご理解を得ながら義援金や義援物資を送らせていただいたところであります。その後の関係等について、どう支援していくかというようなご質問でございますけれども、今後については、例えば熊本県を中心に市町村が一体となって人的支援「チーム熊本」を結成して、これまで大津町からも3名の職員を被災地のほうに派遣をしながら、事務のお手伝いをさせていただいたところでもあります。今後についても、それなりの支援計画がなされれば、それについて十分検討をしていきたいというふうに思っておりますが、もし、うちの職員で今自らの自主申告出張制度というのをつくらせていただいております。その制度で1週間程度現地のほうに行って、勉強して支援をしてきたいというような職員があれば、自主申告出張で命じたいなというような思いをしておりますので、この辺については十分職員とご相談もしていかなくちやならないんじゃないかなと思います。

また、保険業務関連等につきましても、もし一般の方が向こうで1週間程度勉強してきたいというような思いがあれば、その辺のところは十分検討をしながら臨時職員体制の中で派遣ができるかどうかというようなことも、今後検討しながら、この支援関係についてはまだまだ続くものであるし、忘れることのできないようしっかりと我々も支援をやっていかなくちやならないというふうに考えております。そういうことで、職員なり多く町民の皆さんとも、関係団体を通しながらご相談をさせてい

ただきたいし、ご検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 大塚議員のご質問にお答えいたします。未曾有の大被害をもたらしました東日本大震災の報道等を見聞きする中で、これまで行ってまいりました防災教育や防災計画を見直す必要があることとともに、人と人とのつながりの大切さを今感じてるところでございます。

本町の小中学校におきましても、教訓とすべきことを児童生徒の心に響くように工夫しながら、いろいろな取り組みを行ってるところでございます。町内すべての学校におきまして、まずは教職員の防災教育の研修の材料として、新聞記事や報道資料等を使いながら自然災害に対してもっていたこれまでの意識を改革するとともに、防災マニュアルの見直し等に取り組んでるところでございます。

また、児童集会、全校集会におきまして校長が講話を行い、命の尊さや助け合う心のすばらしさとともに、危険予測や危機回避能力の育成に関わる指導を行ってるところでございます。

さらに、各学校、各学級での取り組みをいくつか紹介させていただきます。2月25日熊日新聞に掲載されました大津東小学校における取り組みです。「3月11日を忘れない集会」という集会を開いております。宮城県石巻市で被災されて、現在熊本市に移住されてる方をお呼びして、被災の実態を聞き、自分たちに何ができるのか一人一人真剣に考えさせる集会となりました。また、南三陸町の名足小学校との交流を通しまして、支え合いの心や助け合いの行動の大切さを学びました。大津北小学校では、多くの尊い命が奪われました大川小学校の校門近くに咲いていたひまわりの種を被災された知人の方は通して取り寄せ、大切に育てて大きな花を去年の夏咲かせた後に種をとり、その種を自分たちで育てたからいもと一緒に被災地に送り、現在も交流をしております。今年の夏は、北小学校では全校児童でこのひまわりを育てる予定だそうです。

大津北中学校では、家庭科で手作りのバック、スクールバックや上靴入れなどを製作しまして、被災地へ送っています。我が町は、昨年からは全部の小中学校でNIEに取り組んでいます。教育に新聞を活用するという取り組みでございます。このことによって、読解力・思考力・表現力を向上させることを願いますとともに、併せて社会への関心を持たせ幅広い人間形成にも役立たせよとするものです。東日本大震災に関する新聞記事は1年過ぎた今でも数多く掲載されています。そこで、その記事を活用した取り組みは、どこの学校でも数多く行われています。総合的な学習の時間や各教科の中で、または環境をテーマにした原発問題に取り組んだり自然災害について学習を深めたりもしております。道徳の授業では、「奇跡の1本松」や「トランペットを抱きしめる少女」、「瓦れきの山」などの写真を使い、生命の尊さやボランティアの精神を学んだ学級もあります。東日本大震災では、これまでの自分の生き方、考え方を揺るがすような出来事が数多く報道されています。そのことから学ぶことは多くあると思います。各学校での取り組みが一過性に終わることなく、今後も工夫した取り組みを続けていくよう、また命を大切に作る心や助け合いの心をもっと育成していくとともに危険予測能力、回避能力も併せて育てていきたいと思っております。そして何よりも自分の命を自分で守る教育、そしてそのための訓練を徹底していかなければならないと考えております。

町教育委員会としても各学校での防災マニュアル等はございますけれども、基本的なものについて

は町としてのものを示して、改善を加えなければならないところも多々あると考えておりますので、新年度になりましたら、早速取り組みを開始したいと思っておりますのでございます。

次に、中学生の修学旅行を東北被災地研修にする計画についてのお尋ねでございますが、中学校に確認しましたところ、新年度の修学旅行につきましては、例年どおり沖縄に決定しているということでございます。また、それ以降の修学旅行につきましても、東北の被災地研修は今のところ考えていないということです。その理由としましては、距離が遠いこと、費用がかかること、現在の修学旅行は平和学習の一環として取り組んでいるということが主な理由でございます。実際に訪問し、自分の目で見て、耳で聞いて、肌で感じることは将来の生き方に大きな影響を与えるほどの学びをすることだと思います。しかし、中学校の修学旅行としましては、保護者の負担があまり大きくなることも好ましくありませんし、旅行の目的も熟慮しなければなりませんので、学校の判断で候補地を考えていくことが好ましいと考えております。実際に被災地の現地に行くことができなくても、新聞記事や写真等の情報を効果的に活用して気づき、考え、学んだことをこれからの自分の生き方や暮らしの中に生かしていくことや、日ごろから防災意識を持ち自分の命は自分で守るための行動がとれるようにすること。更に被災された方々へ思いをよせ、被災地とともに頑張っていく態度を育てていくことを大事にしていくように各学校、今後とも指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 職員の皆さんの自主申告で研修視察というようなことを考えられているということで、是非ともこういうことを実現していただきたいと思っております。大津町も非常に豊かと言いますか、自治体としては恵まれた自治体でございます。一人でも二人でも息の長い継続性のある支援を続けてもらいたいと思っております。

また、今教育長のお話でございましたいろんな小学校、中学校の初めてお聞きする本当の被災地との関連、本当に感心いたしました。できますれば、「広報おおづ」あたりで被災地と大津の子どもたちというような見出しで大特集をやってもらって、町民の方にも広く知れわたればいいなと思っております。

修学旅行の点は、非常に難しいということをお聞きしました。沖縄とはそう距離的には変わらないと思えますけど、是非実現があれば思っております。

私は、先ほど二つほど出来事を、印象の深い出来事をお話しましたことは、子どもたちの命を守る学校の先生、こういう人たちが非常に大切な立場であるということを感じてもらいたいということでございます。もう1年経ちました。夏休み、冬休みも過ぎました。大津町内で教職員の方で被災地のほうへ視察またボランティアあたりで経験された方がいらっしゃいましたら教育長のほうからちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 大塚議員がおっしゃいますように本当に学校における教師の立場の重要性、即子ども命にかかわっているということ、また改めて認識して、その重さを受けとめながら子どもの教育にあたらなければならないと強く思いました。

ところで、被災地に出かけた職員、またはボランティアをした職員につきましては、申し訳ございませんけれども、今のところ調査をしておりませんので、わかりません。今後調べてみたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） この被災地の中で地元大津町と何か関係のあるような歴史的なことがないかなど、ちょっと調べましたら「平民宰相」言われました原敬（はらたかし）が岩手県出身であります。また、この方の懐刀、いわゆる政友会の幹事長として辣案をふるわれました江藤哲蔵さんというは、大津町陣内出身あります。こういったつながりも子どもたちには歴史的な一人として、こういう災害に関連いたしまして、教育の中でもはぐくんでいただければと願うところでございます。

次に移ります。2項目は相撲土俵建設についてでございます。ただいま大阪で春場所が始まっております。相撲人気も少しではございますが、回復の兆しが見えているようでございます。ただ日本力士の奮起がなければ、また郷土力士の台頭がなければなかなか郷土としても熱中するわけにはいかないわけでございます。大相撲300年の歴史の中で、熊本から2名の横綱が誕生しております。その中の1人が大津町下町が生んだ第11代目横綱、不知火光右衛門でございます。現在の横綱の土俵入り不知火型を完成させた力士でもございます。平成6年2月、地元有志の方が不知火顕彰会を立ち上げて、以来毎年命日には顕彰をされているところでございます。また、この20年近く、町の恒例行事であります、つつじ祭り子ども相撲大会を盛り上げておられます。他町村の子どもたち、保護者、いろんな関係者の皆様方に喜ばれております。大会開催ごとに不知火顕彰会の役員の方々が土俵づくりに大変な汗をかいておられます。高齢化をされておる方が多数でございます。郷土の偉人を顕彰（けんしょう）し、子どもたちが日本の伝統である相撲の貴重な体験を重ねることは、非常に重要であると思います。隣の益城町ではスポーツ施設の一環として立派な相撲道場が設置されて、毎年9月に4カ町村共催の高遊原相撲大会が開催されて盛況を呈しております。多くの大会も催され相撲を通じて地域に活性化をもたらしております。ぜひ本町にも常設の土俵場ができないものかとお尋ねするところでございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大塚議員の国技であります相撲の関係で第11代目光右衛門さんが大津町下町出身ということで顕彰会の皆さんがつつじ祭り、あるいは高遊原相撲でしっかりと子どもの育成とともに頑張っておられますことをここに感謝を申し上げたいと思います。

議員おっしゃるように、いろんな形でお話をお伺いしております。2、3年前に相撲の土俵の関連で町の武道館と兼ねたところで建設できないかなということで、文科省のほうともそういう話の中でお伺いしながら、予算関連等の検討をさせていただきましたけれども、両方つくるといような形になるとなかなか文部省の補助金が6千万円ぐらいというような話で、なかなか計画が1億円から2億円、3億円というような形に膨らんできた関係で、なかなか土俵が、常設の土俵、高遊原でなくて、やはりそれなりの設備をそろえたものをつくるというようなことで進めた関係で、経費的に大変な金を投じ込まなくちゃならないということで、一応検討見送っておるところであります。もちろん子どもたち

に、その不知火光右衛門だけでなくして、大津町の歴史を振り返りますと議員ご承知のとおり参勤交代道路の上大津をはじめ、いたるところにそういう力自慢の力士がおられたということで、各町内におきまして、そういう力士の墓があると、幾つかあるというような話もあるし、そういう墓石が立っておるのも事実でございます。そして、村相撲というか、松古閑をはじめいたるところで相撲が盛んであったと。そういう歴史の中で、やっぱり大津がお蔵人というような形で、あそこにお米を貯蔵する、蓄えるために、はやりそこにおられる豪商の皆さんがそういう力自慢の人たちをしっかりとおかかえになられて、そういう町おこしに力を入れておられたんだなというふうに思います。もちろん、そういう中から下町の坂本さんが原野さんを申し訳ないけれども、不知火光右衛門を大阪、江戸へ連れて行かれて、名横綱になられたという歴史もあるんじゃないかなと思います。

そういう大津町の歴史の中で、今、下町の皆さんが一生懸命、やはり青少年育成を兼ねたところでやられておりますけれども、当初東小、南小におきましては、屋根のない土俵、ただの土俵というような形で、今議員おっしゃるような相撲大会のときに先生たち関係でご指導をされておると聞いております。しかし、大津町にも中核工業団地にある企業の中で、社会人相撲の会社がありまして、そちらのほうの監督関連等とも相談してみまして、どこで練習なり何をやっておられるかというような話を聞いたり、いろいろしておりますけれども、もし今講師は阿蘇のほうに出掛けておられますけれども、大津でやられるというような形になれば青少年の指導はできますかというような話もしておりますけれども、地元にてできればぜひ子どもたちの指導もやっていきたいなというような思いがあるようでございますので、この辺については、今後そちらのほうの方々と、そしてまた大津町に住んでおられる相撲を好きな人たちがおりますので、まあそういう人たちとどれくらいのもので、我々の予算の範囲内がどこまでできるかというのを検討しながら、前向きにやっぱり検討していかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう国技であるし、そういうものの中から大津町から不知火光右衛門に継ぐような力士が生まれてくれればなという夢も持ちながら進めていければなというふうに思っております。この件につきましては、顕彰会の皆さんとともに十分ご相談をしながら前向きで検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 町長から少し明るいというか、兆しが受けとれました。顕彰会の皆さんも非常に心待ちしております。本当に財政的なものは一番でございます。場所はたくさんございます。ぜひとも実現をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時50分より開会いたします。

午後2時41分 休憩

△

午後2時50分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） こんにちは、公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。忘れる

ことができない、忘れてはならない3・11東日本大震災から1年が経ちました。ようやく国の復興支援体制が動き始めました。遅い・鈍い・心がない場当たりの対応で復興を遅れに遅れさせた民主党政権に被災者の皆さんも全国の多くの国民も怒りに怒っています。今大事なことは何か、それは希望であります。政治評論家の森田実氏は、日本国民の大部分は未来に希望がもてない状況にあります。だからこそ政治が希望の光を灯して国民のチャレンジ精神や潜在力を引き出すようにしてもらいたいと言っています。さらに同氏は「後生畏る可し」という孔子の言葉を引いて、多くの若い人たちが悩みや苦しみに押しつぶされて、自分には可能性がないと思っているかもしれないが、若者には無限の可能性がある。大人たちは青年に無限の可能性を開くチャンスを与えないといけませんとも語っています。

先日、菊池市総合体育館で開催されたはやぶさ展、私も妻と二人で見に行ってきました。展示コースを回って出てくるときには、顔が興奮して真っ赤にほてっていました。見に来ていたたくさんの子どもの瞳が輝いていました。この子どもたちの中から次の毛利さんや、次の向井さんが出てくるのかという思いで見させていただきました。大津町の教育委員会にも情報を流しましたが、さて何人の子どもたちが見に行ったことか。

さて、家入町長の施政方針を拝聴いたしました。2期8年間の実績について、るる述べておられました。末尾に「大津町に住んでよかった。ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを」と述べておられます。今までの大津町は強かったと思います。しかし、今は極めて厳しい時です。たとえ政府が国民一人ひとりの輝く未来に対して軟弱であったとしても、我が栄光の大津町は永久に不滅ですという、夢と希望のあふれる家入町長3期目に突入する本年の力強い展望を示していただきたい、述べていただきたいと思ったところであります。そういう思いを込めて本日は、1、若者の雇用対策、新規就農支援事業について。2、脳せき髄液減少症への支援について。3、スポーツツーリズムの推進についての3点について。町長、教育長にお尋ねいたします。5人目ですので端的に質問しますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず1問目、青年就労支援の取り組みについてお尋ねいたします。

今、先の見えない若者の雇用という問題が不安で覆われています。昨年の全国の完全失業率は4.9%、有効求人倍率も0.64倍であり、特に15歳から24歳の若者の失業率は8.5%と大変厳しい状況になっています。施政方針の中でも触れておられますが、本田技研の海外への移管、正社員400名の配置替え等により関連企業も大きな影響を受けています。そこで、大津町の新卒者を含む若者の就職状況及びそれを受け入れる企業の状況、更に今後の見通し、そして、今後大津町に進出を計画している企業はあるのか、呼び込む決意はあるのかお尋ねいたします。

次に、そういう若者の厳しい雇用の状況の中で、一筋の光明といいますか、明るい情報として農水省の新規就農支援事業の中の青年就農給付金について、お尋ねいたします。

現在、我が国の農業は、農業就業者の平均年齢が66.1歳、65歳以上の高齢者が6割を超えています。また、新規就農者の減少から後継者不足が大変深刻な状況であり、平成22年における39歳以下の若い就農者数は1万3千人にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度という現状です。こ

うした状況を受け、農水省では、平成24年度から持続可能な力強い農業実現のため、必要な毎年2万人の青年就農者の定着を目指し、新規就農支援事業を開始します。その柱となるのが青年就農給付金で、就農前後の経営の安定性を高めることで、若い世代の就農意欲を高め、さらに就農後の定着率を上げることがねらいです。青年就農給付金は、2つあります。1、都道府県が認める、道府県農業大学校や先進農業法人等で研修を受ける45歳未満の就農者に最長2年間、年間150万円を給付する準備型と。2、45歳未満の独立自営就農の者に対して、農業を始めてから経営が安定するまでの5年間、年間150万円を支給する経営開始型の両事業が車の両輪のように支援する仕組みになっています。従来の支援策が無利子融資や農機具購入への補助に限られていたのに対し、今回は農業収入に対する直接の給付に踏み切っています。この事業を利用するには、まずは各自自治体は手を挙げなければなりません。大津町がこの事業に取り組み、若者への新規就農の手助けをしていく考えがあるかお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の若者の就労と農業関係の支援事業等についての質問でございますけれども、議員ご承知のとおり厳しい状況にあるのは確かでございます。大津町の若者の就労問題についてですが、厚生省が発表いたします平成23年12月1日現在の平成23年度の大学等の卒業予定者の就労、就職内定状況調査よりますと、昨年同期に比べて2.5%~4.5%ポイントアップということで幾分は改善している状況であると言われております。大変、先ほどから申しておりますように、欧州の経済状況も大分良くなってきておるといようなことでございますけれども、まだまだ原油高関連等でリスクがまだ多いので、油断できないというような状況と、欧米とともにアメリカの景気も大分良くなってきておる中でも、日本のものづくり産業等については、大変東南アジア関連等における生産基点を移していくような状況にあるようでございます。

そのような状況の中で、やっぱり今大津町においても2つの高校関係等を聞いてみますと、大津高校での就職希望者は20人ということで、国公立なんかもこれまで最高の45名以上の方が通っておられるということでございますけれども、20名のうち内定者は19名と聞いておりますし、あるいは翔陽高校では就職希望者が133名のうち内定者は129人ということでございまして、しかしまた、平成21年、22年度には2校とも就職内定は100%というようなことで上がってきております。しかし、高卒でいった場合、こういうような高い数字が示されておりますけれども、大津町が県内の市町村に先駆けていち早く無料の職業紹介所を開設しております。その就労支援を行っておる内容につきましては、若者の相談状況で男性の相談はやはり、転職に伴う相談が主になっておるといことと、また女性は結婚や出産に伴う退職者による失業認定申告書の活動証明とともに転職に伴う相談が主に上がってきておるといような状況でございます。

大津町の関係で今年度の企業につきましては、大津町内の企業の15社で59名の方が内定でございますけれども、そのうち大津町住民の皆さんとなると8社で12名の方が内定されておるといことで、本田技研が2名とか、あるいは中央可鍛が2名という会社にもばらつきがございますけれども、大変厳しい町内企業の状況でもあります。そういう町内企業においても、大津町の県内の高校の就労

担当の皆さんと企業との交流というか意見交換を交わしながら、それぞれの企業や学校のPRを行っておられるようでございます。もちろんやっぱり我々大津町では、今大変厳しいというか、雇用をお願いしたいというのは福祉関係の職員の確保がほしいというような状況を今聞いております。もちろん議員もご承知のとおり、保育園関連とか、老人ホーム関連の職員が今大津町でも大変必要な時期でございますけれども、そういう資格関連等についてはなかなか厳しいものもあるし、雇用を就労される方も、なかなかそちらのほうで希望が少ないというような状況で転職された方も疲れて長続きしないような状況の転職が多いというのが現状のようでございます。

今後についても、やっぱりどのような形でそういう就労関係の支援を図っていくかと、大変日本でも今は海外のほうから、タイとかいろんなところから労働者の参入がうたわれておりますけれども、資格関係の問題の関係で厳しい状況でございますので、この辺の資格関連等についてもしっかりと国のほうに緩和していただくようなことを考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうな今後、国のほうにも県のほうにもお願いしていきたいなというふうなことで雇用関係、今後の雇用については、そのような形で推進を図っていきたいなというふうに思っております。

また、就農の支援に関することでございますけれども、これについては新しい、議員がおっしゃるようなものが今後できるわけございますし、そのためには人と農地プランというのを作成しなくちゃならないというような状況でございますので、この辺の関係については、前向きで支援をしていきたいというふうに思っておりますので、その辺のプラン関連等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 月尾議員の人・農地プランについて事業内容を説明させていただきます。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を持続するために、基本となる農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このために、それぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行って集落地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図として作成していただくのが人・農地プランでございます。プランには、地域の中心となる経営体、今後の地域農業のあり方、農地の集積計画などを盛り込むこととなります。地域の方が徹底的に話し合っていた内容を受けて、市町村がプランの原案づくり、市町村は農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、計画の妥当性などを審査、検討します。検討会で適当であると判断されたものが、人・農地プランとして正式に決定されます。決定されると、経営開始型の青年就農給付金や中心となる経営体に農地を提供する方を対象に給付される農地集積協力金、認定農業者対象の資金の無利子化などの支援を受けることができます。プランは最初からパーフェクトなものにする必要はありません。随時見直すことができます。なお、人・農地プランを作成する過程で集落、地域ごとに地域農業の問題点や将来の見通しを徹底的に話し合ってもらいますので、地域の方々が共通認識をもっていただき、地域の方々同士のつながりが深まることにもつながると思われま。ちなみに、月尾議員の質問もありましたように、青年就農給付金は就農前に県農業大学校などの研修期間中に県から給付される準備型と経営が不安定な就農直後の所得を確保するために、市町村から給付される経営開始型の2種類あ

ります。45歳未満の独立自営就農者に対して年間150万円を最長5年間給付するのは、経営開始型の青年就農給付金です。給付金を受ける要件として、自らの農地の所有権もしくは利用件を所有していること。市町村が作成する人・農地プランに位置づけられることです。

先ほど町長が言いましたように、このプラン関係につきましては、積極的に県の指導を仰ぎながら進めていかなければならないと思います。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 野菜等を生産しながら、その収益を上げながら毎年150万円というのを受け取っていくという大変すばらしい事業であると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、青年が農業に就くに当たりまして、こういうのをいろいろ提出すべきものをしたりとか、取り組んでいくときに、やはり町がしっかりとサポートしていかないとなかなか自立まで結びつけかかないと思いますので、その辺しっかりと取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。脳せき髄液減少症患者の救済についてであります。

脳せき髄液減少症とは、脳脊髄液が脳脊髄液腔から漏出することで減少し、頭痛やめまい、耳鳴り、倦怠などさまざまな症状を呈する疾患であります。交通事故やスポーツ事故等で脳と脊髄を衝撃から守る髄液が足りなくて漏れることにより、頭痛や吐き気などで突然動けなくなることもあり、多種多様な症状をもつ病気です。多種多様とは、まさにそのとおりで、集中力低下や思考力低下、記憶力低下、視力障害、聴力障害、座骨神経痛、手足のしびれ、自律神経障害などさまざまです。最近ではメディアでもよく取り上げられ、認知度が高まってきております。わかっているだけでも、全国に約10万人いると言われております。この脳せき髄液減少症の患者さんの中には普通の生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周りの人から単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られず苦しい思いをされている人もおられます。例えば、自転車通学中に交通事故に遭い、その後具合が悪くなり朝起きれないでいると、怠けていると親から叱られ、保健室に行くと「やる気が足りない」と周りから言われるなど、後に脳せき髄液減少症と診断されるまで大変辛い思いをした生徒の話があります。ただ発症のメカニズムが十分に解明されず、診断基準も確立していないため、国は健康保険の適用を認めていません。このため患者は現在有効な治療法として用いられている「ブラッドパッチ療法」、自分の血液を注入して髄液漏れを防ぐ治療法を自費で受けておられます。1回の治療費が30万円から40万円かかり経済的に大きな負担を強いられています。長野県飯山市では、来年度中学3年生以下の子どもたちにブラッドパッチ療法の半額補助を始めます。

3点お尋ねいたします。まず、大津町は児童生徒の中に、この脳せき髄液減少症の患者と言われる人は何人いるのでしょうか。この病気はともかく早期発見、早期治療が一番大事とは言われています。早期に治療すれば、治るものが遅れることで一生苦しむことにもなりかねません。実態をお尋ねするとともに併せて学校での調査の方法はないかお尋ねいたします。

次に、脳せき髄液減少症の患者の相談窓口の充実と支援体制の確立、すなわち治療費の補助などの考えはないかお尋ねいたします。

次に、教育現場での周知徹底として、教育委員会主催の研究会、専門の医師や教授を招いての講演

会などの考えはないか。また、長野県や千葉県の多くの自治体や教育委員会が行っているこの病気を知ってもらうための小冊子の配布など、この小冊子は脳せき髄液減少症患者支援の会というのが作成しておりますけれども、この小冊子の配布などの考えはないか。さらに今年から中学校でも必修となる柔道等の授業は大変危険を伴うと危惧する声も聞かれます。心配ないのかお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の脊髄関連の脳せき髄液減少症という病気でございますけれども、今はいろんな形の病気が長い苦労というか、患者の皆さんのご苦労があつておるようでございます。これだけでなく、やっぱり日ごろはどうもないけども、その1日の時間帯で血液血管の収縮関係でめまい吐き気というようなものもあるようでございますけど、今議員おっしゃるように日ごろの検査のときには出てこないとか、いろんな形の状況で大変ご苦労をされてる患者さんが多いようでございます。大津町につきましても後ほど教育長のほうからお話があるかと思っておりますけれども、そのような方が1人おられるというような話も聞いておりますので、成人についてはまだその辺の情報、あるいはそういうPRを我々としてやっていないところもございまして、そのような状況でございますけれども、前（ナイン）関係でご質問ありましたように、そのような取り組みもさせていただいておりますし、議員おっしゃるように1、2回で早期治療をすれば良くなるというような話も聞いておりますので、この辺については、前向きに十分検討していきたいと思っておりますので、担当部長なり、教育長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 月尾議員の脊髄液減少症患者の救済についてにかかわります（3）、早期発見・早期治療のため学校関係者や保護者を対象とした研修会等が必要であると思うが、そのような考えはないかというお尋ねに対してお答えいたします。

昨年末12月ですけれども、熊本県のほうで公立学校を対象とした健康教育実態調査というのがございました。その調査の結果で県下で34名の児童生徒がこの病気であったということがわかりました。さらに34人中1人が大津町内の生徒であることがわかりました。この生徒は、小学生のころ頭を強打したことがあるということです。しかし、現在のところ日常生活に問題はありません。運動、部活動をしながら元気に頑張っているということです。ただの水分が不足することで頭痛を起こすことがあるそうです。そのような場合には、水分補給をすれば、また元気を取り戻すということで、現在のところ特段の治療はしてないということでございます。身近なところに患者である生徒がいたことと合わせまして、この病気とのかかわりで配慮しなければならないことは、この4月から中学校で武道が必修となることでございます。

特に、柔道の危険性が今いろんなメディアを通して指摘されておりますし、私ども教育関係者としても、この危険性を十分認識しながら安全策を講じなければならないと強く思っているところでございます。柔道の危険性を少しでもといいますか、絶対危険が起こってはなりませんので、安全を第一にするためにも、授業開始前の確認事項、例えば指導計画に無理がないか、生徒の心理状態は大丈夫か。服装とか、これから柔道を始める場はきちんと整っているか。また、生徒に対する学習

における約束事、こういったことを徹底して守ること。そういったことの指導とあわせて、柔道場の畳、これが危険性がないものになってるかどうか。さらには万が一事故が起こった時、事故に緊急に対応できるようなマニュアルが作成されているかどうか。そういったところを含めて安全性を第一にしたところでの今後の対応をさらに深めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

学校におきましては、この病気の原因が交通事故とか、転倒とか、そういったことで引き起こされることがあるということでございます。子どもたちは本当に元気いっぱいでございますので、安全面には十分注意をするように指導し、またそういう環境をつくる中で教育指導は行っているわけですが、いつ何時転倒するかもわかりません。そこで、柔道に限らず個々の児童生徒の心身の状態に応じて、学習面を含めた学校生活のさまざまな場面で適切に対応するように、また脳せき髄減少症のような症状を呈しているけれども、今のところ原因が不明、しかしなかなか子どもは体調として整わない。そういった事例がありました時には児童生徒とか保護者にはですね、脳せき髄液減少症という病気があるんだということをお教えなければならぬというふうに思いますし、また専門医療機関がどこであるかということはまだ私自身もよくわかりませんが、医療機関を受診するように指導ができるような体制づくりをしていかなければならぬというふうに考えております。

また、この病気に関する内容の県主催の研修会が既に学校保健関係者とか、各学校の健康教育担当者を対象としまして、平成21年度から行われております。昨年の6月に実施されました研修会には、町内の小中学校からも養護教諭、または校長、校長も出席できなければそれに代わる者が必ず各学校から1名は参加してこの研修を受けております。

しかし、すべての教職員が十分に理解するにはまだ至っていないというふうに思いますので、この病気を大変私も身近に感じましたし、起こりやすいものであるということもわかりましたので、特に学校関係者とか保護者は、この病気についての情報を得て適切に子どもたちへ対応していくことができるようになっておかなければならぬというふうに思います。そこで研修会とか、先ほどご提案ありました小冊子の作成、これらを含めまして、今後どのように町の教育委員会として対応していったらいいのか、現場の校長または養護教諭とのご意見も聞きながら具体的な方策を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の状況につきまして申し上げます。ご質問のように脳せき髄液減少症については、ご本人やご家族の負担が大変大きな状況でございます。なお、先進医療が適用されるためにつきましては、通常の治療と共通費用が負担軽減がされます。しかしながら、先進医療にかかる費用については、これまでどおり全額自己負担になると存じております。また、県のほうにおきましても自由診療部分への補助については、現在95種類あります先進医療全体の指定からも現状では非常に困難であると、状況であると聞いております。

また、平成17年に配置されました熊本県難病相談支援センターにおきましては、これまで国が指定する難病に限らずさまざまな病気に関する相談に応じておられます。脳せき髄液減少症についても

病気に関する情報を伝えながら、医療機関への紹介や各種相談につきまして同センターで実施されておるところでございます。

今回の国の方針につきまして、今回の脳せき髄液減少症につきましては、平成24年度からの保険適用につきまして、国のほうで検討されてきておりましたけれども、診療報酬改定に間に合わなかったということございまして、まず先進医療の取り扱いとする方向で進めるということで聞いております。

議員ご質問のように、頭痛やめまい吐き気などさまざまな病状を呈する病気ということで、日常生活に支障を来す場合が多くあると聞いておりますが、社会的にもそういった知名度という面で病気への正しい理解が得られにくいということで、町といたしましても正しい知識を習得いたしまして、正しい理解が得られるように町民の皆様へホームページや口頭で情報提供していきたいと考えております。

それから対象者の方につきましては、相談窓口といたしまして、県の関係施設と連携を図っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 先ほどから話がありますように、何も過激なスポーツとか衝突があったからということではなくてですね、例えばサッカーなんかも盛んですけれども、子ども同士がぶつかり合ったとか、その程度でそういう症状を発する子どもたちもたくさんいるというふうに言われています。次代を担いゆく大事な子どもたちが、こういう病気にかかって一生を無意味に過ごさないように守っていくのが本当の子育て支援だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

3問目に移ります。スポーツツーリズムの推進についてであります。

私はこれまで大津町に人を呼び込む施策の一環として、エコツーリズムあるいはグリーンツーリズムというものを提案してまいりました。いずれもまだ実現には至っておりませんが、町長には十分理解をしていただき、前向きな答弁をいただいていると理解しております。大津町は、昔から交通の要所であり、今もますますその要素は大きくなってきております。熊本の観光の目玉である熊本城と、世界の阿蘇を結ぶ国道57号線の沿線上にあり、九州縦断道の熊本インターからも近く、空の玄関「阿蘇くまもと空港」と、JR肥後大津駅は空港ライナーで結ばれております。九州新幹線との連絡も視野に入れることができます。この大津町に与えられた観光の拠点、起点としての交通の要所という特権は生かしていかなければならない使命が私たちにはあると思っております。

近年、まちおこしのコンテンツの一つとして、マラソンなど市民参加型のスポーツイベントや観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプ誘致などを実施することで生まれる経済波及効果に地域が注目し始めております。

電通と早稲田大学による共同調査、地方自治体におけるスポーツ施策のイノベーション調査によれば、多くの自治体がスポーツを通じた地域活性化に高い関心を持ち、従来の健康や教育といった効果に加え、観光、スポーツ関連産業振興といった経済的な効果をスポーツ施策の目的とする自治体が増えつつあり、スポーツによる地域活性化と、その経済効果を求める自治体が今後さらに増加すると予定をしています。

さいたま市では、スポーツ分野で新たな観光交流人口拡大をはかるため、市のスポーツに関するシティーセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的スポーツコミッションとしては、国内初となる埼玉スポーツコミッションを設立しています。

また、国レベルにおいては、スポーツ基本法が制定され、官公庁がスポーツ観光推進室を設置するなどスポーツを取り巻く新しい動きが活発化しています。これからの日本の復興にスポーツと観光の果たす役割は大きく、その両者が融合したスポーツツーリズムの一層の推進が図られることが期待されています。スポーツを通じて観光価値の創造を図っていく、地域発の積極的な取り組みが待たれています。このようなスポーツを活用したまちづくりで、新しい観光価値の創造を図っていくためには宿泊施設、観光施設、交通機関、旅行会社、飲食店、商店などや観光協会などを代表した観光団体とスポーツ団体との連携、共働を効率よく機能させることが必要であり、これらメンバーと行政からなる連携組織も必要になってくると思われまます。

大津町には日本一のサッカー場があります。また大津高校のサッカーやバスケットボール、中学校のバレーボール、本田技研の社会人野球など全国に名前が知られているスポーツがあります。また、世界の阿蘇の外輪山に連なる豊かな水と緑があります。大津バイパスには多くのビジネスホテルが林立しております。

また、阿蘇くまもと空港や新幹線を利用して県外や関西・関東からのスポーツ交流、または中国や韓国からのスポーツ交流等が考えられると思ひます。これらを考え併せて大津スポーツコミッションを設立し、スポーツツーリズムに取り組む考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員のスポーツにおける観光振興というような形で、これまでいろんな形でやらせていただいておりますけれども、皆さんそれぞれ頑張っておられるようでございます。例えばねりんピック関連で、サッカー大会が大津でありましたけれども、その前の年、そしてまた今年も4月には西日本のサッカーの関係者が1千人以上お見えになられて泊まっていられるというか、交流を深めていられるというような大会も予定されておりますし、またそれのほかにも体育協会の4団体がいろんな形で、例えばジョギングフェスティバルをはじめとする自治体、バドミントンとか、高校バドミントン大会などもやられておりますけれども、その大会ごとにやっぱり800人以上の方が2泊3日とか、そういう形でそれぞれのクラブの責任者の方々が行われており、本当に体育協会関連等についても、地域の農産物というか、JAの皆さんとも協働しながらあるいは障がい者の関係の品物を売っていただきながら宿泊するというのは、本当に広い意味での活動をなされておるのに本当に感謝をしたいなと思ひます。

もちろんサッカーもそうですけれども、自治体関係のそういう大会をどう引っ張っていくかというような形が問題でございますけれども、結局、昨日県の自治体サッカー大会でうちの役場の職員がサッカーで2連覇してございまして、今回大会が沖縄であるというようなことでございますけれども、そういう形の中でやっぱり大津のほうにも九州大会が開けるような道が開けてくるんじゃないかなと思ひますし、やはりそういう中で大津町の観光はスポーツを通してというようなことも面白いんじゃない

かなと思います。そういう意味で、先ほどから話しておりますように、韓国の関係についても自然の中でのウォーキングとか、そういうものが韓国で非常にはやっておるといふようなことで、天草の関係でもそういうウォーキングコースを自分たちでつくり上げるというボランティア活動の中で、まちおこしをやっておられるといふようなことでございますけれども、大津町には本当に自然が恵まれ、あるいはそういう重要文化財関係等ございますので、そういうような交流の中で素晴らしい、議員おっしゃるように阿蘇くまもと空港がございまして、うまく利用すれば白川の景観とともに岩戸周辺、あるいはそういう中での観光振興が考えられるものと思います。

そういう振興につきましては、今後1年間交流センターの中で担当の職員がいきながら、そして今、立ち上げを予定しております観光協会関連等についても、今後の町振興に尽くしていただきたい。これは観光協会だけでなく、やっぱりそれを取り巻くといふか、JAの皆さんや商工会、あるいはビジネスホテルの関係の協議会なんかをつくっておりますので、そういう企業連とも共に大津町一体となった、大津を愛する、大津を好きな人たちで知恵を出しながら、今後のスポーツを通したり、いろんな形の観光振興を今後進めていかななくちゃならない大事な1年になるんじゃないかなと思います。そういうのにおきまして、やるべきものは多々たくさんありますけれども、そういう交流、海外との交流をはじめ、スポーツ交流を通したところでの大津町のPR、大津町のスポーツ振興にも健康増進につながってくるんじゃないかなと思います。

今回、また4月から始まりますつつじ祭り関連等のスポーツ大会もたくさん組まれておるようでございますので、そういうところからも多くの町外の皆さんがお見えになられておりますので、このチャンスはどう生かしていくかというのが、我々役場の職員の、あるいは町を愛する各種団体の皆さんのお力が必要になってくるのではないかなと思いますので、そういう意味におきまして一体となった目標に向かって推進をしていかななくちゃならない役割をこの1年、町がコーディネーターの役割でしっかりとやっていかななくちゃならないというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 大津町には先ほど申しましたような実績がたくさんあるわけですが、決してこれに甘んずることなくですね、これが元気大津だと言われるような、またこれが観光大津だと言われるような、そういう取り組みをしっかりとやっていただきたいと、またそれは行政だけでは決してできませんので、しっかりといろんな団体等とのですね、共同しながら取り組んでいただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

午後3時34分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成24年3月21日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	12番 永田和彦
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務課行政係長 藤本聖二 企画部長 木村誠 企画課行政係長 白石浩範 会計管理者 西村和正 兼行革推進係長 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 中山誠也 教育部長 松永高春 併任工業用水道課長 経済部長 西本昇二 農業委員会事務局長 松岡秀雄 子育て支援課長 松永高春

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 1 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より欠席の届け出がっておりますので、報告しておきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

府内隆博君。

○2 番 (府内隆博君) おはようございます。2 番議員、府内隆博が一般質問をさせていただきます。

今日は 4 点について質問をさせていただきます。

1 問目が、2 4 年度から中学校の武道必修化について。2 問目が森林林業再生プランについて。3 番、夏休み・冬休み集中学習会計画について。4 番目に大津特産ブランドを国内外へ販路拡大について、四つを質問させていただきます。

最初に 2 4 年度から中学校の武道必修化についてでございます。平成 1 8 年 1 2 月に教育基本法の改正、平成 1 9 年 6 月に学校教育法の改正が行われ、知・徳・体のバランスとともに基本的、基礎的な知識・技能・思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においては、これを調和的に育むことが必要である旨が法律上規定されました。

また、教育基本法において、教育の目的として伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国の領土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと規定された。

平成 2 0 年 1 月、学習指導要領等の改善について答申が行われ、具体的には教育基本法が約 6 0 年ぶりに改正され、2 1 世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、豊かな心や健やかな身体の育成のための指導の充実に関し、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする原語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要があるなどの提言がなされた。

体育における武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善することが改善の基本方針と示された。

中学校保健体育において、武道については柔道・剣道・相撲の中から一つを選択して履修できるようにすることとされている。武道場などの確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなどの安全の確保が十分留意することとされている。

武道が必修化された目的は、武道の学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層親しむことにあり、日本独自の文化であり、基本動作や基本技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、また礼儀作法や相手への思いやりを習得する機会にもなります。心と身体を一体としてとらえ、運動や健康、安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と、体力の向上を図る明るく豊かな生活を営む態度を育てるための中学校における武道が必修化されたことから、伝統と文化を尊重という改正教育基本法の条文を反映したもののだが、もっとも心配なのは安全面だと思います。

大津町では、大津中学校は剣道を選択され、大津北中学校は柔道を選択されたと聞いていますが、武道場の整備はできているか。特に、柔道畳は安全か、柔道着、剣道防具、竹刀等などの整備がとられているか。それと柔道専門の教諭は限られており、柔道の経験のない先生であれば、素人の指導者が生徒に教えるケースが予想されるが、外部からの指導者に協力を要請する考えはないか、文科省から警察庁を通じて、各都道府県警察等に対して教員に対する実技研修会の講師や授業における外部指導者に関する協力を要請しているとともに、警察関係等と連携しながら指導の充実を図ることとなっていますが、どうなっていますか。

それと、武道必修化が安全面で責任を負う現場の教諭の負担にならないような対策を考えているか。柔道経験者で体育の教師でも注意していても骨折などが起きることがあると聞く。中学校の保健体育の年間授業時間は約105時間であり、必修化後の武道に配当される体育授業は年間10時間程度になると聞いているが、現場の先生も不安に思っているのではないかと、以上、教育長の考えを問います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。府内議員の平成24年度から中学校のほうで武道が必修化されることについてのお尋ねについてお答えいたします。

武道が必修されますに至りました経緯とか、そのねらいについては詳しく述べていただきまして、大変ありがたく思っております。議員が述べられましたとおり、平成20年3月の中学校学習指導要領の改訂に伴いまして、第1学年、第2学年の保健体育で武道とダンスが必修になることが明記されまして、平成24年度から完全実施されることになっております。

現行の中学校の保健体育では、武道の領域は学年ごとに選択となっておりますが、改訂により男女ともに全ての中学生が1年生と2年生においては、武道を学ぶことになりました。第3学年はこれまでどおり選択となっております。

まず、町内の中学校における武道の授業の現状と今後についてご報告いたします。このことにつきましても、府内議員がおっしゃいましたけれども、そのとおりでありまして、大津中学校におきましては、現在剣道を授業に取り入れております。後期に冬の体操服上下に防具、面、小手を付けて行っております。道具等につきましては、学校備品として40人分をそろえております。4月から引き続き剣道をしてまいります。そして、この用具等も学校備品を使うことになっておりますので、個人の準備はいたしません。

大津北中学校におきましては、後期に柔道の授業を取り入れております。こちらは、冬の体操服上下の上に柔道着を着て授業を行っております。柔道着の上下40人分を学校備品として備えております。こちらのほうを生徒たちは使用しています。4月から引き続き柔道を指導してまいります。指導者は、それぞれの学校の体育教師です。柔道の授業の充実と安全面の徹底に向けて、既に熊本県のほうでも講習会が数回行われておりまして、それぞれの学校の体育教師はこれを受講しております。

さらに、4月中にも県教委主催の柔道の指導の講習会が予定されておりますので、こちらに参加することになります。ちなみに、大津北中の体育教師3人おりますけれども、1人は柔道初段の有段者です。あと2人は有段者ではありませんけれども、柔道の経験者であります。これまでも柔道を選択した生徒への指導は行ってきております。安全で楽しい武道の授業を実施するためには、教師の指導力と、安全対策への意識とともに施設・用具等の整備が必要になってまいります。

まず、大津北中の武道場の畳の件でございますけれども、こちらは全日本柔道連盟の公式の畳ではございません。平成10年1月に北中の武道場は完成しておりますけれども、これを造ります当時はですね、柔道畳の公認の審査基準はなかったということです。その後、平成15年に全日本柔道連盟による柔道畳の審査基準が設けられたということでございます。北中の武道場建設当時は安全性、それから弾力性、耐久性を考慮しまして畳表のすぐ下、またその下になると思いますが、クッション材を入れておりまして、初期初動を抑えたものにしております。しかし、もう設置しましてから14年ほど経過しましたので、幾分弾力性も弱ってきているのは事実でございます。しかし、現場に向きまして私も確認し、指導者の話も聞きましたけれども、今のところ授業を行ううえで特段の支障は生じてないということでございます。しかし、年数も経過しておりますし、畳表も幾分傷んでいる所が見られます。より安全性を高めるために学校とも今後協議しながら補修、改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、指導者の養成確保についてでございますけれども、先ほども申しましたように北中に柔道初段の体育の教師がおります。講習会も受講しております。今のところ学校の考えとしましても、外部指導者の活用は予定されておられません。

しかし、今後これからすぐ教師の異動が新聞等でも報道されるというふうに思いますけれども、もし経験者がいなくなった場合とか、今後の指導におきまして外部指導者の支援の必要が生じれば対応していきたいというふうに考えております。もっとも指導教師の負担軽減と安全性を高めるために、協力していただける外部指導者としての人材確保ができれば積極的な活用も今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 再度質問をさせていただきます。柔道畳についてただいま教育長の方からお話がありましたけれども、特段に支障はないというお話をされましたけれども、私は北中の子どもたちが部活動をしているということで、見に行きまして畳をちょうどですね、破れたところがありましたので、ちょっとそれを柔道の講師の先生と開けてみてですね、中を見たところ、本当はですね、一番上にやはり先ほど言われたように衝撃を和らげるクッションがうんと入っていないとちゃいけないのが

ですね、本当新聞紙みたいな薄いやつがですね、パネルの上に入っていて、子どもたちに聞いたらですね、「痛いですが、ここは警察の道場と比べてやはり硬い、痛い」という話を聞きましたので、私は極端として、これが本当に安全なのか疑問をもちました。子どもたちが必修化で授業をする中で衝撃を和らげる畳であればですね、生徒たちも安心して取り組む中で、やはり平成20年度から5カ年計画で武道場の整備という政府が打ち出している予算額あたりもありまして、武道場の新築にも2分の1の国の補助がある、それに向けての予算措置も出ているわけですので、何で今までの4年間の中でそういった対応ができなかったのか、そこを聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。議員がおっしゃいましたように、確かに現在大津警察署のほうで柔道を習っている子どもたちが使っている柔道場の畳と比較しますと、やはり北中の武道場の畳というのはクッション性には劣っているようでございます。現場教師はですね、先ほど申しましたように特段ということですので、できるならばもっとやわらかいものにしてほしいという願いはあるけれども、予算も絡むからできるならということをお願いはしたいという気持ちは持っているけれども、今すぐしてもらわないと必修化に向けて柔道が指導できないという状況とまでは言えないということでした。

それで、先ほどは今後補修、改善のために努力してまいりますというふうにお答えしましたけれども、学校教育課としまして、何とか改善をしたいという強い気持ちを思っておりまして、現在阿蘇のほうの畳業者の方にですね、現在の畳を改良する形でもっとクッション性のあるものの中に入れて、表替えをして、できるだけ経費を削減した形でより安全性の高い畳に変えることができるかどうかということと、幾らぐらいかかるかという見積もり等をですね、今お願いしているところでございます。今すぐに全部の畳を変えてしまいますと、ここで申し上げるわけにはいきませんが、子どもたちがより安全・安心な柔道の授業に臨むことができるような環境づくりに精いっぱい努めてまいりますというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） これからも、今から子どもたちが必修化で勉強するわけですが、地方交付税の措置もあるというお話を聞いておりますので、国からのですね、そういったことで、またそういった整備をですね、ぜひしていただきたいと思っております。

では、2問目に入りたいと思います。森林・林業再生プランについてでございます。

民主党政権の誕生後、森林、林業、木材産業に関する動きが大きく変化してきました。平成21年12月25日に、政府が発表した森林・林業再生プランにおいて10年後、木材自給率の目標を50%以上におき、政府はこれを新成長戦略の国家戦略プロジェクトの一つとして位置づけ、平成22年11月には、この実現に向けた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」と題して提言がなされました。これまでの民有林政策の基本は、森林の維持、造成であったものを再生プランは成熟した森林資源をもとに、林業を地域創造型産業に育成して酸素問題全般を解決しようとする政策の大転換することを意味するものだと思います。また、昨年7月には、こうした流れを踏まえ、森林林業基本法の規定に

基づき、おおむね5年ごとに変更する森林林業基本計画が策定されました。この計画では、わかりやすい政策転換といった政策改革に視点をおいて政策がされております。さらに、これまでの森林施業計画に代わり、平成24年度から新たに森林経営計画を市町村に認定することとなります。

熊本県では、こうした国の動きを捉え、県としても新たな林政の方向性を県民に示していくことが必要かという認識のもと、現在県森林林業木材産業計画の見直しを行っており、この計画では守り育てる林業から稼げる林業への転換を図るべく、成熟した森林資源を生かす林業、木材産業の活性化と木材の利用促進、多様で健全な森づくり、この三つを目指しています。

大津町においても、ビジターセンターや美咲野小学校、中心市街地にできた交流センターにも柱や床板、壁板は町有林の間伐材を最大限に利用されている町としての公共建築物等の木造化については、積極的に取り組まれています。地域木材住宅への推進として、工務店や住宅メーカー等への県産木材をPRしていくべきと思う。

それと、大津町の公共施設、公共工事、木材利用推進基本方針を策定し、今後も率先して公共建築物等の木造化や、内装の木質化などの木材利用、未利用間伐材をはじめとする木質バイオマスの利用拡大を今後積極的に推進していくべきと考えますが、町としての考えをお聞きいたします。ちなみに、現在策定済みは14市町村です。

それから、地産地消への意識を高めていくために、地元産木材を使用した建築物に対する助成や支援をする考えはないか。県では熊本地産地消の家づくり推進県民条例が施行されました。そこで、県民の皆様は県産の木材や畳表の使用を通して県産品の良さを実感していただき、地産地消への意識を高めていくためにこの事業を行っています。あなたのお住まいには県産木材プラス畳表プレゼントで、県産柱材は最高90本、畳表は最高8枚で新築の場合、リフォームの場合といろいろな条件がありますが、平成23年度は150戸の募集戸数で年4回の募集を行っています。このような事業を多くの町民に広報などでPRしていくべきと思いますし、町にもこうした取り組みができないか町長としてのお考えをお聞きします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。府内議員の森林の活性化関連等についてのご質問でございます。もちろん議員おっしゃるように第1番目の公共施設関連等については、今後ともしっかりと使用をお願いしながら進めていきたいというふうに思っております。

二つ目の公共事業の木材利用推進基本方針というのが策定しないかというようなことでございますけれども、議員おっしゃるように今県下で14市町村で策定済みでございますけれども、今後13市町村の方で予定をされておるようでございますので、大津町においても策定の方向を検討していきたいというふうに思っております。

そしてまた、3番目の利用促進の助成についてでございますけれども、議員おっしゃるようにこの県が今、議員言われましたような形で現物を支給するというような情勢をとっておりますけれども、ほかに6の市町村の中で、いろいろその地域に応じた補助を検討をされておるようでございます。大津町につきましても、そのような形で方向を進めていきたいということで、先の平成21年12月の

議会の時ご質問を受けておりますので、それに沿って今森林組合のほうについての認証関係が大体平成23年度で済む予定でしたけれども、平成24年中には認定が下りるといような状況ございますので、その認定をいただいて、そして今後について大津の木材というものが認められることになることによって、補助関係等をしっかりと検討していかなくちゃならないと思います。もちろん大津町内の住民の皆さんに対しての補助をどうするかと、あるいは大津町町内の企業、建築屋さん関係についてもどのような補助をやっていくかというようなことを今後検討していかなくちゃならないものと思います。もちろん大津町の木材、町有林をはじめとする民有林の木材関係も相当50年以上は経って、家の木材関連等には一番適しておるといような形で、そういうブランドを地元の住民の皆さんにしっかりと活用していただくための補助関係等もしっかりと考えていかなくちゃならないというふうに思っております。

大変大津町においては、若い人たちが美咲野関連等でしっかりと住宅を建てていただいておりますので、できるだけ早い補助制度をつくり上げていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、状況等については担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状について申し上げます。まず、公共施設の木材利用についてでございますが、今町長が述べられましたように、計画をされる時点で木材の利用方法など、それぞれ関係各課と協議しながら早めの対応をしていきたいと思っております。

それから、県内45市町村のうち14市町村が策定済みでございますが、大津町におきましても策定予定であります。地元産材の利用に対する助成制度を設けている市町村は、熊本県をはじめ山鹿市、八代市、水俣市、天草市、美里町、芦北町の6市町であります。事業内容でございますけれども、助成減額等は、市町によりさまざまでございますが、熊本県だけが木材の支給でございます。他の市町につきましては、すべてお金による助成となっております。

現在、菊池森林組合と連携して大津町森林認証協議会を結成して、大津町の町有地636ヘクタール、森林認証に同意した46名所有の森林300ヘクタールの合計936ヘクタールを認証取得に向けて進めているところであります。審査内容でございますけれども、参加同意者、協議会規約、管理運営規定、森林管理基本方針と計画認証森林から生産された認証材の搬出、マニュアル等などさまざまな点について協議をしているところです。その後、認証取得ができた後に木材の履歴がわかりますので、利用活用方法、助成方法などさまざまなことが考えられるのではないかと考えます。以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 町有林を含めて大津町の森林状況の中でですね、ヒノキの面積のほうが多すぎよう多くを植栽されておるわけでございますけれども、先ほど町長が言われたようにですね、45年、50年生の非常に年数をいったものがいっぱいあるということで、やはりヒノキのほう割合を占めるのが67%多いということですね、やはり町有林を間伐した製品をですね、地元産住宅あたりで建てられた方々への柱は表に壁などでふさいでしまったら見えないようでありまして、床板とか壁板については、毎日触れるわけでございますので、やはりもらったら有り難みがわくんじゃないかと思いま

す。そういったことで、そういった検討もされてはいかががかなと、助成と言いましたけれども、金よりですね、そういった現物、町有林の間伐材をそういった加工をしてですね、そういったことができないかですね、もう一度質問をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員がおっしゃるように、大津町の木材は素晴らしいものであると自負をしているところでありますし、またヒノキのあの香りが家の中に充満するというか、そういう素晴らしい家ができ、そこに住まわれることが大津町に定住できる第1の条件になってくる足がかりになるというふうにも思っております。そういう意味で、今つくっている人たちのローン関係もいろいろあるかと思っておりますので、その辺を十分検討しながら前向きに補助制度を各町村のその地域に応じた補助制度がなされておりますので、大津町における補助制度というものはどう検討した方がいいかというようなこともしっかりと考えていかなくちやならないんじゃないかなと思います。もちろん国の制度関連等で大分下刈りとか間伐とかいうような形で森林の整備はできておりますけれども、やはり製品となるコスト関係も考えなくちゃなりませんので、もちろんそのような施策関係についても十分我々としても考えていかなくちやならない課題というふうに思っております。森林の活用、関連等については先の議会でも申しましたように、海外よりもまずは地元の住民の皆さんのためになるような木材を大津町の民有林や町有林の中で活用できることが先輩たちが一生懸命今まで汗を流して育てたものを後世の我々がしっかりと活用できるような状況を今後補助関連等もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。本当に認証関係がちょっと時間がかかりましたけれども、近いうちに森林認証できれば大津町の木材というのがはっきりわかってまいりますので、建築業者をはじめとする町民の皆さんにしっかりとPRをしながら、そして大津町に家を建ててしっかりと住んでいただける、そういう素晴らしいものになってくれるものと確信しておりますので、この辺につきましてはしっかりと今後ともPRをしながら家屋の建築の増進に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今、美咲野小学校校舎も見せていただきましたけれども、本当に町有林の素晴らしい床板であり壁板で、またヒノキの香りのする素晴らしい環境であると思います。そういったことでやはりこれからもですね、今、森林、木材も価格も低迷していますので、そういったことでですね、少しでも公共工事あるいは住宅等に使っていただいて地産地消あたりも考えていただきたいと思っております。

では、3問目に入りたいと思います。夏休み、冬休み集中学習会計画についてでございます。

目的として、町内の小学校に良好な学習環境を提供し、共に集うことで個々の向学心を図り、町の学習支援指導員と学習指導ボランティアによる指導のもと、自己のスキルの向上を目指すとしております。それに個人の自主学習だけでなく、数種の講座プログラムを用意し、基礎学力の向上を図ることで、学校と違った子どもたちに自主的に好奇心を持たせることでやる気が出るのではないかと思います。素晴らしいことだと思います。そこで時間帯での定数もあり、小学1年から4年生の部が午前9時から正午まで、小学校5年から6年生と中学生の部が午後1時から午後4時までとなっているよ

うです。定数が午前の部先着60名で、午後の部が先着50名となっています。そこで、やる気のある子どももまだまだたくさんいるのではないのでしょうか。長期的な学習計画と各学校での学習計画はできないか。それと定数を拡大する計画はないか教育長の考えをお聞きます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 府内議員の夏休み、冬休み集中学習会についてのご質問に対してお答えいたします。

子どもたちが楽しみにしております夏休み、冬休みの学校が長期休業になる期間に大津町教育委員会が学習会を計画し実施しています。その目的としましては、一つ目は町内の違う学校の子どもたちが1カ所に集うことによる交流の場の提供。二つ目は、夏休み、冬休み前の国語・算数、中学校におきましては数学・英語などの補修学習による基礎学力の定着と向上を図ることを目的としております。夏休み学習会は、もともと平成18年度から平成21年度までは小学校4年生から6年生までの児童、定員30名を対象としまして、岩戸の里を会場にして実施してございました夏休み子ども合宿が始まりでございます。

平成22年度に、これまでの事業を見直ししまして、小中学校全ての学年を対象にし、より多くの子どもたちの交流と学力の向上に目的を絞った事業として、平成22年度の夏休みからオークスプラザを会場にして実施してきているところでございます。冬休みの学習会は、平成20年度から実施してきました。指導には、町の13名の学習支援指導員を中心に、ボランティアで大津高校と翔陽高校の生徒の皆さんの協力を得まして、大変人気のある事業として定着してまいっております。休み中にもかかわらず意欲を持って勉強をする子どもたちの姿を見ておりますと、学習習慣の定着にもこの授業は有効に作用しているものと思っております。

短期に集中して行うからこそ、子どもたちはやる気を起こし意欲的に参加しているのではないかなとも受けとめております。夏休みや冬休みは、もちろん勉強に励むことは大事なことです。子どもたちが家庭や地域に帰り、家族との絆や子ども会活動など地元の行事などに積極的に参加して、社会性などを養う重要な時期でもあると考えています。このような生活の中で、自分で計画を立てて勉強にも励む習慣を身につけていってほしいと望んでいるところです。

次に、この集中学習会の募集についてですけれども、会場や指導者の数の関係で、平成23年度につきましては、先ほど府内議員がおっしゃいましたように午前の部を小学校1年生から4年生まで、午後の部を小学校5、6年生と中学生の各50名を定員に先着順で受け付けを行いました。特に午前の部の1年生から4年生までの人気が大変高くて、本年度は募集開始しました当日に定員に達してしまいました。希望されていた方をお断りしなければならなくなりましたこと、子どもたちの希望に応えられなかったことを大変申し訳なく思っております。これも22年度は104名まで受け入れました。実際オークスのふれあいホールで学習に取り組んだんですけれども、やはり会場の広さに対して子どもの数が多すぎて、ちょっと学習する環境としてはあまり望ましくないような状況も見られたものですから、平成23年度につきましては、人数を少し絞り込んだところでございます。その結果お断りしなければならない状態になったわけでございます。

受け付け方法につきましては、不公平感が生じませんように、今後検討してみたいと思っております。この事業を実施してまいりまして、ほかにも幾つか課題が見えてきております。一つは会場が町中心部のオークスプラザとしているために、そこに来やすい近くの大津小学校と室小学校からの子どもたちに参加者が集中しております。距離が遠くて送迎が必要な大津東小学校、大津北小学校などからの参加は大変厳しい状況でございます。

また、開催日数を増やすことにつきましても、いくつかの課題があります。指導を行う町の学習支援指導員の年間の勤務日数というのが限られております。この夏休み、冬休みにより多くの時間、日数を使いますと、平常の授業における活用日数を減らさなければならないということになりますので、平常の授業をより大事にしていきたいというふうに教育委員会としては考えておりますので、夏休み、冬休みの開催日を延長することは、指導者の数から考えますと厳しい状態でございます。

また、高校生ボランティアもかなりの数、翔陽と大津合わせますと二十数名参加していただいておりますけれども、その学生さんは必ずしも大津町内の方ではないですね、町外からも参加していただいております。その学生さん方は、JRを使ってこられている方が多ございます。開場がオークスなものですから駅に近いということで、そういう意味合いもあってボランティアの参加が多いのかなとも受けとめているところでございます。

しかし、この集中学習会は将来的には私としましては、ぜひ各小中学校単位で開催するのが望ましいのでそうしたい、そのような方向で検討していきたいというふうに思っております。しかし、現段階ではですね、教育委員会が計画して実施しているものなんですね。それで、学習指導の指導者も、現在のところ学習支援指導員と高校生のボランティアに頼っている現状でありますので、この内容を維持したまま会場を分散するとなりますと、それぞれの学校に指導者を配置したり、ボランティアの高校生がそれぞれの会場に出向いてくれたりするのかなという懸念がまだ残っております。

それで今後は、今教育委員会でぜひ定着させて推進していきたいと思っておりますのは、地域と学校と家庭の連携活動でございます。地域の方々の協力をいただきながら地元の学校を中心とした地域いきいき学校応援隊づくりをしたいというふうに考えておりますし、これに向けてかなり進んできるところでございます。この地域いきいき学校応援隊を中心にしながら、地域の人材も活用して子どもたちの基礎学力向上のための集中学習会ができるような体制づくりをですね、今後検討していきたいと思っております。そのためには、各小中学校の理解と協力も必要になりますので、学校側ともまたこの件につきまして協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今教育長からお話がありましたように、やはりいろんなボランティアの大学生であり、やはり職員OBあたりの協力もなかなかできないということで制約もありますけれども、やはり子どもたちの夢をですね、しっかりと今やる気を出しているところなので、そういったところの手助けをですね、しっかりと実は私の孫も大津小学校に行っていますけれども、1年生ですけれども、2回ともすぐに電話をしたけれども夏も冬もしましたけれども、当たらなかった、参加できなかったということでそういう思いも込めてですね、こういった質問をさせていただいたわけでございます。

これからもまた、そういった取り組みをですね、しっかりとやっていただきたいという考えを持っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、4番目に入りたいと思います。時間もありませんので端的にいきたいと思います。

大津町特産ブランドを国内外へ販路拡大についてでございます。JA甘藷部会と大根部会で経済連も同行し、香港へ輸出拡大と新たな販路拡大に向けた販売戦略を本格化している都市均衡等へのPRも大事だが海外への商談会も大事と思う。そこで、町のトップとして今後トップセールスで積極的に国内外へ売り込んでいくべきと考えるが、町長のお考えを聞きたいと思います。

それと、国や県が進めている6次産業化に向けての焼酎工場の企業誘致は本当にできないのか。これについては、焼酎工場の企業誘致については、前にも一般質問をしたかと思いますが、そういったことで、ぜひ私は大津町地産地消も含めて焼酎工場企業誘致を夢に思っていますので、そういったところ踏まえてですね、町長のご見解を聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の特産関連等についての販売戦略というかについてのご質問でございますけれども、今府内議員がおっしゃるように大津のからいも、そして大根部会が昨年の11月にJA菊池あるいは経済連等での消費宣伝という販売拡大のために香港で研修をされておると聞いております。

そしてまた、先の3月17日の日に香港のほうから生産者、あるいはJAのからいも施設関連等を視察にお見えになられたというようなことで、香港のほうについても大変大津のからいもについては、関心が高いなというふうに思っております。そのように国内におきましても、あるいは県内において大津と言えはからいも、からいもと言えは「ほりだしくん」ハウスというように大変マスコミ関連等についてもしっかりと「ほりだしハウス」のほうで宣伝をしていただいておりますので、これについてはやっぱり今がチャンスの時期でありますので、今後についても我々が今やっておる関西・関東の関係の大津町出身の関連のほうにうちのからいもをしっかりと宣伝しておりますけれども、それではなかなか力が不足だなというふうに思っておりますので、いろんな形を通して大津のからいもをどんどんPRをする時期であるというふうに思っておりますので、農協、JA関係だけでなく町もやはりできる限りの支援をやっていかなくちやならない時期であるというふうに思っております。そういう意味において、今年も甘藷、大根部会の女性部の方々が香港での商談会や、販売促進実演会などの計画が検討されておると聞いておりますので、我々町としてもそれに参加できるような支援ができればなというふうに考えております。そういう意味におきまして、今後の国内あらゆる機会をとらえながら、大津のからいも関連等をしっかりとPRを努める方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、その辺の検討するために甘藷生産振興協議会関係のたち上げのご質問もあつたようでございますけれども、この辺につきましては、まず町全体としての町振興協議会関連等を立ち上げながら生産者や商工会、JA、企業、それぞれ消費者の立場から連携をしっかりと深めながら、大津町の特産からいもだけでなく、ほかの物の振興をやるかどうかを今後検討していただければなという

ような思いもありますので、検討してまいりたいと思います。

からいも焼酎工場関連の6次産業関連でございますけれども、先の議会でも議員ご質問いただいております。その関係で金融機関の関係の情報を得ながら自ら人吉関連等に行って勉強をさせていただいております。もちろん大津の道の駅の中におきまして、人吉の深野酒造というところで、不知火光右衛門というような焼酎を鶴屋のほうにお願いして販売をしていただいておりますけれども、鶴屋の販売関連等についていまいち大津町のからいもであるかどうかとか、なかなか見えてこないんですけれども、我々としては不知火光右衛門という名前を鶴屋のほうにしっかりと、この名前で焼酎をつくってくださいということでお話しして、今こういう形で販売がなされておるような状況でございますけれども、新たに工場をということで高橋酒造の社長ともご相談をして、社長のお話によると、あそこは米焼酎ということで、からいも焼酎については、ちょっと手が出せないというかですね、そのようなこともお話されておりますし、例えば仕込みから醸造関係まで蒸留関係についても3カ月、3カ月というような状況でございますので、もしよければ蒸留する中での3カ月間を大津町の店のほうです、販売できるような形ができないかというような話もしましたけれども、なかなかこれについても厳しいような状況でございます、もしよければ鹿児島の方がからいも焼酎が多いもんですから、そちらのほうでどうですかというような話だったんですけれども、今農協の「人生いもいも」につきましては、出水のほうで酒造されておる関係で熊本の銀座館関連等についても県のほうもしっかりPRをしがたいというような状況でございますので、この辺についても農協の関係の皆さんともご相談をしながら大津のからいもの焼酎というのは、本当においしい焼酎と言われておりますので、この辺についても併せて検討をしていきたいと、ましてやはり直営でやるというのはなかなか厳しい状況でございますので、JAやあるいはそういう企業の皆さんが大津町に来て頑張っただけならばなどというようなことも思っておりますので、今後とも第6次製品に向けてのからいも焼酎工場等についてもしっかりと情報を把握しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 先ほどちょっと私も言い忘れましたが、昨年の11月だったですかね、徳島の鳴門、スーパーブランドの「鳴門金時」の視察に行かせていただきましたけれども、やはりブランドづくりというのは、やはり町自体、全体いろんな各種団体も一緒になってですね、やっぱりやっついていけないけいという部分も出てきましたし、やはり大津町においてもですね、農協ばかりでなく、やはりそれぞれの生産農家が一体となったですね、大津町甘藷ブランド推進協議会ぐらい立ち上げてですね、やはり意識を高めてそれに向かってやっぱりブランドづくりをしていかなきゃならないという考えを持っておりますし、昨年平成23年度の農協が香港に出荷状況というのは、約30トンぐらいで、やはり480万円の収益を上げております。その中でですね、やはり最初は宮崎県の大東農協がやはり香港に輸出を先にされとったということで、その時の甘藷がですね、2Sと3Sを輸出したということで、大津町の甘藷部会もですね、やはり同じ企画がいいだろうということで、やはり2S、3Sを輸出をしたそうございまして、やはり国が変われば食生活も変わるということで、焼いて食べる習慣がないということですね、小さいのはですね、ふかして。

○議長（大田黒英生君） 府内議員、簡潔にお願いします。

○2番（府内隆博君） わかりました。そういうことで、今後ともですね、やはり輸出に向けたり、海外戦略を拡大をしっかりとさせていただきたいと思えます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から開会いたします。

午前11時02分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして、一般質問を行います。

本日は、次の3点について質問します。

1問目、大津中央公園の整備を問う。2問目、農業者戸別補償制度とTPPを問う。3問目、手永会所の門の保存を問うを質問します。

まず、一問目の大津中央公園の整備を問うでございますが、大津町の中心部に中央公園が整備されましたことは、大変健康づくりや防災に対しましても大きな役目が期待できるものと思われま

す。この公園の一角には、子育てを支援する設備が完備され、乳幼児から大人まであらゆる健診が実施され、子育ての向上と健診の充実ができましたことは、町民にとっても信頼感と安心感ができてきたことと思えます。

また、緑地帯の芝生の広場は芝生が活着さえすれば芝の上でのスポーツ等も楽しまれ、外周はウォーキングマットが施行されておりますので、歩く運動をする人には最適のコースではないでしょうか。健康づくりと町民の憩いの場となることを確信しております。

また、この公園は防災公園としての機能も十分期待できるものと思われま

すが、国土交通省が推進する防災公園も進められておりますけれども、その中に防災公園とは地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害の時にける国民の生命・財産を守り、都市・地域等において、都市の防災構造を強化するため整備される広域防災拠点、避難地、避難路のとしての役割をもつ都市公園及び鑑賞緑地帯ということがあげられております。これからみましても、十分地方の自治体では防災公園としての価値があるものと思えます。子育ての施設と駐車場、芝生の広場を合わせると約3町歩ほどの広さがあります。大変利用の度合いも将来にわたって素晴らしいものと思われま

す。大規模災害等の避難所として、防災倉庫の整備をすることにして

いると施政方針にありましたので、防災倉庫の整備ができることと思えます。食料、水をはじめ一般物の種類と量は

どう予測されているのか伺います。

また、大災害後の問題として、食料、水、トイレの確保が一番の問題となっているようです。中でも飲む水は一日1人当たり最低必要量2リットルの飲み水を必要とします。親子5人の家族だと10リットルの水が要ることになります。町の総世帯の10分の1、約1,000世帯が避難したとして、一日に1万リットル、約10トンの飲み水が最低必要となりますが、復旧のめどがおおよそ3日ぐら

いはかかるかと思われ、3万リットル、いわゆる30トンの飲料水が必要となります。私たちが文教

厚生委員会で、平成19年11月12日、宮城県利府町で研修をしましたが、この時庁舎も新しく、平成14年に48億円で建設され、一貫した行政の施設ができており、社会福祉面、健康福祉面、生涯学習面等も納得できる体制を研修することができました。その時、既にこの庁舎の下には敷地内のほうにも大量の飲み水及び雨水が貯蔵されていると聞いておりましたので、一昨日利府町担当課に直接電話して尋ねました。雨水が400トン、飲み水が20トンと10トンためてあるということで、「今度の災害はどう使われましたか」と、実際お聞きしましたら、「雨水は水洗の水に全て使った」ということで大変助かりましたと。飲み水はいつでも飲める状態に循環しているので、自家発電用のポンプがくみ上げてくれたので全て飲むことができましたということで30トンの水も十分役に立ってくれたということをお聞きしました。たいへん利府町も被害に遭っておられ、本当は見舞いに行くべきところでしたけれども、電話で尋ねたところでした。

このように利府町も約5千人、いわゆる1千世帯の水を30トン計算してためてあることは、非常に防災に対しても水が助かったのではなかろうかと思えます。飲み水は、常時循環しておりますのでいつでも飲めるということで、安心感がありましたということをおっしゃいました。利府町の情勢ですけれども、人口も3万3千人で大津町の人口とあまり変わりありません。一般会計が84億円となっていました。災害のとき食料は手に入れなくても最低安全な飲み水があれば人間は1週間、いやそれ以上生きられると聞いておりますが、大災害に備えての飲料水を地下タンクに大量に備蓄しておく考えはないかお伺いしたいと思います。

また、この公園の最終排水路の件であります。もともとアルコール工場が反映され上井手支流から水を取り入れ、甘藷を洗い、甘藷を炊きつめ、純度の高いアルコールが生産されておりました。この洗い水及び雨水、そして炊きつめたお湯は中学通りの大津交差点の側溝に入り、現在の田代クリニックと第一信用金庫大津支店の間（現在は大きな暗渠になっております）を流れ、排水路件用水路を流れてきました。

そして、バイパスを横断し、現在のソフトバンクの横を通り、鶴の井手に至っておりますが、今もこの排水路が活躍しているものと思われ。確かに、芝生公園とその一角の子育て支援センターを合わせると3町歩もあり、今回は吸い込み式のマンホールが施工され、計算上は法律をクリアされ許可されているものと思っておりますが、問題は6月の梅雨どきや大雨の時、バイパスの暗渠排水路は、見た者でないともわかりませんが膨大な水がきます。バイパスの側溝の暗渠は、小さな小柄な人ならば立ったまま歩いて通っていただけます。幅もあり、しかもその暗渠は、横並びに2本通っております。雨水は、右側の地権者3人、左側の地権者3人の6人の地権者の間を昔ながらの草むらの排水路を原始的な水路として町の中心部を放流されており、雨水の量にはびっくりするように大雨の時は流れてきます。川底も以前に比べ50センチから1メートルぐらい深くなっておりますが、途中からの道路の雨水もあるかと思っておりますけれども、私は元アルコール工場跡から約3町歩の雨水が法律上はクリアされても計り知れない雨水があるものと思っております。浸透まずにおきまして、今後も使用しているうちに年々と目詰まりをおこし、雨水の吸収能力も低下し、一段と雨水の流出につながるのではないかと思います。とにかく、バイパスの大きな暗渠から先の最終排水路約100メートルありますけれども、整備

は町の中心部としまでも整備すべきものではないかお伺いしたいと思います。1問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の天津中央公園の整備関連等でございますけれども、東日本大震災を受けて、住民の皆さんの防災に対する意識も大変高くなってきていると感じております。

今年度、子育て健康センター横に防災機能を持った中央公園を整備いたしまして、太陽光発電システムをはじめ、かまどベンチや防災備蓄コンテナ3基を設置しております。中央公園は、避難所として指定をしておりますが、野外であり最大で9千人近く避難可能でありますし、その全部に対応できる食料備蓄や機材等を整備することが基本でございますが、先の大震災において消防や警察、行政の救助活動が非常に困難をきたし、数日間かかったとの経験から、自助、つまり自分の身は自分で守ろうという意識も芽生えてきております。それとともに、地域のことは地域の人たちで守ろうという共助も「絆」という言葉と一緒に浸透し始めております。自助、共助、公助に、この三つがうまくかみ合い防災や災害救助活動につながるよう啓発活動にも取り組んでいきたいと思っております。状況等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

もう一つの防災公園に伴う排水関係の問題でございますけれども、中央公園やダイレックスの雨水処理につきましては、開発行為の決められた基準により算定し、場内からの雨水の場外流出は基本的にはないような設計になっておりますので、今回の整備によりまして旧アルコール工場全体の敷地から雨水流出は以前と比較して大幅に減少するようになるものと判断しているところでございます。

町の水路整備の状況ということで、現状としては大分遅れておるようでございますけれども、議員に心配される集中豪雨やゲリラ豪雨が多発すると言われておる中で、町全体の雨水対策として水路整備が重要であると認識しておりますが、現在は上井手、下井出の整備事業を行っておりますが、引き続き農業関係の予算と組み合わせながら水路の整備を検討していきたいとも考えております。この件につきましても担当部長のほうよりご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 新開議員さんの天津中央公園の整備の関係でございます。先の3・11東日本大震災で、予期もしなかった災害が起きたというのが現実でございます。現況等について報告をさせていただきます。食料備蓄の関係でございますけれども、現在飲料水のペットボトル1万本、乾パン、アルファ米、カロリーメイトなどを役場の倉庫に保管させていただいております。

また、東日本大震災にむけて住民の方々の支援を一緒に救援物資として送らせていただきましたけれども、現在はその関係で1,200食程度になっております。機材といたしましては、毛布が210枚、投光器、発電機が5台、それから簡易のボックストイレといいますが、そういうものが30個などが主なものでございます。

そのほかに、平成23年度に災害時用の援護者等地域支え合い事業で若草学園、老人福祉センターに災害時用のリヤカー、発電機、炊き出し器などを整備させていただいております。

中央公園の避難の関係でございますけれども、先ほど町長が言いましたように最大で9千人を予定

しております。また、各学校など屋内の避難施設17カ所で設定をしておりますけれども、最大7千人ということで予想をさせていただいております。

平成24年度におきましては、4千200食のクラッカーを整備し、逐次増やしていく計画でございます。しかし、議員ご指摘の災害時、いつ発生するか予測不可能でございますけれども、緊急の場合には、現在災害時の協定を結んでおりますJA、ジャスコ等から商品等の供給をお願いさせていただきたいという形で思っております。

なお、災害用の機材につきましては、今後空港関係の助成金制度がありますので、その関係を逐次利用しながら非常電源、簡易トイレ、食器セットなど整備計画をさせていただきたいと思っております。

それから、2問目の大災害の関係の飲料水の関係の地下タンクの関係でございます。議員さん利府町を視察されたという形で耐震性の水槽の件だろうと思っております。言われるように災害時の発生については、3日間程度の余裕をもってという形で飲料水の確保が大変重要になるということは認識をいたしております。今回の東日本大震災におきましては、一応ミルク用や飲料水、言われましたように生活用水やトイレの水の確保などが大変苦勞をされているような状況でございました。そのために言われるように公園の地下式の貯水槽を備えて非常時の飲料水、防火用水として使えるような整備をしているところや、防火水槽を流水式ですね、議員さんが言われましたように飲料水としてできるような耐震性の防火水槽の整備などが全国で取り組まれているような状況でございます。

一方、大津町内の管内の生活用水、飲料水の1日当たりの給水量につきましては、約9千500トンになっております。町の防災計画では、給水を管轄いたします大津菊陽水道企業団では、飲料水の確保のための給水タンク1トンに3基持っております。それに地下水をくみ上げるための配水池、上水道関係でございますけれども、浄水池を設置しておりませんので、配水池を約20カ所誘致しております。美咲野配水池が4千トン、吹田の配水池が2千トンの貯水量を確保されているような状況で、12時間対応はできるという形で水道企業団のほうでは提示しております。

また、水道関係で業者間で加盟します日本水道協会によりまして、災害時の緊急時の支援に基づく応援態勢の構築化が図られておりますので、その都度準備はできるものということを確認いたしております。

また、飲料水については、水道法による水質基準等の問題もありますけれども、防火水槽の生活用水としての利用は可能だと考えております。また流水式の耐震性防火水槽については、莫大な費用を要しますが、関係機関と協議をしながら検討させていただきたいという形で思っております。もちろん役場内にも非常用の飲料水のペットボトル500ミリリットル1万本、大津菊陽水道企業団に1万本の備蓄があるのは初期の対応に活用させていただきたいという形で思っております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の中央公園の雨水関係についてお答えいたします。大津中央公園の雨水処理につきましては、県へ開発行為の申請を行っておりまして、決められた基準、これは50

年確立でございますけれども、それにより算定して設計を行っているところです。想定される雨量が降ると仮定して、それを敷地内で処理するために透水性舗装、透水性ゴムチップ舗装、芝生広場、真砂土舗装の浸透性舗装と浸透側溝、これは750メートルほどございます。それから、5期の浸透ます、6基の浸透井戸の浸透施設を設置することにより、場内からの雨水の場外流出は基本的にはないような設計になっております。万が一の場合のオーバーフローにつきましても、以前は敷地、南西の角から直径500ミリの管が水路に直接接続されておりましたが、今回の整備におきましては、その管を直径200ミリ、6分の1に小さくしております。そして、町道の側溝に接続しております。またダイレックスにつきましても、開発行為の申請がなされ県の許可を受けておりますが、碎石貯留槽や7基の雨水浸透ますが設置されて、場内からの雨水の場外流出はないような設計になっているようでございます。このように、今回の整備によりまして、旧アルコール工場敷地からの雨水流出は以前と比較して大幅に減少するようになるものと判断しているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の最終排水路の整理についてお答えいたします。国道57号北側の区画整備事業により整備されました幹線水路につきましては、ダイレックスの所から始まりまして、第一信用組合の前を通り、ジャスコ大津店のところまで整備され、そこから国道の南を通る水路に放流されております。さらにその途中に5カ所程度か水利権の関係で国道を渡って南側に雨水が流れるような構造になっております。

また、国道57号南の給食センター北側を通ります水路に関しましては、農業農村整備事業により整備されております。しかし、議員ご指摘のその北側の土水路につきましては、従前のまま未整備の状況でありまして、具体的な整備計画につきましては申し訳ありませんが、現在のところたっていないのが現状であります。

町の水路整備の状況ですが、現状としては遅れておりまして、町の中心部だけでなく他の地域においても雨水、排水の問題を多く抱えております。特に、昨年の大雨時には、そのような箇所が多くあることを改めて認識したところです。ご指摘の箇所以外の場所におきましても、宅地化が進んできた影響で既存の水路から越流したところがあり、水路の浚渫を行ったところです。水路の整備につきましては、多額の予算を伴いますので、補助事業関連による整備と浚渫を組み合わせながら対応していく必要があると考えております。以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 飲み水の方は、今部長たちが話されましたように、今後の飲み水だけは検討して飲めるようにするという方向のようでございますが、排水路につきましては、今西側のアルコール工場の入り口がありますが、その排水も今直接流れております。今工事中です。そのまま流れてきますけれども、あれは道路の排水なるかもしれませんが、一応アルコール工場の敷地内です。それを通してやはり田代クリニックと第一信金の間を流れていくわけですから、バイパスを渡った側溝を部長1回見てください。立っていけるほどの大きなマンホールがあります。マンホールというか側溝が、不衛生でもあるしですね、非常に見た目でなければわからんような水がきます。町の真ん中の

中心部でもありながら、あのような水路はありません。ぜひ農政課なり、ほかの都市計画関係もあると思いますけれども、絶対整備されるのが必然じゃないでしょうかね。そして、今後どのような組み合わせで整備をされるつもりかお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えいたします。一応、今回アルコール工場周辺については整備されますので、その関係で雨の状況ですね、雨水時の雨の状況がどういう状況にあるかということで調べながらですね、今後の検討に生かしていきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 一番豪雨の時や、梅雨時の一番激しい雨の降る時に困難でしょうけれども、1回見て実際を見ながら検討していただきたいと思っています。排水路は大変隣近所に迷惑かけておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2問目にいきます。2問目の農業者戸別補償制度とTPP等でございますが、農業者戸別補償制度は民主党が提案する農業政策であり、2007年11月に参院で可決され、2008年5月に衆議院議員で廃案になった後、2009年8月30日、第45回衆議院議員総選挙のマニフェストに示され、2011年から実施されましたが、一部は2010年度から先行導入されております。2010年のモデル対策事業は、米の生産数量を目標に即した生産を行う販売農家を対象とする米戸別補償モデル事業と水田での麦、大豆、米の粉用米、飼料米などを生産する販売農家を対象に、主要食物の米並みの所得を確保する水準に達するよう金額を交付されるものであり、水田利活用自給力向上事業となっているようですが、同制度に参加する全ての米農家に、米の価格水準に変わらず全国一律定額補償が10アール当たり1万5千円支払われますが、対象農家は180万戸ありますが、130万件の申請が上がっているようです。農業保護政策には既に欧米諸国では、広く実施されフランスでは、農家収入の8割、スイス山岳部では100%、アメリカの穀物の農家は5割前後の政府からの補助金だと示されております。

戸別補償制度の導入により、農家の作付けは米の粉用や飼料用米を作ったり、水張や水田の休耕地等に麦や大豆を植え付け、収入の増を考えられていることと思いますが、この制度の導入による当町の作付けの変化と補償の現状はどうなっているかお伺いします。

また、TPPにつきましては、マスコミ等で紹介されていますように環太平洋パートナーシップとともに訳され、2006年5月APECアジア太平洋経済協力会議の加盟国であるシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの4カ国が締結した経済連携協定が現形で、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアも参加を打ち出し、2015年をめどにカナダ、メキシコ、中国、韓国等も参加を検討されているようであります。太平洋を含む主要国間の自由経済に発展する可能性があります。TPPの参加について、内閣府は海外への製品輸出が増えることで、国内総生産を3.2兆円引き上げられると試算しておりますが、農林水産省は安い農産物が流入で、国内農業関係の分野で、8.4兆円の被害が出る試算がされております。日本も参加となれば、農協関係は特に打撃を受け、安く入ってくる農産物に押され、日本の農産物は売れなくなり、誰もが農業から離れていく減少になる

かもしれません。T P Pへの参加が懸念されておりますが、この制度の大幅な見直しが予測されるのではないかと伺います。

また、農業者戸別補償制度により、米の粉や飼料用などの新規需要米が転作作物として認められ、新規需要米は10アール当たり8万円の補助金であり、これに米の粉用の米を販売すれば収入となります。一般の水田貸付料は大体10アールあたり3万円ぐらいだと思いますが、なかにはまだ安い価格で貸しておられる人もいます。新規需要米の助成金が収入になることで、町内の農地の貸しはがし現象が起きていないかと伺いたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の農業者戸別補償制度等とT P Pについてのご質問の中で、現在の制度の導入による町の補償状況についてでございますけど、農業基盤の整備推進や専業農業の規模拡大、あるいは農地集積や共同利用機械組織や農業の担い手の育成などさまざまな支援をしてまいりました。政権交代により農業の支援体制も大きく変化し、農業者戸別所得補償制度は、平成21年度のモデル事業から本年度に本格実施されましたが、農業経営の安定と食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するものであり、販売価格や生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付することになっております。今後も農業の大切さと、地域の活性化のために各種の施策の変化に対応しながら、関係団体や農業者の意見を聞きながら推進していきたいと考えます。

また、T P Pの問題ですが、現在関係国と協議中であり、まだ全容が見えてこない状況の中、最近県や管内でも関係団体主催の講演会や勉強会なども実施されており、さまざまな問題点や情報を収集している段階でもあります。今回の農業者戸別所得補償制度とT P Pとの問題でも全国における農業の経営規模や作付け体系など多種多様であり、国が一律に掲げる基準に適合しない地域事情がある農業経営体系もあり、その中で事情に合うような検討がなされていくのではないかと思います。町としても、関係団体や農業者などの意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

最後の戸別所得補償制度導入による交付金の関係で、農地の賃貸における貸し手の農地返還を求める現象は、現時点では起きていないようでございます。

なお、詳細については担当部長をもって説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず現状を申し上げます。大津町における所得補償制度の申請状況は平成22年度では320件、交付金額は4億3千770万円、平成23年度は395件、交付額は4億630万円となっています。

作付け状況の変化ですが、転作作物として、平成22年度主食用米319ヘクタール、麦329ヘクタール、大豆145ヘクタール、飼料作物57ヘクタール、飼料用稲37ヘクタール、飼料米9ヘクタール、その他野菜等74ヘクタールでございます。平成23年度主食用米281ヘクタール、麦320ヘクタール、大豆145ヘクタール、飼料作物49ヘクタール、飼料用稲82ヘクタール、飼料米11ヘクタール、その他野菜につきましては72ヘクタールとなっています。

開始前の平成21年度からの変化でございますが、主食用米や大豆が減少し、穂が出た後の稲を梱

包した飼料用稲が年々増加しているようです。先ほど新開議員のほうから言われました飼料用米の交付単価が8万円と高額な基準というような感じでなっているところがございます。

次に、農業者戸別所得補償制度とT P Pとの関連でございます。全国の状況を注視し、町の主要農畜産物への影響などを中心に、T P Pに関連した動きについて国や県及び関係団体の意見交換や講演会などへ参加して、情報収集に努めたいと思います。

それから農地の関係でございますが、農業委員会の届けによりますと、合意解約数の推移でございます。平成20年度は42件、平成21年度は69件、制度が始まった平成22年度は32件、今年度は26件となっています。これらの数値からして制度導入による影響は今のところ直接はないものと考えられます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 農家の作付けも少しずつ変わってきて、それなりの収入を検討されていると思いますけれども、いよいよT P Pへの参加がなされますと、大変農家にとっては重大な考え事になります。これで生きていけるだろうかと思う農家が随分できてくるものと思われましても、やはり農家だけでなく、これは外国人労働者の規制ができなくなるそうですね。それで将来看護婦さん、あるいは介護士さんは外国からどんどん入ってくるだろうと予測されております。私たちの高齢化した時には、おそらく外国の人が看護してくれるのではなかろうかと懸念しているところもあります。しかし、それ以上の農家の心配があります。町としてT P Pにも参加されるようなことがあれば、行政として何が指導する作物やその方法、農業の体制はないか、どう考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員のT P P参加による心配でございますけれども、これは農家の皆さんについては大変危惧されておるのは確かでございます。その参加した後の状況がどうも見えてこないということで、いろいろ後援会なり討論会が賛否両論あっておるようでございます。しかし、大津町としてどうするかとなるとなかなか厳しい状況でございます。我々もやはり大津の農業をしっかり守っていくためには、国のほうについて責任をもった施策を展開していただいおかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そのような国の施策関係が出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのような中から強い大津の農業をどう生かしていくかというようなことにつきましては、大津の農産物関係の特産ブランド化をしっかりと取り入れて海外への販売も検討していかなくちゃならない強い農業を築くために町としても先ほど申しましたように、J Aや商工会をはじめいろんな形の中で販売ルートをしっかりと取り入れながら支援をしていかなくちゃならないような状況ではないかと思っております。

ご心配されるように、福祉関係等については、大変働く方々が非常に厳しい状況でございますし、その方々の確保というか、そういう問題も大きな状況になってきております。今現在につきましても3人に1人の高齢者を背負う、将来的には肩車的に1人、1.2人の割合というような話も聞いておりますので、海外からのそういう人材も入ってくる可能性もあり得るというふうに考えております。

そういう中で、まずは大津の農業の関係をしっかりと位置づけるために、いろんな生産者の皆さんとともに、今後の国の施策関連等について十分な検討を進めていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） TPPに対しましては、国も相当取り組みに慎重になるところもあると思えますけれども、農家に対してのアドバイス等があれば、行政は積極的に指導していかれる体制をとっていただきたいと思っております。

3問目に移ります。手永会所の保存を問うというところではありますが、手永会所の門につきましては、大津町史によると、遺構建物とも完備して現在の菊池郡東部地方の政治経済、軍事にわたり1951年から51村を統括していたとあり、手永会所にはそれに付随して「御茶屋」いわゆる本陣、「御客屋」いわゆる脇本陣ができ、現在の中町は役所街の町並みが充実し、上大津に年貢の貯蔵米を入れる大津御蔵が建ち、阿蘇を顧客とした豪商が立ち並び、大津会所所在地として参勤交代の宿として明治維新に至るまで栄えたと記しております。御本陣は細川第12代、240年間参勤交代の時、その他の藩の公藩の主ですね。と旅館あるいは御休憩所とあります。江戸への上り下りの時、宿泊にあてたものであります。会所跡の門につきましては、勝海舟の長崎行きの行程では、文久4年（1864年）勝海舟に随行する形で坂本竜馬が30歳の時、1864年2月20日総人員50人ぐらいが重き取り扱いを受け、お茶や会所、御客屋に入ったとあります。おそらくこの門をくぐって大津のことを語らい、休息をとっていかれたことと思われま。

また、この門につきましては、昭和36年4月所有者が取り払うことになり、昭和36年5月15日で所有者のトクナガタツオ様から浄正寺住職大山シゲクニ様へ所有者が代わっております。この時、私たちは松古閑の門徒が奉仕作業をして門の瓦をはがし、門柱等に右左にスギ丸太の長い棒を通して固定し、右8人、左8人ぐらいで担ぎ、左右から6人ぐらいで倒れるのを防ぎながら、支えながら浄正寺まで担いでなおしたことを覚えております。私も担いでおりましたので、はっきりとその状況はわかっております。もう浄正寺に移築されてから約50年だと思いますが、この門につきましては、建築学的には薬医門（やくいもん）とも呼ばれており、お屋敷や寺院の建物の正門とされているようです。この門に乗っている瓦には、細川藩づくりの家紋があり、そのまま細川さんの紋が入っております。いわゆる、紋の軒瓦、鬼瓦等にはっきりとした家紋が入っていることはいうまでもありません。江戸末期の大宿場の姿を残す形で大津町史には極めて貴重な数少ない文化財の建造物であることは間違いありません。

現在、門の建っている状況を見ますと、旧325号線の道路側に前傾きになり瓦も部分的にずれております。本柱や腰板も弱っていて、台風や地震がくれば倒れそうな形になっております。もちろん地震等があれば元の形はわからなくなります。道路を通る人や車に被害を与えることになり、数年前から町民の多くの方より、町で何とか保存・管理すべきではないかと声が高まりましたので、浄正寺の大山様に相談に行き、寄附願いを出していただきました。大山様も快く了解され、町で保存したほうがよからうという結論が出ております。

平成23年5月31日付けで、町に寄附された形になっております。書類もここにあります。いつでも移築は可能となっているところです。このように、手永会所の門は貴重な遺構として唯一の町の建造物であり、門を補修して歴史を継承すべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

また、移築につきましては、町の法務局跡に歴史文化伝承館が完成に至っておりますが、この伝承館の建物の風格が町道から歴史を示すものが見当たらず、手永会所の門をここに移築すれば、歴史を語る古い門が目に入り、伝承館に立ち寄る人も多くなり、大津の歴史や全国唯一の伝統工芸「梅の花」や拓本等も学習になり幅広く理解され、若き後継者もできてくるのではないのでしょうか。手永会所の門は、歴史伝承館に移築したほうがよいという町民の声を聞いておりますが、どう考えておられるのかお聞きします。

また、手永会所跡の門ですから、手永会所の全景をわかりやすい図面にして学習や来庁者に展示すべきではないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の手永会所の門の保存関連についてのご質問でございますけれども、手永所関係については、議員ご承知のとおり今言われたような形でご相談も受けておるわけでございますけれども、この手永所門については、今まちづくり協議会の上井手沿いの分科会というのが提言をいただいております。憩いの場としての提言いただいておりますが、これにつきましては我々も昭和園から大松山の区間のその上井手を利用した景観関連等の整備を検討をしておるところでもありますので、駅前楽善線の工事が今着々と進んでおりますけれども、その中に年禰神社がございますけれども、あの年禰神社が元あった場所へ戻ってまいりますので、その前に若干小さな公園敷地になるような場所ができますので、そこにあずまやなり、トイレあるいはちょっとした休息の場所をつくりながら検討を今進めさせていただいておりますので、大津駅を下りて町中を眺めるとちょうど天安所の門が見えるような形になるんじゃないかなということで、そちらの方に移設をして保存を考えておるような状況でございます。大変傷んでおりますので復築するのにいろいろ検討をしておりますけれども、要望としてはそのままがいいというような話でございますけれども、いろいろ今後についても検討をしながら現況の中での保存をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 門につきましては、いろいろ調査もされているかと思いますが、やはりこれは、移築するからには文化財保護委員さんが何名かおられますので、その方たちにも詳しく相談しながら進めたほうがいいんじゃないかと思っております。確かに町長が言われるように年禰神社跡、苦嶽の神社跡の所にすれば駅から見えるのではないかとされておりまして、歴史伝承館があまりにも普通の建物ばかりのようですね、何も引きつける力がないんですよ。ですから、町中を通る時に伝承館の前でも門がくればそれを見て、1回伝承館に立ち寄ろうという方はかなり増えてくると思います。ただあそこに歴史伝承館として何もなただ前が駐車場であれば何の建物だろうかと、看板はありますけれども、普通の方は素通りしていきます。こういう時代ですから、なかなか歴

史に興味を持つ人もいないかと思えますけれども、やはり中に入って、梅の花なりほかの拓本なり、ほかの学習を学びながら若い人の後継者ができてくるような体制をつくっていただきたいと願っているところです。

ですから一応、門に対しましてもいろいろなご意見もあるかと思えますけれども、やはり検討すべきではないでしょうか。そして、この門も本当に珍しい、先ほども言いましたように細川藩の家紋がしっかりとずらっと並んで残っておりますけれども、やはりああいうものはずっと保存して継承すべきではないでしょうか。今後、歴史伝承館として何が考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の歴史伝承館をお願いしまして、4月1日オープンということでございますけれども、いろいろ検討を重ねてきておりますけれども、無形文化財の「梅の造花」関係の後継者を育成しなくちゃならない重要な我々の責務がございますので、見える場所でということで今まで商工会の2階、あるいは中央公民館の片隅で頑張っていたいただいておりますけれども、歴史伝承館の中に来ていただいて、しっかりと後継者育成をお願いしたいなというふうに思っておりますとともに、保管につきましては、今までの大津町のそれぞれの古墳調査をやっておりますそのものが、ここ4、5年で整備をされて今までの護川小学校のほうで復修されておりますので、そのようなものを伝承館のほうに展示しながら大津町をしっかりとPRしていきたいというふうに考えておりますので、その辺につきましては、担当の職員と文化歴史の委員さんが池田先生をはじめとして、あそこでしっかりと啓発を進めていただければなということで今考えておりますので、手永会所門についてはやっぱり参勤交代道路でありました上井手沿いに置くのがいいんじゃないかなという思いをしておりますので、あちらのほうの中で保存をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 文化財も大津にはたくさんありますけれども、やはり文化財保護委員さんの意見なども尊重しながらですね、どこにすべきか、あるいはどうやって表示するかということも考えていただきたいと思っております。

また、この手永会所の図面はありますけれども、見やすい形の標示した図面はありません。ですから、今後は学習や来庁者にはわかりやすいような、手永会所があったというだけで、これは240年も続いたことですから、やはり大津としてはアピールすべきではないでしょうか、展示の方法をお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の質問にお答えいたします。大津町には斎藤家文書の中に、手永会所の図面1枚と、それから御茶屋の図面2枚が写しとして残っております。原本の劣化を防ぐために、その写しをデジタル文書として今現在保存しているところでございます。

それら3部については、現在でもわかりやすく書き直したものを添えたりして、パネルや歴史教室の資料として活用しているところです。ただ、平面図としてしか残っていないので、立体的な景色は日本建築の専門知識がないと、頭の中で想像するにしても復元が難しいと思われれます。できれば、手

持ちのものから展示資料として活用し、将来はそれから文化財保護委員さんとも協議しながらですね、幅を広げていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 日本建築学会あたりにもぜひ相談されてですね、文化財保護委員さん等の意見も聞きながら見やすいいわゆる立体的な表示でもいいですから、そういうのを表示して大津の手永会所がこう長く続いたということを図面で示されるようにお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は、1時10分から開会します。

午後0時06分 休憩

△

午後1時08分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 皆さんこんにちは。通告順番に従いまして、4番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は2問でございます。1問目は、平成24年度も継続して運行されることになりました空港ライナーについてでございます。2問目は、今後のまちづくりの構想について町長にお聞きいたします。

今日の日曜日、3月25日は熊本県知事選挙で投票日でございます。そして、大津町も町長選挙も12月に行われます。現職の蒲島知事は、大津、益城、菊陽を空港の一带として周辺地域まで巻き込んだ阿蘇くまもと空港大構想を打ち出しておられます。特に、我が肥後大津駅南口には、「阿蘇くまもと空港最寄りの駅」と名前がついていることは皆さんもご存じだと思います。熊本県観光地への玄関口として、大津町は特に期待されております。空港ライナーは「あそらくん」と「くまモン」をラッピングした専用のタクシーで、阿蘇くまもと空港と肥後大津町南口、大津町ビジターセンター間を1日47便、全便無料、片道12分から15分で、平成23年10月1日から今日の日曜日まで3月25日までの試験運行でございます。利用者は2月末現在で1万7千64人、現時点ではもう2万人を突破していると言われております。1日平均110名で利用者の4割が県外であり、その多くはインターネットや空港で情報を得ているようであります。引き続き事業の定着化を図るために、平成24年度も継続されることになりました。

熊本空港では、平成15年度以降国内線旅客数が毎年300万人を超える、日本には300以上の空港や飛行場がありますが、平成18年4月には「カテゴリー3B」が導入され、就航率98から99%台になっております。取り扱い旅客数が毎年全国第7位となっております。

現在国内線ターミナル増改築中であり、これは5期工事でございますけど、平成24年、今年の9月30日には完成をし供用を開始いたします。県内外さらには海外から特に発展著しい中国、韓国を中心にアジア各国からの観光客の増加が見込まれております。肥後大津駅を今後熊本県に来られる人

の玄関口として、観光ルートの出発点として定着するような形を望むものであります。これに関係しまして、南口の駐車場問題でございます。駐車台数が少なく送迎用のための駐車場と聞いてはおりますが、コイン式で上限がないので一日中、知らずに24時間場駐車した場合は4千800円、2日間48時間の場合は9千600円、話によりますと、3日か4日とめて2万円とか払った方もおられるそうでございます。今は看板を立ててありますので、周知徹底されていると思いますけども、私があそこの前を通って台数をいつも見ております。1台か2台、止まってないときが多いです。本当に利用者のためになっているのかという疑問を持っているわけでございます。

そこで、周辺土地を利用して駐車場台数を増やし2、3日ぐらまでは低料金で利用できるようにしたらどうか、周辺の駐車場、オークス、ジャスコ、肥後銀行等の周辺の駐車場に車を置いている人もいるようでございます。検討するべきだと思います。私自身もですけども、駅まで送迎するより空港までそのまま送る人や空港周辺の有料駐車場1日700円にとめる人も多いようでございます。ちなみに、三里木駅の駐車場、2、3日前詳しく電話で聞きましたけれども、あそこも7割か8割ぐらいつも止まっております。満杯ではありません。1時間ごとに100円、1日24時間最大上限を設けてあります。300円でございます。3日間とめても900円です。私が10日間止めたらと言いましたけれども、一応最大上限は書いておりますけども、そののところはと、あんまりはっきり言われませんでした。ということは、そんなに長くとめる人はいないということですね。ということがあります。

そこです、町長にお聞きいたします。阿蘇くまもと大空港構想について蒲島知事は描いておられますけれども、町長としてどのような考えをもっておられるかお伺いいたします。

空港ライナー試験運行の6カ月間での問題点や課題、2番目に駐車場の確保と利用改善について、ライナー利用者のアンケートをとられておりますけども、その内容と要望等はどういうものがあったのか。それから、駅舎内に大津特産のアンテナショップ、または軽食喫茶店ぐらいの設置の考えはないか。インフォメーションも含めた充実が必要であると思われま。

それから、施政方針で町としては、この空港ライナーに対してしっかりと支援を行っていくと言われておりますが、具体的には何をしていくのか、それもお答えいただきたいと思ひます。付け加えて言いますと、これは1個人の人であれですけど、今までのタクシードライバーさん、空港行きの客はほとんどなくなりましたと、新聞にも載っておりました。売上げが下がり死活問題であると。それから無料でなく200円ぐらでも取ったらどうだろうかとひう人もおられました。駐車場の問題でもいっしょですけども、駅の南口から降りて左側、今駐輪場を整備されております。それから100メートルぐら東です、線路のフェンスと東に行く道ですけども、その間に整備すればざっと数えても50台ぐらとめられるようなスペースがあります。一時的でもです、そこが町の土地ということでお聞きしましたけれども、様子を見るというふうな形でも舗装しなくてもいいから、駐車場として利用する考えはないか。その点についてお答えいただきたいと思ひます。

1問目終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の空港ライナーの運行に伴うところの状況についてのご質問でございますけれども、駐車場の関連については後ほど担当のほうから状況等について詳しく説明させていただきます。当初いろいろ課題があつて、議員おっしゃるように2万幾らも払われて、いろいろトラブル2、3ありましたけど、今は駅の送り迎え専用の駐車場というような形で利用させていただいておりますので、この件についても駐車場について担当のほうからご説明をさせていただきます。

アンケート調査をやっておりますので、この辺の調査内容についても担当のほうから説明させます。

そして、駅における特産関連の売店なりそういうものについても、担当のほうで検討しておりますけれども、自動販売店ぐらいいは置いてもいいんじゃないかなというようなことで検討をさせていただいております。

そしてまた、最終的に空港関係のご支援でございますけれども、その件についても県のほうと十分今相談をさせていただいております。蒲島知事のほうで阿蘇くまもと空港周辺の益城や大津や菊陽や西原の4町を含めた地域全体を一つの空港の位置づけということで、日本一広く美しい空港をという、そういう構想で大空港構想を明らかに知事はしております。そういう中での肥後大津駅南口ビジターセンターの開所に合わせて熊本空港への玄関口と位置づけるJR肥後大津駅と空港を結ぶ空港ライナーを無料運航する社会実験を行ってきておられます。

そういう中におきまして、それぞれの関係者の中で、お話を進めさせていただいておりますけれども、今後については、平成24年度が県の方が相対的には3千500万ちょっとの費用がかかるというようなことでございますので、その件につきまして、県の方からのご相談によりまして、大津町が600万円、それから空港ビルが300万、あるいは空政協が200万円というような感じで3千万ちょっとぐらいがタクシー会社というか、大津町の3社のタクシー会社の関連で委託費用になっております。もちろん残りの若干の金額については、空港ライナーのPRに努めるというような事業事務費になっております。これを平成24年度で大津町の支援もお願いしたいという話がございますけれども、今回空港ライナー検討委員会というような運営委員会を、協議会をつくりたいというような県の申し出がありましたけれども、運営委員会をつくる前に検討委員会を立ち上げていただけないでしょうかということで、会長に県の方になっていただいております。そのメンバーは、今空港ビル、それからJR、それから大津町と空整協関連と顧問関係等に熊本県タクシー協会関連が入ってきておまして、その検討委員会の中で、今後の1年間運営を検討していきますけれども、毎年大津町が600万円支援するというのは限りませんよということで、周辺の菊陽とか阿蘇とか、そういう関係の自治体にもお願いできないでしょうかというような話をしておりますので、平成25年以降については、関係自治体あるいは関係団体の方からも負担をお願いできるような検討を進めていただければというふうに申し上げましたところ、検討委員会を立ち上げて検討していくというようなことになっております。

もちろん、県の事業は補助金としてそちらのほうに下りてくるだろうし、我々も大津町も関係、飛行場ビル、空整協関連等についても、そちらのほうに補助金として流しながら、そこでの事業推進をされていくんじゃないかなというふうに思っております。そういうような状況でございますので、今後についての利活用について十分我々としても県の方もアジアナ航空が今3便運行しておりますけど

も、これを5便にしたいなというような知事のアジアナ航空を訪問されての申し入れをされておられるようでございます。

そしてまた、チャーター便関係で台湾に大津高校もまた来年も予定されておるということでございましたけれども、台湾や中国の関係に今新たな国際交流の線を引きたいということで、中国の航空会社、世界でも第3位ぐらい大きい会社と聞いておりますけれども、そのところを知事のほうで交渉を進められておられるようです。そういうお客様が阿蘇くまもと空港を使ってお見えになれる、その第一歩が大津町になるわけでございますし、いろんな構想が今練られておるようでございますので、その構想の中でしっかり県と連携をとりながら、大津町の生き方を考えなくちゃならないんじゃないかなと思います。ある話によると2千億円で高速道路をつくりたいというようなお話も出てきております。これは横の軸というかですね、そういう県の阿蘇あるいは天草関連あるいはそれから先の州都を目指したところの別府やあるいは宮崎、そういういろんな広範囲のところでの観光客をお願いできればということで、現在の熊本市内のホテル関連等については満杯の状態というふうに伺っておりますので、そういう状況であれば、大津の方にもそういうホテル関連が進出してくるような動きになってこないかなというような状況でございますので、今後の大津町の動向については、それぞれの状況をしっかり把握しながら我々大津町ができる範囲内についての支援、あるいは県との共同開発関係等についてもしっかりと大津町の強さを示していく、あるいは強くなるためにもそのようなことをやっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういうような状況でございますので、ここは大津町の顔としての大津南口でございますので、空港の玄関口はもちろんですけれども、大津町の起点としてのその辺の周辺の開発をしっかりと考えていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後についても十分な情報を把握しながら大津町の顔となることに向かって県ともどもお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 源川議員さんの空港ライナーの件でお答えさせていただきます。源川議員さん言われましたように、昨年10月から阿蘇くまもと空港とJR肥後大津駅間を一応無料で運行させて、県の方が実施主体したいという形で運行させていただいております。

内容については、ジャンボタクシーなどを利用してという形で行わせていただいておりますけれども、豊肥線沿線住民の需要調査などから、1日100人の利用目標を設定させていただいております。昨年度10月につきましては、1日平均で99.32と目標を下回りましたけれども11月、12月と順調に利用客を伸ばしたような状況でございます。

今年の1月5日には一応201人を記録しているような状況でございます。肥後大津駅からにつきましては、待ち時間がなく、乗り換えができるよう到着から2分後に出発し、航空便の出発時間30分前に着くよう運行ダイヤ等を設定させていただいております。空港からにつきましては、到着後15分後に出発するなど利便性を図ってきた成果ではないかと考えております。

平成24年度につきましては、潜在需要予測及び県外からの利用状況を見まして、まだまだ増える余地があるのではないかと考えております。毎月約5%伸びを設定しまして、1日220人を目標と

されているような状況でございます。

議員が指摘いただきました問題点として考えられますのは、空港に乗り入れております一般のタクシー業者等の売り上げが落ちたという話もあっているよ、という形でしたけれども、県では空港ライナーにつきましては、お客を奪い合うものでなくマイカー利用から公共交通機関へのシフトと、空港利用者の増加がねらいでありまして、県タクシー協会の支援も受けておりまして、協会を通じて趣旨を理解してもらうよう努めたいということでございます。

また、肥後大津駅周辺の駐車場の確保の件でございますけれども、J Rを利用される通勤通学の方々につかれましては、パークアンドライド、空港を利用される方のためのパークアンドライドなど、総合的交通体系については、考える必要があるという形で思っております。

それから、利用者のアンケートの件でございます。空港ライナーのアンケートを昨年12月から1月にかけて実施させていただいておりますけれども、その内容を若干説明させていただいております。まず旅行の目的でございます。観光が28%、仕事が22%、帰省が一番多くて38%となっております。

続きまして、利用者の所在地です。大津町が21%、熊本市18%、菊陽・合志市11%、そして県外が41%となっております。

次に、肥後大津駅までの交通手段について問いをやっておりますけれども、J R利用が56%、バスが7%、タクシーが10%となっております。

次に、J Rを利用してきた方の乗車駅については、武蔵塚駅から19%、光の森駅から16%、新水前寺・水前寺駅から16%、立野や阿蘇方面からは12%となっております。県外からのお客さんの目的地でございますけれども、熊本市が33%、大津町が16%、阿蘇市が14%となっております。お客さんの意見といたしまして、J Rと連結して便利、渋滞にも影響されずよい、空港から阿蘇への手段として便利である、乗務員の対応がよかった、バスよりも快適であった、などの良い意見があった半面、途中下車ができるようにしてほしい。阿蘇方面への待ち時間が長すぎる。もっとPRしてほしいなどの意見も寄せられております。今後、利用者をさらに増加させるため県や関係機関と協力し、改善に取り組み広報活動も積極的に取り組んでいきたいと思っております。

なお、この空港ライナーによる町の経済効果を試算させていただきました。大津町に宿泊する方が最低でも1日当たり1名はいるという仮定をさせていただきますと、計算をいたしまして、熊本県の観光消費額によりますと、宿泊客1人当たりが1万4千620円になっておりますので、その関係をしますと経済効果として1年間で1名当たり250万円以上は考えられるのではないかとという形で思っております。

それから、空港ライナーのPR不足について否めない事実でございますけれども、町のホームページにスタート時の時間の変更等についても掲載させていただきますし、町の広報での掲載、それからビジターセンター、公共施設、宿泊施設にチラシを配布させていただいております。

それから、地元の本田技研工業さんについては直接案内をさせていただいているような状況でございます。

なお、県議会の方でもこの問題については、多々意見討論されているような状況でございますけれども、先ほど町長が言いましたように、平成24年度実証実験も追加するという形での回答を得ておりますので、今後も町としても応援させていただきたいという形で思っております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、駅舎内に大津特産品等の売店あるいは軽食、喫茶等の設置の考えがないかということと、もう一つ駐車場の利用状況も含めて説明をしたいと思えます。

まず、ビジターセンターの利用状況でございますが、JR肥後大津駅南口としては、JRの乗降が平成24年1月18日から24日まで調査しましたところ、大体平均1千400名の方が利用されております。空港ライナーの利用者はオープン当初から1万5千名を超えて、1日平均120名を超えております。JR肥後大津駅の北口と南口の通過の利用者は、1日50名を超えておりビジターセンターへの訪問者は月約500名と、多くの方がビジターセンターをご利用いただいております。

また、ビジターセンターへの問い合わせは、6割が観光に関する事で一番多く、要望についてはお土産などの物産についての要望があります。平成24年度はビスタセンターに自動販売機の設置を予定しているところでございます。さらに大津町の特産品についても、商工会、菊池地域農業協同組合や大津文化の森などの特産品を取り扱っている方々と話を進めながら、販売できるよう検討を行っていきたいと考えております。

それから駐車場の利用状況でございますが、まず10月、11月は550台、11月が300台、それから12月が411台、1月、2月350台と390台で、2月現在でございますけれども、1,926台と、それから利用料金でございますけれども、まず支払った関係でございますが、343台と、それから無料時間を利用したということで20分間の無料でございますけれども、1,583台と、実際に支払った関係は大体86%ぐらいの数字になるところでございます。

まず、この駐車場の利用の目的といいますか、最初の説明があったかとは思いますが、基本的には駅利用者の送迎のための駐車場ということでございまして、その間にどれだけの利用率が上がるのかと、空港ライナーの利用価値がどれだけ上がるのかということを目的としておりました。この駐車場を三里木駅の事例を出されましたけれども、この三里木駅の駐車場に関してはJRが実際に経営をされております。JRの利用目的という形ですので、料金の性質が少し違うのかと思いますが、いろんな形でこのライナーの駐車場が8台という確保でございますので、そこら辺のところの利用者の方は東側にしろ、銀行とかいろんな形のことをおっしゃいましたけれども、今からのそれは利用の仕方のことではないかと思えます。ただ、この駅南口の駐車場に関しては、そうした最初の目的でございましたので、そうした数字になっているのではないかなと思えます。以上です。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 先ほどから駐車場の話が出ておりますけれども、前回の一般質問でも同僚議員のほうから将来的にですけれども、オックスのほうに立体駐車場をしたらどうかという提案もあったようでございますけれども、何しろ今は駐車場がですね、あればそこを利用するというような形です

ので、今度交流センターも一緒ですけれども、歩いてもらうというのも一つの目的でありますけれども、やはり車社会の時代になりましたので、特に利用者ですね、空港ライナーだけじゃなく大津駅を利用する方の要望といいますか、その人のためにですね、やっぱり考えていてもらいたいというふうに思います。

先ほども答弁の中にありましたように、JRを使って大津駅に来て大津駅から空港に行くという数字が確か50か60だったですかね、ということは、ほかの町村から比べるとですね、大津は空港も近い、阿蘇も近い、こんな発展性を秘めている町はないとやらやましがられるような町と私は思っております。それをどうやって生かしていくか、たった5カ月間でも空港ライナーを利用された方がですね、もう2万人を超していると、それも帰省客の方ももちろんおられますけれども、県外ですね、県外からの旅行者のほうが多いということで、その方たちをですね、いかに大津で引き止め、阿蘇とかほかの観光地に行く玄関口でありますけれども、どうにかして大津町に少しでも滞在してもらうというような形がやっぱりまちづくりのですね、方向じゃないだろうというふうに思っております。

そういうことで、せっかく蒲島知事がこういう形で大津に目を当てられておりますので、期待に沿うようにですね、大津のほうもサービスといいますか、できるだけの支援策はとってもらいたいというふうに思っております。

次、2問目に入ります。これも今のと少し関係いたしますけれども、先ほども言いましたけど、12月は選挙でございます。町長も今後ですね、5年後、10年後、20年後、あの時ああいう方針を打ち出された、こういうことに挑戦された、こういうことを打ち出されたというようなことがですね、10年後、20年後のあの時の方向性は間違っていなかったんだと言われるような町政をですね、していてもらいたいというふうに期待するわけでございます。

誰もがですね、経済的に豊かで健康で心かよう夢のある町を目指し、発展し続けたいと願うのは町民のみんなが願うものであります。2011年10月1日現在の推計人口が大津町は3万1千936人、対前年比で702人増え、県下で人口増加率がトップということであります。2009年度の1人当たりの所得でも現在の統計方法をとった2000年度から9年連続の1位と、しかしここにきて大津町は269万2千円、14%も落ち込んで2位になりました。落ち込み率では悪い方からトップでございます。菊陽町が277万1千円で9.3%増え、初のトップを獲得したと新聞にも載っております。ともに多くの企業が立地しているが、同じ製造業でも扱う品目で差が出たのではないかと県の統計課では言っていると、1月21日の熊日新聞ですけど、本田技研の社員400人他工場への配置転換の記事が載りました。生産の軸足を技術の高い大型車に移してきた。今回人員にあわせて実施する鈴鹿製作所三重県へ軽自動車エンジン部品などの生産シフトの影響は限定的とみられる。ただ、二輪業界では主力の中大型車も生産台数が大幅に増えていく見込みは薄いと県内部品メーカーとの厳しい見方が支配的だと新聞に載っております。即、ホンダ関連の子会社にももろに影響が出ているようでございます。

今後、このまま円高、そしてデフレ経済が続くと製造業は海外生産へシフトがますます加速するとみられております。1日でも早い景気の回復を期待するところであります。昨日と今日もですけど、

答弁の中で福祉関連の職員が足りない、就職難、採用しても長続きはしない、新卒で就職はしたものの長続きはせず1年以内に辞めたり、いまだに職に就いていない人がいる。大学卒で50%、高卒では65%という数字が一昨日のテレビのニュースで言うておりました。どんなことがあっても3年間は我慢をして辞めないでほしいと就職担当の先生は言うておられました。大津町でも福祉介護関係の職員が不足ということを先ほども町長が答弁で言うておりましたが、以上のこともふまえて4点について町長に答弁をお願いいたします。

大津町が、今までのように人口が増加し続けるための将来像をどのように描いておられるのかお伺いをいたします。

それから、まちづくり推進協議会、これがまちづくり交付金事業もありましたけれども、平成19年度から平成23年度まで、これが3月5日に解散をいたしました。いつも町長は、町民と協働のまちづくりと、皆さんと一緒にというようなことで提案を言うておられますけれども、町民がいろいろ考え、これから先のまちづくりに対して提案できる組織なり、会を新しくつくる考えはないかお伺いをいたします。

観光協会設立に向けての現状はどうなっているのでしょうか。先程来言うていますように、空港ライナーも含めてですけれども、観光を大津にお客をとどまってもらおうという形で、その組織づくりが今準備されていると思いますけれども、今の段階でいいですのでよろしくお伺いをいたします。

それに関連して、同じような形の明日観（あすかん）はそのまま残していくのか、二本立てでいくのか、その関係も考えも答弁していただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の今後のまちづくり構想の件についてでございますけれども、その前に、先ほど空港ライナーの平成24年度の予算関係で数字的にちょっと間違っておりましたので、訂正させていただきます。県が約7割の2千440万円です。大体年間で3千450万円の費用を見越しておまして、負担関係で県の負担の2割、それが600万が大津町、そして空港ビルディング株式会社が300万円、それから空港環境整備協会が100万円の負担を今回お願いするということで、今県の方からお願いをされておりますので、それについて今議会のほうで大津町も予算600万円計上させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

そこで、今後のまちづくりの構想ということで人口増関連等について、議員おっしゃるように今までの人口増については、美咲野団地はともかくといたしまして、内容的には子育て支援関連等の施策が生きてきておるのではないかなという思いをしておりますので、今後についても子育てや高齢者関連、そして教育関連等の住民生活が良くなるような施策をしながら、生活環境の整備をともに行っていくたいというようなことで、今後の人口増につながるんじゃないかなというふうに考えております。

議員おっしゃるように、平成23年度の熊本県人口推計では、過去1年間の人口増加率が県下で1番となっております。取組の方法としては、間違っていなかったというふうに思っております。

今後についての議員がご心配されているように、企業の動向というものが大変危惧されておる状況でございますので、議員おっしゃったように本田技研関連、ものづくり産業の落ち込みというか、円

高をはじめ世界経済の動向によって、東南アジアの方への進出というような方向に流れておりますけれども、このような歯止めができるかというのは大変厳しいような状況で、昨日の本田技研をはじめトヨタ、日産、それぞれ東南アジア関連等についての工場進出が盛んに行われておるようでございます。今後についても十分大津町町民の働く場の確保のために、企業誘致にはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、町民と協働のまちづくりについてでございますけれども、提案できる組織なり、会をつくる考えはないかとの質問でございまして、以前からも大学で住民の皆さんからまちづくりの提案をいただき、その中には大変すばらしい提案もあったのですが、財政的なものや制度的な制約がありまして、半分以上は実現できない状況でした。まちづくりについて考え、町に提案していただくことは大変良いことであり、何らかの組織づくりを考えなければならないと思いますが、できればいろんな分野からたくさんの人を募り、また町の財政事情や振興総合計画などを勉強していただきながら、まちづくりの方向性などを一緒になって考えていかなければならないと思います。組織の内容についても、今後十分検討をしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、今まちおこし大学関連等で、それぞれの学部がございまして、そのような大学の学部の活動、充実についてしっかりと今後取り組んでいく中で、町のまちづくりの提言もしっかりといただきながら、自助・共助・公助のための人材育成関係のリーダー人材をしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。観光協会の準備状況については、担当の課長のほうからご説明をさせていただきます。逐次、月1回商工会のほうでおられて、そちらの関係とともに報告をいただいておりますという状況でございます。

明日の観光大津をつくる会というのは、長年の歴史の中で大津町のまつりごとを主体として一生懸命頑張ってきていただいております。今回の補助事業、まちづくり交付金事業の中におきまして、中心市街地の関係の開発を住民の皆さんのご意見、あるいはその地域の活性化について、まちづくり協議会明日観（あすかん）を中心にしたメンバーをお願いをして、提言をお願いしたいということで、結果的に5年ぐらいかかりましたけれども、すばらしい提言はいただいております、それに基づいて駅前のビジターセンターをはじめ、交流センター関連、上井手関連と、いろんな形で提言をいただいておりますので、十分それ全部ができるかというのはなかなか時間が必要ではないかなと思います。そういう意味において、大変今までも貢献というか、まちづくりに一生懸命なリーダーの方々がおられますので、今後についても彼たちの意見は十分検討をしていかなくちゃならないし、提言もいただきたいというふうに思っております。

しかし、今後について、そのまちづくり協議会がどう今後活躍をされるかとか、あるいは観光協議会設立にむかってのやり方とかいろんなものがここ1年で検討をしてまいる状況でございますので、その状況を見ながら十分なる意見交換をしながら、今後の活躍もお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 観光協会の立ち上げ関係の件でしょうか、まず組織だつてのことをしなけ

ればなりません、位置づけとしては、まずどういう形の組織か組織図を私たちは計画しておりますが、まず体制といたしましては、あくまでも総会、理事会等を設けております。そして、その総会の中で事務局等を設けておりますが、ちょっとこれは図面がフローチャートがあればよかったんですが、まず、その組織でございますけれども、その組織というのはあくまでも理事会というのが設置いたします。理事会の中において今度は事務局を設けております。事務局で総務関係、企画関係、あるいは観光案内関係の組織を区分けしております。実際にどういう仕事に取り組むかということですが、まず4月以降は職員が一応向こうのほうにまず準備の段階でございますので、1年間は密にしていこうということでございます。まず、その理事会の中において、内容的なものは具体的に事務局のサイドでは幾つかはしております。例えば、観光商品の企画造成、販売に関することとか、あるいは各種イベントの企画運営でございます。

それから、いつも出ております商品化のブランド化ですけれども、そうしたことに伴う観光宣伝活動に関するところでございます。あわせまして、今ビジターセンター関係が出ておりますけれども、そうした運営関係とかタイアップした観光案内の宿泊、飲食等の紹介等、いろんな形でパンフレットについても、新しいやつを見いださなければならぬと思っているところでございます。ただ、そういう中核的なことの中身の計画ですけれども、提言書にも出ておりましたが、タウンマネジャーとのキーマンという方をぜひですね、そういう方たちにいろいろ指導を仰ぎながら進めることが大事ではないかなというふうに思っているところでございます。そういうタウンマネジャーの方々がやっぱりただ観光協会ということでなく、大きな観点から見てから実施しなければならないと思っているところです。具体的に私たちが今言いましたことは思っておりますけれども、各種団体の方、やっぱり女性の料理の関係といいですか、そこら辺の食改善と言いますかですね、そういう方々、あるいは商工会の女性の方々とか、あるいは今相当PRしてますからいも関係のPRですね、そうしたところをいろんな盛り込みながら、そして高齢者の方々の一つの活動の場にもいろんな形でこの交流センターなんかも幅広い活動ができるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 一度に幾つも広い範囲で言いましたので、なかなかあれですけれども、ここまで大津が発展し続けて先ほども言いましたように、ほかの町村からうらやましがられるような町になっておりますけれども、それも先人の方々の先見の目と言いますか、その時代を先を読むあれがあったんじゃないかなと、工業誘致、それから住宅地の造成と言いますかね、確保、それから福祉、将来に向けての介護とか福祉、高齢者が多くなりますので、それに向けての施策が功を奏しているというのじゃないかと思っておりますけれども、私が言ってるのはこれから先ですね、何かそれに代わるものと言いますか、それも伸ばしていかなくちゃいけませんけれども、よく話が出ているのが、これから先は健康、スポーツ、それが一番伸びる産業と言いますか、そういうのじゃないかなというふうに思っております。

それで、これは相当いつか町長もよっぽどはまらにやでけんと言われるのの一つに藤崎台球場の野球場の誘致と言いますか、皆さんも口では言われてますけれども、あまりにも金がかかるし、やはり

県の方からの県・国からのあれがないと地元の資金だけではもちろん不足するわけでございますので、そして最終的には肥後大津駅、サッカー場の所に駅をもってくると、駅をもってくるからにはそういう藤崎台球場とかいろんなスポーツ面ですね、この間大津町の全国大会に行かれた表をいただきましたけれども、これだけ全部で30ぐらい中学生テニス、いろいろ国体、いろんなふうですね、大津町から選手が出られております。やっぱりスポーツの森、スポーツの町ということで、そちらのほうに誘致活動といいますか、話によりますと合志市も藤崎台球場誘致に手を挙げるんじゃないかとか、益城町もとか菊陽もとか、どっちにしてもそういう話をちょっと聞きましたけれども、そのためには棚ぼたじゃなくて、やっぱりこちらのほうから前向きですね、やっぱり運動とまではいかなければよくちよくちそういう話を出すようなことも必要じゃないかなと、やっぱりそれが20年後、あの時スポーツを目標として掲げたのが功を奏したと言われるような形にはせんかなと、そういうのに借金と言いますか、皆が結果が出ればですね、問題ないというとあれですけども、いいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ことあるごとに町長のご判断といいますか、夢があるそんな町にしたいなと、町民の希望がもてる町を目指して頑張っていたきたいというふうに思っております。そういうことで、もうあと5、6分ですので、これで終わります。よろしく願いしておきます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から開会いたします。

午後2時02分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） こんにちは、通告に従いまして、1番議員、金田俊二が一般質問をさせていただきます。

1995年1月17日、それは私にとって人生の契機となった日でした。生まれ育った神戸の町が阪神大震災で一瞬のうちに見るも無惨な光景に変わってしまったのです。住宅も道路も、電車も電気もガスも水道もズタズタに壊れて、役所も消防も警察の病院でさえも、その施設が被害を受けて十分には機能しなくなっていました。そんな中で、住民はとて心細く不安な日々をおくっていました。会社も商店も営みが途絶え、つらく悲しい現実の中で、それでもなお人は生き残った命から明日に向けて生きる力をしぼり出さなければなりません。それができたのはほかでもない、そこに一緒に暮らす人たちがいたからです。人は一人で生きていけない、だから助けあう必要がある、そんな原点に戻って人は人と寄り添い支え合いながら一日一日を積み重ねていきました。

神戸市は、高度成長期に株式会社神戸市と呼ばれるほど公共事業の恩恵を受けた地方都市です。市民は、何でもそろっていること、与えられることがいつの間にか当たり前になっていました。しかし、町は本来住民一人一人がつくるもの、その参画と協働によってつくり上げていくものです。

私が神戸出身と思う人は誰もいないと思いますけれども、これは日本経済新聞出版社から出ました著者、元吉由紀子さんの「どうすれば役所は変わるのか」というプロローグの部分の一節です。神

戸では、この阪神淡路大震災を契機に新しい公共として、市民が担っていく公共があることが確認され、市民参加、協働という流れができ、今では地方行政の権限や財源を地域へと移譲する市民が自立したまちづくりへと更に進化しているということでございます。

東北地方においても、このような経過をたどり、着実な復興を住民の皆さん一人一人の手で勝ち取っていかれると確信しております。2000年になって、地方分権一括法が施行され、さざ波は大きな流れへと変わりつつあります。これまでの国が地方に対して均衡ある国土の発展を目指して全国一律に機関委任事務を配備していた時代から、地方がそれぞれに独自性を発揮して地域の住民満足度を向上していく時代へと新たな一歩が踏みだされました。このような中、まちづくり基本条例いわゆる自治基本条例は、全国で230を超える市町村で制定され、大津町は県内で熊本市、合志市などとともにいち早く設定されました。

町長は、まちづくり基本条例をなぜ必要と思ったのか。大津町でどのように具現化しているのか。また、まちづくり基本条例に照らしてまちづくり推進協議会やまちおこし大学の役割をどう評価しているのかお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のご質問にお答えいたします。まちづくり基本条例をなぜ必要と思ったのかと、その効果をどのように期待し、どのように具現化しているかというご質問でございますけれども、これからのまちづくりは住民の方に十分な情報提供をし、計画段階から参加していただかなければならないと強く感じるようになったものです。その思いは振興総合計画の「みんなでつくろう 元気 大津」をとというキャッチフレーズにもわかるように、元気な大津を住民みんなでつくっていかねばならないということで表現させていただいたところです。そういう思いから、いろんな場所で住民の方にお話をする機会がある中で、そこまで言っているんですかと職員が心配することたびたびあり、なかには密室で事業を決めたとして議会からおしかりを受けたこともありました。私自身、住民の方に対し、情報を積極的に提供していきたいと自負しているところです。住民の参加ということに関しては、町にはいろいろな会議があり、そこには公募を原則として広く住民から募り、開かれた行政に心がけているところです。

条例を制定した効果としては、今まさに金田議員がご質問されておられるように、議会はこの条例に関心を示しておられることや、前回の議会から委員会の傍聴が行われるなど、これまでになかったことであり、住民の方が町のことに関心をもち、積極的にかかわりを持とうとしていることが大きな効果ではないかと思っているところです。

また、金田議員がご指摘されるように、職員はこの条例を意識しながら住民と接し、日に日に業務を行う必要があると思っています。まちづくり基本条例に照らして、まちづくり推進協議会やまちおこし大学の役割をどう評価しているかということに関しては、住民参加という観点からまちづくりに積極的に参加していただいている点や、協働という観点から住民の方からまちづくりという公の部分の担っているという点など、まさにまちづくり基本条例に沿った活動であり、このような住民団体の活動を今後とも支援していかなければならないと考えています。ただ、まちづくり推進協議会につい

ては、まちづくり交流センターやビジネスセンターを整備するにあたり、当初から計画づくりに参加していただいておりますが、協議会の方のご意見と、どこまで採用したらよいか財政や制度的な制約から非常に難しい問題もあり、ご不満も多々あったかと思っております。その辺については、キャッチボールがあまりできていなかったかもしれないと反省しところですが、そのようなことも含めて今後事業推進していくにあたって、住民参加の方法や意見のすり合わせなど、いろいろと勉強をさせていただき検討していきたいと思っております。

議員のまちづくり推進協議会は、平成19年度にまちづくり交付金事業のうちに提案事業を主に地域のまちづくり活動の活性化を図り、駅周辺を含めた近代化する南側と歴史的な財産を有する北側との調和がとれるまちづくりを官民共同で推進にあたり、長年まちづくりを推進している「明日の観光大津を創る会」を中心に大津町まちづくり推進協議会の設立をお願いいたしました。

また、まちづくりに対するさまざまなご意見をいただいくため、商工会をはじめとする多くの団体の方々にも参加していただき、平成19年10月26日に会員21名により設立されました。その後、会員を増やしながら協議会を重ねられ、発足から3年目を迎えた平成21年11月にそれまでの議論をまとめた提言をいただきました。その提言書には、基本コンセプトをみんなで作る元気、大津心かよいあう町と、キーワードを「町歩きが楽しい町、ふれあいが嬉しい町」として宿場町大津の雰囲気を生かし、魅力的で快適な住みたくなる町の未来予想図が描かれていました。町では、この提言を受けまして、提言書どおりとはいきませんが、肥後大津駅南側のビジターセンター及び起点広場、または中心市街地の街灯等と交流センターの設備を行ってまいりました。まちづくり交付金事業は、本年度前期5年が終了し、平成24年度からの後期5年は社会資本整備総合交付金事業として事業が始まりますので、今後は協働のまちづくりの考え方から皆さんが主体となったまちづくり団体として活動され、町中心部だけでなく大津町全体のまちづくり対しまして、ご意見やご提案をいただきますようお願いしたいと思っております。なお、現状については、担当部長に説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 現在のまちおこし大学の事業についてご説明を申し上げます。この事業につきましては、まちおこし学部と人づくり学部の2学部で構成をいたしておりまして、活動を展開いたしております。先日も国際交流協会によるまちおこし大学の活動が熊日新聞にご紹介いただいたところであります。そのほかにもスポーツや文化、環境問題などさまざまな分野で活動がなされております。まちおこし大学は、基本的には各団体の活動をご支援し、大津町大好き人間の輪を広げていくことが目的であります。その活動の内容を年1回報告会という形で開催し、交流を深めているところです。また、この報告会で出されましたご意見、ご提案につきましては、町の政策の参考とさせていただきます、団体の活動のさらなる飛躍を求めているものでございます。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ちょっと話がそれるかも知れませんが、一昨日の一般質問で町長から自治体サッカー大会で大津町が2連覇したという報告がありました。先日の18日、日曜日ですけども、朝コンビニに私も行ったんですけども、たまたま職員と会いまして、「休日だから今日はゆっく

りするだろう」という声をかけましたけれども、「今日は自治体サッカーの準決勝と決勝の試合があって宇城市に行きます」という明るい返事が返ってまいりました。ワークライフバランス、いわゆる仕事と生活の調和、見事にやっている職員だなというふうに思いました。ワークライフバランスとは、すべての働く人々がやりがいのある仕事と充実した生活との両立について自分の意思で多様な選択が可能となる社会、それを支える政策やシステム慣行が構築された社会であると思うわけですが、町長、施政方針の中で地区担当職員、先ほどの答弁ではございませんでしたけれども、非常に重きをおいておられると、今までやってこられてそれなりの成果はあっているんでしょうけれども、そのことにまずはじめに触れたいと思いますけれども、役場の職員は、先ほどもサッカーだけでなく、いろんなスポーツの協会、文化協会といったスポーツ・文化、事務局をやったり自分の住んでいる地域で、それこそ地区担当職員であったり、それだけでなくもいろいろ活躍しているというふうに思うわけです。

しかし、地区担当職員の中でもおそらく温度差があるというふうに理解しています。自分の本来の仕事で精いっぱいという職員もいるのではないかと思います。残業も本来ならみんなでやらないように済もうという気持ちでやっているんでしょうが、どうしても残業しなければならないという職員もいるのではないかと思います。

そこで、町でこの地区担当職員の成果ということを具体的に言わなくてもいいんですが、町が庁舎内でワンストップサービスをシステム化しています。これは住民にとって非常に大事なことで、住民目線でやっているそういった行政のあり方を表していると思います。これからの行政は、内にこもって受け身ではなく、外に向かって積極的に働きかける、いわゆるエクスポージャーの時代だと私は考えます。大津町のエリア全てが役場庁舎だという考えで、役場を一步出た庁舎外でそのようなサービスを行う部署、そういったものが必要ではないか、そのように思います。何でもこういうことを言うかといったら、まちづくりは協働です。住民とともに役場の職員が考え、汗を流すということは、非常に重要ではないかというふうに思うわけです。ということで、役場内に住民協働のまちづくりと、住民協働のまちづくりの専門部署をつくる気はないか町長にお伺いいたします。

次に、まちづくり推進協議会の役割についてですが、先ほどの源川議員の質問、それから先ほどの答弁でもありましたように、ある程度町長の考え方、お考えについてはわかったところです。

ただ、まちづくり交付金事業の中で、国の補助要綱でソフト事業として住民の団体を計画の段階でつくるように要綱でなっていたというふうに当初から聞いておりました。ただ、それだけだったのかという思いがしております。先日、私も協議会の解散総会に出席したわけですが、参加者の中から我々の提言がどのように生かされたのか、町がどのように提言の中身を受けとめ、どういうプロセスで結論が出たのか、明らかにすべきだという発言がありました。先ほどの町長の発言でもありましたように、「キャッチボール、そういったものができなかった部分もあり反省します」という弁がありましたけれども、このことを言っておられたのかどうかわかりませんが、担当職員の説明では、まちづくり交付金事業、前期5年間が終わったので、協議会の役割は終わったような発言もあっております。果たしてそうなのでしょうか。ここにまちづくり推進協議会の会則を持っておりますが、町の職員と協議会のメンバーが合同で作成した会則だというふうに思います。どこにもまちづくり交付金事

業のためにこの会をつくりますというふうにはうたってありません。本来まちづくりは住民参加、参画のもとで恒常的にやるべきもの、だからまちづくり基本条例を町の憲法として町長は先ほど言われたようにつくったんだろうというふうに思います。そういうことで、先ほどの地区担当職員を思いっきり今からまた活躍してもらおうと、私は、専門部署をつくって、そしてその専門部署が中身的に専門的なことがあればそういう課につないでいくというような、ある程度自分たちで解決できるところは解決して、そして各課にまたがる部分についてはこういった意見がありましたよと、そういったことをできるような課を、部署をつくる気はないのか、それとキャッチボールという、足りなかったという分については後ほど申しますけれども、私が知っている限りのところでお話したいと思います。まず1点だけ専門部署をつくる気はないかということでご質問したいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 元気な町をつくるために、ワンストップの対応などをやってきておりますけれども、大津町の職員の中で、地域担当職員というのを各行政区のほうに2名ずつお願いしております。その地区担当職員が地域の中での行事やイベント関連等について、あるいは町の仕事の関連等についてお話をさせていただいております。そういう意見交換の中で、何をお願い、あるいは何をしないではないかというようなことで、大津町には政策会議というのがありまして、各部2名出てきておりまして、12名の委員になって毎月1回会議をし、年12回やらせていただいております。そこで検討した結果を課長会議のほうに持ち上がり、課長会議のほうでは24名の課長さん毎月1回、そして年12回の検討をさせていただいております。その後、部課長会議という幹部会議が年に4回開かせていただいております。

そして、最終的に庁議ということで三役、部長というような形で月1回、年12回で会議をしながら、それぞれの事業決定や内容について検討を重ねてきておる中で、庁議においてやるべきものであるかどうかという検討をしながら予算化を図りながらまちづくりをやらせていただいております。

新たな専門の部署というようなことにつきましては、大津町につきましては今後のまちづくりの基本的な考えとして、再生エネルギーを活用した町おこしをやるうということ、今、本庁のほうに新エネルギー課の係長として頑張っておる職員が4月に帰ってまいりますので、その職員とともにその後、また職員を1人国の方に派遣いたしまして、バイオ関連のところをお願いを今しておるところです。

そして、県の新エネルギー化関連のところ職員を1人やりながら、県・町・国、その辺の連携をとりながら、今後の再エネルギーあるいはバイオ関連の仕事で町おこしするためにどうしたらいいかというようなことを検討する、そういうような予算も伴い、あるいは国の農水省、国交省関連の補助事業をどう持ってきて町おこしにつながっていくかというようなことを、その辺の先ほど申した政策会議関連等から立ち上げながら、そして、その係、窓口というものを企画部の中でそういう窓口というか、まとめて指導するというか、町おこしを専門にやっていく、そういう部署を今検討を4月からやりたいというふうにしております。1年そういうような形で進めながら、今後についての平成25

年度関連等については、若干の機構の見直しを今検討を昨年からやらせていただいているような状況でございますので、専門的な部署というよりも、そういう町おこしの我々が考えておる部署について、しっかりと取り組んでいただくような方向で、今4月から発足させていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） その時々に応じた機構の改革、町長考えられていると非常にわかりました。ぜひ先ほどの新エネルギー、職員が帰ってきた時にスムーズに準備とともに協働してやっていけるということを期待しております。

関連しますけれども、まちおこし大学、先ほど部長のほうから説明ありましたが、いろんな団体が学部に入って活動されています。ほとんどが自立した活動をされているというふうに、なかには体育協会とか、そういったものもありますし、もう既に自立した中で、そして多くの町民、学科生を育てていく、人づくりをしていくという、そういうシステムの中でやられていると思いますが、学科によっては、町とのかかわりを密接にしないと先に進まない学科があります。先ほど言われました自然環境学科の大津町を自然エネルギーの町にしようなどは、その典型ではないかと思えます。

先ほど、町長がそういう人事も含めて考えているというふうに言われましたので、多少は安心しておりますけれども、具体的な事務のことで小さいことかもしれませんが、先日、私も学科生でするので会議に出席しまして、学部に対して運営謝金という形で報告書を出されております。これは報償費、いわゆる講演とか誰かを呼んで講演をした時にお礼として出す、そういった部分でそういう時には領収書に印鑑を押して、それで済ませてきたと私は思うんですけども、ただこの学部に対する謝金については、A4の1枚の紙にちょっと様式を作って、何月何日やって、内容はどうでしたかって、そんなのをちらっと見ました。それもこの自然環境学科のものだったんですけども、10回から11回以上年間にすれば報告書を作っているんじゃないかなと思えます。1回につき5千円ですね、毎回報告しているということで、学科生の皆さんの顔を見ると、やっぱり昼間仕事したりとか、そんな中で作っておられます。役場は謝金を出す裏付け資料として伝票の裏におそらく留めるのかな、なんて思いますが、何となく心に伝わってこないと言いますか、役場の職員はそれを業として仕事としてやっている。だから別段問題ないと思われているかもしれませんが、当のまちづくりに加わっている人は、もちろん町に私たちがどんなことをしているということわかってほしいから、ずらっと書いておられるんですね。自然エネルギーのことを町にわかってほしいって、そんな思いがそういう形で出てきていると思えます。

私は、もっと職員がこういった自主的な活動している住民とかかわり、適確なアドバイス、国とか県の補助制度や法的規制のクリアとか、そういったことを知恵を出してくれる、実際にそういった関われば、紙で出してというのはあまり要らないんじゃないかなって、そんな気もしています。とりあえず、そういった部分について報告書等について、これは担当部長に聞きたいんですけども、簡素化、そういったことを私はすべきだというふうに思いますが、ちょっと答弁していただければと思います。

それから、まちづくり推進協議会の件ですが、特にまちづくり交流センター分科会では、先ほど町長が言われましたように、平成19年度から単なる箱モノづくりに終わらないためにも、誰のために、何のために建設するのか、どのように運営するのか、どのように活用するのか、どのように役立てるのか、それから中心市街地との連携などの問題意識を持ち、平成20年11月、先ほどもありましたけれども、中間報告がされております。平成21年度には、新旧住民、年齢、性別を越えた住民相互のまちづくり、連帯意識の創造の場として、物、事、人づくりの共有の場として住民が気軽に集い、語り、アクションを起こす拠点としたいと、立地的にも駅中心市街地、上井手をつなぐ重要な中継点であり、中心市街地の新たなコア施設となる。特に考慮すべきは、単なる箱モノづくりにならず、機能と運営の充実を図りたい。そして、具体的に行政が伝えきれない生活密着情報、コミュニティー情報の発信、それから非常に面白いのがコミュニティー特派員、住民からコミュニティー特派員をつくって、そして育成・組織化していくなど、機能の明確化やそのためのタウンマネジャーの配置なども提言されております。そういった5年間の間に住民自身がいろんなことを考えて町に提言したというふうには私自身は思っています。

また、これはできるのかどうかわかりませんが、町長はご存じだろうと思いますけれども、求心力、楽しみのある仕掛けとして施設の周りに実なる木を植え、花を楽しみ、実の収穫を楽しみ、収穫した実でジャムやコンフォートを作り、葉だけになったらイルミネーションで楽しむなど、住民が集まり、楽しめるような仕掛けを工夫し、推進していくなどの提言も行われています。おそらくい提言を町長のお話でもいただいたと言われてますので、目を通して、この内容はあたりも知られていると思いますけれども、ただ先ほども源川議員の質問の中で1年ぐらい運営のあり方を検討したいって、具体的にこんな提言がある中で、私はもっと平成19年からそういった中身を提言したり問題意識であったり、そういったのを明らかにしてるんですね、だから今そういった来年1年間で何とかというそういったことかなって思ったりもします。いろんな事情があると思いますけれども、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） まちおこし大学におきます学科の運営、活動報告書の取り扱いでございますけれども、議員ご指摘のとおり、現在学科を運営されておられます団体に対しまして、学科の運営謝礼といたしまして、1回5千円をお支払いいたしております。その際、活動報告書を運営団体から事務局へご提出いただいているものでございます。その報告書に記載をお願いしております項目が非常に煩雑すぎるのではないかなというようにご指摘だと思います。各団体のご意見をまたお伺いし、あわせまして運営委員会でご検討いただいたうえ、簡素化できるものにつきましては、簡素化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり協議会については、平成19年度まちづくり交付金事業を進めるにあたりまして、町の顔、あるいは町の中心地をどうするかということで、地元の関係の意見をしっかりと聞きたいというような形で、明日の観光が今まで実績、まちづくりについてのまつりごととか、

いろいろやっておられた関係でお願いをしたわけでございます。そういうお願いの中で、規約とかいろいろつくられてこられたものと思いますけれども、まちづくり基本条例、まちづくり事業が一応終わりましたけれども、その間については、いろいろと提言もいただいております。いろんな提言の中で、中間提言された中でいかなもんかなというようなものもあったわけですが、宿場町のイメージをしたところでお願いできないですかというようなことで再度検討をされてきたわけでございますし、中間の中ですばらしい提言はされております。

しかし、我々としては、それを全部そのまま事業に生かすかということは、財政上の問題、いろんな問題が平成20年ごろからリーマンショックで厳しい状況になっておるし、あるいは大津町集落地帯においては、何でそんなに中心地に金をつつ込むのかというような意見も伺っておるような状況でございまして、まちづくり交付金事業関連等についても、それなりの財政上の中でしぼり込みながら事業を推進してきたというような状況でもあります。もちろん議員ご指摘のように、もう少し突っ込んでというか、その辺を先ほど反省すると言いましたけれども、職員関連等についても一生懸命頑張っておりまして、職員と協議会との間の意見のちょっとした行き違いもあったようにも聞いております。もちろん、その庭に、例えば交流センターの前には木のなる実、木を植えてとか、そういうようなものもお話を聞いておりますけれども、あのスペースの中ではなかなか厳しいような状況であるとか、あるいは井戸がございましたので、その井戸をどうするかというようなのも検討してございましたけれども、設計の終わった段階で地元のある人が、「いかがでしょうか、こういうことはできないですか」というようなことを言ってこられて、私のほうにも自宅のほうに文書が届いておりましたので、担当のほうに検討をしてみてもどうかというような形で担当が本人ともご相談をして、納得をしていただいたというような話を聞いております。

いろんな形で、我々としてもその辺の意見交換というか、そういうものが先ほど申しましたようにキャッチボールがちょっと足らなかったかなと。しかし、今後につきましてはやっぱり多くのまち中の人たちの中から、先ほどまちおこし大学関連等の皆さんについても、私の方にも提案というかお願いというか、いろんな形でお話を聞かせていただきまして、その辺について私としても町の職員はコーディネーターの役割もしながら、そういう皆さん、グループの皆さんたちのリーダーをしっかりと育てていただきながら、地域の住民の皆さんとかそういう方々の後援会とかPRをしていきたいと、いろんな形でまちづくりについて、しっかりと考えをお持ちのようでございますので、そういうまちおこし大学の中での、今のやり方でなくもう一歩進んだところの支援関係を考えていかなくちゃならない、これからのまちおこしにつながってくるんじゃないかなというふうに協働の会というような方がお見えになられたけれども、そのような形で今意見交換を今しておるというような状況でございますので、これからまちおこし大学関連等についても学部の皆さんたちとしっかりとご相談しながら、どのようなまちおこしにつながっていくかというのを今後検討課題というふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 協議会、まちづくり推進協議会、我々が言っているようにしてないから町はけしからんって、いうふうに言われているような中身じゃないんですね。自分たちの提言したのがどこ

でこうなってという、そのプロセスを明らかにしてくれないと、自分たちの苦勞が報われないというような、そんな発想なんです。だから、そういったプロセスを説明する責任というのは、私はあるんじゃないかなと。しかも、まちづくり推進協議会の提言は、直近の提言、それが中期、そして将来という形で3段階ぐらい、あるいは2段階ぐらい分けて丁寧に提言されています。私は、ずっと見てみると、直近の部分では今町長がやっている駅南とかいろんなこと、交流センターとか、そういったことをやられてるんですね。ただ一つ、駅南については自由通路、その分についてはやっぱり財政的なもの、そういったものでできないとか、あるいは将来の構想とのからみでできないとか、そういった事情、住民の皆さんは話せばわかるって私は思います。丁寧にこの間の総会の中でもある人が、どういふいきさつでこうなったのか私は知りたいという訴え方をされていますので、そういった丁寧なせっかく住民が一緒になってまちづくりをやろうと言った人たちが集まっていますので、そういった丁寧なプロセスの説明なんかも必要じゃないかなということ申し上げたいと思います。

もう一つ、源川議員も言われたんですけども、将来交流センターとかまちづくりの中でやっぱりきっちりした住民の団体を育成していくということは、非常に大きいことだなと思います。ぜひ、まちおこし大学、先ほど重点的に支援していくというようなことも言われましたので、頑張ってくださいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。時間があまりないので、簡潔にお答えいただければいいかと思います。

一般的に福祉というと高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる、そんなことではないかなと思います。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって運営されてきた、そのことがそうやってきてることだろうと思います。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくこと、これからのまちづくりは子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められていると思います。そのために、さまざまな生活課題について住民一人一人の先ほど言われました努力、自助、住民同士の相互扶助、共助、公的な制度、公助の連携によって解決していこうとする取り組みが必要であると、こうした背景にはそれぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながらほかの人や行政などに過度に依存せず、自立した生活をおくることができ、その上でお互いに協力してお互いの不足を補いながら、協働でできる地域社会をつくるということが前提になっていると思います。

地域福祉計画とは、住民福祉団体、福祉施設関係者などがそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアそれから関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで、先ほど申し上げました自助、共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進する計画だというふうに思います。

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり住民がともに支えあい、助けあうという社会的なつながりも希薄になってきています。さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における生活環境にもさまざまな影響をお

よぼし、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなどが新たな社会問題となっています。また人々の価値観もモノの豊かさから心の豊かさへと変わってきているのではないのでしょうか。社会福祉法第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。平成12年には、社会福祉法の成立に先立って4月に地方分権一括法が施行され、地方が自主性及び自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に取り組むことになりました。

特に、生活と密接に関わる福祉のサービスの向上は、身近な市町村が中心となって住民の参画のもとに進めていく必要があります。また、近年住民が行政に参画する気運が高まっていることの中で、福祉をはじめ、さまざまな分野でボランティアやNPO活動などの広がりも見られます。大津町においても、私自身も多少かかわってきておりますが、南杉水地区では「オレンジ隊」を組織し、高齢者の見守りや緊急時の連絡などボランティア組織で行い、交流部会では遊休農地を借りたからいもや大豆の作付け等を通して、人と人の豊かな関係をつくっていく活動がされています。

町長施政方針では、「平成24年度からは活動の輪をさらに広げて、校区単位として地域福祉の推進を図ってまいります」とありますが、モデル地区ということは、他地域も校区ごとに地域福祉を展開されるのかお伺いします。その場合、私は社協や民生委員さんの役割は大変重要であると思いますが、社協の職員、人員の配置、その手法等、どうお考えになっておられるのかお尋ねいたしたいと思えます。

また、介護保険に特化して申し上げますが、利用者が住み慣れた地域で歩いて行ける距離でサービスを受けることが一つの目標として掲げられていましたが、範囲を広げることでサービスの低下は予想されないか、これをどうやって補完していくのか、そういうことも併せてご質問したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地域福祉関連等のご質問でございますけれども、現在町では社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の実践と推進を行っております。その基本的な方針は、1番目が地域福祉活動としての地域の困り事や解決や地域支援支え合いの取り組みでございます。2番目が小地域福祉活動実践推進地域の継続的な支援であります。また3番目が、地域の人材を育成することでございますが、今後方向性としては護川校区を地域社協としてモデル的に事業展開を図り、学校、地域住民や各種団体の連携により福祉活動による支え合い体制を構築するとともに、現在実施している小地域福祉活動の継続支援を行い、町内全域の子どもから高齢者までの誰もが安心・安全に健康で充実して暮らせる地域を目指した事業展開を行ってまいりたいと考えております。

そのためには、社協の地域福祉活動コーディネーター1名と地域福祉権利擁護推進員1名を増員し、支援体制を充実させ、今後効果的な実施により行政、社協、地域、団体等のネットワークも連携強化を図ってまいりたいと思っております。地域に住まわれる高齢者の支援を地域で取り組むことは、地域福祉の理念の一つにするものですが、各地域19カ所のふれあいサロンは、介護養護、ミニデイ事

業として予算設置を行い、社会福祉協議会に事業を委託しております。平成24年度は、今後26カ所に増やしたいと考えているところですが、このようなふれあいサロンの活動は、地域の協力員やボランティアによって支えられており、今後とも町は社会福祉協会とともに地域での取り組まれる活動を支援してまいります。新たに、地域巡回型サービスの導入や外出支援サービスなどの継続とともに、さらなる普及啓発等を図り、各地域老人クラブの活動についても社会福祉協議会と連携しながら、それぞれの地域で頑張っておられる高齢者の福祉向上のための支援に努めてまいりたいと思います。現状等については、担当部長のほうより説明させます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質問の1番と2番につきまして、はじめに現状等について申し上げます。現在、町と社協については、第1次地域福祉計画、それから地域福祉活動推進計画を策定いたしまして、地域福祉活動を推進しております。

現在、小地域実践地区については、5地区で7行政区、推進地区は5地区で5行政区を支援しております。また、座談会、事業実施等の継続した支援を行いますとともに、新たな推進地域の拡大に取り組んでおるところでございます。

地域のコーディネーター的役割といたしましては、地域福祉推進員さんの事前行政区への設置に向けて取り組みをいたしまして、地域活性化の支援を推進していきます。今後の護川校区のモデル的な稼働につきましては、地域の支え合いの中で、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しまして、社協職員が地域づくりのコーディネーターとして町NPO法人や実践活動団体が連携いたしまして、地域福祉推進員、民生児童員、区の役員、各種団体と連携いたしまして、ボランティア等の地域の人材育成や活用を図ってまいりたいと思います。

それから、地区社協的役割といたしましては、地域の住民や各団体が参加いただきまして、福祉の充実に地域住民自らが取り組むとの仕組みで、支え体制づくりにより活動するものでございます。具体的活動事例といたしましては、見守り、ふれあいサロン、住民活動、それから高齢者支援、ボランティア活動、地域での経済活動などの活性化した取り組みが進むことで、地域での支えにより人と人ともきずなが深まり、一人暮らしの人や、それから障がい者の方、子育て家庭などの地域の方の生活のしやすさや、安心感につながるものであると考えております。

今回の護川校区でのモデル地区としましての主な活動といたしましては、地域社協体制づくりの協議、実績、校区内の説明会、イベント等を実施いたしまして、専門的なスタッフによりまして他の行政区ならびに地域の事業展開を検証していきたいと考えております。

それから、3番目につきましてでございますが、町の地域包括支援センターにつきましては、現在要支援、要介護認定者を除きます全ての高齢者に、毎年度を介護予防基本生活チェックリストを送付いたしまして、高齢者の身体的、精神的状況の把握に努めているところです。その中で要支援に移行が懸念されます二次予防対象者の方には、介護予防施策をいくつか組み合わせた取り組みを行いまして、健康な高齢者生活をおくることができるように支援しているところでございます。

また、5歳ごとの65歳、70歳、75歳のそれぞれの誕生日の高齢者には、節目健診といたしま

して、運動機能検査を行いまして、身体機能の維持向上のために少しでも健康で幸せな生活を送ることができるように支援をしているところでございます。

これからの介護要望事業につきましては、元気高齢者や地域やボランティア等のご協力がなければ、事業の実施は見込めないほどになってきております。昨年大津町では、介護予防サポーターの会が結成されまして、地域包括支援センターが実施する介護予防教室や、ふれあいサロン等にご協力をいただいているところでございます。

町長が申しましたように、地域に住まわれる高齢者の支援を地域で取り組むことは、地域福祉の理念の一つにするものでございます。町はふれあいサロンを社会福祉協議会に事業委託しておりますけれども、これまで19カ所から平成24年度につきましては、26カ所を目標にいたしております。ふれあいサロンの活動は、地域の協力員さんやボランティア、また介護予防サポーターの皆さんによって支えられております。町は社協とともに年2回ほどふれあいサロンの地域協力員とボランティアのつどいを開催いたしまして、それぞれの地域の活動を支援しております。

また、今年度は10カ所ほど選定いたしまして、各地域のふれあいサロンや老人クラブ等を対象に、介護予防普及啓発を行いまして、それぞれの地域での介護予防プログラムのレベルアップや新たな取り組み等を支援する計画をしております。

また、大津町では、老人クラブ連合会や各地域単位の老人クラブがありますが、補助金等で活動を支援いただいているところです。このように町の事業で社会福祉協議会にお願いしている委託事業につきましても地域の方々のご協力とご理解がなければ、これらの事業展開への影響もあり、今後とも地域に住まわれる高齢者の支援を地域で取り組むことができるよう、地域福祉の理念を地域と社会福祉協議会並びに行政が共有しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、介護が必要な方につきましては、居宅や施設の利用をはじめ介護保険制度における支援を行っておりますけれども、さらに利用者に支援サービスの向上に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ふれあいサロン等についても非常に頑張っておられるなと思います。19カ所が26カ所、それぞれの地域、高齢化率も南杉水だけが突出して高齢化率が高いとかそのような状況じゃなく、ただそういった人が集まってきた地域を育てる目があって、そういうのが集まってきたからやれるんですね、だからそういった人を育てるといのは、本当に重要なことだと思って思います。コーディネーターもう1人社協に委託して、その人たちが中心になってやるということですけども、私はもっともっと増やしていいんじゃないかなって思ったりなんかもしているところです。具体的に南杉水の私がかかわった中で、いろんな論議を住民の皆さんとしてきたんですけども、活動の中でもっと充実したサービス、例えばまち中で社協が配食サービスをやっているけど、自分たちにもできるんじゃないかとか、あるいは送迎とか買い物サービスとか、そういったものをボランティアである我々もできるんじゃないかなって、そんな時にあるいは福祉の免許、介護士とかそういった人たちがいれば、もっとサービスができるんじゃないかなって、そういったことを社協がてこ入れすればもっと充実したサービス、すばらしい地域になるんじゃないかなっていうことを思うわけです。そういつ

たことも一朝一夕にはなりきれないなって、私も現状をわかりますので、ここでは先ほどのコーディネーターあたりの人数を増やすというようなことも将来考えていただいて、地域福祉について頑張っていたきたいということを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時20分より開会いたします。

午後3時08分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員、手嶋靖隆が通告に従いまして、3項目について一般質問を行います。

第1に今後の農業の政策について、それから2番目が森林の機能保全と管理について、3番目が町立大津幼稚園の専用道路についての3項目を行いたいと思います。

まず、第1項目であります今後の農業の施策についてですが、昭和36年に農業基本法が制定されて、経営基盤の強化がされ、米の全量買い上げ、農業を国民の食料確保等を前提として、農業者の自立が図られました。農業は国の保護のもとに生産だけに力を入れ、経営努力、販路拡大をおろそかにしてきた経過があります。これがために農基法の離農者の農地を中核農家に集約させるという専業農家の育成に欠如し、他産業から収入を求める兼業農家が農業生産の大半を占め、豊かになり、真の農家が育たなかった。それから、兼業農家には企業的な意識がなく、農村から都会への働き手は流出し、国民の食生活向上は外国食料品、家畜飼料、果物など大量の輸入が始まり、さまざまな外部的な要因によって影響を受け農村社会は大きく変貌し、専業農家が減少し、兼業農家が著しく増加しました。この状況を見て日本農業の再生が議論されて、平成6年新食糧法が施行され、政府の全量買い上げ制度を廃止、市場原理が導入されました。流通の大半を占める自主流通米価格は、大幅に制限され豊作が続く、平成9年には400トン近くの余剰米が出てまいりました。一律にしまして生産調整となり、生産調整に協力しなければ、米の在庫は膨らむ、市場価格が暴落するということから農業団体は協力体制を強いられまして、生産性の低い中山間地の米の競争に敗れ、耕作意欲の減退など、耕作放棄地の激増にも拍車をかけました。国際的な市場開放の波が押し寄せてきて減反、半ば強制的に助成金等をあてにしての実態が見えます。今まで農政は補助金漬けでその場逃れの手法に終始してきた感じがあります。農業の構造改善が必至であります。

国民の間に食糧安全保障が問われ、食糧安全性の不安が高まり更に平成5年には、米の合意ウルグアイランドの課税化。6年間先送りするわりに、国内米消費の4～8%を最低輸入の分を実施を受け入れ、平成11年度輸入量に更に新食糧法施行後、米価の市場原理が導入されるなど、変体の時代がありました。

このたび環太平洋連携協定交渉参加に向かった事前協議が進む中に、農家の無力化、それから経営

意欲の減退がうかがわれる。

今、国会で農政をめぐる基本方針、行動計画に沿って必要な施策を展開することは既にご承知のとおりであります。何をなすべきか、まず震災復興、それから2番目に競争力ある農家の実現。3番目に6次産業の振興。4番目に再生可能なエネルギー生産。5に食と安全、消費者の信頼確保が上げられています。

一方、TPPをはじめとして経済連携についての論争は、農林水産への影響を十分配慮し、あくまでも情報提供と国民的な議論が前提としての姿勢を貫くと言及されているところであります。よって、これらの事態に即応した本町の農業振興施策で今後どのように対応できるのか。下記事項等について、町長の農業振興の基本姿勢を伺いたいと思います。

まず、認定農家育成の経過なり、家族経営協定現状、法人化の進捗はどのようになっているのか。

2番目に就農希望者の支援はあったのか、あったならばどういう形であったのか。

それから3番目に6次産業の取り組みは現状はどうなっているか、それから経営構造政策は万全なのか。以上、第1項目として質問をいたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の今後の農業政策についてのお尋ねでございますけれども、もう皆さんご承知のとおり、今月の1日からメルボルンで開催されました9カ国による第11回TPP交渉会合も9日の日に閉幕し、関税、その他の21分野で交渉が行われております。日本のTPP参加については、シンガポール、ベトナムなどの6カ国は支持、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドは態度保留の状況でございますが、JA全中は12日に政府に対してTPP参加をなし崩し的に決めずに、判断基準を明確にするよう求めておりますし、国民の情報提供が少ないことがうかがえる状況であると思います。このような中、議員おっしゃるように農水省は、我が国の農林漁業の再生のための基本方針、行動計画を定め、その取り組み方針を示しております。熊本県においても「熊本県食料・農業・農村計画」を定めているところであり、これらの趣旨に基づき大津町においても各種農業を振興政策を実施しているところであります。

大津町振興総合計画の中では、農業振興については6本の柱を掲げ、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤の整備や担い手の育成・確保のための認定農業者や新規就農者支援、稼げる農業を進めるための農業団体や生産者部会の支援やブランド化、流通対策の推進を行っているところであります。しかしながら、所得の減少や高齢化の進展、担い手不足の深刻化は加速する一方であり、農村の生活力も減少し、甚だ厳しい状況に直面していることは否めません。農林水産省も新規事業として新規就農者を倍増すべく、年間150万円の給付金を支払う取り組みや、農地集積を推進するため、農地の受け手だけでなく農地の出し手にも協力金を交付するなど新しい施策を打ち出してくるようであります。これまでの実施してまいりました農業振興政策に加え、これらの新しい支援策についても農業団体や農家の皆さんと打ち合わせをしながら、安心して農業が持続できるようにご支援をしてまいりたいと考えております。個別の施策関連等の状況については、担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○**経済部長（西本昇二君）** まず現状を申し上げます。認定農家については、2月末現在で159経営体が登録されております。協議会組織の中で販路拡大や経営戦略などの研修を実施され、経営感覚に優れた人材育成を行っています。家族経営協定については、現在28件の農家が夫婦間や親子間で協定を締結しながら、家族内での役割分担、報酬、労働時間、家族会議などを決めて将来の目標に向かって頑張っておられます。

法人化の進捗については、現在23法人が設立されております。平成24年度に向けてJAが中心となり、白川中流域の17の集落営農組織の中で法人化を推進しているところであります。これにより、水田農業の農地集積や担い手確保が進捗するのではないかと思います。

2番目の就農希望者に対する支援についてでございます。新規就農者に対しては、相談業務を行う中で、県の認定就農者としての位置づけを受け、初期の機械の導入などに対する有利な補助制度、2分の1や無利子の就農支援資金などを利用していただいております。新たに新規就農者支援策として、年間150万円の給付金制度なども創設されるようです。これは昨日の答弁の中でも申しましたが、それらを活用しながら更なる就農者支援を展開していきたいと思っております。

3番目の6次産業の取り組みについてですが、現在生産、加工、販売まで取り組まれているのは、畜産関係で一部おられますが、まだまだ少ない状況です。現在JA大津中央支所のほうで6次産業化に向け、今の「とれたて市場」をリニューアルする構想があるようでございます。計画を実現するためには、農水省の事業認定が必要であり、それらの支援も行っていきたいと思っております。

最後に4番目の経営構造対策についてでございますが、地域の中心的な担い手となる農家や集落営農組織に対し、農業用機械や施設の導入支援等を実施しております。平成21年度の集落営農法人化緊急支援事業で、13地域、17機種の6条刈コンバイン、乗用管理機などを導入、平成23年度に経営体育成支援事業などで新規就農者2名を含む12経営体に14機種の甘藷ケンマ機、トラクターなどを導入しました。

現在、平成24年度事業の要望調査を行っており、25件の要望があがっている状況です。今後も情報を伸ばし更にアンテナ等をそれぞれ入れながら、農家支援につなげていきたいと考えております。

○**議長（大田黒英生君）** 手嶋靖隆君。

○**11番（手嶋靖隆君）** ただいま詳細に内容を説明いただきまして、ありがとうございました。

ただ、この項目をなぜ上げたかと言いますと、将来ですね、この認定農家が頑張らなければ今後の農業は成り立たないんじゃないかなと思います。といいますのが、現在おそらく大津町も同じだと思いますけれども、大体平均就農者が大体66歳ぐらいになっているんじゃないかなというふうに思います。全国的にもこれはあまり変わりませんが、そういう中で、やはり認定農業者が今までずっと効率的な土地利用型農業経営の育成ということで、集積促進事業というのが今までありましたけれども、そういう中でどれだけ認定農業者に集積されたのか、そこら辺をちょっとお尋ねするならばと思います。

それから家族協定というのは、これはやはり今はですね、昔と違って主婦の方が担う65%ということをおっしゃっております。女性はかなりこの農業参加しているということでございますので、そのこと

をどうこの農業経営の中でですね、優遇されているのかなということも考えます。今後の将来もやはり主婦が頑張らなければですね、この厳しい現状は打開できんのではないかなという感じです。

法人化ですけれども、これは17集落をですね、基盤として今まで取り組まれたわけですが、これは5年以内に法人化しなければですね、やはりこれだけでは立ちゆかないというような現状でもあったわけですが、そこら辺のやはり進捗の行政支援というのもこれは多大なものになりますので、これもですね、早く進めていかなければならないのではないかなと思います。

それから、就農希望者の支援ですけれども、これは全国で就農する人が1万2千人おりますけれども、その中でやはり短期間で辞めていく方が半分だそうですね、そういうことはなぜかと言いますと、やはりぴしゃっとした農業経営の基盤ができていないということです。まず給料が安いとか、ていしようがないとかですね、それから休みがないとか、そういう労働条件の不備というのがかなり影響しているということでございます。できれば農業をしたいという方にできるだけ就農していただいて、今後の農業を繁栄しなければならんということでございますし、これについても政府当局もかなり力を入れているところでもございます。

6次産業の取り組みについての現状ですけれども、これは今までは生産したものを売ればよかったんですけれども、それにしましても、やはりもう価格は決まっているわけですね、全体がそういう形ですから、それにどう付加価値を付けていくのかということですが、そのためにはやはり加工し、販路を見つけていくということが一番大事であろうかと思えます。そういうことによって、農業所得の向上をつなげなければならんというふうに思えます。

経営の構造ですけれども、やはり特に今後そういうような法人化がしていきますとですね、ただ品目限定で進めていくだけでは経営は成り立ちませんので、多目的に選定しながらブランド化していかなければたちちはできないわけでございますので、今後やっぱりグローバル化時代にやっぱり目を向けていくということ、そういう農業改善をしていかなきゃならないんじゃないかなと思います。

基盤整備等かれこれについてはですね、かなり進んでまいっておりますので、これらが完了すればですね、かなりまた、やはり認定農家数も増えてくるのではないかなという感じもしております。そういうことで、先ほど159名ですかね、認定農家がありますけれども、あまり伸びていないので、そこら辺がですね、今後どういう形で増やされるのかをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 再質問でございます。認定農業者関係に農地の集積関係があまりできていないんじゃないかなということでございましたが、まずこの認定農業者には畜産農家の関係もございます。畜産農家関係につきましては、飼料作物が当然必要な面積があるわけですが、そちらの方は横ばいというか固定しておりますので、それらの面積はこちらのほうとしては畜産農家は集積されているものと思っております。ただ、耕種農家関係におきましては、地域集落営農関係の法人化等を進めておりますので、個人的には米麦関係のところの水田関係におきましては、それらの数字は増えていないというのが現状でございます。

それから、家族経営協定でございますが、女性の方々の位置づけということをおっしゃったんでは

ないかと思えますけれども、これの28件のことによって、私はそれなりの普通の就農はして、そしてまた家庭に帰って生活関係の我が家のことをするというようなことでなくて、男女関係のところが一様に扱われるということでは、そうしたところについては、ずいぶん定着しているものと思っております。

それから、新規就農の先ほど全国1万2千人おられるということですが、大津町にしますと、ここ4年間で2件とか1件とか、あるいは45歳以上のUターンの方もおられますけれども、確かに複数的な数字的なものは出ておらないような現状でございます。給料関係、休み関係、あるいは労働条件とかいろんなことをいろいろ出ておりましたけれども、これには農協のほうは逐一家庭関係の把握をしておりますので、それらのことにつきましては改善は図られているものと思っております。

6次産業の推進の仕方ですが、これは付加価値のことをおっしゃいましたけれども、まったくそのとおりだと思います。付加価値を付けるにしても、一つのやっぱり設備投資と言いますか、それらのところが必要でございます。農協が先ほど言いました実際の「とれたて」関係をリニューアルするという計画をもっておりますので、そういう点からして、どうにかただではなかなかできませんし、個人的にも投資が必要でございますので、そうしたところの模索を個人的にはしながらでも農協がそれらのことをまずモデル的にやっというところは出ております。

構造政策の中で、法人化関係あるいは品名関係でのブランド化ということも出ておりましたけれども、これもなかなか難しいものがあります。相当これも力を入れなければやっぱり相手の方にまず買ってもらわなければなりませんので、そうした段階で先ほど焼酎も大津のイモを使ってるんだということをはっきりとPRはしておるつもりですが、まだまだ広めなければならないということでございます。

基盤整備関係をおっしゃいましたけれども、基盤整備関係は順調にしているんじゃないかということでございましたので、ただ、もとに戻りますけれども、認定農業者関係が増えていないというのは、冒頭に申しましたところの理由があるものと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） それでは今後ですね、やっぱり今後の政策に対応していくためには、ある程度の基盤づくりを十分やっておかなきゃならないということが大事であろうかと思いますが、日本の農業というのは多面的な機能を培ってきておるわけでございますし、特に今後生産者と消費者が連携しなければ農家だけでは農業は守れないというふうに思いますが、やはり情報を共有しながらですね、協力する姿勢が不可欠に思われます。

今後、農業を国民が理解していただいて応援していただくと、であればですね、将来農業も明るい見通しができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後やはり国民消費者一体的な農業を取り組む必要があるというふうに感じております。そのためには、やはり早期に農業を取り巻く環境とこのを整備していくということが大事でありますし、やはり地域との共生ということを考えながら今後の農業者との同意、それから形成をなしてですね、取り組む必要がある。そのために行政のさらなる指導をお願いしたいと思います。1項目終わります。

2項目ですけれども、森林の機能の保全管理についてでございます。

これにつきましても、先般の府内議員のほうからも出ておりましたが、先般10月8日木の日としてですね、熊日の特集に記載されておまして、県内森林面積は約46万5千ヘクタールです。県全体で63%を占めていると、その中に86%が民有林であると、その中の24万2千ヘクタールがスギ・ヒノキが主体であるということでございますし、人工林であるということです。昭和28年白川の氾濫がありましたけれども、これらの水害の要因というのはですね、振り返りますと、戦後やはり建築需要と言いますか、一斉に無計画に伐採されまして、ほとんどはげ山になってしまったということですが、その後の植栽も遅れ、また土砂流出の防止機能の不備ということもありまして、必然的にこれは人災に等しいのではないかとこのように推測されておりました。

本町におきましても総面積約48%を占め、4千782ヘクタールの林野がありますが、その中でもスギ・ヒノキを中心とした人工林が64%となっているようです。樹齢50年前後の山林であり、森林資源として成熟し、伐採可能な樹齢になっておりますし、人工林資源としての成熟化が進んでまいっております。これは県下全域同じような状況のようでございます。特に、民有林の管理は林業の担い手不足や高齢化によりまして、木材価格の低迷もあわせまして管理面におきましてもできない状況でございますし、やはり間伐あたりで樹木の間隔を確保しなければ、手入れなり、下草、それから成育の悪化の原因ともなっておるようでございます。

今後、森林の温暖化防止並びに水源の涵養機能、それから防災機能の維持保全に努め、公的機能を発揮しながらですね、森林の適正な整備保全が不可欠になってくると思います。よって、森林管理保全の作業の整備、森林の施業の集約化をどのように取り組まれるのか。また間伐材のエネルギーの再活用と、今後の木材の利用促進をどう図られるのか、それから緑資源の幹線道路が大津から人吉までということでしたが、これは完全に全工程整備されたのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の森林に対する取り組み関係についてでございますけれども、議員おっしゃるように大津地域、あるいは九州関連等については、もう50年生の人工林が育っております。これを利用しないと次の木材の育成にはならないというようなことで、十分その辺をどうするかということで検討しなくちゃならないと思っております。

もちろん先ほど府内議員のほうからのご質疑がありましたように、助成制度関連等も認定書をいただいた関係で検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。

もう一つは、新エネルギー再生というような問題を今抱えております。原子力関連では、なかなか厳しい状況でございますので、今ただいま間伐関連等の切り捨てというような放置関係がなされておりますので、そのような資材を木製ペレットなり、いろんな形あるいは廃プラと混ぜたところのペレットをつくりながら、公共用や企業関連等の暖房なりなんなりに使うというような方向も考えなくてはならないんじゃないかなと、そのために今ちょっとある方とご相談をしておりますけれども、当初何億かかかっておったそういう工場関係も、今は安くできておるといような話を聞いております。ただし、担当部長のほうから、この前の議会質問でもありました持ち出し関係で大変コストが高くなる

というような話でございますけれども、そういう形をどうするかとなるとやっぱり山林の作業道をですね、しっかりつくっていかなくちゃならないと、これも国のほうで面積というか、範囲を決められた中の承認をしていただいて、その中で若干の条件がいろいろございますけれども、刈払いをどれぐらいしなさいとかいろいろ、そういう中で補助の作業道をつくりながらやはりやっていかなくちゃならない、そういうことで森林の役割なりそういうものが、今後の森林活性につながってくるのではないかなということで、その辺のところを今後はやはり十分検討をしていかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。

もう一つは、林道関連でございますけれども、緑資源関連等については大変赤字を抱えながら今度是一般会計のほうへというような話も出ておりますけれども、関係の人吉菊池間関連等の大津町については、一応完了したというような状況にあがってきております。大津管内については県道、国道を利用してというような状況で往来していただいております。我々もやはりこういう道路については、今まで本当に観光道路みたいな形になって、林業推進に役立ったのかなというような思いもあります。もちろん、それぞれの地域によって違いますけれども、北海道や九州、あるいはそれぞれの地域の森林の育成関連の状況も変わってきておりますので、それぞれの各ブロック関連等の地域で国の方にそれなりの適した補助関連等をしっかりと我々は訴えていかなくちゃならないし、勝ちとっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後については道路関連等については、大型道路の観光道路のようなものでなく、やはり森林活性につながるような山林作業道関連等をしっかりと整備しただくようなことを国の方にしっかりと訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再度お尋ねしたいと思いますが、今まで間伐等、からこれ個人に対してですね、申請すれば補助がきておりましたけれども、今回新しく制度化されまして森林の補助制度が変わったように伺いました。平成24年度からの森林の経営計画書を作成しながら造林補助を受けるということになりますけれども、規則によりますと林班を単位として100ヘクタール程度の一団集団地ですね、そういう計画対象森林をつくると、その50%以上を森林経営委託契約を締結してですね、町長の認定を受けてそれを行うというようなことがあったようでございますが、内容としましては、間伐60年生前後ですね、1申請に5ヘクタール以上で、1ヘクタール平均の10立法以上の搬出でできることということが条件、補助の対象になるようでございますし、森林の経営計画を立てて認定を受けたものとなることですから、この森林計画は町有林、または民有林と並行した面積で、今後進められるのかですね、取り組まれるのか、その点をもう一度伺いたいと思います。

それから先ほどの、私がですね、緑資源の道路のことを尋ねたんですが、これはなぜ聞いたかと言いますと、普通林道と言いますと、本当は森林地帯を通過していくのが効率的な道路のつく方ですけども、ただおそらく予算上関係かれこれからんできますけれども、この大津線の場合にはですね、堀ヶ谷にまで出てきておりますね。335号から西原の225号につないで小森ですか、あちらの方に出て御船、矢部の方と出ておるといふふうに思いますが、本来ならばですね、森林地帯は瀬田裏を通過すると、そして南の方は錦野から東の方ですね、おおむね一番森林地帯のある所を既存の道路も

ありますけれども、そこを拡幅しながら進んでいくと、そして大津町の造林の記念碑が建っていますね、あの辺りに出ていくというルートでないといけないと思うんですよ。そういうことをただ考えずにそういう所は全部既存道路に、県道につないでいくというふうなやり方がですね、どうも納得いかなかったわけですが、そういうこともやっぱり今後十分行政としてもですね、要望していく必要があるんじゃないかなと、効果的な道路をつくるということが前提であろうかと思えます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず森林関係の補助認定事業の関連でございますが、まず作業道の整備などの集約化についてでございます。これまでの国庫補助については、木材の年齢によって補助を受けておったわけでございます。平成24年からは手嶋議員の質問のとおり、森林整備計画面積の集約化をして作業効率を上げるものに対して補助金を出すという国の補助制度が変わっております。その補助制度の中で、間伐事業については5ヘクタール以上の集約を行い、また効率的に作業道を入れ、そのうち50立方メートル、50立米ですけれども搬出しなければならないと。また、その面積にに応じて作業班と言いますか、林班の関連でございますけれども、半分を実施しなければならないという集約化を中心に補助金が出るものとなっております。

現在の手入れなされていない森林につきましては、広報でも掲載しておりますけれども、県の針混林関係を活用して所有者の負担なしでの切り捨て間伐事業を行っております。

それから、間伐後の残材事業のエネルギーの利用についてでございますけれども、チップにしたり、ペレットにするなどの方法が考えられます。現状では、エネルギーにするまでの作業、運搬費用のほうが販売価格より高いため山林に残すことが現状としては多いようでございます。

それから、瀬田裏の林道の件の要望の件でございますけれども、これは先ほど町長が申しましたように、実際この林道整備区間は終わっております。その時に瀬田裏から西原に抜けることをおっしゃったわけでございますが、例えば事業費の膨大な国の方での積算でございますけれども、そうした事業の中で既設の道路を利用するところは当然利用してくださいということの内容でございました。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんけれども、今後も森林の資源を積極的に活用して林業の活性をさせるということですね、特にこれから大津町には森林を守る、私たちの暮らしを守るためにもですね、木の良さを見直して森林の健全な維持、環境の細心に努めなければならないんじゃないかなと思います。それもやはり企業との連携強化というのも当然必要になってきますし、町全体の共有財産としてですね、守り育てることが次世代につなぐ遺産ではないだろうかというふうに感じています。

特に森林はですね、今問題になっております二酸化炭素の削減、そのためにはどうしても森林の役割というものは大きいわけでございます。その地球温暖化の防止のために環境の構築をするということは、また私たちの使命でもあろうというふうに感じます。

次に、3項目目ですけれども、町立大津幼稚園の専用道路についてですが、これは正門までの専用道路が設けてあるわけですけれども、園児の登園、下園に保護者らの送迎ですね、午前9時からそれ

から午前9時ごろ、それから午後3時ごろの車両が混雑してですね、周囲の居住者に大変迷惑をしているということを聞いております。その間、園長をはじめ先生たちが現場整理に苦労されていますが、いまだに十分な解決がされていないということです。よって、この後どのような対処をされるのか町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津幼稚園の登園、降園、送り迎えの関連等についての、その地域の皆さんに大変ご迷惑をかけておるといようなことでございますけれども、その件については十分ご報告を担当のほうから受けております。しかし、保護者の皆さんやあるいは職員、担当で朝夕2回、あるいはそういう騒音での迷惑をかけていることについて、十分保護者等関係者のご相談をしておられるようでございます。そういう中で、その車の渋滞等についての対策について、職員や保護者との会談の中で、どうしたらいいかというようなことを十分今相談をしながら交通安全指導体験や行事の日曜日開催、ドライブスルー方式等の送迎を始めておられると聞いております。

今後についても、保護者や職員等の周囲の居住者に対する配慮意識を忘れずに地域に貢献できるような、地域のよりどころとしての幼稚園になるよう、これまで以上努力をしてみたいと考えておるところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 幼稚園というのは公的な施設でもあります。隣接居住者が不便をあたるといことはですね、行政としても熟慮しながら対処すべきことであろうというふうに感じます。この件につきましては、もちろん先生方も日ごろ指導、強制という形で試行錯誤しながらですね、努力されておるようでございます。話を聞きますと、できるだけそういう休みの利用、それから園庭の利用ですね、そういうことをしながら車の渋滞をしないように努力はされております。園庭の利用についても、これはもう雨天の場合は車はぜんぜん入れられませんので、そこら辺がどうもどうかと思いますけれども、そういう努力をされているような状況でございますので、幾分かはですね、緩和の兆しはあっているのではないかなというふうに思いますが、やはりなお一層の幼稚園と住居される方々が一体となって創意工夫をしながら何とか調整できてですね、そのことがスムーズに解消すればですね、幸いではないかなと思います。今後とも十分なる検証をお願い申し上げておきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

本日の日程は全部終了しました。

午後4時06分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成23年第6回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会会議録

平成24年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成24年3月22日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部行政係長 藤本聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課長 白石浩範 会計管理者 西村和正 企画部企画課長 白石浩範 兼ねて会計課長 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 中山誠也 教育部長 松永高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 松岡秀雄 経済部長 西本昇二 子育て支援課長 松永高春

会 議 に 付 し た 事 件

発議第1号	「総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）で再生可能エネルギーを活用するための同意書」の提出について
同意第1号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
同意第2号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意第3号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 4 年 3 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 発議第 1 号 「総合交流ターミナル(大津温泉「岩戸の里」)で
再生可能エネルギーを活用するための同意書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 同意第 1 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 同意第 2 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 3 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 04 分 開議

○議 長(大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長(大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成
2 3 年第 6 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長(大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査
報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果につい
て、各委員長の報告を求めます。

経済常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長(坂本典光君) こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されま
した案件について、委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 8 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 2 0 号、議
案第 2 2 号から議案第 2 9 号まで、議案第 3 0 号関連、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 3 5 号、
議案第 3 7 号、認定第 1 号の 1 8 件です。

当委員会は、審議に先立って12日と13日の午前中に関係する30カ所の現地調査を行い、13日の午後と14日、15日に委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第8号は、大津町まちづくり交流センター条例の制定についてであります。

委員より4月1日に交流センターは開設するが、名称はどうなっているのか。公募するなど身近な名称を考えているのかとの質疑に対して、執行部より、条例では大津町まちづくり交流センターとなっている。住民の親しみやすい名前を考えたい。愛称募集を2月の広報やホームページにて公募して全国から137件の応募があり、選考会を開催して決めるとの答弁がありました。委員より、第4条で閉館が午前9時から午後8時となっている、住民は午後7時に集まる会議が通例、閉館が早いのではないか。別表第1で安価な単価を設定してあるが使用料はどうなっているのか、オックスなどの既存施設等利用の仕方と交流センターの違いはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、交流センターの開館時間は午後8時までとしている。交流センターは町民や団体の交流の場であるので、事業を主体的に考えたので午後8時としている。会議は文化ホールやオックスなどの既存施設を使用していきたい。午後9時とか10時まで行いたい場合は、第4条第3項の規定で延長が可能。運営についてはいろいろな事業が考えられるが予算が伴うので、平成24年度の予算についての審議をお願いしたい。例を挙げると、町内には多くの転入者がいるが町中心の転入となっている。北部や南部に行くことが少ない、北部や南部のまつりなど地域のピーアールを行ったり郷土料理をふるまって交流を図ってもらう。町内には多くの住民サークルがあり絵画や油絵などの合同展示会など行うことによる交流を図ってもらう。子どもの読み聞かせの事業など行うとき図書館や子育て支援センターには調理室がないので、料理の得意な方、好きな方に手作りおやつを作ってもらい交流を深めるなどの事業を考えている。料金については大津町中央公民館の大会議室は500円、中会議室は400円、老人福祉センターの集会、運動室は300円となっているとの答弁がありました。委員より、業務で職員が行くのか計画された情報発信はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、現在の商業観光課は4名、商業労働担当と観光担当がいる、その観光担当を2名、町の観光大津をつくる会の事務員が1名、商工会に委託している観光協会の設立準備会の緊急雇用の2名を考えている、観光協会の設立に向け趣意書ができ、団体や企業を回り1年をかけて設立させて情報の発信については町の広報やホームページに専用のスペースを設けて発信して、チラシなども作成する予定と答弁がありました。委員より、まちづくり推進協議会はどうなったのかとの質疑に対して、執行部より、まちづくり交付金事業の実施に伴い協議会を立ち上げた。平成19年度に行政から依頼をして協議会ができた。道路照明等や町中心部などへの提案を行ってもらった。駅前広場は駅南の整備、中心市街地は旧国道57号線の照明等を整備、交流センターはその建設や運営について、上井手は景観整備について行ってもらった。協議会については、まちづくり交付金事業が前期の5年で終了するので一旦終了した。まちづくりは交付金事業が終わったから終わりではない、その火を絶やさないように今後もまちづくりの活動を続けていただいて町にご意見やご提案をお願いしたいとの答弁がありました。委員より、協議会に今後についての運営の提言を依頼されたのか、町民と各種団体の交流と育成支援となっているが、

何をもって支援と考えているのか、具体的なものはあるのかとの質疑に対して、執行部より、協議会の運営について提案はなされている、その中でタウンマネージャーが必要と提案されている。行政も核になる人材が必要との認識である。業務にはコーディネートをやるタウンマネージャー等が必要で、団体の活性化や事業の展開を担当してもらいたいとの答弁がありました。委員より、まつり協議会から提案があったのかとの質疑に対して、執行部より、昨年10月に提言書をもたらしている。その中でタウンマネージャーが必要とされているので、行政も同じ考えであるので一緒に考えていく、事業の推進には人材が必要であると答弁がありました。委員より、観光協会が絡んでいるのかとの質疑に対して、執行部より、観光協会は必要と考える。ビジターセンターは観光案内や町の情報発信や物品販売を考えている。そのための事務所が必要、大津町で観光を伴ったスポット振興などが必要である。交流センターについても、観光協会と一緒にいけないといけないと考えている。コーディネーターやタウンマネージャーの配置が必要であるとの答弁がありました。委員より、将来的な指定管理者は観光協会なのかとの質疑に対し、執行部より、指定管理者は観光協会を主体に考えている。観光協会の中に交流センターの担当としてタウンマネージャーや運営組織を考えているとの答弁がありました。委員より、まちづくり交流センターを幾つか調べたが大津町と同じものはなかった。ブースを作りNPOに貸し出しているところもある、無料の会議室などもあった、気軽に来て話ができるものなのかとの質疑に対して、執行部より、ちょっとした書類等が保管できる貸しロッカーを設置したほうがいいという提案があり予定している。女性の会からは作業用の品物を置ける場所が欲しいとの要望があり、倉庫を広くして棚を準備している。気軽に立ち寄れるようにオープンデッキ、展示スペースや交流スペースにはテーブルや椅子を置いている、交流スペースは利用予定が入っていないときは自由に利用できるとの答弁がありました。委員より、コピー機やパソコンは他の施設ではできるが施設をもっと便利に利用できる運営方法を考えていけないのではないのかとの質疑に対して、執行部より、コピー機や印刷機は設置する予定、用紙は準備してもらいインク代のみで使えるようにする。コピー機は民間もあるので同様にする、貸し出し用のパソコンも考えるとの答弁がありました。委員より、観光協会は誰が回るのか。住民にも提言するのか。観光協会が指定管理を行うことは誰も知らない、そういうことは話す前に住民に話をする場が必要ではないのかとの質疑に対して、執行部より、観光協会が設置できたら指定管理をする予定である、団体を二つも三つも作るわけにはいけないと考える。観光協会設立に向けて趣意書が出来上がりつつあるので、4月以降に職員と観光協会設立準備の臨時職員とで企業や団体を回る予定である。観光協会にタウンマネージャー等の交流センター担当者を配置して管理してもらえば経費を節約できると考えるとの答弁がありました。委員より、町が行う観光の紹介では営利活動は入っていない。観光協会は通常社団法人で町とは切り離されている、旅館やホテル飲食業など自分達の営利目的を含めてピーアールし事業を行っている。営利に結びつく営利が目的の観光協会である。タウンマネージャーについても町の持ち出しがある観光協会は現在の状況でははっきりしていないのではないのか、きっちり答えることができないのではないのかとの質疑に対し、執行部より、4月には交流センターがオープンする、将来的にどうなるか不確定である、指定管理の話をするのは時期尚早である、申し訳ない。観光協会ができたならお願いするのも1つの方法と考

える、しかし交流センターの目的を達成するためキーマンとなるタウンマネージャーやコーディネーターなどの人材が必要と考える、当初職員が入り運営組織ができあがった時点で管理運営を任せるとの答弁がありました。委員より、タウンマネージャーやいろいろなイベントを束ねて集約する核となる団体が必要。交流センターをどういう方向で運営していくのか、今の段階での観光協会はおかしい。協議会が提案した住民を巻き込んだ企画が必要ではないのかとの質疑に対しては、執行部より、観光協会設立に向けての業務は交流センターと違う条例第3条の業務については、情報発信などの3と4は観光協会と同じであるが、1と2はまちづくり人づくりのためのタウンマネージャーやコーディネーターが必要であるとの答弁がありました。委員より、これが観光協会ができるまで商業観光課が観光を紹介するということになるのかとの質疑に対して、執行部より、管理運営を任せられることのできる団体が育つまでの間はそうなるとの答弁がありました。委員より、施設をつくったら条例を定めるのは当たり前、将来考えるというのはおかしいが厳しい状況はわかる。努力をすること。観光協会は行政からではなく住民を巻き込んで作ってもらうとの質疑に対しては、執行部より、交流センターの運営については協議会の提案にもあった運営委員会等が将来は必要と考えている、使用料についても多くの人に来てもらいたいので減免を設けている、多くの町民の方に交流を行ってもらい将来的には運営委員会に繋ぎたいとの答弁がありました。委員より、走りながら考えることでいいのか、まちづくり交流センターができたオックスには気軽に入れる。連携して考えないといけない。飲食は弁当を持ってきてもいいのか。閉館時間は大体10時ではいけなかったのか8時になんでこだわるのかとの質疑に対して、執行部より、事業優先に考えたため事業を行っているとき8時を過ぎてからどのくらいの人に来てもらえるかを考えた。会議等であればオックスや文化ホールを利用させていただくとの答弁がありました。委員より、申し込みの時点で時間の延長が可能かの質疑に対して、執行部より、申し込みの時に内容を確認して延長したがいい場合は対応する。将来10時までのニーズが多ければ条例を改正して対応したい。当分の間8時まで利用として状況を見ながら検討するとの答弁がありました。委員より、音楽は防音がないのでできない、事前にわかっていたら延長、誰でも入れるのがわかった、待ち合わせ場所にはなる、7時に集合事前に会議が入っていればいいが協議会の提案では、気軽に入れるように会議に使ったりすると遅くまでなるので8時までが例外になると思う。夏場だったら8時、住民目線で考えてもらいたい、8時までが例外で10時までを要求したい、将来は見直してもらいたいとの意見がありました。委員より、バス停があり待ち合わせ場所になるので自動販売機はないのかとの質疑に対して、執行部より、バスの停留所は東から移設し誰でも気軽に入れるよう雰囲気づくりを行う。アルコールは別としても飲食はできるし自動販売機も1台は置く、トレイは中のトイレを自由に使ってもらいたいとの答弁がありました。委員より、大津高校や翔陽高校などのハンムやからいもクッキーなどの販売はできないかとの質疑に対して、執行部より、翔陽高校のハンムなど学校の製品の販売は教育実習であり第3条の第4項の産業振興にもなり目的の1つなので減免の対象となると考えるとの答弁がありました。委員より、交流スペースは何名くらい入るのかとの質疑に対して、執行部より、机や椅子を並べて50名は楽に入るとの答弁がありました。委員より、物品販売はどうか第6条第7項の物品販売の意味は、フリーマーケットの開催は可能かとの質疑に対して、執行部より、

社会教育法を参考にしている。授業の内容など事前に確認して交流センターの目的に照らしながら判断して対応する、営利とは物品販売を通じての収益を上げることそのものではなく、特定の人にその収益を帰属させることであると解される。町の特産品、新商品の開発、学校の実習等に利用してもらいたい、町内のお店の宣伝にも利用したい、フリーマーケットの開催もできるとの答弁がありました。委員より、まちづくり交付金は物品の販売は駄目ではなかったのかとの質疑に対して、執行部より、スタートのときは駄目であった。途中から、国の方針が変わり運営費程度はよくなったとの答弁がありました。先ほど、開館時間と閉館時間を間違えて言ったのではないかと思うのですが、8時閉館ですね。採決の結果議案第8号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第16号は、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号は、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例についてであります。委員より、基金の廃止については問題ないが、交付金事業の使途や区域などの条件はあるのかとの質疑に対して、執行部より、交付金事業について使途や区域の条件はなく町内全域で使用できる。今回はこの交付金を使い駅南のロータリーに観光看板を設置したとの答弁がありました。

採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号は、大津町中央公園公衆便所条例を廃止する条例についてであります。質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号は、町道の路線廃止についてから、議案第29号、町道の路線認定についてであります。

採決の結果、議案第22号から議案第29号までは全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号関連、平成24年度一般会計予算についてであります。農業委員会関係では委員より、歳出が前年度予算から12万3千円増加している要因は何か、執行部より、主な要因は労務費の増加となっている。内容は個人情報保護の観点から農業委員会選挙人名簿登録申請書の送付返送を郵送で行うもので、これにかかる切手代が増加要因となっているという答弁がありました。経済部農政課関係では、委員より、4農産業費の補助金で平成23年度は南阿蘇畜産へ20万円助成があったが平成24年度において減額されたのはなぜかとの質疑に対して、執行部より、南阿蘇畜協への負担金は市場の電算化負担金として平成23年度のみ単独予算で支出している。なお、畜産振興対策事業補助金は平成23年度と同額であるとの答弁がありました。委員より、総合交流ターミナルにおいて苦情の対応について町として指導、助言などを行っているのかとの質疑に対して、執行部より、交流ターミナル施設は月に1回定期的に状況報告をしてもらっており、その中で苦情や要望についての報告を受け対応状況などを確認している、今後もサービス向上に繋がるよう指導等を徹底していきたいとの答弁でありました。委員より、総合交流ターミナル施設改修工事の財源に国、県補助で452万7千円が計上されているが、なんの補助金を利用しているのかとの質疑に対して、執行部より、資

源立地地域対策交付金を利用している、総合交流ターミナル施設改修工事1千23万4千円に充てている。国の所管は経済産業省資源エネルギー庁で県を経由し、町に交付される。全国で469カ所の市町村が対象となっている。また、平成24年度から10年間交付期間延長がなされているとの答弁がありました。委員より、農業の法人化は1つの法人にまとめるのかとの質疑に対して、執行部より、17の集落営農組合を1つの法人化が目標だが、JAの現状を把握しながら集落座談会を開き説明していく計画であるとの答弁がありました。委員より、林業振興費の作業道舗装事業での作業道俵山線の工事はあとどれくらい残っているのかとの質疑に対し、執行部より、延長で約1キロ弱との答弁がありました。委員より、補助整備費の迫井手地区の道路舗装は以前は県でしていたと思ったが、町単独ではないのかとの質疑に対し、執行部より、幹線道路など県営補助整備事業計画にのっている町道は県営事業となるが、農道舗装については原型復旧の面で町が単独で舗装を行っているとの答弁がありました。

次に、商業観光課関係では、委員より、ビジターセンター駅改札業務委託の金額の根拠と、JRからの手数料の収入はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、シルバー人材センターに委託して駅の改札業務と、自動券売機のつり銭や切符用紙の補充の業務がある。委託費はシルバーの人材費が主で賃金の時間単価は平成23年度が770円で、平成24年度は880円で回転している。また1日17時間を3名で交代していて、最初の5時間を2名体制で業務を行っている。契約金額については1時間880円掛ける1日22時間掛ける365日で、706万6千400円となっている。収入については自動販売機の管理業務について、JRから月に1万円の年12万円で委託を受けているが、平成24年度からつり銭や切符用紙の補充をJRが行うようになれば、券売機の管理がないので収入は見込めないとの答弁がありました。委員より、国際交流員はなんなのか、今までとは違うのかとの質疑に対して、執行部より、語学指導等を行う外国青年招致事業には小学校・中学校や高等学校での語学指導に従事する外国語指導助手ALTと、地域において国際交流活動に従事する国際交流員CIRがあり、そのほかに地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員SEAがある。国際交流員の活動については町民の語学習得支援、幼稚園保育園の小中学校などに出かけて子ども達との交流、町民の国際理解のための交流活動、役場職員の語学習得支援、外国からの訪問者及びイベント等での通訳、大津町観光物等の通訳、在住外国人の相談対応、町民の外国旅行や留学の相談、国際交流事業の企画運営助言、大津町国際交流協会の国際交流事業への協力、その他町の国際化推進に資すると認められる活動が業務であると答弁がありました。委員より、CIR国際交流員をコンサルタントなどから紹介されたのかとの質疑に対して、執行部より、町がアメリカのヘイスティングズ市と姉妹都市宣言を結んでいて、その誓約書に我々は文化交流、自治体産業の発達、外国語教育、観光その他の広い分野において未永い友好関係を築くことを願ってここに誓約すると約束している。今まではALTとして大学の卒業生を紹介してもらっていたが、新たな事業として国際交流員について大学からの推薦をお願いしたとの答弁がありました。

次に、土木部環境保全課関係では、委員より、住宅用太陽光発電システム設置補助金は平成24年度に国が補助金を減額するので、町も減額することだが、それはどういう意味かとの質疑に対し

て、執行部より、国の補助金が下がれば町負担が増えるため補助件数を維持するために上限額を地場製造、地場製造以外とも、それぞれ10万円下げるという意味である。なお、国の補助については平成25年度に廃止予定であるので、平成26年度以降の町の補助をどうするかを検討も必要との答弁がありました。委員より、環境工場の建設用地が大津町になる可能性はあるのかとの質疑に対して、執行部より、組合の管内人口は約14万人おり50から100年先を見据えて候補地の選定を行った結果、中央ゾーンに決まった、大津町の候補地はセミコンや県から強い陳情があつているとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、平川の陳情はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、馬場の区長と相談して葉山馬場坂線は用地買収と馬場中央線は測量を上げているとの答弁がありました。委員より、以前の陳情で大津地区公民館分館の北側の井戸はどうなっているのかという質疑に対して、執行部より、新年度の予算で概略設計基礎調査を計上している。また高尾野と新小屋についても概略基礎調査を計上していると答弁がありました。委員より、村の里道と高尾野の町有地の道路はなぜ町道にならないのか不公平を解消しなければならないので整理の方法を考えるべきであるとの質疑に対して、執行部より、町道認定の基準は作ったが役場の中で、まだ、まとまっていない、また、整理が必要かと思つているとの答弁がありました。

都市計画課関係では、委員より、駅前楽善線用地はまだ買収していないところがあるのかとの質疑に対して、執行部より、大きなところはほぼ終わり小さなものが残っている、残っているもので主なものは雇用促進事業団くらいで今年中にできるだけ終わりたいと思うとの答弁がありました。委員より、雇用促進事業団の建物はかからなのか、買い取りの申し出はないのかとの質疑に対して、執行部より、本体の建物はかからないが附属の施設がかかるものと考えている。また事業団からは施設全体を買い取りの申し出があつているとの答弁がありました。委員より、県道大津植木線は都市計画道路から外したが今後はどうするのかとの質疑に対して、執行部より、都市計画道路としながら拡幅がいつになるかわからない状態で町民に迷惑をかけていた。県としては道路の拡幅は終わっていると判断しており、今後は道路維持と危険箇所の改修等を県へ要望していくとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第32号は、平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。委員より、緑資源幹線林道の維持管理はどこでしているのかとの質疑に対して、執行部より、町に移管されているので大津町が管理しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号は、平成24年度大津町公共下水道会計特別会計についてであります。委員より、新小屋の測量設計だが東部清掃工場の手前は区域外かとの質疑に対して、執行部より、区域外であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計についてであります。委員より、繰り越しの件だが現地調査時に補助金の話があつたが、詳細に説明を求めるとの質疑に対して、執行

部より、今年度は国庫補助の交付決定が7月中旬で、前年度より3カ月遅れたため工事着工が遅れた。また平成24年度の農業集落排水事業は国庫補助となるかどうかが不確定と県から連絡があり、今年度で工事完了したいため11月に残りの工事を発注したが、迂回路の確保や通行止めができず多々良区の2本の繰り越しをお願いしたものと答弁がありました。

採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号平成24年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。委員より、ある企業が減水されるようだが工業用水に影響があるかとの質疑に対して、執行部より、多少の減水はあると思うが大きな影響はないと考えるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第1号、平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。質疑はなく、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨさん） こんにちは。ただいまから、文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第9号、議案第10号関連、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第30号関連、議案第31号、議案第34号、議案第36号の12件です。当委員会は、審議に先立ち、3月12日午前10時より8カ所の現地調査を行い、13日、14日、15日、傍聴の申し出により大会議室において午前10時より執行部の説明を求めながら議案の審議を行いました。審議の前に、岩尾福祉部長、松永教育部長より平成24年度の重点政策について述べられました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第9号、大津町歴史文化伝承館条例の制定についてです。委員より、使用料により減免規定があり、使用料の規定もあるが事前に登録した団体に貸し出すなら使用料の規定はいらぬのではないかと質疑に対し、執行部より、登録は条例目的に合えばどなたでもできますが、減免については公益性とか団体の活動内容で判断したいと考えていますので、利用料の規定を設けていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号関連、地域の自主性及び自立性を高めるための改正の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

委員より、自主性を高めるとあるが今までにも自主的にやっているのではないかと、図書館法が変わったからではないかと質疑に対して、執行部より、図書館法によって運用していました。図書館法15条の任用基準が削除され条例で定めることになりましたとの答弁がありました。

採決の結果、議案第10号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第12号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、移譲する前は条例に基づいて地域に利用されていたが、今後は条例での縛りはないのか、基本的な使い方の継承はとの質疑に対して、執行部より、条例の分館としての機能は廃止、地区の公民館として活用していただきますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、スポーツ基本法改正のポイントはなにかとの質疑に対して、執行部より、これまでのスポーツ振興法が50年ぶりに改正されスポーツ基本法となる。特にスポーツ団体の役割についての規定、学校における体育の規定の位置づけ、地域スポーツ振興計画の策定などが盛り込まれているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。委員より、大津町は福祉の町づくりを進めてきたが、若草学園の指定管理者委託が平成24年度で1期目が終了する、その報告はどのようにするのかとの質疑に対し、執行部より、指定管理者委託については福祉の切り捨てではなく、専門的な部分で充実した施設運営を目的にしている。指定管理者委託の効果の経過等については、現在指定管理者選定委員会で報告が行われています。議会への報告も考えていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてです。

福祉部医療保険課。委員より、介護給付費の見込みについてこの数値は最高値で見込んでいるのかとの質疑に対して、執行部より、高齢者人口については熊本県からの人口推計方法を用い、それを基礎に給付費等について国からのワークシートに必要なデータの入力等を行って推計していますとの答弁がありました。委員より、介護保険準備基金の取り崩しで保険料を140円引き下げるとのことですが、今後の経済情勢によっては基金の積立はできないかもしれないとの質疑に対して、執行部より、毎年度の決算により国、県、町等の所定の負担率で精算し、尚相当の繰越金があれば介護保険準備基金に積み立てることはできる、また第5期中に介護保険給付費の不足が生じた場合は熊本県介護保険財政安定化基金により借入れを行い、第6期計画ではその返済分と給付費の増加分の両方を盛り込むところの保険料の増加が必要になりますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例についてです。

質疑はなく、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例についてです。

質疑はなく、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号関連、平成24年度大津町一般会計予算についてです。

福祉部健康福祉課。委員より、健康推進係が子育て健診センターに移動するということが、業務も子育て支援課と一緒にするのかとの質疑に対して、執行部より、子育て健診センターに保健師が常駐するようになるので、子育て関係の相談事業はし易くなると思われる。業務内容については総合的に検討しますとの答弁がありました。委員より、子宮頸がんワクチン接種率の目標値はどれくらいかとの質疑に対して、執行部より、高校1年で30から40%を計上している、大津町の受診率は低いほうで受診率向上による予防に努めていきますとの答弁がありました。

福祉部保健医療課。委員より、高齢者外出支援事業について熊本市のように高齢者にバスカードを出したりする便利なものはないか、郡内の状況はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、大津町では高齢者外出支援事業により外出の支援を行っているが、タクシー代の概ね4分の3を助成している、郡内の状況は菊陽町は委託で実施しているが利用は少ないとのこと、菊池市は乗り合いタクシーを運行しており、合志市も大津町と同様の移送サービスがあるが、郡市の中で利用が多いのは大津町ですとの答弁がありました。

教育部子育て支援課。委員より、家庭的保育事業について受け入れ人数を5人までとする理由、事故が起きたときの責任対応について、保育料について、保育ママとして適正と判断する基準はなにか、チェック体制はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、1人で3人まで預かるというところで始まった事業で、実績を基に目が届く人数は保育者2人で5人までです。家庭的保育全国連絡協議会保険での対応、通常の保育料の7割程度で昼間の8時間は保育時間、また給食費は別途5千円程度で延長料も別料金、保育ママの適正基準については保育士資格勤務経験があり県の研修を受け町要綱に定める要件を満たした人、連携保育士を大津保育園が指導する。また週に1、2回は支援者が家庭的保育事業所を訪問しますとの答弁がありました。委員より、待機児童の人数はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、平成23年10月1日現在で37人、10月から1月までに60人程度の入園申し込みがあります。待機児童が多いのは、出生率が上がっている影響だと考えられます。本年度新設の保育園ができるが、初めから90人は無理ですが、3月には90人を確保し、4月には120人定員を考えています。0、1、2歳の家庭保育事業は県の動向や制度の一体改革で進めている新子どもシステムから検討しますとの答弁がありました。

教育部学校教育課。委員より、通学区域及び教育施設検討委員会委員は青少年健全育成協議会委員と同じか、また美咲野小学校の校区は決まったかとの質疑に対して、執行部より、委員については別である。美咲野小学校の校区については地元説明会を踏まえ、昨年規則の改正を行っていますとの答弁がありました。委員より、事務局費の非常勤職員報酬の特別支援補助員について、例えば30人学級になった場合でも、このように町から非常勤職員を配置する制度については変わらないのか、非常勤職員を容易に配置するのではなく、その活用の効果を検証してよりよきものに改善していくサイクルを完成させていただきたいとの質疑に対して、執行部より、特別支援教育については最近は国も教員への研修や保護者への啓発など力を入れているところです。また、学習障害については教員ではなかなか見抜けないうところもあります。学校現場においても以前と違い変わってきています。落ち着いた学級の中で自立できる子どもを育成するために必要に応じて特別に配置させていただいていますと

の答弁がありました。委員より、学校教育指導員のシステムはどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、学校教育指導員については昨年度は3年未満の先生を対象にしていますが、今年は5年未満37人を対象に授業の参観と授業指導など1人年4回の指導を行っています。本来教職員の指導は学校長や教頭が行うところですが、若い先生について集中的に行うことと、第三者の立場で指導してもらうこと、教材研究へのアドバイスなど効果が上がっていますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課。委員より、文化団体への補助金で梅の造花保存会への補助額は幾らか、また補助金額の増加の理由は何かとの質疑に対して、執行部より、29万円で昨年度より10万円増額です。今回は花びらの紙代が主なものですとの答弁がありました。委員より、全国大会出場等激励金について他の市町村の取り組みはどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、大津町は県内でもいち早く要綱を定めました、菊池管内は大津町の要綱を参考にされました。現在の要綱は文化部門まで含まれており、他に例があまりないようですとの答弁がありました。委員より、体育施設等管理公社の解散に伴い職員採用試験が行われましたが、採用の条件、方法はどうなっていたのかとの質疑に対して、執行部より、5年以上の民間企業等職務経験者を対象に一般行政職として採用試験を行いました。教養、論文、面接等が行われ4名の応募のうち2名が合格しましたとの答弁がありました。

教育部公民館。委員より、19負担金、補助及び交付金等の文化事業助成金450万円は有効に利用されているかとの質疑に対して、執行部より、補助金は有効に利用され補助率を下げるよう努力している。町民の文化資質を高める機会が都市部に比べると低いのが現状である。回数や金額も限られているが、文化の資質を高めるための努力はしていますとの答弁がありました。

教育部図書館。委員より、移動図書館の利用状況及び返却状況はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、火曜、木曜と21カ所を巡回しており年間約5千冊を貸し出しています。返却は図書館でもできますし、幼稚園等を通じて返却をお願いしています。一般の方の貸し出し返却もできますので利用があります。図書館での未返却は1カ月返ってこない本が1千冊ほどあり、2カ月返却がないと電話督促を行っています。町外や在勤で転居された方の未返却で2年を経過したものが12冊ありますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計予算についてです。

福祉部保健医療課。委員より、国の療養給付費負担金が2%減って県の調整交付金が2%増えるということだが、総額として金額が減っているのはなぜかとの質疑に対して、執行部より、今回国の施策変更がありその2%の説明をしましたが、国の療養給付費負担金と県の財政調整交付金については算定の方法が同一ではありませんので差額が生じています、また今回の変更については総額として減少することがないよう熊本県にも情報提供をお願いしていきますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、平成24年度大津町介護保険特別会計予算についてです。委員より、昨年の議会先進地研修では、特別養護老人ホームのように規模の大きい施設から民家を改築したり、少人数規模の施設によりお世話をしていく考え方がある。今回の第5期計画は全てを網羅しているものの特

色がないと思うがとの質疑に対して、執行部より、平成24年度の予算では介護予防を積極的に展開し近い将来の介護給付費の抑制に繋がる取り組みを進めます、埼玉県和光市では新規に要支援となる方の率が大津町での5分の1程度です。要因は一般施策メニューを充実させて介護保険を利用するより、一般施策のサービスを受けるほうが楽しいとのことで、認定率が低い状況がありますとの答弁がありました。委員より、介護予防事業の講師謝礼、介護予防はつらつ元気づくり事業委託、任意事業費のホットライン体制整備事業委託はどのような内容を予定しているのかとの質疑に対して、執行部より、講師謝礼は音楽療法士を講師として、各事業所の職員に音楽療法の講習の実施と認知症サポーター要請講座の講師謝礼、3B体操と太極拳の講師謝礼です。また介護予防はつらつ元気づくり事業は社協と、つつじ山荘と、大塚の里へ委託し、元気づくりの共通プログラムを実施します。ホットライン体制整備事業は安全センター株式会社に委託し24時間体制で見守りをし、またお元気コールで相談を受け、独居老人約120名への安心安全を図るものですとの答弁がありました。

採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてです。

福祉部保健医療課。委員より、特定健診の受診率の目標設定についてどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、平成23年度での後期高齢者医療広域連合での目標は約20%となっていました。しかし実際の受診率は平成22年度の実績が10.8%でかなり乖離したものとなっていました。平成24年度についてはそのあたりを踏まえたことや改定される保険料への影響も考慮して、実態に見合った目標の設定となっていますとの答弁がありました。委員より、人間ドックの周知はどのように行うのかとの質疑に対して、執行部より、4月の広報で行います。既に実施している町での事例を参考として30名の枠を設けていますので、今後の動向をみて周知のあり方を含めて検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から開会します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時11分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号関連、議案第11号、議案第21号、議案第30号関連の4件であります。

当委員会の審議に先立ち3月12日に現地調査を行い、13日及び14日に委員会室において執行

部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第10号関連、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

委員より、住宅に関する賃借関係で私は暴力団とは関わりありませんという項目を盛り込み署名しなくてはならないが、町営住宅入居者からの手続きではどのようになっていますかとの質疑があり、執行部より、暴力団員排除の条例を平成24年3月に提出している。入居者から契約書に替わり請け書をもっている契約には盛り込んでいない、今後検討するとの答弁でした。委員より、町営住宅の作りは単身者用にも作られているのか、単身者の募集を行っているがされているのかとの質疑に対し、執行部より、町営住宅は今までの建設の趣旨から単身者の間取りはありません。しかし、立石、西嶽、北出口の各団地につきましては、要綱を定めて募集を行っており、今のところ足りておりますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、大津町税条例の一部を改正する条例について。委員より、たばこの税金は全体でどのくらいですかとの質疑に対し、執行部より、現在1箱410円のうち税金は264.4円でそのうちの町税は92.36円です。なお、今回の改正により92.36円が105.24円となりますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について。委員より、最近無縁仏関係で例はあるかとの質疑に対し、執行部より、1人暮らし高齢者の死亡で地域での葬儀ができず、町が葬儀を行ったケースや、地域の共同納骨堂に骨壺が捨てられていて町が供養しお寺に安置を行ったケース、電柱移設工事の最中に骨壺が発見され、町が供養しお寺に安置したケースなどがありますとの答弁でした。委員より、元老人ホームの無縁仏の骨壺も利用するのかとの質疑に対し、執行部より、元老人ホームの骨壺が50個あり、お寺に預けている部分を含めて50個以上となります。新設する納骨堂の町割り当てが50個程度ですので、整理して納骨するということになりますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号関連、平成24年度大津町一般会計予算について。議会関係。委員より、委託料の筆料反訳料作成の契約方法についての質疑に対し、執行部より、4業者による見積もり入札を行いましたとの答弁でございました。

総務課関係。委員より、全国町村会総合賠償補償保険の適用範囲についての質疑があり、執行部より、施設の瑕疵や、業務上の過失による事故を対象とします。本年度は道路の陥没による車両の破損、体操教室での負傷、公園ベンチでの転倒等に対応しました。委員より、町長選挙と町議会議員選挙を同時に行うとすれば、いつ行うことができるか、また任期についてはどうなるかとの質疑に対し、執行部より、同時選挙については特例法により1月9日から2月13日までの間にはできることになっ

ています。任期については町長の任期は変わりますが、議会議員の任期は変わりませんとの答弁でございました。委員より、消防学校には何名入校する予定ですか、また消防団の定員は何名ですかとの質疑に対し、執行部より、消防学校の入校者は初級幹部科に各分団から3名の24名、中級幹部科に時期分団長候補者の8名、及び本部班長1名の9名、合計で33名が入校予定です。平成24年度から女性隊員科が新設されましたので、5名の入校を予定しています。定員は630名ですとの答弁でした。委員より、女性消防団員は役場職員だけですかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度に11名増員し現在15名となっています。そのうち10名が役場職員で5名の方が一般の方ですとの答弁でした。

会計課関係。委員より、基金の預金先の金利はそれぞれ違うのかとの質疑に対し、執行部より、1年定期は0.03%だが、大口小口と金額によって利率が違う、大体どこの金融機関も同じであるが新規の定義のときは利率を上げるよう要望しているとの答弁でした。委員より、土地開発基金の変動があるかとの質疑に対し、執行部より、生涯学習センターの西側道路用地の買収に使っていますとの答弁がありました。

税務課関係。委員より、本田技研熊本工場による人員の配置転換について町への影響はどのようなことが考えられますかとの質疑に対し、本田技研熊本工場からの特別徴収者が町内で約700名おられ1人当たりの町税額は平均で30万円程です。例えば100名の方が町外へ転出された場合、3千万円の減収となります。平成24年度については、平成24年1月1日現在の住所地で課税されますので、影響はないと思われれます。本田の従業員数は3千900名のうち正社員は3千200名、町内に住んでいる方700名で来年以降影響があると思われれますとの答弁でした。委員より、全管理職で夜間徴収を行ってはどうかとの話があったが、どうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、5月と11月の年2回、部長級7名、総務部内課長4名、保険医療課長1名と管理係4名の12班体制で夜間徴収を行っていますとの答弁でした。

住民課関係。委員より、町営住宅の現在の滞納状態はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、過年度分につきましては2月末現在の調停額2千722万5千250円に対して、収納額は610万7千860円で収納率22.43%です。前年度が18.05%ですから、4.38%の収入増となっております。現年度につきましては調停額1億5千146万2千230円、収納額は1億2千418万7千620円で収納率は81.99%、前年度比3.8%の増額となっておりますとの答弁でありました。委員より、滞納者での訴訟は何人おるか。連帯保証人に対してはどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度は46名の滞納者に対して80名の保証人通知を行い約610万円の債権回収ができました。保証人通知の効果がでております。明け渡し訴訟は新年度からの手続きとなりますとの答弁でございました。

人権推進課関係。委員より、講師謝金はどのような内容を予定しているかとの質疑に対し、執行部より、人権教育交流支援事業の講師謝金については学習会の講師として、小中高校の先生の謝礼を小学校延べ292人、中学校延べ132人、高校延べ74人、計延べ498名を予定しております。人権啓発福祉センター運営費の講師謝金については、隣保館で37万円、児童館で6万円を計上してい

ます。主な内容は人権啓発講演会6万円、太鼓教室など各種教養講座等27万円、児童館の教室6万円などを予定していますとの答弁でございました。

企画課関係。委員より、元気大津づくりの活動の登録者数と、水水の換金額についての質疑に対し、執行部より、登録者数は平成22年度末で1千16名、平成23年12月現在で1千84人とわずかですが増加しております。換金額も平成22年度が13万3千円で、平成23年度が18万4千円で増加していますとの答弁でした。委員より、新エネルギー関係の職員派遣についての質疑に対し、執行部より、経済産業省新エネルギー庁への派遣職員は今年度で帰任して、新エネルギー関係の情報収集などを行う予定です。また新年度には経済産業省新エネルギー庁、また熊本県新エネルギー産業振興課に計2名の職員を派遣する予定であります。

企業誘致課関係。委員より、大津町の企業で閉鎖数はあるかとの質疑に対し、執行部より、室地域で倒産1件があります。また南部工業団地で事務所の譲渡が1件で本事業所は継承されておりますとの答弁でした。委員より、企業訪問等はどうしているかとの質疑に対し、執行部より、熊本県東京事務所などを訪問し、企業情報の収集を行ったり物件等の紹介をしている。企業イベントにも参加し町のピーアールを行っておる。今年度の状況ですが熊本県全体で31件の立地協定があっております。そのうち大津町では、工場増設、機器増設等で立地協定を4件締結しております。その他工場増設では、別に4件、空き工場等へ新たな企業が小規模ですが2件あっておりますとの答弁でした。

採決の結果、議案第30号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 文教厚生常任委員会の報告についてお尋ねをいたします。

議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正案は、大津町若草児童学園を民間に譲り渡すことを前提とした、その譲り渡し先を選定する委員さんの報酬を新たに設けるようになっておりますが、ご承知のとおり若草児童学園は知的障害を持つ子どもさんが生活をし、またそこから学校に通うという障害者の施設としても、県下にもそうたくさんある施設ではございません。そこでこの条例改正にあたって委員会におきまして一番重要なのは、子ども達は施設が民間になったときの心配等はたぶん理解できないと思います。これは障害があろうとなかろうと理解は難しいかと思しますので、障害を持つ子どもさん達の保護者の皆さんが、こうした民間に施設を譲り渡す、経営を譲り渡すということについて十分に納得、同意をされているのか、委員会の中で確認をなされたかどうか、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長鈴木ムツヨさん。

○文教厚生常任委員長（鈴木ムツヨ君） 審議に先立ち岩尾部長より、今年度の政策が述べられました。

この本会議の中で、質疑がありまして保護者に説明をさせていただいて、保護者の方から今の施設の方に継続していただきたいという話をされたという話は私たちが聞かせていただいたところです。その中で、指定管理者の平成24年で終わりますが、指定管理者の説明どういうふうな指定管理者が行われてきた民間移譲ということでなく、民間のノウハウをですね指定管理者は民間の良いところをとって経営をお願いしているというところで説明がありましたので、指定管理者までの報告があつていませんで、私たちが判断材料をもらっていませんので、ちゃんと議会の中でそれを報告していただいて、それから考えていきたいというような委員会の中での話で、検討をしたかということでは部長の話を聞かせていただいただけで安心するという部分ではありませんが、納得したというところで、ご報告いたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員会委員長の報告に対して質疑を行います。

一般会計の議案第30号関係でありますけれども、この中で総合交流ターミナルの施設改修工事についてであります。私も、一般質問等で取り上げまして、問題にしております。実際前指定管理者は赤字決算を出されているのに、そこに社名を変えながらも、その1社しか手を挙げなかったということで、これは社名は変えたといひましても引き続きそこが指定管理を受けたと考えてもいいのではないかと思います。ということで問題は多々あると思いますので、その赤字を我が大津町がそういった間違いを起こさないためにも、こういった施設改修工事の1千23万4千円というものが、改修計画というものがきちんとした中長期的な計画書に基づいて行われるのか。ただ単に老朽化したものを修理をするということなのか。またその施設は、指定管理者制度においてタダでその指定管理を委託するというのでありまして、町に売上の一部を、利益の一部を寄附とかそういった形ですることはないということでもありますので、1千万からの町民の税金、一部は国、県の補填もあるということでありましたが、それを使うということやはりきちんとした、そういったものの積算の根拠というものが必要になると思います。町の方々がそういった施設において、利益を受けてそしてまた1千万円以上も改修費用をかけて町民の方々が良くなったと、利益を被るということが大前提になくはないと私は考えます。すなわち、公益性というものがタダで貸す施設に、そこを修理をしてあげてどこに存在するのかということでもあります。1千万円かけても1億円かけても、それ以上の費用対効果、町民の方々から喜ばれてそして存続させなければならないという、大儀名文があるならばその1千万円というものも安いというものかも知れませんが、その算出の根拠というものが見えませんので町民の利益になるかどうかということと考えた場合、タダで貸して修理までしてあげるといふことに、どこに町民の利益が存在するのかお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済建設委員長坂本典光君。

○経済建設委員長（坂本典光君） 私が今ここで記憶している範囲によりますと、この議案に対する質疑は提出された執行部にされるべきだと、そういうふうに私は、審議の内容は先ほど説明したとおりです。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 総務文教常任委員会で審議がなされました、議案第14号特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を修正する条例について、委員会の報告では可決すべきものと決したというご報告がございましたが、この若草学園を民間に譲り渡すという大変重要な問題でございますので、この議会で結論を出すのではなくて次の議会に向けて継続審査とされることを動議として提案をいたします。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ただいまの動議に対して賛同をいたします。

○議 長（大田黒英生君） これから議案第14号特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を修正する条例に対する継続審査申し出書の動議が荒木俊彦君、他1名から提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立しました。したがって、発議者を代表して荒木俊彦君に趣旨の説明を求めます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第14号に関連するものは、大津町立として1964年、今から38年前に設立をされました若草児童学園。これを検討委員会を立ち上げて民間に譲り渡すと、いわゆる民間移譲を前提とした条例案となっております。しかしながら若草児童学園は児童福祉法第42条によって規定されている障害者の施設であります。ご承知のとおり知的障害を持つ子どもさんが、この施設で生活をしております。先ほども申し上げましたが、子どもさんが自分たちの施設が民間に譲り渡されることについて、問題とか嫌だとかはなかなか言えるものではございません。そこで、せめてその保護者の皆さんの同意を取り付けること、確認することが最低条件ではなかろうかと思うわけがあります。児童福祉法第42号のこの施設は、子どもさんに障害があると同時に、その子どもさんが家庭できちんと養育をすることができない、養育は困難であるとそういう認定を受けた子どもさんがあの施設でいわばやむなく生活をなさっているわけであります。ですから先ほど委員会委員長にお尋ねしたところ、役場担当職員のほうからは保護者の同意を得ているかのような説明があったようですが、こういう大事な施設でありますので、直接当議会が、あるいは委員会が、保護者の皆さんとお会いをして本当に民間に譲り渡されてしまうことに納得をしているのか、同意をされるのか、これを確認する必要があると思うわけであります。また町づくり基本条例におきましては、町が進めるこうした施策、これは企画段階から計画立案にいたるまで丁寧に町民と対話を重ね説明をしながら進められております。つまり町づくり基本条例にも反することになりかねないと思うところであります。こうした保護者の問題、町づくり基本条例上の問題を抱えている、この議案第14号につきましては更に慎重審議を行い本議会におきましては、継続審査にして更なる慎重な審議を求めたいと、そうい

うことで動議の提出趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

永田和彦。

○12番（永田和彦君） 質疑を行います。14号については趣旨説明というものは、きちんとあっておりますので、委員会ではまだ詳細な説明が実際あっております。実際、今、私がみているのは、若草学園条例です。この条例の中にも児童福祉法に基づいてこの条例は作られておりますので、この児童福祉法に違反されていると思われるのか、この条例の中に指定管理による管理が可能であるということが明記されておりますので、この条例からするならばこの趣旨説明を受けたあとに指定管理者による管理がすでに行われていて、なんら支障がなかったということで我々は民間の力を借りて今まで何か不具合があったのならば、この指定管理さえも駄目になるのかなというふうな判断はしたわけですが、児童福祉法による違法性というのはなかなか考えにくいかなと、国の流れといいますのは民間でできることは民間でということ、すでに早くから進めておりますので、法令的なものとか条例的なものには問題があるという動議ではないのかということですね。法令、条例に対しては何らないと考えますので、その点についての違法性があるのならばやはり問題があるのかなというふうに考えられますので、その点についての質疑を提出者に求めます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 結論から言いますと、児童福祉法に違反をするからということでの提案ではございません。児童福祉法によって設置された障害者の施設というのはいろいろあるということです。障害を抱えている人が自宅通う施設とか、あるいは作業をする施設とかありますけれど、若草児童学園については自宅で親なりあるいは保護者が、その障害の子どもをきちんと養育できないと、家庭的な問題を抱えている子ども達が、いわゆるやむなく施設に来ているという、この若草児童学園の同じ児童福祉法の施設の中でも非常に特殊なものであるということを行ったわけでありまして、ですから家庭的な問題というのは親とか保護者の皆さんが普通の、普通のと言ったらあれですけど、障害を抱えている子どもを養育をできないというようにされているわけですから、その親御さんの判断も民間委託は嫌だということもなかなか言い出せない可能性があるのではなかろうかと思えます。現在指定管理になっております。それは承知しております。しかし、指定管理制度は完全民営化ではないですね。ですから今は公設民営ですね、しかし今度の条例は完全にあの施設そのものを全部民間に譲り渡してしまう、経営も譲り渡してしまう。ですから今やっぺらっしゃる方が問題があると言っているわけではありません。もし今の方が移譲先としてなったら安心かということ、そうは言えない。民間になってしまえば、その経営者はいつ変わるかわからない。あるいはその民間がほかの福祉法人なりにまた転売することだって不可能ではない。経営者が変わったら、また問題がもし起きたとしても行政は大津町としては立ち入ることはできないし、議会はまして全くタッチすることもできないということ、私は心配して、この動議を出したということです。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第14号に対して出されました動議に対して、反対の立場を表明いたします。先ほど質疑で申しましたとおり、この若草児童学園はきちんと条例で定められたとおり運営がなされております。そしてまた委員会の中で、指定管理者制度による不具合という点も聞き及んではおりません。しかしながらその条例よりも、児童福祉法というものが存在します。ということは町が民間に移譲したと専門の民間にノウハウを持った業者でありますけれども、そういった学校法人ですか、ものに移譲したといたしましても、その児童福祉法の監視監督下に存在するものでありますから、そしてまた、この大津町が関与できないということも先ほどの答弁でも言われましたけれども、やはり児童福祉法に守られたそういった学園であるならば、管理がそういった設定がないというものは考えられませんし、そういったものに対して町としての姿勢というものもきちんとこれから作っていかなくてはならないとそういうふうに思います。あくまでも児童福祉法の管理下にあるということが大前提でありまして、法治国家はその法律を十分に理解しながら運営して町の経費もできる限り落としていって、税負担を少なくするというそういったコストの面の考え方も存在します。ですから民間のノウハウを指定管理者制度で使わせていただいた、更にそれから先に民営化というような形で同じ人間がするものでありますから、そういった形でやるのも1つの時代の流れの一貫ではないかと思えます。あくまでも法令巡視でやっていただくということが大前提になるというものがあると思えますので、この動議に対しては反対の立場を表明いたします。どうか皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ただいまの動議に賛成する立場で討論を行っていきたいと思います。確か若草学園合併して当初の坂本町長時代に作った施設かと思えます、当時から大津町福祉の町として県内でもすごく力を入れた町だというふうに評価されていたと、そのように感じているところです。以来、大津町の役場が直営で職員が運営していたと、そういう時代がずっと続いてきました。私は残念ながら若草児童学園には行っていませんけれども、ここにおられる部長級も確か町長も学園で仕事をされたと思えます。直接障害者の皆さんと接すること、非常に重要なことだと思います。残念ながら指定管理者になって直接障害者に接するというのも、町の立場としてはできなくなった。私は福祉に関すること特に庁舎内で福祉に携わる人はそういった実務的な実際に障害者と接することによっていろんな勉強ができると、そのことを町政に生かしていくというのは非常に大事なことだと思っております。私は、法にかなうってことは一番大事なことだと思っております、でも利にかなう、情にか

なう、そういったことを考えて政治をやっていく町政をつかさどっていくというのは非常に大事なことでと思います。それから私ごとで恐縮ですけれども、学生時代にさようならCP上映の運動を行いました。それは脳性小児麻痺の人がコロニーという隔離した施設で今までは過ごしてきたけれども、自分達も町にでたいというそういう運動をしました。今はバス障害者もどんどん乗れるようになりました。ところが当時はあんた達は乗れんのだということで、排除していった。そういった映画上映でした。今は誰でもが安心して暮らす、歩道やらバスとかそういったものが障害者も高齢者も、もちろん健常者も暮らしやすくなるような、そういったことを障害者のそういった運動で作ってきたんです。私は先ほど荒木議員の入所施設を利用している障害者はわからないという前提で言われましたけれども、私は決してそうじゃないんじゃないかと、我々がもちろん保護者の意見を聞くということは大事です。一番大事なのは利用している子ども達にも意見を聞くという、そういったこともやはり必要なんだということを申し上げて動議に対して賛成の表明をしたいと思います。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 私は動議について反対の立場を表明し、討論を行います。

保育園やあるいは幼稚園については、皆さんご存知のとおり福祉法人で運営がなされているわけですね。それを今、幼稚園、保育園あたりが今民間運営をされていて、何か不都合がございますでしょうか。大津町において今待機児童がたくさんいる中で、保育園の運営をしていただきたい、あるいは拡張していただきたいとか、いうのについても、今、町としてはそういう民間である福祉法人にお願いをしている、そういう状況がある中で今の私は民間に移譲したとしても、何ら心配されることはない逆にそういう面では、今民間の方達も本当にしっかりと取組んでいらっしゃる、そういうふうな中では行政も移管した後についてもしっかりとまたそういう指導をしていただいでやっていけば、私は心配することないというふうに考えております。そういう意味から私は動議について反対の立場を表明させていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

荒木俊彦君ほか1名から提出された動議について採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方はご起立ください。

〔起立少数〕

○議 長（大田黒英生君） 賛成少数です。したがって、荒木俊彦君以外から提出されました動議については否決されました。

しばらく休憩いたします。3時10分より開会します。

午後3時00分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

全部の議案に対しての討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は議案第14号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を修正する条例について、いわゆる若草児童学園を民間に売り渡す、譲り渡す、そのための選定委員会の条例について反対を表明するものであります。先ほど法にのっとっていたら問題はない、あるいは民間の保育園や幼稚園もあるのだから民間に譲り渡しても問題はないという討論がございましたが、民間の保育園をあるいは幼稚園を見てください。私の知っている保育士は民間の保育園に雇用されて数年で結婚・出産と同時に職場を辞めざるをえない、そういう状況になっております。わずか数年です。民間に現在は公設民営という形で指定管理、聞くところによると現在の若草児童学園の運営も、要するに儲かっていない黒字はでていないどころか赤字が発生しているという状況だそうであります。つまりこれを完全に民営化するということは、民間の業者は利益を出さなければ施設をずっと運営していくことは不可能であります。また利益を出すために民間が手を挙げるわけがあります。今でも指定管理のときに赤字の施設であるならば、民間に完全に民営化されれば黒字を出すためにどうするか、あそこで働く人達の賃金を法に触れなければ最低賃金に引き下げればいいわけです。儲かるわけです。あるいは法に触れないすれすれのところまでサービスの質を落とせば、更に利益は増えるでしょう。それが法に触れない、だから問題ないという民間委託の実態ではないでしょうか。誰も例えば請け負った民間の法人あるいは会社が、その経営者がボランティアで民営するようなことはあり得ない、またもしそうだとすると、そういうものは続かないということになってしまうことは明らかだと思います。児童福祉法で私が触れたのは、本来ならば障害があっても家庭で養育をされて施設に通えば本当は良いわけですが、それもままならない子ども達が若草児童学園で療育をされているわけです。そういう施設をまた大津町は福祉の町として有名になった、福祉に力をいれてきたと、その象徴的施設でもある若草児童学園を民間に売り渡すことは到底認められないという立場から反対を表明するものであります。

次に、議案第15号大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。この介護保険料の値上げ4千800円から5千100円にまたもや値上げです。3年おきに介護保険料が改定されてきましたが、値上げに次ぐ値上げで更に65歳以上の保険者の負担率は、これまで20%だったものが21%、つまり高齢者が増えれば増えるほど、高齢者が増えれば介護のサービスも当然増えるわけですが、それに応じて保険料が引き上げられていく、更にその割合まで増やされていくと。これは一面では確かに今の法律では値上げせざるを得ないという面もございますが、私はあえてこの制度そのもの根幹これが高齢者をどんどんサービスを使えば保険料がどんどん上がっていくよと、社会保障はどんどん悪くなるぞと、それが嫌ならもっと金を出せという脅しにも似た悪循環を作り出す法律の根幹これを正さなければならぬ、そういう立場からこの介護保険条例の一部を改正する条例

について反対をするものであります。

3つ目に、議案第30号、平成24年度大津町一般会計予算についてであります。今回国民健康保険へ法定外の5千万円の繰り入れなど確かに評価するものも大半であります。しかしどうしても納得できない問題があるので、これを指摘して討論したいと思っております。1つは人権啓発人権教育の予算であります。先ほど委員長の報告で人権教育交流支援事業が未だに特定の地域で夜間、年間延べ約500人の教師がここに出かけて行って、いわば課外授業のような形で行っております。それだけでなく教師は本当に多忙な状況に追い込まれている中で、しかも時給が約2千円ですか、約2千円の時給を謝礼という形で支払うということは、同和問題の解決には決して繋がらない。実は、ちょうど同和特別措置法が廃止をされて10年経ちました。それで全国ではこうした特別扱いはやめてくれ、その同和地域の、かつて同和地域と言われていた地域の保護者が声をあげて止めてくれと、もう普通どおりにしてくれという声があがってこれを中止をしている自治体も県内にもあらわれている状況であります。法が失効したあと、同和地域あるいはその対象者ということではもう決めることはできません、指摘することもできません。本当に同和問題は解決できない問題ではない、まして子ども達に差別に負けない心、こういったものを教育するという大義名分が言われておりますが、確かに同特法がある時代は、ある地域のある人達がいわれのない差別、人権侵害を受けていた、そういう時代だったらまだ合理性がございしますが、今は大半が解決をしてどこに住んでいようと誰であろうと差別されることもあるし、反対に差別することだってあるんですね、ですから誰が差別する人になるか、誰が差別を受けるか特定できるようなそういう状態ではございません。ですから同じ町内の子ども達として特別扱いは止めることが同和問題の解決に繋がる、このことを改めて指摘しておきたいと思っております。それから若草児童学園の民間移譲先選定委員報酬、これが障害者福祉費の中で、その委員さんの報酬が掲載されております。障害者福祉には逆行する予算ということで、あわせて反対を表明するものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は14号、15号に対しまして賛成の立場、そして30号につきましては反対の立場で討論をいたします。まず14号であります。特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど動議も出ましているような言葉も言いましたので、そういった点は省きながら結局は民間でいろんな取り組みをなされているところが非常に効果を上げている、例えば大津町で申しますならば三気の里やそういったものも実際存在するし、いろんな形で民間のノウハウというものをやはり利用したほうがメリットは強いと思われれます。もちろん児童福祉法にのっとって、いろんな税金がそこに投入されることによって国も監視を強めるということで、違法な施設にはならないと私は思っております。そしてまたいろんな形で、そういった障害児の方々を守らなければならない。15号につきましては介護保険の適用、いろんなことを考えましても介護保険は存続させねばならない、しかしながら経費が上がるのは嫌だ、いろん

な面がありますけれども、私はこの14号、15号を考えたときに、やはり避けて通れないのが経費の問題だと思います。この経費の根拠がなければ成り立たない部分は多々あるということです。私も耳障りのいいことをここでいっぱい並べたいです。そして永田議員は良い人だなと言われたいです。しかしながら、経費は避けて通れないことなんです。そういったことで14号あたりもやはりここで選定委員会というもので選定、言うならばそこで厳しく、そういったいろんな面から、その選定指名に値するのか、民間移譲に値するのかというのを深く審議される1つの委員会がやはり必要ではないかと、我々のノウハウ以上の方々を集めるのです。そしてそういったいろんな角度から、いろんな意見をいただいて、より良きそういった若草学園の運営がなされるように希望しておりますので、そういった面で考えますれば経費の面、そして内容の充実、そういったものをかみ合わせてやはり14号は必要だと私は考えますので賛成の立場を表明します。そしてまた15号につきましても、この介護について私が最近読みました面白い本の中に、「大往生したければ医療に関わるな」という本を読みました。なかなか面白い本で、人は死ぬ前に介護地獄に合わなければ死なせてもらえないというような言葉も出てきます。そこにはいろんな介護に携わった院長先生が書いた本でありますので、信憑性が高いものがいっぱい書かれておりました。何年間も鼻から管を入れられて、栄養剤を入れられて、体がだんだん萎縮して変形して亡くなられたときには、棺おけにも入らないから骨をポキポキ折って入れるそうです。そういった地獄を味わわなければ死なせてもらえない、人は自然に死ぬことの大切さというものを忘れてしまっているのではないかなということもあります。しかしながら、この発達した介護、医療を受けたいという方もたくさんおられると、そういった方々の要望にも答えるし、今の現在の医療にも期待したい。リハビリも兼ねた介護の運動あたりにも期待したいということを経営させるために、やはり経費の面は避けて通れないということで、いくら皆様が私はまだまだ介護は受けられないよと、私もまだそんな年ではありませんが、先のことはわからないのです。ですから今できることを皆さんで話し合っ、できるだけより良い介護にやっていきたいということで、経費が足りませんよという問題でありますので、このところはご了承願わないと、それこそ先ほど言われましたサービスの低下、人件費を下げたサービスがだんだん低下していったということにならないように、きちんとした介護報酬なりなんなりというものは必要になってくるものかなと、そういうふうを考えられますので15号に対しましても賛成の立場を表明いたします。そして30号に対しての反対の討論でございますが、この点は何度も申しますように、この総合交流ターミナルの問題であります。やはりこれも私が一番心配するのは経費の問題でありまして、こういったものが委員長報告に対して質疑をいたしましても、今述べた通りですと言うことで深く審議がされていないということが答えとなってしまう。やはりこれを町費、町民の皆様方が広く薄く負担しておりますよと、利用していない方も負担しているんですよということを広く知らしめて、そして皆様方がそれでも存続させなければならぬから、それは必要だねと言われる経費であるのならば私も賛成であります。先ほど若草学園の問題にこれを重ねてみますれば、皆さんに聞きましたか、そういった児童の親御さんに聞きましたかというのと同じ問題でありまして、代表制民主主義というのはその中から選ばれた方々が代表して議論を行うものであります。ですから広く皆様方に意見を集めることができるものと、できないも

のというのがあります、だからこそ委員会審議、そういったものを深く広くやるべきであると考えます。委員長の報告の中では、私は到底納得できるような内容ではありませんし、もう少し深く審議されて赤字の会社というものに委託せざるを得なかった経緯というものに、未だに不信が私は残っています。ですのでこの30号に対しましては反対の立場を表明するものであります。委員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は議案第14号、反対の立場それから議案第30号について賛成の立場で討論を行っていきたいと思います。

先ほどの14号に対する動議は継続審査審議ということをやっという動議で、私自身も中身が保護者とかあるいは施設の利用者とか、もっと深く掘り下げていかなければならないという思いで、今、現段階では判断がつかないという思いで賛同したところです。そういう意味で現段階で、もう先ほど私の考えは申し上げたので繰り返すことはないと思いますけれども、現段階で反対を表明するものです。

それから議案第30号人権教育支援事業について反対の立場で、先ほど討論もございましたけれども中身的には教師が課外授業をやっているとか、そういう発言もございました。教師に謝礼をやることが同和問題の解決には繋がらないとそういうお話も出ました。また重要なことだと思いますけれども、この世の中では差別することもある、差別されることもあるんだという、そういう発言もありましたけれども要するに何を言っておられるかわからないと、差別があるから今取り組んでいるわけですね。地域で、差別することもある、差別されることもあるってだったらやる必要があるだろう、しかも地域で学んでいる部分について現地に学ぶということが課題に据えられております。地元のおじちゃん、おばちゃんが子ども達に対して昔はこうだったよというようなことを話しながら、今自分のことを捉え返して自分の生き方も考えていくという場が、その集会所で集まったり隣保館で集まったりすることで考えていくという、そういった素晴らしい取り組みがなされています。同和の子ども達が自分らしく生きたい、生きる力を学ぶというそういった場がその場にあるということで、これからは大津町本当に人権問題頑張っていると思います、是非頑張っていっていただきたいということを申し上げて賛成を表明したいと思います。議員のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 議案第14号について賛成の立場から討論いたします。先ほど反対討論の中に保育士の方が出産後退職を余儀なくされたとの話がでておりましたけれども、逆に私の知人の娘さんは、1人目、2人目をつい最近出産されました、去年されましたけれども、ちゃんと産休も取られ、そしてつい最近職場に復帰されて頑張っていらっしゃいます。ややもすればこの民間事業者が悪のよう聞こえるわけですが、多くの法人の方たちが血の通った努力をなされているということも事実であります。よって、私は議案第14号につきましては賛成の立場を表明いたします。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第8号、大津町まちづくり交流センター条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第8は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、大津町歴史文化伝承館条例の制定について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第10号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町生活管理指導短期宿泊手数料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第19号、大津町生活管理指導員派遣手数料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町中央公衆便所条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、町道の路線廃止についてから、議案第29号、町道の路線認定についてまでの8件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第29号までの8件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成24年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第30号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成24年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成24年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成24年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成24年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成23年度矢護川地区簡易水道組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 発議第1号「総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）で

再生可能エネルギーを活用するための意見書」の提出について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、発議第1号「総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）で再生可能エネルギーを活用するための意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号提出者金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 案文の朗読を持って趣旨説明に代えたいと思います。総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）で再生可能エネルギーを活用するための意見書案。東日本大震災さらには福島における原発事故を契機に、原発に頼らない再生可能エネルギー活用の機運が全国的に高まると同時に国におきましても補助制度の拡充等積極的な姿勢がみられます。総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）は開業当時年間32万人の来客がありましたが、現在では16万人と半減している状況であり、経営は厳しい状況となっています。ボイラーに要する燃料費は年間1千300万円、電気料金は年間1千200万円にもなっており、早急な対応が必要であると考えます。また再生可能エネルギーの活用は地球温暖化防止等環境面にも多大な効果をもたらすものと考えられます。「岩戸の里」及びその周辺に太陽光、風レンズ風車による発電、小水力発電、木質ボイラー等を設置することにより、研修や

観光スポットとして来客数も増加する可能性があります。

以上により、総合交流ターミナル大津町（大津温泉「岩戸の里」）で再生可能エネルギーを活用するための意見書を提出します。平成24年3月22日。大津町議会。大津町長家入 勲様。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） だたいまの発議に対して質疑を行います。

まず最初に16万人と半減して厳しい状況になったということまではわかりました。ただ、燃料費が年間1千300万円、電気料金は年間1千200万円にもなっておりということで、2千500万円と非常に大きい経費がかかっているということではありますが、私は何度もこん議会で「岩戸の里」温泉については、ここで立ちましたけれども、前回渡された資料、指定管理者に関する資料の中でまだ平成23年度は終わっておりませんので、その数字は載っていないで平成22年4月1日から平成23年3月1日までの販売費及び一般管理費を見ております。ここでは燃料費が1千112万7千円と、光熱費が1千434万円ということで合計すれば2千500万円ほどになりますがこの数字と、これは大まかな数字と申しましても結構違うんですね。この点については、どこの数字を持ってきて言われているのかということが1点。それと中段から下におきまして再生可能エネルギーの活用ということで非常に立派なことが書いてあります。温暖化防止環境面ということで、そしてまたその前段が経費の面ということで書いてありました。その言わんとするところが太陽光や風レンズ風車、小水力発電、木質ボイラーですか、ということを上げられておりますけれども、もちろん取り組みたいというのはわかるのですが、実際に可能なかどうかという現実性ですね。実際、今、太陽光発電あたりは投資金額に見合った回収がなされていないということで、全員研修のときに北海道に行って風力発電所見てきました。かなり大規模ではありましたが、これもまた全然採算に合わなかったという事実があります。ですから、再生可能エネルギーというものは、もちろんそれが利用できて投資金額も低く抑えられれば、もちろんそれに見合ったものが、例えば5年後、10年後、20年後にはペイしますよと、それから先は若干のメンテナンスやそんなもので利益が生まれるのだとか、分岐点の問題、そういったものが積算されて出てきたものなのか、漠然として再生可能エネルギーがいいよというものなのか、そしてまた総合交流ターミナルということをきちんと最初に申し述べておられますので、それが有効でなければ費用対効果がなければ経営に対する、加勢はできないということです。ですから、実際にその積算がないで出されたらおかしいし、実際それができるのならば全庁的な取り組み、国自体も取組まなくてはならないということになっています。今現在の可能性があるだけなのか、それともきちんと計算ができて採算が合うし、利益に繋がるというものなのか以上質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） まず金額年間1千300万円、1千200万円、これは本当に転がして表現し

てしまって、今言われるように実際の金額精査する概略でということを表示しまして大変申し訳ないなど、ただ全体的にはこういう金額がかかっているということで、よろしく願いいたします。

それから実現可能か、その投資効果はどうかということですが、議員私と話すときも公会計、企業会計の視点というのは非常に重要な話であったということもあります。行政も新地方公会計整備など、企業で言えば連結決算、そういった視点が必要になってきているということで町も今その資料をそろえているというような状況であるかと思えます。実際で言えば経費の節減、そしてそれで減価償却等考えながら企業と同じようにやっていくというのが、ところが公設民営の場合には1つの目的でもって交流センターという都市と農村の交流とかあるいは高齢者の福祉とかそういったことでもって、ある程度町が負担しますというのが前提になっています。実は今からはそうではないということは議員もご承知かと思えます。そういう視点に立ってまずは一つ一つ考えていく必要があるだろうと私も思います。これは予算の提出権はあくまでも町、執行部であるということを経験しながら私も考えているところですが、可能性がないというようなそんな提案はできないというふうに思っております。それでまずは、木質ボイラーに変えた場合、これはしかるべき専門科の試算を参考にしたところですが、手元に詳しい金額がないのですが、ランニングコストで年間176万円の削減、15年間のリース的コスト収支は1千800万円ほどになると、これはA重油の金額が75円、リッター。先日、「岩戸の里」に聞きましたところ78円50銭というような金額になっています。それも勘案しても、もっと累積の黒字は上がるのではないかと考えております。それから風レンズ風車、これは1基が5キロワットと3キロワットの鉄塔に風車を、図面をつけておりますのでご覧になればわかると思えますけれども、5キロワットは大体1基300万円、太陽光発電のパネルの家庭的なものと同じように1基でそういった部分になります。先ほど申し上げましたように、電気料金では議員が1千500万くらいと詳しく言われましたけれども、直結すればかなりの金額が浮いてくるだろうと、風レンズ風車は風を集中させて気圧の関係で風車が回るという構造ですので、多少1.3倍から1.7倍の風力を加算して回すことができるということで、十分可能だろうというふうに思っています。太陽光発電については、ペイするのに15年くらいはかかるかなと思えます。ついでに申し上げますけれども、あわせて申し上げますけれども、私、指定管理者が運営しておりますけれども修繕費あたり今まで町長は年間1千万円くらい使ってきていると、私はそのことも真面目に取り組んでいく必要があるだろうと、30万円未満については指定管理者がやりますとそれを超える部分について町がやりますと、いつまでそういうことをしていても町は支出するだけになってしまうというような状況だと思えます。こういった指定管理者等のこれは運用で協定を交わして30万円未満については指定管理者が払いなさいよという協定なんですね。フレキシブルに考えればこういった経費が浮いた分を町は減価償却費として町に入れてくださいと、その分は修理費にあてられるじゃないかという、そういった協定も可能ではないかというふうに思っています。そういうことで、決してまだ実際的な入念な計算というのはこれから町も連携していただいて、もちろん我々も連携して本当に町自身が本当に税金だけを投入してそれでいいのか、そんなことも考えますので是非賛同をお願いしたいなと思えます。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今回の提出されました大津交流センターに関する件ですけれども、以前から大変経営的には水力熱ですかね、これ高くかかっておりまして大きな比重を占めておるようでございますが、特に環境の問題というのが重視されております。特に地球温暖化に対するCO2の削減ということは、どこの団体でもどこの企業でも取り組んでいる項目でございますし、そういう関連からしましても当然やるべき問題なのかと思います。ただ、それに対する経費等がまだ出ておりませんけれども4つ項目だしてございます。光熱でするのか、風力でするのか、木質をエネルギーとしてするのか。それから水力ですね、これがでておりますけれども、やはり最小限の経費でできて最高の効果を得るような施設というのはもちろん考えなければならないと思います。そういうことによって今後取り組む必要があると思いますが、環境の学習の面でもこういう施設ができますとすると、子どもさん達の1つの勉強の場にもなります。どこかでこういう施設を作る。そして経済的に効果ができれば一石二鳥ではないかというふうに思いますので今後十分なる、今まで実際やっているところを検証しながら是非本町にも取り入れていただければいいんじゃないかと思います。意見の賛成の立場でお願いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） この発議に対して反対の立場を表明いたします。誠に申し訳ございませんがこれは大津町長家入勲様として、まだ採算性の根拠がないものを町長やってくれと、検討してくれということですので、わざわざこんな面倒なことしなくても一般質問で上げればいいんですよ。一般質問にして、自分が根拠あるものを示して、そして議論されたほうが説得力はあると思います。まだ、「岩戸の里」は赤字ですよ、赤字ですよと言っているのに、まだまだ投資を増やして火に油を注ぐようなことになるかもしれないということもこれは否めないことなのですね、ですからこういった発議のやり方っていうものは、私は内容的にも感心しませんし、町民に利益があるんだよっていうものを示されたのなら誰しも賛同されると思います。もう少し議会の取り組み方っていうものを町長と質問席でががんとやりあって、そして勝ち取るという方がこれは価値があるのではないかなと私は思います。ですので、採算性が明確でないものに町民の大切な税金を使うわけにはいかないというのが答えでありまして、この発議に対しましては残念であります反対ということを表明いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいま反対討論がありました。私は発議賛同者でございますので、賛成の立場から討論を行います。

議会が執行部に対して提案を行うと、政策を実現させるためには、確かに一般質問等で議員個人としての権利をふるに活用してそれを実行するのも1つの方法であります。議会が我々委員会が所管の分野でもございますので、その委員会の中まで所管分野について再生化のエネルギーは多に可能性があると確信をいたしております。また、この意見書を採択することによって執行部側がその実行を検討する。具体的な政策がでてくれば、またそこで本当に採算性があるかどうかはチェックしなければならないのは当然であります。また議会は予算措置権限がございません。ですから執行部側がこれを検討され当然国の補助金等も国に出向していた職員さんも帰って参りますので、そういう情報も当然あるだろうということを見越しているところであります。そういう意味でこの意見書では再生化の自然エネルギーを活用することによって経費の節減の可能性が大である。同時に「岩戸の里」がそのことで有名になっていわゆる町おこし、来客者が増える可能性も大にあると私は確信をいたしております。議員各位の意見書への賛同をお願いをして討論といたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） まず、経済建設委員会の皆様方に大変恐縮ですけれども、総合交流ターミナルの件では大変委員の皆さん方は心を砕いて頑張っていられることには敬意を表したいと思います。私も10年くらい前でしょうか経済委員会に所属しておりましたので、文化の森の道の駅とターミナル岩戸の里については大津町にとって双子の赤字というくらい大変なのを抱えてきて、今現状もこのような状況が続いてそういう中で確かに今、利を得ているといいますが、太陽光発電や風レンズ風車による発電とか水力発電、確かに今の利を得ているのではないかというふうな思いもするわけですが、そういう中で「岩戸の里」このターミナルについては、ずっと大津町は毎年毎年税金を一般会計から投入してきている。そういう状況が続いている中で、まだはっきりしないような状況でまた税金を投入するのかと、結果がまだはっきりしない中でまたこの議会から税金を投入せよということをやめるのかなというような部分から考えたら、もっとそれこそ議会でもうちょっと勉強をしながら、そしてこれだったらいけるんじゃないかというようなことを議会が実績を作って、準備して執行部に提案をする。これだったらやるんじゃないかというようなことをするほうが私は正しいんじゃないかなと、それが有効な税金の使われ方じゃないかなというふうに思うわけです。そういう中で私は大変恐縮ですけれども、再生化のエネルギー活用するための意見書については反対の立場を表明させていただきます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、「総合交流ターミナル（大津温泉「岩戸の里」）で再生可能エネルギーを活用するための意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行いま

す。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩いたします。

午後4時12分 休憩

△

午後4時19分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 同意第1号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を前に総務部長徳永保則君の退場を求めます。

〔総務部長退場〕

○議 長（大田黒英生君） 提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました全ての案件につきまして、ご認定をいただき誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げまして町民の幸せのためにしっかりと頑張っていきたいと思っております。

それでは追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。同意第1号、大津町副町長の選任について同意を求めることについてでございますが、現副町長の上田英典様から退職の申し出があり、平成24年3月31日をもって退任されますことに伴いまして、菊池郡大津町大字大津1198番地6、徳永保則様を大津町副町長として選任いたしたいと思っております。上田英典様は平成22年4月1日から2年間、副町長として行財政運営の全般に関しまして県職員としての行政経験を活かし優れた手腕を発揮され、町の発展のためにご尽力されました。上田英典様のご尽力に感謝し、また今後のご健勝とご活躍にご期待を申し上げ上田様に心から感謝いたしたいと存じます。

今回お願いしております徳永保則様は、長年大津町役場職員としてご勤務され、企画部長、総務部長を歴任され行財政の事業全般にわたり精通されており、大津町副町長として適任と存じます。選任

につきましては地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

以上、同案件につきましては提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれらに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

総務部長徳永保則君の入場を求めます。

〔総務部長入場〕

日程第6 同意第2号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 同意第3号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（大田黒英生君） 日程第6、同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて、ならびに日程第7、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2件を議題とします。

お諮りします。同意第2号ならびに同意第3号の2件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号ならびに同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 続きまして同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現委員の大久保純一様が平成24年3月31日任期満了となられますので、再

度熊本県菊池郡大津町大字室2118番地1、大久保純一様を監査委員として選任いたしたいと思うものでございます。大久保純一様は長年熊本県教育委員会において事務職を歴任され、事務職の責任者としても経験豊富であり、町の監査委員として1期4年間ご活躍され財政に精通しておられ、適任と存じます。選任につきましては地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのであります。

次に同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会委員の山田伸様が平成24年4月13日に任期満了となられますので、新たに菊池郡大津町美咲野2丁目23番12号、吉田光宏様を固定資産評価審査委員会委員として選任したいと思うものでございます。吉田光宏様は土地家屋調査士として固定資産の評価について学識経験を持たれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては地方自治法第423条第3項の規定により、議会の議決を求めますのであります。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方のご起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、大津町固定資産評価委員審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに対し同意することに賛成の方のご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、副町長退任、ならびに就任の挨拶の申し出がっておりますので、この際これを許します。

副町長上田英典君。

○副町長（上田英典君） ただいま副町長退任の挨拶の機会をお与えいただきまして、大田黒議長を初め議会の皆様にもまずもって御礼を申し上げたいと思います。私は家入町長のご推薦を受け議会のご同意を賜りまして2年間、一日一日を大切にという思いで職務にあたって参りました。正直このような

大役が私に務まるのだろうか、また多少なりともお役に立っているのだろうか、自問自答の繰り返しでしたが、この日を迎えることができましたのも議員の皆様、また町長初め執行部の皆様のご指導、ご助言の賜物と心より感謝を申し上げる次第でございます。

思い起こしますと在任中には、口蹄疫問題、東日本大震災、ビジターセンターのオープン、ねんりんピックの開催、まちづくり交流センター、大津中央公園、そして美咲野小学校の建設などなど様々な出来事や大きな事業が目白押しでございました。このような町としても大変節目の時期にまちづくりに関わらせていただきましたことは、大変光栄であり喜びと感謝の気持ちで一杯でございます。

さて、大津町は県下で最も元気のある町として注目をされております。更なる町の発展のためには議会と執行部とがそれぞれの役割を十分に果たし、町民の皆様のご理解、ご支援をいただきながら、施策を積み重ねていくことが重要であると思います。今後とも、最善の政策を選択する議論の場として、議会の意義を最大限に発揮していただきますようお願いを申し上げたいと思います。

私は4月から県に戻ることになりましたが、大津町での貴重な経験を活かしまして職務にあたりますとともに、大津町の応援団の1人として少しでもお役に立つよう頑張っていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、議員の皆様方のご厚情に対し重ねて御礼を申し上げますとともに、大津町のますますの発展、議員の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、意を尽くしませんが退任の挨拶とさせていただきますと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 一言ご挨拶を申し上げます。この度は、大津町の副町長といたしまして家入町長の推薦を受け議員の皆様方のご高配によりまして、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。私自身、あまりの大役に身の引き締まる思いをしております。今後は自分自身を厳しく律し、誠心誠意頑張っていきたいと考えております。

今、国内を取り巻く現況は大変厳しいものがあるということで理解しております。自治体の地方分権、地域主権改革が進む中、職員の一層の創意工夫を引き出し、町民の方々と相互に向き合ってこそ良い施策が生まれると考えております。家入町長のまちづくりの思い、子どもから高齢者まで誰もが大津町に住んで良かった思えるまちづくりを、将来に向けて繋げるためにも微力ではございますが一生懸命町長を補佐しながら、職員と力を結集して施策の実現のため前に向かって進むことを考えていきたいと思っております。

今後とも、議長様初め議員の皆様方の尚一層のご指導、ご協力を心からお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議 長（大田黒英生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成24年第1回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月22日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 石 原 大 成

大津町議会議員 手 嶋 靖 隆